

衆議院議員 浅野 哲

# 国会質疑全集 3

---

2020年1月～2020年12月

---

衆議院議員 浅野哲事務所 編

## 委員会質疑

【第二〇一回国会】

## 予算委員会

・二〇二〇年二月二十五日 第七分科会(経済産業)…………… 3

産業界に対する新型コロナウイルス感染症の影響について

ウイルス検出機器の新型コロナウイルスへの対応状況について

マスク生産設備の補強と国内市場への供給見通しについて

物流の円滑化に向けた諸施策について(特殊車両)

## 経済産業委員会

・二〇二〇年三月六日 「一般質疑」…………… 11

予約キャンセル等による売り上げ損失部分に対する支援について

フリーランスの所得減少に関わる政府の支援について

マスク生産設備の補強と国内市場への供給見通しについて

サイバーセキュリティ強化に向けた経産省の基本方針について

・二〇二〇年四月十日 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案、特定デジタルプラットフォーム

の透明性及び公正性の効能に関する法律案」…………… 19

経済産業省の公文書改ざん問題について

・二〇二〇年四月十五日 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案、特定デジタルプラットフォーム

の透明性及び公正性の効能に関する法律案」…………… 25

マスク・アルコール消毒液の生産設備導入補助事業について

独立行政法人等でのテレワーク環境整備について

フリーランスに対する支援について

特定DPFの透明化及び公正性の向上に関する法律案について

特定高度情報通信技術活用システムの開発及び導入の促進に関する法律について

・二〇二〇年四月十七日 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案、特定デジタルプラットフォーム

の透明性及び公正性の効能に関する法律案」…………… 35

マスク製造装置の国内生産能力の強化策について

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案について

・二〇二〇年五月十三日 「一般質疑」…………… 41

時間短縮型ウイルス検出機器の開発導入支援について

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者等への支援拡充について

在庫状況のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業について

・二〇二〇年五月二十日 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法改正案 参考人質疑」…………… 49

山地憲治参考人、小野透参考人、石川和男参考人、桃井貴子参考人

・二〇二〇年五月二十二日 「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法改正案」…………… 53

送配電網の強じん化について

電力使用データの活用について

産業用蓄電池の導入促進に向けた大型施策の必要性について

・二〇二〇年五月二十九日 「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する改正案」…………… 63

更なる中小企業等への支援策拡充について

事業承継やM&amp;A時の雇用配慮規定の新設について

事業承継やM&amp;A時の免税措置について

議院運営委員会

・二〇二〇年三月二十五日 「人事官及び公正取引委員会委員長任命

の透明性及び公正性の効能に関する法律案」…………… 73

候補者からの所信聴取及び質疑

本 会 議

・二〇二〇年四月三日 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案、特定デジタルプラットフォーム

の透明性及び公正性の効能に関する法律案」…………… 77

新型コロナウイルス感染者急増に伴う緊急事態宣言の発令について

新型コロナウイルス感染症に関する医療体制の整備について  
マスク生産設備導入の追加支援について

関西電力金品受領問題に係る経産省の公文書改ざん問題について  
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の効能に関する法律案について

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案について

**国土交通委員会**

・二〇二〇年四月十五日 「道路法等の一部を改正する法律案」…………… 85

特殊車両における通行可能時間帯の臨時的拡大について  
特殊車両の通行許可制度について

無人飛行機(ドローン)の登録制度の創設について

**内閣委員会**

・二〇二〇年五月二十二日 「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」…………… 91

情報通信技術の発展に向けた個人情報保護法制のあり方について  
改正内容に対する理解促進と適切な実態把握について

**科学技術・イノベーション推進特別委員会**

・二〇二〇年六月一日 「科学技術基本法等の一部を改正する法律案」…………… 99

ロボットの社会実装に向けた課題について  
ロボティクス技術を活用した社会イノベーションの推進について  
出資などの業務追加に伴う適正な予算の確保について  
科学技術イノベーション推進体制の一貫性・独立性について  
Society 5.0 に対する国民理解の促進策について

**【第二〇三回】**

**議院運営委員会**

・二〇二〇年十一月六日 「会計検査院検査官任命について」…………… 111  
候補者からの所信聴取及び質疑

**内閣委員会**

・二〇二〇年十一月十八日 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」…………… 115  
国の非常勤職員の方々の処遇改善に向けて

**経済産業委員会**

・二〇二〇年十一月二十日 「一般質疑」…………… 121  
新型コロナウイルス拡大を受けた中小企業支援について  
二〇五〇年カーボンニュートラルに向けて  
日英EPAについて

**原子力問題調査特別委員会**

・二〇二〇年十二月三日 「一般質疑」…………… 129  
原子力規制委員会へのサイバー攻撃について

**【閉会中審査】**

**議院運営委員会**

・二〇二〇年十二月二十五日 「安倍晋三議員より答弁修正」…………… 139  
「桜を見る会」前夜祭について安倍晋三議員への確認

**党内役職**

**スタッフ名簿**

第201回国会  
委員会質疑

2020年1月～2020年6月



2020年2月25日  
 予算委員会第7分科会  
 (質疑要旨)

産業界に対する新型コロナウイルス感染症の影響について

2020.2.25 (tue) 予算委員会第7分科会 (経済産業省所管)

現状・課題意識

- 新型コロナウイルスの感染拡大により中国のサプライチェーンへ大きな打撃。中国からの製品が滞り、日本国内の工場でも一部操業が停止。
- 中小企業においては特に資金繰りへの影響が顕著。(ツアー客の激減により、愛知県の老舗旅館が経営破綻)
- 予防予備的に加え、影響を受けている事業者に寄り添った、緊急的な対策が急務。

委員会での  
 浅野の発言要約

「やむを得ず休業せざるを得ない場合には、セーフティネットの適用に加え、現在サービス産業のみ適用対象となっている**雇用調整助成金の特例適用も含め、省庁をまたいだ組織横断的な対応を求め**る。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在ゼロ口等と連携しながら状況把握に努めており、影響緩和に向けた対策を検討している。中小企業の資金繰りへの影響については、**セーフティネット融資を活用しながら実態を見極めた上で機動的にしっかりと対応してい**く。」



梶山経済産業大臣

ウイルス検出機器の新型コロナウイルスへの対応状況について

2020.2.25 (tue) 予算委員会第7分科会 (経済産業省所管)

現状・課題意識

- 産総研と杏林製薬のチームがウイルスの有無を迅速に診断できる手法を開発し、3月中の導入をめざすと発表。(6時間から15分に大幅短縮)
- 2月24日、国の専門家会議は緊急会見を行い、「今後1~2週間が、感染が急速に拡大するか収束するか<sup>の瀬戸際</sup>と表明。
- まさにこの数週間が非常に重要。早急なウイルス検出機器の導入求められる。

委員会での  
 浅野の発言要約

「**感染拡大を止めるにはこの数週間が非常に重要。満点の性能を求めより迅速なウイルス検出が最優先である。3月中と言わず、迅速な利用開始に向け経産省を挙げての取組みを求め**る。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「検出自体は可能となったが、検査精度や作業手順等の確立に時間を要している。**実用化に向け、関係省庁と連携しながら、しっかりと対応を進めていく。**」



藤木政府参考人

2020年2月25日  
 予算委員会第7分科会  
 (質疑要旨)

マスク生産設備の補強と国内市場への供給見通しについて

2020.2.25 (tue) 予算委員会第7分科会 (経済産業省所管)

現状・課題意識

- 国内で販売されるマスクのうち中国で生産されているものは全体の7割程度にのぼり、国内産のマスクは3割程度。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、中国の生産体制が整わず国内でもマスクの需要が大幅に増加し、需要に供給が追いつかない状態に。
- 平常時のマスク供給量は月約4億枚程度。国民にいち早くマスクを供給できるよう対策が急務。

委員会での  
浅野の発言要約

「今、多くの国民がマスクを求め、現状に不安を抱えている。  
現在の状況では明らかに月4億枚を超える需要がある。必要量をしっかりと見定めた取組みを求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「マスクは国内の品薄状態が続いている。毎週1億枚以上は供給できる見通しが立った一方、大きなシェアを占める輸入分が停滞しており、もう一段の供給増を速やかに実現していく。」



藤木政府参考人

物流の円滑化に向けた諸施策について (特殊車両※)

2020.2.25 (tue) 予算委員会第7分科会 (経済産業省所管)

※車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかが一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両(特車)」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要となる。

現状・課題意識

- 物流分野のドライバー不足により車両が大型化し、通行許可申請件数・平均審査日数も5年で約2倍に増加。
- 物流効率化を図ることが喫緊の課題であり、許可手続きの簡素化および審査の迅速化が必要。
- 特殊車両が通ることのできる道をデータベース化、即時の審査・許可を可能とし、通行可能な全経路を表示する道路法改正案が2月4日に閣議決定。

委員会での  
浅野の発言要約

「物流網は日本の産業界にとって非常に重要である。新規の幹線道路などにおいても、迅速に通行許可申請ができるようデータ更新頻度を高めるなど機動的なシステム運用を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ご指摘の通り、新制度の効果をより発揮するためにはデータの更新頻度を高めることが重要。  
今後、国及び地方公共団体がそれぞれシステム上で随時データの更新を行えるようにしていく。」



和田大臣政務官

衆議院 予算委員会第七分科会議録 (経済産業省所管) 第一号

本分科会は令和二年二月二十日(木曜日)委員会において、設置することに決した。  
二月二十一日  
本分科員は委員長の名指で、次のとおり選任された。

二月二十一日  
山際大志郎君が委員長の名指で、主査に選任された。

令和二年二月二十五日(火曜日)

午前八時開議

出席分科員

主査 山際大志郎君  
勝俣 孝明君  
神山 佐市君  
古屋 圭司君  
務台 俊介君  
山本 幸三君  
浅野 哲君  
大串 博志君  
斉木 武志君  
藤野 保史君  
兼務 秋本 真利君  
兼務 細田 健一君  
兼務 白石 洋一君  
兼務 伊佐 進一君  
兼務 森 夏枝君  
神谷 昇君  
船橋 利実君  
本田 太郎君  
宗清 皇一君  
阿久津幸彦君  
伊藤 俊輔君  
女葉光一郎君  
山本和嘉子君  
鬼木 誠君  
小熊 慎司君  
緑川 貴士君  
太田 昌孝君  
堀山 弘志君  
牧原 秀樹君  
松本 洋平君

経済産業大臣政務官 宮本 周司君  
経済産業大臣政務官 中野 洋昌君  
国土交通大臣政務官 和田 政宗君  
政府特別補佐人 更田 豊志君  
(原子力規制委員会委員長)  
政府参考人 榎本健太郎君  
政府参考人 内閣官房全世代型社会保障検討室次長 黒田 岳士君  
政府参考人 内閣府大臣官房審議官 村山 裕君  
政府参考人 内閣府大臣官房審議官 米澤 俊介君  
政府参考人 内閣府公益認定等委員会事務局長 伊藤 豊君  
政府参考人 (金融庁総合政策局審議官) 坂田 進君  
政府参考人 (消費者庁審議官) 佐藤啓太郎君  
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 谷 史郎君  
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 谷 史郎君  
政府参考人 (総務省総合通信基盤局電波部長) 田原 康生君  
政府参考人 (外務省大臣官房外務報道官) 大鷹 正人君  
政府参考人 (厚生労働省大臣官房総括審議官) 田中 誠二君  
政府参考人 (厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官) 山田 雅彦君  
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 奈尾 基弘君  
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 本多 則恵君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 八神 敦雄君  
政府参考人 (厚生労働省雇用環境・均等局長) 藤澤 勝博君  
政府参考人 (林野庁林政部長) 前島 明成君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 小澤 典明君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官) 新川 達也君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 河西 康之君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 矢作 友良君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 春日原大樹君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 上田 洋二君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 大内 聡君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 小笠原陽一君  
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 島田 勘資君  
政府参考人 (経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策統括調整官) 木村 聡君

政府参考人 (経済産業省通商政策局長) 広瀬 直君  
政府参考人 (経済産業省通商政策局通商機構部長) 黒田淳一郎君  
政府参考人 (経済産業省産業技術環境局長) 飯田 祐二君  
政府参考人 (経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官) 西山 圭太君  
政府参考人 (経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官) 江崎 慎英君  
政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 松山 泰浩君  
政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君  
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君  
政府参考人 (特許庁審査業務部長) 西垣 淳子君  
政府参考人 (中小企業庁長官) 前田 泰宏君  
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君  
政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君  
政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 淡野 博久君  
政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 福田 守雄君

第一類第十四号(附属の八) 予算委員会第七分科会議録(経済産業省所管)第一号 令和二年二月二十五日

うことで、感謝申し上げます。  
あともう三点ばかり、ちょっと具体的な話を聞きます。

車なのですが、被災直後に水没した車両を引き取ってもらって、海外に輸出されたケースがあるんですね。この場合、これは輸出抹消というふうになると思うのですが、これは永久抹消じゃないとだめよという話があるんですね。ただ、海外に輸出されたものについて、再度の永久抹消手続、これはほぼ不可能だろうと。そういう意味では、抹消手続という意味では輸出抹消も何とか、車についての支援の対象となるように要件の緩和はできないのか、これについても伺いたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

被災した業務用車両の復旧に当たって、修繕可能な場合には修繕に係る経費についてグループ補助金の補助対象とする一方、修理不能の証明及び永久抹消登録の確認ができれば入れかえに係る費用を補助対象としているところでございます。

また、永久抹消登録を確認できる書類が取得できない場合があるということも承知してございます。こうした場合につきましては、乗用車として使用できないことを他の方法により証明できる方法がないか等について、個別の事案に即して検討してまいりますと考えてございます。

○太田(昌)分科員 ぜひ、使用できないその他の理由の中に輸出抹消を入れていただきますように、ぜひともこれはよろしく願います。

すぐに廃棄して、これは本人の責任じゃないんですよね。結果としてわからないし、もう一回取り寄せて抹消するというのは事実上不可能な話ですし、たしか、たてつけの中でも抹消となつていたと思うんです。一時抹消でしたつけ、これだとさすがに無理だと思いますけれども、もう一回復帰できる可能性がありますのでね。だけれども、輸出抹消は実質上はこれはもう永久抹消とほぼ同じ、同義だと思いますので、ぜひ柔軟な対応をよろしく願います。

あと、現在の補助対象に貸家業、アパート経営が入っていないんですよ。店舗等の賃貸業、これは対象になっている。その貸したところで例えば工場をやっているという場合は対象になっているんですけれども、アパート経営は対象になっていない。これはやはりちょっと理屈としてはなかなか、私とすると合わないかなと思うのですが、こうしたアパート経営、高齢の方が結構、なりわいとして大切にしていた、そういう不動産所得があるわけですが、これについても御見解を伺いたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

グループ補助金は、被災企業が事業に使用する施設、設備の復旧に要する経費を対象とすることを原則とさせていただきます。この点、住居用アパートの場合には、借り主は事業用途ではなく居住用として使用するものであるため、補助の対象とするのは難しいと考えてございます。先ほど申し上げましたグループ補助金の趣旨を踏まえつつ考えていくことが重要であると考えてございます。

○太田(昌)分科員 なかなかこれは、ちょっと厳しい回答をいただきましたけれども。

ただ、被災地、とりわけ私の地元長野市において被災した地域というのは、本当に高齢率が高い、子供たちも出ていってしまったような地域なんでしょう。アパートなんかやはり再建してもらわないと人が帰ってこないというような地域もあるんです。

事業かどうかという話になってくれば、やはり、そこでありたいを得ている以上は、そこで事業を行うというよりは生活の場ではあります、それによっていわゆるのりを得ているというような方はやはりいらつしやるわけですから、これについては何とか対象としていただきたい。これは、再度再度、何度言っても回答としてはちょっと変わるかわかりませんが、この場ではここまでしておきますけれども、ぜひこれは再度

の要望とさせていただきますというふうに思いますが。

最後に、大手リース会社から機材を賃借しているケースがあるんですね。この場合、破損した設備については借り主である被災企業が修繕しなければならぬというケースがございます。ですが、その場合に、対象のリース会社もそのグループの中に入っていたら問題ないわけですが、リース会社も、理解を得られずに被災企業が補助を受けられないというケースがあります。いわゆるリース会社がグループに入っていただけないケースですね。そうすると、あくまでも自力でその機材を修繕をしなければならぬという状況でございます。

これについては、どうか、これは地元のリース会社は当然率先して入っていただくわけですが、大手です、大手に関して、具体的には申し上げませんが、大手リース会社がなかなか理解をいただけない。こうした関連業界に対して、被災事業者の支援について理解をいただき、協力いただけるように、これは格段の要請をしていただきたいと思いますというふうに思うわけでございます。この点についてお伺いをしたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

被災事業者がグループ補助金を活用し、設備等を復旧しようとする際に、リース会社から補助金の申請の協力を取り付けることが難しい場合もあることは承知しております。

現在、こうした事案に悩む事業者に対して、個々の事業者の状況の把握を行っているところであり、どのような対応が可能であるか、具体的な検討を行っているところでございます。その上で、御指摘の点につきましては、グループ補助金をともに実施している県と協力し、グループ補助金の公募や交付決定を進めていく中で、リース会社の協力を取り付けることが困難な事例がないか確認し、このような事例が多く確認された場合には、必要に応じて対応を検討してまいります。

○太田(昌)分科員 ありがとうございます。経産省、中小企業庁のこうした被災地に対しての温かい支援、今も地元に残りついで寄り添い型の支援、まさに目的どおりやっていただいていることに感謝を申し上げて、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○山際主査 これにて太田昌孝君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野分科員 おはようございます。国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願いたします。

きょうは大きく三つのパートで質問をさせていただきますというふうに思っております。

最初に、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援について、何点か質問を準備させていただきましたので、よろしくお願いたします。

この新型コロナウイルス、政府の皆様ももう御承知のとおり、今、中国では大変多くの方々が増えをしておりますし、また、世界的にも感染者が拡大をしつつある状況にあります。そんな中で、我が国日本の産業界、産業を営む事業者の方々の中にも中国には多く事業所を置いている会社が多くございますが、当然ながら、中国本土、そして日本国内の各工場、一つの製品あるいはサービスをサプライチェーンとしてつないで生産をしているわけでありまして、そのあたりの、まず、今、どういった影響が日本の企業に対してこの新型コロナウイルスの関係で発生しているのか、現在、政府が認識をしている影響の中身について、御答弁をいただきたいと思っております。

もし可能であれば、この影響がどの程度の規模に及んでいるのか、わかる範囲で御答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

〔主査退席、神山主査代理着席〕  
○梶山国務大臣 現在、経済産業省では、ジェト

口や企業、地方経済産業局、中小企業団体等から多方面に情報収集を行っており、現地の生の声を最大限吸い上げているところであります。

今、委員からお話ありましたように、中国に現地の工場を持つている企業は数多くあります。そういった中で、それぞれの地方政府の許可がない限り再開ができないということがございます。さらにまた、その従業員が春節等で戻ってこない、また、通勤ができないというような点もございます。さらに、完成車、例えば車をつくる場合には部品も調達をしなければならぬということで、サプライチェーンがどうなっているか、地域をまたぐ場合には、更にそういう物流の問題もあるかと思っております。

さらにまた、最終的には物流ということで、完成したものを輸出する、また、中国内の別なところに運ぶということも含めて、いろいろ支障が出ていることもあるということで、それらが日本に対してどのような影響を与えるかということも含めて、今、個別の企業と連携をしながら、またさらに、ジェトロ等とも連携をしながら調査をしているところであります。中小企業におきましては、特に資金面、資金繰りの影響が出てきているということもありますので、そういったものに対して、セーフティーネットの保証、セーフティーネットの融資ということで対応していくということで準備を整えたところでもあります。

さらにまた、国内に関しては、これは観光業、インバウンドが、団体旅行がビザが出ないということもありますので、こういった観光業に関して、地方の、地域の中小企業団体を通じてどのような形になっているのか、どのような状況になっているのか、まさにここは資金繰りの問題でありますから、しっかりと見きわめた上で機動的に対応をまいりたいと考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。  
今回の新型コロナウイルス対策に関して経産省の方で取りまとめた支援策の中には、セーフティーネット保証四号及び五号などで対応した徹

底的な資金繰りの支援というのが盛り込まれております。その規模は五千億円というふうに聞き及んでおりますけれども、今、大臣がおっしゃったように、海外のジェトロですとか海外の現地商工会、あるいは国内のさまざまな業界団体や各事業者からの情報収集というのは今行っているという状況だと思っておりますが、この資金繰り、先ほど中小企業から資金繰りが大変多く要望が上がっているということですが、私が事前に事務方から聞いた話によれば、相談内容の九割が資金繰りの相談だというふうに聞いております。

そこで、この五千億円という規模の妥当性については、過去のリーマン・ショックですとか、さまざまな自然災害の対応の実績から算出をしたものだというふうに私は伺っているんですけども、ぜひ、機動的なという言葉をお使いになられたんですが、現在起こっている事業者からのさまざまな情報をもとに、この支援の内容、規模といったものについても、逐次精査をして柔軟な対応をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、ウイルスが国内でも感染が広がっております。そして、ダイヤモンド・プリンセス号から下船をした方の中でも発症した方が発生し始めているということで、これは、かかっているか、かかっていないかの検査というのが、今、重要な局面を迎えていると思っております。

以前、産総研が開発したウイルス検出機器を改良して新型コロナウイルスにも対応させるような取組を行っていると聞いています。少し詳細な御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。  
産総研が開発いたしました迅速にウイルスを検出できる機器ということでございます。現在、新型コロナウイルスの検査に使えるようにするための調整ということを関係者が連携して全力で取り組んでいるところでございます。

今の状況でございます。既にコロナウイルスの検出自体は可能となった状況でございますが、ただ、これを実際に現場で使用するためには、今使われている既存の検査方法と確実に同等の結果が出せるかどうかということを確認する必要があります。それから、検査スタッフの作業手順というものも確立しないとけません。こういった問題の解決に現在取り組んでいるところでございます。

まだ実用化の、配備の時期が決まっておりますけれども、今、関係者の間では、何とか三月中旬に実用化できないかということ、これを目指して、そして関係省庁である厚生労働省とも連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○浅野分科員 ありがとうございます。  
今、三月中旬に使用を開始したいというふうに御答弁をいただきましたが、私の聞いたところによれば、この新しい検査手法がもし利用可能になれば、これまで五時間から六時間かかっていた検査時間が十五分から二十分程度まで短縮されるということで、かなり検査のスピードが上がるといふふうに思います。

その一方で、きのう、きょうの報道でも出ておりますが、感染拡大をとめられるかどうか、この一、二週間が非常に重要な期間になるという有識者の意見もあつたそうでございます。この新しい機器、三月中という、あと一カ月くらいの間で使い始められるようにということだと思いますけれども、今現場で起きているスピード感と皆様も想定されている三月中というスピード感、やはり今の状況を考えれば、できる限り加速をしていただく必要があるのかなというふうに思いますので、経産省においても優先順位をしっかりと御検討いただいで、できましたら、三月中と言わず、もうでき次第すぐにでも、そして、完全に同等の結果が出るかどうかというのは、確かに百点満点をとりに行くのもわかりますけれども、とにかく検出することが最優先だと思っておりますので、ぜひ、

そのあたりの迅速な利用開始に向けた経産省を挙げての取組をお願いしたいというふうに思います。

続けている質問になりますが、次は、マスクの話も少しさせていただきたいと思っております。皆さんの御地元でも同じような声が聞かれていますと思うんですが、とにかく今、国民の皆様の生活現場にマスクがありません。なかなか手に入らない。

私も、この週末に地元に戻っているいろいろな方々の声を聞いてきましたら、特に小さなお子さんを持つている御家庭ですとか、あるいは持病を抱えている方々の方々、特に高齢者の方々はマスクを必要としております。花粉症、インフルエンザ、いろいろな病気がこの季節にははやるものから、例年、確実に確保しないと健康が維持できるか不安だという声が多くありました。中には、毎日いろいろな薬局を回ってマスクを探している方もいたわけでありまして、とにかく国には、今増産体制も整いつつあるようですが、少しでも、少しでも早く国民の皆様がマスクを供給できるような形を整えていただきたいということでありまして。

そこで、質問は、現在のマスクの生産設備の補強の状況、今後の市場供給の見通しについて、政府の御答弁をいただきたいと思っております。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。  
御指摘のように、マスクについては、国内の品薄状況が継続しております。私どもとしては、供給側と需要側両方の対策をしっかりとついでいくことが重要だと考えております。

御質問にございました供給側の取組に関しましては、マスク生産事業者の増産努力ということをお願いしているところでございまして、現在、例年以上の枚数、毎週一億枚以上は供給できるといふ見通しが立ったところであります。一方で、これも御案内のとおり、マスクは海外からの輸入が大きなシェアを占めてございます。これが停滞する中で、もう一段のマスクの供給増を速やかに

実現する、このために予備費を活用いたしまして、補助金による設備投資の支援ということを行っていくとしております。既にこの補助金については、公募を開始したところでございます。

また、需要側の取組にしましては、厚生労働省と連携して、マスクの流通、販売を担う企業の業界団体に対して、一人当たりの販売量の制限を設けることによって買占めを抑制すること、それから、分割納入等によって幅広く行き渡るような供給といったような要請を行ってきたところでございます。

こうした取組を通じまして、地方を含め、マスクを必要とする方に対して適切な供給がなされるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。

増産体制を整えているという話はわかりましたが、国民の皆様が今不安なのは、一体どのくらいの量が必要で、今どのくらいの量が生産できて、そして海外からの輸入がどのような状況なのかというところが、なかなか全体像がつかめないわけですね。

御存じだとは思いますが、今のこの状況で、先ほど週一億枚プラス輸入分という話をされておりましたけれども、一体どれくらいの需要、量がマスクとして必要とされているのか、把握されている数値があれば、御答弁いただけますでしょうか。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

これまでの経過で見ますと、平常時であれば、供給量は、大体、月間四億枚程度ということでございます。

特に、この春先、花粉等々のニーズもございまして、こういった時期には、こういった需要が膨れる時期であるというふう聞いてございます。

ただ一方で、今現在、このコロナウイルスの発生、国内での感染という状況を受けて、実際のところ、それ以上の需要があるという状況で

はないかと思っております。私ども、毎週一億枚、更にこれを上積みすべく最大限の努力をしてまいりたいと考えてございます。

○浅野分科員 例年だと四億枚ということで、今、先ほどの答弁ですと週一億枚ということで、一月四週間だと考えれば四億枚で、輸入した分だけ余裕ができるような状況だと思っておりますけれども、ただ、今のこの状況では、明らかに四億枚を大きく超える需要が国内にはあると思っておりますし、国の方でも、そのあたりは必要量をしっかりと定めて、目標を定めて、それに対していかに近づけるかという手法でぜひこの取組を進めていただきたいというふうに思っております。

私がいろいろ聞いておりますと、半年は四億枚から五億枚、ただ、今の状況ですと九億枚から十億枚程度が必要なんじゃないかというふうな数字も聞いております。それを考えればまだまだマスクが必要なる状況だと思っておりますので、国内生産の補強プラス海外からの輸入、海外のメーカーも非常にフル稼働して大量生産を進めているというふう聞いておりますけれども、そのあたりはぜひ今後、経産省としてもしっかりと情報を整理しながら進めていただきたいというふうに思います。

大臣の方から、もし一言あればお願いします。

○梶山国務大臣 今、通常の年の月間の需要の話がありましたけれども、これは、通常、流通の中でストックがあつて、こういう回転だと思っております。今、流通の中で、ストックがゼロ、在庫がないという中で、それを満たして、更にまた需要があるということになりますし、また、海外から来られた方が、日本で買求めることになる方もおいでになるというところから、その辺のところも含めてもう一度需要の精査というものをしてみたいと考えております。

○浅野分科員 ぜひよろしくお願いたします。

国民の皆さんは、いつまで待てば手に入るようになるのかというのを、本日に、毎日毎日町を移動しながら考えていらっしゃる方が全国にたくさんいらっしゃいますので、国民の皆様の不安を払

拭するためにも、経産省の皆さんのこの取組が本当に重要だと思っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思っておりますが、先日、自動車業界の団体及び経産省から、新型コロナウイルス対策検討自動車協議会というものが発足、設置をしたというプレスリリースがございました。この自動車業界、中国の湖北省にもたくさん工場が設置されておりますし、今、特にメディアでも取り上げられることの多い分野であるので、すけれども、この新型コロナウイルス対策検討自動車協議会、一体どういう目的で、どういう取組をこれからしていくのか、政府の御答弁をいただけますでしょうか。

○春日原政府参考人 お答え申し上げます。

御質問の新型コロナウイルス対策検討自動車協議会は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴います日本の自動車サプライチェーンへの今後の影響拡大の可能性に備えまして、対応に万全を期す観点から、業界の迅速な情報共有や必要な対応策を検討するために立ち上げたものでございます。

今回の協議会のもとで、自動車メーカーや部品メーカーと一体となりまして、迅速な状況把握に努めるとともに、影響緩和に向けた対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。

私自身は、今回の協議会の設置というのを非常に評価しております。やはり、業界とあるいは政府と、そして中国と国内と地域をまたいだ情報共有、今どこで何が起きているのかということところをまず把握することは対応策を考える上での最低限必要な体制だと思いますので、望ましくは、自動車業界に限らずさまざまな分野がこうした取組をしていただくのがいいのかなというふうに思っております。

とりわけ、この自動車業界は、政府、経産省の方でも把握しているのとおり、中国湖北省に大変たくさんの方々の工場を持っております。今、中国政府の指示で工場の再開ができていない状況だということ

とで、中国の対応に全力を挙げているところだというふうに思います。

その一方で、中国でつくったものを国内に持つてこないと生産活動ができない、国内で待機している方々もたくさんいらっしゃいます。こういう人たちが、こういう事業者の方々が、今回の件でやむを得ず休業せざるを得ない場合も出てきております。

こうした部分について政府も何らかの支援をしていかなきゃいけないだろうということで、冒頭触れさせていただきましたセーフティネット四号及び五号の適用等もあるんですけれども、休業の雇用調整助成金、これは厚労省の管轄になるんですが、雇用調整助成金の例外特例の適用も含めて、ぜひ検討していただきたいというのがお願いでございます。

今、なぜか、インバウンド、観光業とかサービス産業のみを対象にしてこの特例を認めているということなので、きょうは、ちょっと厚労省には来ていただいておりませんが、経産省の方からも、厚労省としっかりと連携をとっていただいて、サービス産業以外に、こういう製造業分野も今日に見えて明らか影響が及んでおりますので、ぜひ今後対応を御検討いただければということでございます。

あと、また、ここは事務方でもいいので答弁をいただければと思うんですが、自動車産業以外に最近出てきているのが、イベントの中止、延期によって、いわゆる出演をされる予定の方ですとか、イベントを運営する業者の方々というのがかなり大きな影響を受けている実態がございます。

経産省の事務方に聞きましたら、まだそこに対して明確な対応はしていないということだったんですが、ちょっと私が聞いてるところですと、キャンセルとか延期によってこうむった損害をしっかりと支払ってもらえるかどうか、その部分、大変大きな不安として業界内にはあるそうでございます。

キャンセル規定の遵守等、公正な取引の実施に

第一類第十四号(附属の八) 予算委員会第七分科会議録(経済産業省所管)第一号 令和二年二月二十五日

向けて、経産省として今後何らかの対応をする予定があるかどうか。もし答弁可能であればお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○梶山国務大臣 企業の資金繰りに関することでもありますので、しっかりと対応していくということと、あとは、企業間の契約がしっかりと結ばれているかどうか、これは公取の部分にもなるでしょうけれども、そういったものの遵守も含めて、大きい者から小さい者への圧力等がないように、しっかりと私どもも監視をまいります。

○浅野分科員 ぜひよろしくお願いたします。続いて、きょうは国交省の方にも来ていただいて、物流のお話をさせていただきたいと思っております。

私の地元茨城県、私が住んでいるのは日立市という場所なんですけれども、梶山大臣のすぐ隣の地域になりますが、大変南北に細長い地形をしておりまして、人の移動、物の移動もその縦の軸に従って行われております。大変な渋滞、慢性的な渋滞の状況になってございまして、経済活動の活性化にはやはりこの緩和が不可欠な状況です。

人の体に例えると、道路というのは血管のようなもので、しっかりと血がめぐっていないと健康が維持できません。ですから、渋滞の緩和というのは非常に重要な政策課題だと思っております。私の地元には国道六号線というのが通っております。ここは今、複数箇所幅を広げたり渋滞緩和をする事業を行っているんですが、なかなか前に進んでいないんですね。

梶山大臣の御地元でも大変渋滞に苦労されている方がたくさんいらっしゃると思っておりますけれども、今の事業の状況について答弁をいただきたいというふうに思います。

○長橋政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のように、日立市内の国道六号では、工場周辺や高速道路のインターチェンジ周辺におきまして、朝夕の通勤ピーク時間帯を中心に慢性的な渋滞が発生しているところでござい

このため、国土交通省といたしましては、委員からも御指摘ありましたが、バイパスの整備や道路の拡幅の事業を現在実施しているところでございます。

具体的には、日立バイパスの二期事業では、日立市内の交通混雑の緩和、交通安全確保などを目的として、延長三キロのバイパス事業を実施してございますけれども、これは平成二十四年度から事業化しております。

今年度は、当初予算で約六億円を計上し、橋梁の設計、用地買収を実施しているところでございます。全体事業費二百四十億のうち、現在まで約二十億円の進捗となっております。来年度は引き続き設計、用地買収を推進していく予定としております。

また、大和町の拡幅事業でございますが、これも日立市内の交通混雑の緩和、常磐自動車道日立南太田インターチェンジへのアクセス向上などを目的とした、延長三・三キロの四車線化への拡幅事業でございます。これは平成十八年度から事業化してございます。

今年度は、当初予算約十四億円、補正予算で二億円を計上し、用地買収、改良工事を実施しているところでございます。全体事業費百二十一億円のうち、現在まで約七十二億円の進捗となっております。来年度は引き続き用地買収、改良工事などを推進していく予定としております。

引き続き、御地元の御協力をいただきながら、日立市内の交通混雑の緩和に向けまして、整備を推進してまいりたいと考えてございます。

○浅野分科員 ありがとうございます。やはり、複数箇所、全国いろいろなところでそういう事業は行われておりますので、予算のパラメータを考えたというものは重々承知しておりますが、特に地形的にもうその軸しか動けないような部分については、渋滞の緩和のみならず、これが事故の軽減にもつながりますけれども、最近では、災害発生時の避難路の確保や、緊急輸送道路、あるいは救急医療等に不可欠な道路になって

おりますので、ぜひ今後とも継続的な対応をお願いしたいと思います。

次の質問なんですけど、次は道路整備から視点を変えて、特殊車両、大型車両の通行許可制度の見直しについて、一問質問させていただきますかと思

ます。きょうの資料の資料二というところをごらんいただきたいんですが、今後、国交省の方で、これまで大型車両が荷物を運ぶ際に、こういう経路を通りますからここを通らせてくださいという許可を毎回とって運行しておりました。しかも、これまで、一経路ごとに許可をとらなければいけなかったということ、非常に手間がかかっていきましたし、申請漏れも発生して、物流の円滑化にはなかなか課題の多かった制度でございましたが、今後、新しい制度の導入を検討していくということ、これは、出発地と目的地を出せば、その間に通れる道路を全て許可を出せる、一括申請できるような仕組みになるということで、非常に効率が向上するのではないかと期待が膨らんでおります。

ちよつとここで心配なのは、今も、できたばかりの道路、あるいは、これからまとめてその地域を一括開発していくような場合に、そこにつなげていくような新規幹線道路というのでしょうか、こういうところだと、なかなか登録がされないというので、従前の申請方法でしかできませんというようなことを以前言われたんですけども、ここをぜひ改善していけないのかということ、新しく導入する制度の際にはそういうところろに配慮できるものなのかどうか、できることならしていただきたいということなんですが、御答弁をいただければというふうに思います。

○和田大臣政務官 お答えをさせていただきます。特殊車両の通行にしましては、物流における大型車両のニーズの高まりに伴い、許可の申請件数が増加をし、審査に要する日数が長期化しているところ、このため、デジタル化の推進に

よつて、幅員等の道路構造の情報が電子データ化されている道路をあらかじめ登録を受けた特殊車両が即時に通行できる制度を創設することとし、今国会に道路法等の一部を改正する法律案を提出したところでございます。

先生御指摘のとおり、新制度の効果をより発揮するためには道路構造の情報のデータの更新頻度を高めることが重要です。これまで更新は国が一年に一度まとめて行っておりましたが、今後は国及び地方公共団体がそれぞれシステム上で随時データの更新を行えるようにしてまいります。

○浅野分科員 ありがとうございます。大型車両により物を運ぶという物流網は、日本の産業界にとって本当に大きな効果をもたらすものだと思います。ぜひ更新頻度を高めていただいで、新しい道路が、すぐに通行許可申請をとれるように、システム側の改良をぜひお願いしたいと思います。

時間が参りましたのできょうはここで質疑を終わらせていただきますが、ぜひ、新型コロナウィルス対策、経産省としても一丸となって取り組んでいただきたいと思います。私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○神山主査代理 これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

次に、神谷昇君。

○神谷(昇)分科員 自民党の神谷昇でございます。本日は、質問の機会を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。きょうは大臣にもお出ましいただきまして、またひとつ後でよろしくお願いたします。大臣、冒頭でございますが、今度、補正予算で中小企業対策を大幅に増額をさせていただきました。本当に心から厚く御礼を申し上げます。大阪は中小企業の町でございます。今後ともよろしくお願いたします。我が国は、七十五年前にアメリカと戦争をし



## 予約キャンセル等による売上喪失部分に対する支援について

2020.3.6 (fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

### 現状・課題意識

- 旅館・ホテルの3～5月の予約は約155万人。前年同期に比べると45%減。
- インバウンド観光の激減により国内旅行損失は約3000億円近くに達する見通し。
- 影響を受けている事業者に寄り添った機動的かつ柔軟な対策が必要。

### 委員会での 浅野の発言要約

「あくまでも資金繰り支援は運転資金の貸付けであり、借金であることに変わりない。**売上喪失部分を相殺する方向に働くような資金繰り以外の支援策を求める。**」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「**資金繰り支援に加え、振興策も必ずやらなければならないと考えている。**今後、政府全体で検討していく。」



梶山経済産業大臣

## フリーランスの所得減少に関わる政府の支援について

2020.3.6 (fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

### 現状・課題意識

- カメラマンや編集者、俳優などフリーランスの働き手は国内300万人超。
- 新型コロナウイルス感染対策に対し、政府は臨時休校に伴い仕事を休んだ保護者の支援策を発表したが、フリーランスは対象外。
- 多種多様な働き方を推進するためにも、フリーランスを含めた多様なセーフティネットを講じる必要がある。

### 委員会での 浅野の発言要約

「資金繰り支援は事業の継続性を支える効果はあるが、フリーランスでは生活に支障を来す方々も出てくる可能性がある。**収入補償という形での支援の導入を求める。**」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「多種多様な働き方でフリーランスといった立場で勤務されている方が多数おられるのは十分承知している。**各省庁の制度を活用しながら政府としてしっかりと対応を検討していく。**」



梶山経済産業大臣

## マスク生産設備の補強と国内市場への供給見通しについて

2020.3.6 (fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

### 現状・課題意識

- 国内の生産体制強化により、3月からマスクの月間供給量は6億枚程度に増加したが、需要が供給に追いついておらず、正常な流通の実感はない。
- 特に医療介護の現場では、消毒しながら再利用をする等、マスクを何とか死守している状況。
- 国民の不安払しょくに向け、政府一丸となった対策が求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「今、多くの国民がマスクを求め、現状に不安を抱えている。  
月6億枚でも全体需要から見るとまだまだ不十分。歩みを止めることなく、供給量の増加と地域を問わない公正公平なマスクの流通の実現を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「マスクについては転売を目的とした購入が品薄状態に拍車をかけている。そのため今後、マスクの転売を禁止する政令の施行に向け手続きを進める。また、流通についてはご指摘を踏まえ、公正公平に対応する。」



梶山経済産業大臣

## サイバーセキュリティ強化に向けた経産省の基本方針について

2020.3.6 (fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

### 現状・課題意識

- 企業へのサイバー攻撃は年々増えており、2018年の1年間に受けた件数は平均145件で5年間に67%増加。
- 日本は「守ること」に重点を置いたISMS方式を採用しているが、米国は「守ることに加え、検知から復旧まで」に重点を置いたNIST方式を採用。
- 侵入をいかに早く検知し、被害拡大を食い止め、復旧させるかというサイバーレジリエンスが重要。

### 委員会での 浅野の発言要約

「サイバー攻撃の脅威は『盗まれた側は何をいつ盗まれたのかわからない』ということ。米国のように、守ることに加えて侵入をいかに早く検知するかという点に重点を置いたサイバーセキュリティ対策の強化を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「サイバーセキュリティの取組みは何よりも経営者自身が責任を持って進めることが重要。個々の事業者向けにサイバーセキュリティ経営ガイドラインを作成しており、ご指摘の海外の知見も取り入れながら取組みを進めていく。」



梶山経済産業大臣

衆議院 經濟産業委員会 會議録 第二号

令和二年三月六日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君
理事 大岡 敏孝君
理事 小林 鷹之君
理事 武藤 容治君
理事 山岡 達九君
理事 山岡 将吾君
安藤 高夫君
石崎 徹君
神田 裕君
國場幸之助君
辻 清人君
野中 厚君
福田 達夫君
星野 剛士君
三原 朝彦君
山際大志郎君
和田 義明君
落合 貴之君
菅 直人君
宮川 伸君
中野 洋昌君
足立 康史君

神山 佐市君
鈴木 淳司君
田嶋 要君
鰐淵 洋子君
穴見 陽一君
石川 昭政君
岡下 昌平君
高村 正大君
武部 新君
富樫 博之君
穂坂 泰君
細田 健一君
宮澤 博行君
吉川 越君
浅野 哲君
柿沢 未途君
斉木 武志君
山崎 誠君
笠井 亮君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官) 八神 敦雄君
(農林水産省大臣官房総括審議官) 浅川 京子君
(経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 小澤 典明君
(経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君
(経済産業省大臣官房審議官) 河西 康之君
(経済産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君
(経済産業省大臣官房審議官) 渡邊 昇治君
(経済産業省製造産業局長) 高田 修三君
(経済産業省商務情報政策局長) 西山 圭太君
(資源エネルギー庁長官) 高橋 泰三君
(政府参考人) 前田 泰宏君
(中小企業庁長官) 鎌田 篤君
(中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君
(中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君
(経済産業委員会専門員) 佐野圭以子君

経済産業大臣 梶山 弘志君
経済産業大臣政務官 中野 洋昌君
(公正取引委員会事務総局審査局長) 山田 弘君
政府参考人
(厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官) 達谷窟庸野君

委員の異動
三月六日
辞任 神田 裕君
補欠選任 百武 公親君

同日
山際大志郎君 官澤 博行君
辞任 百武 公親君 神田 裕君
宮澤 博行君 山際大志郎君
補欠選任

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
経済産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより會議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

二件調査のため、本日、政府参考人として公正取引委員会事務総局審査局長山田弘君、厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官達谷窟庸野君、厚生労働省大臣官房審議官八神敦雄君、農林水産省大臣官房総括審議官浅川京子君、経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官小澤典明君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、経済産業省大臣官房審議官河西康之君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦君、経済産業省大臣官房審議官渡邊昇治君、経済産業省製造産業局長高田修三君、経済産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁長官高橋泰三君、中小企業庁長官前田泰宏君、中小企業庁長官鎌田篤君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。鈴木淳司君。

○鈴木淳司委員 おはようございます。自由民主党の鈴木淳司です。

大臣におかれましては、連日大変御苦労さまでございます。いよいよよきよきから経産委員会が始まりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、委員会の冒頭に当たりまして、やはりこの問題に触れないわけにはいきません。それは、大臣所信の冒頭にもありましたけれども、新型コロナウイルス問題であります。武漢を発生源とする新型コロナウイルスは、当初のインパウンドの急速な縮小とサブライチエーションの寸断という第一段階から、残念ながら、ついには国内感染の拡大によるさまざまな経済活動への影響が出ております。

先日、旅行業を営む友人から、バス旅行等のキャンセルが相次いで三千万ほどの売上げが吹っ飛んだ、この先の予約も全く、キャンセルになってくるし、新規の予約も入っていない、こういう悲痛な声が届きました。また、先月には、インパウンドの極端な減少によりまして愛知県内のホテルが倒産いたしました。飲食業も同様でございます。ある老舗レストランでは、予約のキャンセルはもうそろそろありますが、五月いっぱいまで全く入っていない、こういう状況であるわけでありまして、ホテル、旅行、飲食等を中心に、将来が全く見通せないばかりか、今月末の支払いすら心配しなきゃいけない、こういう深刻な状況に置かれている例が多いというんです。

政府は、今、緊急に講じているさまざまな施策

といけないと思います。特に、今、経産省がやっているこの制度の経験をもとにして、何が必要なのか、しっかりと総務省と話をし、もつとちゃんと考えなきゃいけないと思いますが、大臣、このマイナポイント制度を、本当に国民のためになる、あるいは、商店街、町のためになるというように、大臣、思われますでしょうか。

○梶山国務大臣 このマイナポイント事業につきましては、キャッシュレス基盤を活用してのマイナンバーカードの普及というのがまず第一の目的であります。

キャッシュレス決済の拡大、そして東京オリンピック・パラリンピック後の個人消費の下支えというものも、その次の目的としてあるわけであり、経産省としても、マイナポイント事業に活用できる端末について、その導入の支援をしていくことで、キャッシュレスに取り組み中小店舗を支援することとしておりますが、このポイント還元事業の評価も含めて、総務省とはよく連携をとりながら、打合せをしまいたいと思っております。

○宮川委員 この制度ですが、もう大臣は御存じのとおりで、マイナンバーカードをとると、そういう手続をすると、大体五千円ぐらいが、例えばWAOONだとかnanaoだとか交通系のSuicaだとか、そういうところにも五千円が入って、それで使えるようになりますよということなわけですが、私も、このマイナンバーカード自体を本当に使えるようなものにならなければ、五千円入れて、もう誰も使わなくなっちゃうと思うんですね。

これをやるんだったら、二千五百億円ぐらいかかるわけですよ、今やっているキャッシュレス・ポイント還元制度をもつとしっかりと続けてきた方がよっぽどキャッシュレス化社会にはプラスになると思っています。

最初にちょっと私議論したんですが、ちょっと、事前じゃなかったかもしれないので、十分御理解されていないかもしれませんが、今何が起

こっているかという、消費が下がっているんです。だから、使う人はふえていない。買物もふえていない。だけれども、今まで現金を使っていた人がカードを使うようになったわけなんです。だから、いろいろなお店でカード手数料が負担になっちゃっているんですよ。だから、このカード手数料の負担を何とか手を打たなければ、みんなやめてしまいます。

それで、このマイナポイント、では、カード手数料はどうなるんですかというふうに聞いたんですよ。何にも考えていないという回答が私のところに返ってきました。だから、カード手数料がどうなるのか全く検討していないでやろうとしたら、これは、商店街の方々とか、続けたら、カード手数料はもしかしたらもつと上がっちゃうかもしれないわけで、もつとマイナスになっちゃうじゃないですか。だから、私は、このカード手数料の問題をもつと真剣に考えなきゃいけないと思います。

そして、今、コロナ対策として、例えば、このカード手数料の部分、苦しいところにはもうゼロにしてしまおう、ちゃんとカードを使ったところは赤字にならないようにするとか、こういうのも一つの重要な施策としてあるんじゃないかというように私は思いますが、こういったコロナ対策も含めて、この今のキャッシュレス・ポイント還元制度、マイナポイント制度、こういうのも含めて、最後、大臣、一言よろしくお願ひします。

○梶山国務大臣 先ほど申しましたように、マイナポイント事業に関しましては、このポイント還元事業の評価とあわせて、よく総務省と一緒に検討してまいりたいと思っております。

今後の、カードがきちっと維持できるかどうか、キャッシュレスが維持できるかどうかというのは手数料にかかっているかと思っております。ですから、手数料をどうするかということを決済事業者とやりとりをしておりますけれども、そこで競争が生じて低い手数料になっているものもあるということでありませうけれども、それらも含めて

今後の検討課題だと思っております。

○宮川委員 ありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。梶山大臣におかれましては、新型コロナウイルス対策を始め連日の御対応、まことに御疲れさまでございませう。

本日は、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への支援策に関する質疑を中心に行いたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、一つ目の質問なんですが、初めに、予約キャンセル等によって売上げが激減している業界に対する支援策についてお伺いをいたします。

現在、宿泊施設や飲食店などを始めとするサービス産業界全体が窮地に立たされております。

資料一にありますように、新型コロナウイルスによる外出自粛の影響若しくはインバウンド観光の激減によって交通機関や宿泊需要が激減しております。国内線予約が足元では四割減、宿泊予約は昨年の半分程度にまで減っております。旅行損失は三千億円に迫る勢いだそうです。

現在、政府は、セーフティネット四号、五号の適用拡大による資金繰り支援を決定しておりますけれども、これはあくまでも運転資金の貸付けでありまして、借金であることには変わりはないわけですね。この状況がいつまで続くかわからない中で、倒産事案や、あるいは廃業を検討し始めている事業者も少なくありません。

この際、売上げ喪失部分を相殺する方向に働く、資金繰り以外の支援策が必要ではないかと思うのですが、そこに関して大臣にお考えをお伺ひいたします。

○梶山国務大臣 その部分については、インバウンドのみならず国内の旅行が大幅減っているという報告を受けておまして、各地域で、ホテル業、旅館業、大変苦しい状況だと聞いております。

まずは当座の資金ということで、四号で地域の

指定、五号で業種の指定ということで、これを双方適用するところでありませうけれども、あわせて、これはどこかで振興策もやらなくちゃならないと思っております。これはある程度落ちついてからでないといけないと思ひますけれども、どこかで振興策も必ずやりやらずにやらなくちゃならないと思っておりますし、その間に何ができるのかということも含めて、今、政府全体で検討しているところでありませう。

○浅野委員 振興策もどこかでしなければいけないということで、ぜひ、今後は、状況を見きわめながらそのあたりも、先ほど、制度は簡素に、運用は柔軟にという御答弁をされておりましたけれども、まさに柔軟な発想で対応を願ひたいと思ひます。

それでは、次の質問ですが、次はフリーランスの方々に対する支援についてお伺いをいたします。

政府が打ち出した新型コロナウイルス対策では、企業による雇用という形態をとらずに働く個人事業主、いわゆるフリーランスに対する支援策が盛り込まれておりませう。つまり、政策的にはまだ対応不足がある状況だということに認識をしております。

現在、正社員や有期契約社員などの雇用保険加入者、また週二十時間未満のパート従業員などについては雇用調整助成金、そして政府において検討されている新たな助成制度により対応が予定されていると伺っておりますが、フリーランスはこれについても対象外とされておられ、現場からは怒りや不安の声が届いております。政府としてもこの声にいち早く応える責任があると思っております。

そこで、フリーランスに対する支援を行う意思があるのかどうか、改めて大臣にお答えいただけますか、その上で、支援としては、収入補償という形で行うのか、それとも資金繰り支援という形で行うのか、そのあたりの考え方の整理をお答えいただけますかと思ひます。

○梶山国務大臣 このコロナウイルスの件で必ず

やはりフリーランスの処遇というものが出てくるわけでありませうけれども、経済産業省としては個人事業主とフリーランスという言葉と一つになっているんですけども、現実には多種多様な働き方、業種もあると思っております。企業に所属しながらもフリーランスといった立場で勤務をしている方も多数おいでになるのも、十分承知しております。

そういった方々が、今、収入がない状況に置かれる、また、イベント等で働く場ができるフリーランスの方々はその場がなくなるといふことでありますから、それらに対してどうするかということとを今政府全体で検討をしているところであります。

方向性については今私の口から申し上げることはできないんですけども、各省庁の制度とあわせて、またそれと、どういう形で、どの役所の、どの省庁の制度を活用できるのかということも含めて今検討中ということでありまして、そういうことで見ていただければと思っております。

○浅野委員 本日午前中に、鰐淵委員の質問に対する答弁の中では、資金繰り支援を中心に考えているという現状の、趣旨の答弁はありました。

しかしながら、今、大臣も少し触れられておりましたけれども、資金繰り支援というのは、あくまでも運転資金を借入金で賄うための施策でありまして、事業の継続性を下支えする、この効果はあるとは思っていただいても、ただ、フリーランスの中には、生活することに支障を来す人々も出てくる可能性は十分にあるわけでありまして。こうした方々に対しては、やはり資金繰り支援ではなくて収入補償という形での支援も当然ながら必要になっていくんだらうと私たちは考えておりました。この点に関して、きょうはちょっと厚労省にも来ていただいていると思うんですが、このフリーランスの方々に対する収入補償という観点での支援のあり方について、厚労省の考え方、御答弁いただけますでしょうか。

○達谷雇政府参考人 お答え申し上げます。

休業を余儀なくされた労働者への支援につきましては、総理からの指示を踏まえまして、小学校等の休校に伴い職場を休まざるを得なくなった方々に対して、正規、非正規を問わず、休暇中に支払った賃金相当額の全額を支給する新たな助成金の創設等に取り組んでいただいております。これは先生がおっしゃられたとおりの、新しい助成金でございます。

これ以外につきましては、先月十三日に取りまとめた新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策において、自営業者等も含めた中小企業、小規模事業者に対する資金繰り支援として、各関係機関における経営相談窓口の設置や、日本政策金融公庫等による緊急貸付・保証枠として五千億の確保等の措置を講じてきていただくと承知してございます。

このフリーランスの方の問題につきましては、政府としてしっかりと対応していくものというふうな考えでございます。

以上でございます。(発言する者あり)

○浅野委員 フリーランスに対する支援のあり方というのは今政府の中でも検討中だということなんですが、やはり、今の場内でも不安だという声が上がりましたけれども、まさに現場のフリーランスの方々というのは、今、誰からも、どういう支援が来るのかわからない状況で、いわゆる予見可能性という意味では非常に今満足できない状況にあります。ですから、しっかりと具体的なかつ効果的な支援策を早く発表していただいで、運用面で十分な配慮を行っていただきたいと思っております。

このテーマに関しては、今後も引き続き議論させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、国内でやむを得ず稼働停止した事業場に対する支援についてお伺いをいたしたいと思います。

中国国内での感染拡大の影響を受けて、自動車部品や建築資材を始めとする部材の供給障害が発生し、国内工場が稼働できない事象が発生し

ております。こうした場合、各事業場では、ラインをとめたり従業員を自宅待機させるなどの対応をとる場合があります。

現在の雇用調整助成金の主な受給要件というのは資料二の方に示しておりますが、観光産業などにおいてはこれらの要件が緩和されており、さらに、三月に入ってから、特例措置の対象となる業種を四十業種に拡大するなどの発表がされておりますが、先ほど申し上げた製造業や建設業などはその対象とはなっていないというふうな理解しております。

この対象とならなかった業種については通常の雇用調整助成金の要件が求められることになるという理解をしておりますが、現在のよう状況を見れば、特に、この資料二にある(2)、(3)の要件、売上げや人員面での要件については緩和してもよいのではないかと考えております。

そこで、厚労省にお伺いいたしますが、新型コロナウイルスの影響によって部品の供給が滞るなどの事由で、国内で稼働停止した事業場における雇用調整助成金の適用についてお伺いしたいと思います。

そして、先ほど、要件緩和できないかということがありましたが、その点についても、その実現可能性について御答弁を求めたいと思っております。

○達谷雇政府参考人 お答え申し上げます。

雇用調整助成金は、部品の調達、供給の停滞などにより事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症に関しましての指定要件の緩和等の特例措置を講じてございまして、当初は二月十四日付で日中間の観光の分野につきまして特例措置を設けたところでございまして、二月二十八日にこの特例措置の対象を拡大いたしました。その範囲を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての事業主に拡大してございまして、ですので、業種を限定してとかということではございません、全ての事業主という

ことでございます。

これにより、新型コロナウイルス感染症の影響により、中国から物品の調達、供給の停滞などにより事業が縮小している事業主の方につきましては特例措置の活用が可能になっているという状況でございます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

今、新型コロナウイルスが発生して、いろいろな施策を行政が発表しておりますが、ある種、今過渡期にあるといましようか、日々新たな発表がされておまして、現場では、特に小規模・中小事業者の皆様から見たら、何が最新情報なのか非常にわかりづらいんですね。

ですから、周知徹底、そして、各地域のいろいろな窓口、金融機関等も活用しながら、そのあたりの正確な情報を伝えていくということに対しては、今以上の力を入れて取り組んでいただきたいと思っております。現場の彼らにとっては本当に一日一日が貴重な時間ですので、よろしく願いたいと思っております。

続きまして、多くの国民が困っているマスクの問題についてお伺いしたいと思います。

先月の予算第七分科会では、質問させていただいた際は、マスクの国内生産量は毎週約一億枚までふえている、そして、平年の国内需要が月約四億枚ということですので、需要が大幅に増加している今の状況を考えれば週一億枚でもまだまだ足りない状況というところは認識を共有させていただきまして。

その後、地元病院やさまざまな団体に事務所を挙げてちよっと聞き取り調査をさせていただいたところ、特に医療や介護の現場でもマスクが足りておらず、職員が手づくりのマスクを使ったり、あるいは数日間同じマスクを消毒しながら使うなどして、最低でもお医者さん、医療従事者分のマスクを何とか死守している、そんな状況が今起こっております。

医療現場はもとより、国民生活でのマスク不足は今も続いておまして、政府一丸となって供給

のめどをつけてもらいたいと思っておりますが、まずは、最新のマスクの国内生産の状況、そして、輸入分を含むマスクの調達量の最新値をお答えいただけますでしょうか。

○八神政府参考人 お答え申し上げます。

マスクにつきましては、今お話しもございましたけれども、一月二十八日に国から増産要請を受けまして、国内メーカーでは二十四時間体制で通常の三倍の増産を継続している、そのほか、一部停滞をしていた中国等からの輸入が二月十七日の週から順次回復をしているということで、先ほどもお話しいただきましたが、二月中旬からは週一億枚の供給の確保が実現をしております。

このほか、緊急対応策において措置をしますマスクの生産にかかわる企業への設備導入補助等を通じたさらなる増産、また、中国を始めとする諸外国からの輸入の回復に官民連携をして取り組む、それから、ガーゼマスクなど再利用できるマスクの増産などに取り組みということで、今月には月間六億枚のマスクの供給を確保できるというふうに考えてございます。

○浅野委員 先月二十五日の質疑の際には四億枚というところで、今月中には六億枚までふやせそうだとということなので、ただ、恐らく六億枚でも全体需要から見ると不十分だと思いますので、ここは歩みをとめることなくふやし続けていただきたいと思っております。

続いて、大臣の方にちょっとお伺いしたいんです。昨日、政府は対策会議の中でマスクの転売制限というのを発表されましたが、この状況を考えれば、それらも必要な措置だと思えます。

ただ、一方で、その供給力が今後高まっていった際に、都市部と地方でその流通量に著しい差が生じないような配慮も政府としては必要なんじゃないかと思うわけでありまして。住んでいる場所にかかわらず公平公正にマスクを供給するためにも、適正な取引や流通の実現に対して取り組む必要性があると思うんですが、その点に関して大臣

のお考えをいただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 マスクにつきましては、製造現場においても、その流通過程においても、最終的な消費者に渡る小売の場所においても、全部一回も少なくならないように状況の中で、今生産を再開しているという状況の中で現状があると思っております。

そして、私ども、マスクに関しては、販売の中でのインターネットの分野、ネットの販売の分野について経済産業省が担当しております。これらにつきましては、高値で取引されている事例が報告をされたことから、こうした転売を目的とした購入が店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている状況を生んでいるということで、二月二十八日にマスク等のオークションへの出品の取りやめや、大口での販売を三月十四日から当面の間制限することを要請し、大手の事業者についてはそれを了承してもらったところであります。

昨日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理から、国民生活安定緊急措置法の適用をし、マスクの転売を禁止するために、速やかな施行に向けて、政令の決定に向けた手続を進めるように指示がありました。

それらも含めて、今委員がおっしゃったようなことを留意しながら、しっかりとした施行に向けての準備をしまいたいと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。ここからは、ちょっとテーマを変えて、サイバーセキュリティに関する質疑を行わせていただきますと思っております。

いわゆるGAFABAやBATなど、最近のグローバル経済のリーダーの多くは、デジタルネットワークの中で膨大なデータ流通プラットフォームをつくり、そのデータを活用する力を持っています。日本もまた、データ駆動型社会を目指して、産業界と政府が一体となって取り組んでいると思っております。その中で大きな懸念となつてくるのがサイバーセキュリティ分野だと私は認

識しております。

ことしに入ってから相次いでサイバーセキュリティ事件が、事件が発生しております。特にサプライチェーンに大きな影響を及ぼしかねないデータが、大企業だけではなく、比較的セキュリティレベルの低い下請企業からも盗まれるなどの、サプライチェーン攻撃と言っておりますが、このサプライチェーン攻撃が発生しているようであります。

そこで、まずは国内におけるサプライチェーン攻撃による被害の状況について、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 委員御指摘のように、今、大手の企業にサイバー攻撃がかけられ、また、さまざまな情報の流出等も懸念される状況にあります。

これは、直接に攻撃をされる場合もあるんですけども、サプライチェーンの中で、下請や、ずつと取引のある企業からさかのぼってここに到達するような事案もあるということでありまして、昨年五月に大阪商工会議所が行った調査では、百十八社中三十社が、取引先がサイバー攻撃を受けて、自社にまで被害が及んできたと。一番頂点にいる会社が調べた上で、三十社がそういう話ということでありました。百十八社中の三十社。サプライチェーンを通じての被害が広がるケースが確認をされているということでありまして。

サイバー空間とフィジカル空間の融合が進む中で、サイバー攻撃の実体社会への影響の増大が加速しているという認識でおります。実際、海外では、世界最大級のアルミニウム精錬の加工企業、これはノルウェーの企業ですけども、がサイバー攻撃を受けて、一部操業停止に追い込まれる事案などが発生しております。

サイバー事案への対応というのは待ったなしの重要課題であり、デジタルトランスフォーメーションを実行するに当たって、このサイバーセキュリティというのはいちばん重要なことであるという認識を持っております。

○浅野委員 大臣も、先日のお信の中で、やはりオリンピック、パラリンピックを控える今こそ、中小企業を含め、サイバーセキュリティの確保を推進するということを表明されておりました。私がサプライチェーン攻撃も含めたサイバーセキュリティ関係で一番深刻だと思っておりますのは、盗まれた側は、何をいつ盗まれたのかもよくわからなくなっていることなんです。

そこで、特にアメリカ、外国では、最近、新しい基準を取り込み始めております。

きょうの資料四に、わかりやすくその差分というのを示しておるんですけども、日本とアメリカの基準の違いを簡単に言うと、日本は守ることに重きを置いて、さまざまな多重防護策を重視しているのに対して、アメリカは、守ることに加えて、侵入をいかに早く検知し、被害拡大を食い止める、そして復旧させるか、この検知から復旧までの部分についても重きを置いているという点がある部分であります。

世界の主要先進国の中では、もはやサイバーセキュリティは、起こるものだという認識のもとで、各事業者の対応能力を高めることに視点を移し始めています。

そういった意味では、日本も考え方を変えていかなければならないのではないかと今ふうに思っております。本日最後の質問になります。今後のサイバーセキュリティ対策の強化に向けて、産業界全体の強化に向けて、大臣としてのお考え、方向性、方針といったものを御答いただけますでしょうか。

○梶山国務大臣 先ほど申しましたように、サイバーセキュリティは非常に重要なものだという認識で、経済産業省で臨んでおります。

企業におけるサイバーセキュリティの取組については、まず何よりも経営者自身が責任を持つて進めることが重要である、その前提で進めなければならぬと思っております。

経済産業省では、個々の事業者におけるサイバーセキュリティに関するガバナンスの促進の

ために、サイバーセキュリティ経営ガイドラインを策定し、その実践のためのプラクティス集も取りまとめているところであります。

事業者に対して、これらの現場での活用を推奨しており、既に五千件を超えるダウンロードがあるなど、着実に認知、活用が進んでおります。

さらに、サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティを進めるために、経済産業省では、二〇一九年四月、昨年の四月にサイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワークを策定し、その普及を図るとともに、ビル、自動車、スマートホームなどの分野別のガイドラインの取りまとめを進めているところであります。

なお、海外の知見も取り入れた上でこういう対策を、また、業界団体と連携をしながら今取り組んでいるということでありまして、また、サイバーセキュリティを受けた場合の、企業側がもしそれを認識した場合にはすぐにやはり、中身はともかく、サイバー攻撃を受けているということをしつかりとほかの会社にも認識をさせる必要があるということ、そういう取組についても今やりとりをしているところであります。

今回の三菱電機等のサイバー攻撃に関しましては大変重く受けとめまして、一月三十一日には、業界団体を通じて事業者に対して、自己点検を改めて実施するとともに、サイバー事案に関する経済産業省への報告や、適切な場合における事案の公表を求めたところでありまして、自己点検も、今委員がおっしゃったように、気がついていないかどうかということも含めてだと思えますし、どういったところがこうなんだということも含めてできるような指導も含めて、今しているところ、だということ、です。

○浅野委員 これまで終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 この際、暫時休憩いたします。  
午後一時四十六分休憩

午後四時開議

○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○柿沢委員 柿沢未途でございます。時間も限られておりますので、簡潔にいきいたいというふうに思います。

私、台風十五号のときもそうでしたし、千葉県で長期停電が起きた、その長期停電時の、一種、生活継続ということについて、防災士の国会議員としてライフワークとしてこれまでも取り組んでまいりました。

質問主意書を二通、きょうは資料でお配りさせていただいているんですけども、日付を見ていただくと、去年の二月なんです。つまり、千葉で大規模停電が起きる前なんです。北海道胆振東部地震で、実際、三日三晩全道停電が起きたわけですけども、これが東京で起きたらマンション住民はどうなるんだ、こういう問題意識でありました。

めぐっていただくと答弁が出ていますけれども、これがまあ、本当に木で鼻をくくったような、全く問題意識が感じられない、答えておけばいいだろうというような答弁書でありまして、くだくだしくは申し上げませんが、残念ながら、政府も、こうした長期停電、十日間、二週間停電するような事態を想定してこなかったということをはしなくもあらわしているというふうに思えます。

二通目の質問主意書、これは災害拠点病院です。災害時に傷病者が搬送される先になる、いわば最後のとりである災害拠点病院も、実は七十二時間分の非常用発電機の準備しかしていないんです。最後のとりでの、傷病者を受け入れる災害拠点病院でこんな状態ですから、仮に一週間、二週間停電してしまった場合、その患者さんも含めてどんなことになるか。これについても、全く問題意識の感じられない、裏面の答弁が返ってきています。

それで、その年の秋に台風十五号で千葉県全域が長期停電、こうした事態に陥ってしまったわけです。

慌てて官房副長官をヘッドとした検証チームをつくって、経産省も、省を挙げて、電力レジリエンス、まあややこしい言葉ですけども、これを、ワーキングチームをつくってきたわけですけども、しかし、その報告書を見ても、七十二時間以上停電が継続した場合にどうするかということについては、私はほとんど答えが示されていないというふうに感じています。

災害拠点病院ですらこういう状況である、しかも、現実に一週間単位の長期停電が起きている、こうした状況の中で、マンション住民を含めた、東京あるいは全国の住民の皆さんの生活継続は本当に可能なのでしょうか。

東京都は今、マンション住民に対しては、避難場所が確保できないので、どんな災害が起きた場合でも、一週間、七日間は在宅避難、自分の部屋で生活してくださいと言っています。しかし、停電になったら、エレベーターは動かない、水も出ない、トイレも流れない、こういう状況で本当に一週間の在宅避難が可能でしょうか。

経産大臣、ぜひこの点、危機感を持って取り組んでいただきたいという思いを込めて御答弁をいただきたいというふうに思います。

○梶山国務大臣 委員御指摘のとおり、経産省におきまして電力レジリエンスワーキンググループというものがございまして、今回の千葉県の長時間の停電、そして災害に対する検証が行われたということでもあります。

そして、さまざまな検証結果が出ておりますけれども、重要施設の指定をした上でこれからどうするかということでありまして、法律も含めてこの国会に提出をさせていただきますけれども、今委員がおっしゃるように、長時間の停電に耐え得るかどうか、また、長時間の避難生活に耐え得るかどうかということとは喫緊の課題だと思っております。

東日本大震災のとき、私どもの地域も停電になり、また、水もくめないとというような状況で皆さん大変苦労したという経験がありますので、都市部の、特に集合住宅、大きな集合住宅の停電時の対応、また、重要施設の対応というのはしっかりとやっていかなければならない。そういう認識を持って指導してまいりたいと思っております。

○柿沢委員 喫緊の課題だと言割には、私は電力レジリエンスのワーキングチームの報告書も拝見しましたけれども、例えば千葉では、ソーラーパネルを持っているお宅が、結果的に、送電が途絶えても発電をして、その電力で最低限の生活上の必要な電力を確保できて、スマホも充電できたみたいな話があるんですけども、こういう点はいろいろ注目はされていますけれども、実際に、じゃそれをどういうふうな社会実装していくのかという視点等々についてはまだまだ欠けているというふうに思いました。

特に、タワーマンションの停電等、マンション住民の方々、大都市で起き得る長期停電に対する備えについてはほとんど言及がなされていないような、そういう印象を持ちました。

私も、これだけ危機感だけあっても生産的ではありませんので、実際に、じゃどう解決するかということが次の資料であります。

【EV+船舶】で高層マンションのエレベーターに給電！というタイトルをつけさせていただきましたけれども、これは、東京海洋大学の大学院の刑部真弘教授が、三井住友建設、三井住友です。まさに三井不動産、住友不動産の高層マンションをつくっている建設会社です。共同でやった実験なんです。EV、今、リーフだと大体六十キロワットぐらいのかなり高性能のバッテリーを積んでいる、こういう状況になっていきます。このEVをつないで、いざというときに給電してエレベーターを動かすという仕組みを社会実験で行ったんです。

これは中央区佃のリバーシティ21イーストタワーズというところで、四十三階建て、六百四十



## 経済産業省の公文書改ざん問題について①

2020.4.10 (fri) 経済産業委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 2018年、森友学園を巡る公文書改ざん問題などを受け、人事院は懲戒処分指針を改定。
- 人事院指針では、公文書の不適正な取扱いをした場合、「免職又は停職」に該当するが、今回の問題では戒告にとどまる。
- 経産省内では、一般職の職員の非違行為に対する内規は定められているが、管理職に対する規定は定められていない。

### 委員会での 浅野の発言要約

「今回、公文書改ざんに携わった職員の処分内容は、人事院の指針と大きくかけ離れている。過去の事例と比較した総合的判断だけではなく、指針内容を担保する基準を明確にし、管理職に対する処分規定も設けるべき。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「現状、経産省においてはコンプライアンス意識改革が機能していないのが現実だ。今回の不祥事を受け、これをしっかりと補完する制度をつくって再発防止につとめていく。」



梶山国務大臣

## 経済産業省の公文書改ざん問題について②

2020.4.10 (fri) 経済産業委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 省内には文書管理者(管理職)と文書管理担当者がおり、前者が後者を1名指名、エネ庁にはそれぞれ22名が在籍。
- 今回の問題では、管理職ではない一般職員がミスに気づき、改ざんを提案、決裁された。
- 再発防止策として、管理職ではない職員に対するコンプライアンス意識の徹底が同時に求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「文書管理担当者が1名でなければならぬ理由はない。今の担当者よりもっと多くの人に担当者意識を持っていただき、省全体として意識を高めていく体制を構築すべきだ。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「現状の体制でしっかりできていないというのが現実である。浅野委員の指摘を踏まえて、今後の対応を検討する。」



梶山国務大臣

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第五号

令和二年四月十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君 理事 神山 佐市君

理事 小林 鷹之君 理事 鈴木 淳司君

理事 武藤 容治君 理事 田嶋 要君

理事 山岡 達丸君 理事 鰐淵 洋子君

理事 山岡 達丸君 理事 穴見 陽一君

理事 山岡 達丸君 理事 石川 昭政君

理事 山岡 達丸君 理事 岡下 昌平君

理事 山岡 達丸君 理事 高村 正大君

理事 山岡 達丸君 理事 武部 新君

理事 山岡 達丸君 理事 出畑 実君

理事 山岡 達丸君 理事 野中 厚君

理事 山岡 達丸君 理事 穂坂 泰君

理事 山岡 達丸君 理事 細田 健一君

理事 山岡 達丸君 理事 山際 大志郎君

理事 山岡 達丸君 理事 和田 義明君

理事 山岡 達丸君 理事 落合 貴之君

理事 山岡 達丸君 理事 斉木 武志君

理事 山岡 達丸君 理事 山崎 敏君

理事 山岡 達丸君 理事 笠井 亮君

理事 山岡 達丸君 理事 申田 誠一君

經濟産業大臣 堀山 弘志君

經濟産業副大臣 松本 洋平君

經濟産業大臣政務官 中野 洋昌君

衆議院議事部長 今岡 武史君

政府特別補佐人 (公正取引委員会委員長) 杉本 和行君

政府参考人 (内閣官房小型無人機等対策推進室審議官) 岩崎 俊一君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 森 源二君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 赤澤 公省君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局電氣通信事業部長) 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局電波部長) 田原 康生君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 竹内 努君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 矢野 和彦君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 和彦君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー部) 松山 泰浩君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 渡邊 政嘉君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 佐野圭以子君

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房審議官森源二君、経済産業省大臣官房長槽谷敏秀君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁長官高橋泰三君、資源エネルギー庁次長平井裕秀君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。岡下昌平君。

○岡下委員 おはようございます。自民党の岡下昌平でございます。

きょうは、先週の経済産業委員会で議題となりました、まず関西電力の金品受領問題に関連して質問させていただきたいと存じます。

このマスクは、曇りにくい、地元の界の手拭いで秘書が手づくりでつくっていたいたマスクを着用させていただきます。済みませんが、よろしくお願いたします。

まず、関西電力の金品受領問題、これは報道されたときに、まず、小判という言葉が出てきて、一体どこのいつの時代のことだろうと、それに憤りを感じた国民は非常に多かったのではないかと思います。

今回の件、非常に残念に思っております。電気料金を支払っていただいている消費者の皆様だけでなく、やはり現場の一生懸命働いていらっしゃる社員の皆様方にも非常に残念な思いをさせたのではないかと思います。

本日、の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特定高度情報技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第二二号)

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出第二三三号)

経済産業の基本施策に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○富田委員長 これより会議を開きます。

経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

○富田委員長 これより会議を開きます。

現場の人が最も悪くて上はあずかり知らなかつたと、そのことを必死に強調している。ニューズリリースが出て、特に、さつきも申し上げましたけれども、一般職の人がいろいろなことを上司に発言する、そのことをもって処分したんだという説明が、私はいかに組織にとつて今後に禍根を残すか、このことは強く指摘したいと思うんです。

大臣にお伺いします。

大臣は、そもそも、御答弁にもありましたけれども、二十八日の夕方知ったというお話がありました。二十六日に情報開示請求があり、先ほど長官は二十七の夜に知ったとありましたけれども、大臣が知ったのは二十八の夕方でありました。何でこれほどの重要な案件を大臣に真つぐ伝えなかつたのか、この点も私は不思議で仕方ありません。大臣、もちろん組織を信用されておられると思いますが、大事な部下の皆さんだと思えますけれども、しかし、私は、現場の人が最も責任があるかのように書かれているこのことについて、全く納得ができません。

御見解と、そして、私から、この件について再調査するべきだ、この思いをお伝えさせていただきます。大臣に御答弁を求めたいと思います。

○梶山国務大臣 私に報告があつたのは二十八日土曜日の夕刻、コロナ関係の会議のある直前ということでありました。このことをもつても、幹部への報告がおかれているということ。そして、事実関係をしっかりと調べた上で、責任はやはりしっかりと私を始めとして管理職、そして上に立つ者が持つということでありますけれども、その中身については、しっかりとどういう事実関係であったかということをお調べし、指示を出して、また、その決裁文書の正当性として有効性というものも確認するようにということ、後の手続につながつたものと思っております。

決裁手続の事務運用もやはりしっかりと見直さなければならぬと思っておりますし、公文書のガイドラインをつくつて、そしてさまざまなボス

トもつくつたけれども、なかなかこれが機能していないということであれば、それをしっかりと機能させる仕組みづくりということももう一段深掘りして考えていかなければならないという思いであります。しっかりとそういったことをこれからの再発防止のために変えてまいりたいと思っております。

○山岡委員 大臣、もう一度お伺いします。

私は、今後の運用のことについて大臣に問うたのではございません。今この委員会の中でも明らかにさせていただきましたが、ニューズリリースが明らかになっているのか、そして大臣に話が行く時間の遅さ、このことを含めて、今お話がありましたけれども、そもそもの中身がきちんと適正なものなのかどうか、このことを再調査していただけないかということをお願いをさせていただきました。

大臣、もう一度御答弁をお願いします。

○梶山国務大臣 事実関係については調査をしたところであります。当然、省全体の責任であり、今後の再発防止に取り組んでいくということになると思っております。

一人のせいにしていくわけではございません。組織的に運用がもう甘くなつていたということも私は認識しております。その運用をしっかりとさせるためにどうしたらいいのかということは今後厳重に考えてまいりたいと思っております。

○山岡委員 一番上層部は、言うなれば、監督責任があつたと最初に答弁がありましたけれども、そのことに対する処分のみならず、監督責任じゃありませんよ、決裁権者がさまたまかかわっているんですよ、当事者ですよ。

さらには、このニューズリリース。責任をとるのは大臣御自身だということがありましたが、もちろん、発出しているのは大臣名で発出しておりますけれども、今回の専決という、省内が決裁を行つて大臣名で発出するという出来事について、極めてこの中身についても大きな不信感があり、

そして、もちろん、これから、コロナウイルスを始め、経済産業省はそうした経済対策の中心になつていかなければいけない。

その中であつて、私は、きちんと正すべきは正す、こうであつてほしいと思つたので、大臣に、これは繰り返してまいりますけれども、再調査をしていただきたい、このことを強く要請させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。私も引き続き、関西電力に対する業務改善命令の一連の事務手続において経済産業省の中で不適切な取扱いがあつたという点について質問をさせていただきます。山岡委員からは、今、事実確認の質問がございました。私からも、その補足の確認と、あとは、これまでの経産省内における文書管理体制、そして研修体制について質問をさせていただきます。思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、事実確認の補足確認をさせていただきます。資料の四のところに、決裁文書の写しがございます。三月十六日に、誤りに気づいて、その後業務改善命令の再発出のための文書決裁が行われた際の文書で、その中に、最後の一文なのですが、「業務改善命令を通知してよろしいか伺います。」という文言がございます。

ただ、私が確認したところ、この決裁文書、この文書が決裁された後、三月二十六日の不適切処理が発覚するまでの間、業務改善命令が再発出されたという事実が確認できませんでした。まず伺いたいのは、この誤りに気づいてから再作成をされた、再決裁をされた後に、三月二十六日までの不正発覚までの間で、業務改善命令が再発出されたのかどうか、この事実を確認したい。また、加えて、もし再発出していなかつた場合に、これは決裁文書に書かれている内容と異なる手続がとられたというふうな受けとめられるわけ

ですけれども、この点についても御認識を伺いたしたいと思います。お願いします。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。まず、御指摘の、三月十六日に業務改善命令の再決裁を行った後、三月二十六日までの間に業務改善命令の再発出を行ったかというところにつきましては、再発出は行っていません。その点につきましては御指摘のとおりでございます。今回の事案に関しましては、廃案及び再決裁に係る起案の決裁を終えた後に、既に関西電力に手交している業務改善命令文を回収し、改めて再決裁の起案に基づく業務改善命令文を手交することが適切な行政手続であつたと考えるわけでございます。

経済産業省といたしましては、今回の一連の不適切な行政手続を進めてまいりたいというふうな考えているところでございます。

○浅野委員 今御答弁にもありましたけれども、今回、まず日付、事実とは異なる日付で決裁が行われたということ、それに加えて、決裁した文書、再決裁された文書に書かれている事務手続から行われていなかったこと、やはりこういった一連の事実を見ますと、現在の経産省内の文書管理体制、事務手続、事務のプロセスを正当に行うこの管理体制というものが、かなり現状、問題がある状態ではないかというふうな我々は危惧しております。

続いて、もう二、三点伺いますが、質問の順番をちよつと変更させていただきます。本日の配付資料にございます二ページ目、資料の二ということをごらんいただきたいんですが、その⑥と書かれているところ、今回の再決裁を考案した担当者の上司に当たる管理職級職員として指定職級職員という二名の職員が掲載されているわけですが、この職員の中に文書管理者あるいは文書管理担当者というのは含まれておりますでしょうか。

○平井政府参考人 御指摘のプレスリリースの六にありますが管理職級職員は、文書管理者でござ

ございます。

○浅野委員 文書管理者だということですから、では、この同じプレスリリースの④に書かれている部分について、電取の事務局と資源エネルギー庁の間で確認を行った際、業務改善命令を再発出することというのはこのとき議論されたんでしょうか。されたかされないかにかかわらず、この確認作業に関する記録した文書は存在するの。そして、その記録した文書というのは文書管理者によって確認されていたのか。この点について伺わせていただきたいと思えます。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。電取委事務局と資源エネルギー庁の間では、電取委に意見聴取することを確認したところでございまして、業務改善命令の再発出については議論をしております。このため、これを記録した文書も存在しないという状況でございます。

○浅野委員 今の答弁は少し不十分だと思います。私が伺ったのは、議論したかどうかにかかわらず、この確認作業を記録してある文書が存在するの。ということ。議論していないのであればそのテーマについての文書が残っていないのは当然なんですけれども、議論していても、その確認作業自体を記録した文書というのは残っていませんでしょうか。

○平井政府参考人 再度お答え申し上げます。確認作業をしていないというためにそうした文書が残っていないというわけではございません。逆に、確認したところを踏まえたものは決裁の文書としてその記述がされているわけですが、ただ、その文書の決裁の日付については、誤った日付が記載されているという事実でございます。

○浅野委員 ちょっと質問と回答が合っていない感じが、もう一度だけ伺います。私が伺いたいのは、電取委事務局とエネルギー庁の職員がやりとりをされた際の記録が残っているのか。そのやりとりを踏まえて決裁文書が作成されて、

その文書が残っているのは我々も目にしていきますからわかりますけれども、この決裁文書をつくるに当たって、その事前作業として、電取事務局とエネルギー庁の職員の方が確認作業をしたときの記録が残っているかどうかを聞いています。

○平井政府参考人 済みません。再三にわたる答弁になりまして、失礼いたしました。

この電取委事務局と資源エネルギー庁の間の確認作業は、口頭で行っております。この口頭の確認作業についての文書というのは残っておりません。

○浅野委員 本日の配付資料の七をごらんいただきたいんですけども、真ん中あたりに赤線が引いてございますが、文書作成に係る記述になります。これは、「経済産業省内部の打合せや経済産業省外部の者との折衝等を含め」、略しますが、「事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録については、文書を作成するものとする。」と記載がございまして、そして、その下の部分、第十三条のところになります。この文書というのは「文書管理者が確認するものとする。」とはっきりと明記がされております。

今、いわゆるこの決裁文書を作成するに当たって電取委事務局とエネルギー庁の職員の方が打合せをしたことというのは、これは要するに事務作業の方向性に影響を及ぼす行為だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。今の口頭の会話につきまして、要すれば、役所の中で会話されている全ての手続というか会話の中で会話をされている今後の行政の方針にかかわるものということになるわけではございませんけれども、なかんずく、本件にしましては、そうしたものを最終的にどういうふうに通理するの。かというところを決裁文書の中で表現しているわけではございません。その事前にあたるような手続を全て記録しているわけではないというのが現状でございます。

これが、その第十二条の二に当たるといえるかどうかというところの判断については、全て我々のところの全部決裁しているのかどうかというところの疑念の余地が残るのかもしれないけれども、全ての会話を記録できるわけではない、物理的にはできない以上は、その重要性を一つ一つの現場のところで判断するよりはかからないというのが現状でございます。

○浅野委員 見解は伺いましたけれども、やはり、今回は、まず初めに、本来あるべき事務プロセスの一部が欠損した状態であるということに気づいて、それをどう対処するかというための打合せだったはず。その結果として今回のような決裁文書上での不適切な処理になってしまったわけですけれども、やはり、こういったことを防ぐために文書を作成するという規則が定められているわけですから、現場の判断というのは必ずしも否定しませんが、少なくとも、今回のような、非定常な、日常にはない、本来あるべきでないプロセスによってスタートした手続については、文書を作成すべきだと私は思います。

続いての質問に移りますけれども、今回の不適切な手続によって、数名の職員の方が処分をされました。ただ、この処分内容というのが軽過ぎるのではないかと指摘を我々はしております。本日の配付資料の、資料の四をごらんください。こちらには、平成三十年に改正された人事院による懲戒処分の指針の一部抜粋をしております。赤線の部分、これが新たに改正によって追加された部分ですけれども、公文書の不適正な取扱、減給又は戒告とするという処分が記載されております。

今回は戒告なんですけれども、余りにも軽いのではないかと、免職又は停職とするというふうには書いてあるにもかかわらず、決裁をしたということでは、虚偽の公文書を作成したということではないでしょうか。だとすれば、照らし合わせれば、免職又は停職ということになるんですけども、今

回、戒告ということで、どう整合性をとっていらっしゃるのか、その部分について見解を伺います。

○糴谷政府参考人 人事院によれば、指針で言う虚偽の公文書の作成とは、刑法百五十六条に規定をする虚偽の文書の作成をいうふうなふうにされております。

今回の事例は、事実と異なる日に決裁をしたと取り繕った手続面に問題があるわけではございませんが、意見聴取を全く行わずに文書上で打ち上げを行うといった行為、また、意見聴取の内容を書きかえたり不適切にゆがめる行為、こうした行為は行われていないわけではございません。こうした点やほかの事例を総合的に見た際に、刑法犯が成立する蓋然性は低いと考えたため、免職や停職といった処分は行っていないところでございます。

人事院の懲戒処分の指針は標準的な例を示したものでありまして、具体的な処分、量定の決定に当たっては、非違行為の態様、故意又は過失の度合い、日ごろの勤務態度、行為後の対応などを総合的に勘案することとされております。

今回の事例も、ほかの同様の事例と比較した上で処分を決定しております。軽い処分とは考えていないところでございます。

○浅野委員 今官房長が御答弁いただいた内容の考え方が整理された省の内規あるいは文書というのは存在しますでしょうか。

○糴谷政府参考人 人事院の指針に従って、先ほど申し上げたような考え方に従って処分を行っているところでございます。

○浅野委員 であるならば、人事院の指針に従ってといたしますけれども、余りにもここに書かれていることと実際の処分内容とがかけ離れている。しかも、今の説明を聞けばもともと聞かぬまま、今も、それを担保する基準というのがある。あくまでも総合的判断、あくまでも現場の、定量的ではなく定性的、感覚的判断に基づいて行われているというふうに思われま

思います。

平成三十年の七月二十日に行政文書の管理の在り方等に関する関係会議決定というのがございまして。この中で、「公文書に関するコンプライアンス意識改革を促す取組の推進」という項目がございまして、内閣官房が主導して、各府省が人事評価実施規程等を改正、文書管理の状況を人事評価に反映させるという項目がございまして、私が事前に事務方に聞いたところ、経済産業省の内規としては、一般職の職員のみ非行為に対する規定というものはあるようなんです。しかしながら、管理職に対する規定というものは存在しないという回答を、けさ大臣官房から回答をもらいました。ただ、それですと、やはりこの関係会議決定の内容に照らすと、本来は管理職に対する処分規定も設けるべきだということに思いますので、ここについては、ちょっと通告できておりませんが、大臣の御所見と、私はぜひ管理職についても規定を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 今回の不祥事を受けまして、いろいろなことをまた検討していかなければならないと思っております。

今委員からお話ありましたように、公文書に関しては、そのコンプライアンス意識改革を促す取組の推進ということで、研修の充実であるとか人事制度面の取組、これは人事評価の部分ですね、あとは体制面ということで、ポストをつくったり組織をつくったりということでありまして、けれども、なかなか現状、経産省においてはそれが機能していないというのが現実だと私も感じております。

しっかりとこれを補完する何かしら制度をつくらなければならぬ、また、対応を行っていかねばならないという思いを現在持っております。

○浅野委員 時間も残り少なくなってきましたので、ここからは文書管理体制について質問をさせていただきますか。

当初通告していた質問をちょっと何点が飛ばさ

せていただきました。質問通告書の二の③の部分について質問をしますが、先ほど少し質問にも含めました。文書管理者と文書管理担当者というのが省の中にはおります。文書管理者は課長、室長クラスが充てられて、現在エネ庁の中には二十二名います。そして、この文書管理者の事務を補助する目的で文書管理担当者というのを置くことになっていて、総括補佐クラスの職員をあてがって、これも二十二名いるということなんです。

ただ、今回のような、管理職ではない一般職員の方々が、やはり、最初ミスに気づいて、日付の変更を行い決裁をし直そうという発想に至ったということ踏まえれば、比較的若い職員の方々が管理職ではない方々に対するコンプライアンス意識の徹底というものの必要性があるように感じます。

私からの提案なんです。この文書管理担当者、今は総括補佐クラスの方だけがなっていますけれども、これは人数が一名でなければいけない理由はありませんので、文書管理者に対して複数名の文書管理担当者を指名して、現場の文書管理能力、文書管理体制を強化すべきと考えますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○糟谷政府参考人 今御質問いただきましたように、文書管理の実施責任者、これは課長とか室長という文書管理者でございますが、その文書管理者が文書管理担当者を指名しております。大体、これは総括補佐一名を充てておるわけでございます。

ただ、それに加えて、書誌情報ですとかシステム管理などを補助するための文書管理補助者も各課室で指名をされているところがございます。

○浅野委員 今の答弁ですと、ほかの方も指名しているということなんです。要は、今の担当者よりもっと多くの人に担当者意識を持っていただいて、当事者意識を持っていただいて、省全体として意識を高めていく体制にするべきだということなんです。大臣、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 現状の体制でしっかりとできていないというのは現実でありますから、委員のおっしゃったことも含めて、どういった対応をするかということを検討してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。では、続いて、今回のプレスリリースにも掲載されておりますが、今回のような事実を再発させないための今後の対策についての質問をさせていただきます。

これも時間の関係で質問を省略させていただきますけれども、現状、行政文書の適正管理のために必要な研修、どのような規模で、どのような時期に、そしてどのくらいの職員が受講されているのか、まず事実関係を確認させていただきます。

○糟谷政府参考人 新規採用職員向けですとか新任管理職向けといったさまざまな階層に応じた研修、また文書管理を行う担当者向けの研修など、さまざまに行っておりますが、特に平成三十年度以降におきましては、毎年、非常勤職員を含む全職員を対象に、公文書管理に関するEラーニング研修を実施しております。

平成三十年度は九千八百九名、令和元年度は一万百八十四名が受講しております。受講率はそれぞれ九九・八％、九九・五％となっております。

○浅野委員 Eラーニングについてはほぼ全職員が毎年受講しているということですが、もう一つ、今年の中で今回のようなケースが起こった。やはり、これをそのまま、このとおり続けていけばいいかといったら、そこはやはり再検討をすべきかと思っております。

私もいろいろ調べてきたところで、先ほど触れた平成三十年の関係会議決定の内容では、文書管理者や幹部職員を対象とする対面研修を行うということ、あとは新規採用時の研修、そして全職員を対象としたEラーニング研修、こういったことが今行われているわけですが、やはり、人数を考えれば難しいというのをはかると

すけれども、こういう状況が起こった以上は、一度、全職員に対して、対面研修なり、Eラーニング研修ではない、直接当事者意識を生むような研修を行った方がよいのではないかと考えます。

例えば、私が以前働いていた企業などでは、こういうコンプライアンス問題や何らかの業務上の不適切な事象が起こった場合には、Eラーニングももちろんやりますけれども、必ず各職場で、例えば上司によって訓示があったり、あるいは何らかの対面研修があったり、こういうことを徹底しています。

ですから、省庁においても同様の、今回の事例を踏まえた、より一歩踏み込んだ周知徹底の取組というのをやるべきだと思いますけれども、大臣の御見解を伺います。

○梶山国務大臣 今回の件を受けまして、次官名で文書を発出しております。さらにまた、委員がおっしゃいましたように、こういうときにこそ、対面での研修であるとか、やはり身近にそういう例があるときにやるべきだと思いますので、これも検討させていただきます。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。時間もなくなってきましたので、最後に一問だけ伺いたいと思っております。

大臣に最後は伺いたいと思っておりますが、今回の一連の不適切な取組、やはり、大臣もおっしゃっているように、現場における意識の低下、管理の甘さ、体制の不備、こういったものが表面化してきた例だと思っております。

こういうのが一つ起こる背景には、何十もの同様な例があるというふうには言われております。ハイリソビの法則というらしいんですけども、今回の事例というのはあくまでも氷山の一角である、今は見えていないその他多くの潜在的な問題に対しても、しっかりと今後、省として取り組んでいかねばいけないと思っておりますけれども、今後の再発防止を徹底して、二度とこういうことは起こさないということに対する大臣の最後の決意、答弁をいただきたいと思っております。

○梶山国務大臣 事前にいろいろな兆候があるというの、やはり現場において、ヒヤリ・ハット運動とか、そういうことも含めて、必ずあるとは思っております。

そして、今回も、結果としては不適切な事務手続ということになりましたけれども、そのほかには、決裁の過程での運用が非常に曖昧であったということも含めて、途中で気づくことができなかったということもありますので、しっかりとこの辺を、運用も含めて、管理職も含めて、上に立つ者も含めて、しっかりと決裁の手続での運用というものも図ってまいりたいと思っております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、斉木武志君。

○斉木委員 立国社の斉木武志でございます。

私も、引き続き、集中審議ということで、今回のミス隠しの事案について、また電取のあるべき姿について御議論をさせていただければというふうに思っております。

まず冒頭、大臣にお伺いいたします。

触れられておりますが、平成三十年九月七日に、人事院事務総長の名前で、懲戒処分の方針についての一部改正の通知が出されました。これは、公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀損した職員は、免職又は停職とする、イ、決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする、大変厳しい、厳格化というのを出した、霞が関としてのまさに規律といえますか指針だと思いますけれども、この人事院事務総長の厳格化、公文書改ざんに関しては厳罰をもって臨みますという指針を出したときの内閣府特命担当大臣、公文書管理担当大臣はどなたでしょうか。

○梶山国務大臣 私が公文書管理の特命担当大臣でございます。

○斉木委員 大変厳しい改正だと私は受けとめました、なぜこのような厳格化を主導されたんですか。

でしょうか。

○梶山国務大臣 当時、公文書のあり方というのが議論をされておりました、計十二回にわたって外部の有識者を中心とする公文書管理委員会というものが開かれました。そして、その中の六回がガイドラインの作成ということで、各省庁のガイドラインも全て、一枚一枚見ただで対応していったということでありまして、その中で、多くの方がやはり罰則も必要だということであろう形になったと記憶しております。

○斉木委員 当時は、森友問題、そして防衛省の日報隠し問題が国会でも大変議論になっておりました。そういった意味、公務員が後から文書を書きかえたり隠したり、こういうことをしないように、こういう厳格化をされたことと主導しておられます、そのような目的があったんでしょうか。

○梶山国務大臣 やはり罰則が必要だということになったと思っております。

○斉木委員 そのように、国民に向けて、これはいわゆる看板です、公務員には今後二度と改ざんはさせませんよ、したら厳罰に処しますよと言った大臣、主導された大臣が、私は、今回の、戒告ですか、一番軽い国家公務員の法律にのっとった処分、四段階のうち一番軽いと思っておりますけれども、これ、なぜ免職又は停職ではないんですか。

○梶山国務大臣 人事院によれば、指針で言う虚偽の公文書作成とは刑法第五十六条に規定する虚偽の文書の作成をいうとされております。このため、刑法犯が成立する蓋然性が高いと判断されるケースでは、指針の標準量刑に従って、免職又は停職を軸に検討すべきものと理解をしております。

今回の事例は、事実と異なる日に決裁をしたと取り繕った手続面に問題はありますが、意見聴取を全く行わず、文書上でつち上げを行うといった行為や、意見聴取の内容を書きかえたり不適切にゆがめるといった行為は行われておりません。こうした点や他の事例を総合的に見た際に、刑法

犯が成立する蓋然性は低いと考えたため、免職や停職といった処分は行っていないということになります。

また、人事院の懲戒処分の指針は標準的な例を示したものであり、非違行為の態様、故意又は過失の度合い、日ごろの勤務態度、行為後の対応など、総合的に勘案することとされております。

今回の事案も他の同様の事例と比較した上で処分を決定しており、懲戒という中で戒告は一つの種類でありますけれども、軽い処分とは考えておりません。

○斉木委員 看板と事実が違うというのが国民の率直な感想だと思います。

森友問題、そして防衛省の日報隠し問題、大変、どうしても霞が関の役人さんは事実をねじ曲げられるんじゃないか、隠せるんじゃないか、そういうことをやめましようということ、公開性、そして透明性を高められたのは大臣御自身です。なぜ、経産省の大臣になったら総合的勘案を乱発されるんでしょうか。

○梶山国務大臣 この事案が発覚したときに、私は、全体像をしっかりと調査するようにということをお願いしました。そして、手続に瑕疵がないかどうか、もし瑕疵があるのであれば修正も含めてどうするかも対応しろということも申しました。

隠せるものでもありませんし、正直に申し述べた上でどういう対応をするかということでありまして、この懲戒につきましても、先ほど申しましたように、刑法犯が適用されるかどうかという蓋然性をもって判断をしたということでもあります。

○斉木委員 刑法第五十六条に二度言及されましたので、そのところ、ちょっと条文をひもといてみたいと思います。

虚偽公文書作成等は刑法でどう規定されているか。第五十六条、読み上げます。「公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を改造したときは、印章又は署名の有無により区別し

て、前二条の例による。」というのが、百五十六条、虚偽公文書作成犯罪の規定ですね。

ここで言う文書の虚偽作成とはどういうものか。これは、この文書の作成権限を有する者が、今回は公務員、まさに経産省の職員で、作成権限を有しておるし、印章も有しております。作成権限を有する者が内容虚偽の文書を作成することを虚偽作成という。これは、日付を十六日とすべきところを十五日として意見聴取を发出了したという、まさに虚偽ですよ。これは虚偽ではないということですか。日付が違うのは虚偽ではないんですか。

○梶谷政府参考人 お答え申し上げます。刑法第五十六条で言う虚偽の公文書の作成に当たるか否か、これは司法機関が技術的、専門的な知見をもとに事実関係の当てはめを行った上で最終的に判断されるものであるというふうに考えております。

ただ、今回の事案は事実と異なる日に決裁をしたと取り繕った、私どもはそういうふうな考えでおるわけですが、そういう手続面に問題はあるわけですが、意見聴取を全く行わないで文書上でつち上げを行うとか、意見聴取の内容を書きかえたり不適切にゆがめるとか、こうした行為は行われておりません。

こうした点やほかの事例を総合的に見た際に、刑法犯が成立する蓋然性は低いと考えているものがございます。

○斉木委員 まず、官房長、指名するまで答弁ちょっとやめていただけますか。大臣に今お聞きしたんです。

大臣、答弁してください。日付が異なる文書を作成することは虚偽の公文書、では、それは虚偽とは言わないでしょうか。

○梶山国務大臣 電取委に意見を求める際の文書の日付が異なっていることは認識をしております。

虚偽か否かは、刑法上の議論を類推させるものであり、司法機関が技術的、専門的な知見をもと

2020年4月15日  
経済産業委員会  
(質疑要旨)

マスク・アルコール消毒液の生産設備導入補助事業について

2020.4.15 (wed) 経済産業委員会 (閣法質疑)

現状・課題意識

- 世界的な需要の増加にて、マスク製造装置の価格が高騰している。他方、現場にはマスクが足りておらず、緊急性・重要性が高い状況にある。
- 生産設備導入補助事業は「国からの要請」が条件となっており、補助上限額は原則3千万円に留まる。
- 事態は一刻を争う状況。企業サイドの視点からも柔軟な対応が求められる。

委員会での  
浅野の発言要約

「国からの要請のみならず、企業が自主的にマスク・アルコールを生産する場合も補助事業の対象に含めるべき。補助率・補助上限額ともにより手厚い補償内容を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「既存の事業者に対して、まずは増産という形でお願いをさせて頂いたが、新規で手を挙げて頂ける企業に対しても補助事業の対象に含めるよう柔軟に対応していく。」



梶山国務大臣

独立行政法人等でのテレワーク環境整備について

2020.4.15 (wed) 経済産業委員会 (閣法質疑)

現状・課題意識

- 4月7日、政府は緊急事態宣言を発令。専門家による諮問委員会は「人との接触8割減」の徹底と呼びかけ。
- 原子力規制庁の令和2年度補正予算案では、テレワーク整備事業として1.4億円計上。
- 緊急事態宣言発令後の対象7都府県におけるテレワーク実施率は約4割に留まっており、接触8割減に向けて一層の取組みが必要。

委員会での  
浅野の発言要約

「原子力規制庁のみならず、独立行政法人や関係団体でもテレワークで円滑な業務が進められるような措置を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「感染拡大の防止からも、各法人においてテレワークを更に推進していくことが重要。政府としても各法人における予算措置も含めたテレワーク環境整備を進めていく。」



田口政府参考人

2020年4月15日  
経済産業委員会  
(質疑要旨)

## フリーランスに対する支援について

2020.4.15 (wed) 経済産業委員会 (閣法質疑)

### 現状・課題意識

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、安倍首相は2月末に大型イベントの自粛を要請。
- 興行主や主催者がイベントを自粛しても出演予定者への配慮は見込めず相次ぐキャンセルに泣き寝入りするケースが多発。
- 特にイベント自粛のあおりを受けている方々には、本人に直接的に支援できるような制度が必要。

### 委員会での 浅野の発言要約

「フリーランスを含む個人事業者の方々は仕事と収入を同時に失い極めて危機的な状況にある。  
資金繰り支援や補助金のみならず、仕事をつくり出すような施策・支援を強く求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「持続化給付金の制度を創設するとともに、融資についても要件を緩和して無利子無担保の措置を講じているが、浅野委員の指摘を踏まえて、今後の支援のあり方を検討・実施していく。」



西山政府参考人

## 特定DPF※の透明化及び公正性の向上に関する法律案について

2020.4.15 (wed) 経済産業委員会 (閣法質疑)

### 現状・課題意識

- 近年、GAF Aや楽天などのDPF事業者が利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たしている。
- 他方、一部の市場では規約の変更や出店事業者の要請に対する手続体制が不十分であり公正性・透明性が課題に。
- 本法案では特定DPF事業者に限定して規制を導入するが、市場全体の取引の公正性・透明性の確保が求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「DPFのビジネスは非常に速く、事業規模が大きくなった後では規制の網はかけれない。  
情報開示と手続体制の整備については特定DPF事業者に限らず、参入する全てのDPF事業者に課すべきだ。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「特定DPF事業者に限って規律を導入することで、小さいDPF事業者は過重な負担なく活動することができ競争も促進される。  
今後、必要に応じて対象に追加できるように運用にあたっては十分に配慮する。」



西山政府参考人

※DPF:デジタルプラットフォームの略称

→異なる要素やグループを結びつけてネットワークを構築する基盤

2020年4月15日  
経済産業委員会  
(質疑要旨)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案について

2020.4.15 (wed) 経済産業委員会 (閣法質疑)

現状・課題意識

- 5Gシステムは自動運転や遠隔医療などSociety5.0の実現に不可欠な社会基盤。
- 総務省は特区※を活用して5Gの実証実験を進めると表明。(Beyond 5G推進戦略)
- 導入にあたっては、地方創生につなげる意味合いでも、地方への投資が進む仕組み作りが求められる。

委員会での  
浅野の発言要約

「開発後の事業戦略は非常に重要。5G推進戦略は特区だけではなく、地方都市においても環境整備を進めるべきだ。」



政府の答弁要約

「浅野委員指摘のとおり、地方での活用が非常に大事だ。農業や製造業、観光業の方々と連携しながら、特区に限らずさまざまな分野の実証を進めていく。」



※特区:国家戦略特別区域の略称

→地域や分野を限定して規制緩和や税制面での優遇を行う規制改革制度

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第七号

令和二年四月十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君

理事 小林 鷹之君

理事 武藤 容治君

理事 山岡 達丸君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 山内 智生君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 黒田 岳士君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 海老原 諭君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 村手 聡君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 森 源二君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 稲岡 伸哉君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 赤澤 公省君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 田原 康生君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 住澤 整君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 宇波 弘貴君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 田口 康君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 吉永 和生君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 藤木 俊光君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 河西 康之君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 中原 裕彦君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 上田 洋二君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 須藤 治君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 西山 圭太君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 江崎 禎英君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 奈須野 大君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 渡邊 政嘉君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 中原 淳君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 佐野圭以子君

審議官村手聡君、総務省大臣官房審議官森源二君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、総務省大臣官房審議官赤澤公省君、総務省大臣官房審議官住澤電波部長田原康生君、財務省大臣官房審議官佐藤整君、財務省主計局次長宇波弘貴君、文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官田口康君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、経済産業省大臣官房審議官河西康之君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、経済産業省大臣官房商務情報政策局長西山圭太君、経済産業省商務情報政策局長渡邊政嘉君、経済産業省商務情報政策局長佐野圭以子君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、中小企業庁事業環境部長奈須野大君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君及び国土交通省大臣官房建設流通政策審議官中原淳君の出席を求め、説明を聴取したと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。柿沢未途君。

○柿沢委員 おはようございます。新型コロナウイルスの感染拡大に関する問題、後でかなりの時間をとってお聞きをいたしますが、私がなぜこんなマスクをしているのかも後でわけをお話をしたいと思いますけれども。

この際、お語りいたします。

す。そういつた中で、ちよつとコロナの話に戻りますが、私、千葉県と申しましたが、今、東庄町という町で、これは障害者の福祉施設なんです。集団感染が起こっています。これは利用者さん八十二名のうちの七割近くが感染して、職員さん六十七名のうちの六割ぐらい、半分以上の方が感染を止めたんです。このときに、医療チームに関して、例えば災害派遣医療チームのDMATだとかDPAATだとか、そういうのがあるので、私の理解は、医療はそれなりにきちんとやられているだろうというふうに思っています。今、なかなか中に入れないので、私も見られてはいないんですが。

だけれども、大きな問題が出ているのは介護の方なんです。この施設は入所施設で知的障害の方がいらつしやるんですが、介護の方がこういうチームがないから、それで、感染している人たちがいるから応援に入ってほしいと言つても、応援に行つていただける方がなかなかないんです。それは感染の問題もあるし、あるいは、別の施設から行くことと自分の施設が困つてしまうかもしれないし、家族の問題もあるかもしれない。だから、今議論に少し出ているのは、DWAATではないんですけれども、災害派遣福祉チームみたいなものをやはりつくって、何かあったときに、ばつと福祉の分野も入らなきゃいけないんじゃないかという、これも以前から議論はあったんです。これは、東庄町、千葉県だけではなくて、高齢者福祉での集団感染なんかも出てきています。

ですから、こういうところは非常に重要だと思ふんですが、そういつたときに、じゃ、例えば、そういう部隊が行つたときに、遠隔でいろいろなことのできないかどうか。例えば、給配膳なんというのはかなりロボット化ができるわけです。あるいは、掃除なんかもロボット化できるわけですね。特に私がこの分野の方から言われているのは、

例えば、医師が診察をするときに、突然知らない人が来ると動揺してしまう、だけれども、その近くにロボットみたいなものがある、それで例えば親御さんだとか身近な人が声をかけてあげながら診療するとか、ちよつとパニックになりそうになつたときに、そうやって身近な人が遠隔で声をかけてあげれば、それで気持ちがすこく休まるのか、そういうことがあるというふうなことも聞いています。

ですから、例えば、こういう分野にしっかりと、これは厚労省の分野だと先ほどの話みたいに思ふかもしれないんですが、ロボットだとか、こういう通信の問題もあるわけですから、もつと経産省がアイデアを出して、それで、こういうようなところに、これはもう日本は世界一だというふうなことをぜひやっていただきたいというふうに思ふんですが、大臣、ちよつとコメントをお願いします。

○梶山国務大臣 委員おっしゃつたように、いろいろな形でいろいろな分野でアプリケーションの開発というものが出てくると思ふますし、全ての分野でそういつたことが必要だと思つております。

介護の現場というの、私も導入しているところを何か所か見てきましたけれども、それらをどう整合性をとるか、ツールで考えるかということもありますし、会話が出来るロボットの、そういう開発をしている企業も私も見てきておりますので、ぜひ、5Gを活用した上で、アプリケーションの開発、そして、そのベースとなる先端技術の半導体の開発というの、もあわせてしっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

○宮川委員 前回、私、マスクマップの話とかもしたと思ふんですが、4Gでやれることはたくさんあるんですよ。それで、きょう、もう一つ、介護の分野の、書類が物すごい書類で、ペーパーワークでもう埋もれちゃつているという話もしたかったんですが、

ちよつと時間がないからやめますが。今、4Gでやれるいろいろなことがあるわけだから、そこをどどんと投資をして、やはり経産省が中心になってアプリケーション関係を開発してほしい。4Gの部分でいろいろなことをやっていくと、その中で、もつとスピードが必要だとか容量が必要だとか、それが5Gにつながるわけですから、私は、4Gでやれることがたくさんあるのに、何か、これは厚労省の問題だとか、国交省の問題だとか、文科省の問題だとかで、進んでいないことがいっぱいあると思ふますから、ぜひ、大臣、リーダーシップをとつて、じゃ、最後、お願いします。

○梶山国務大臣 大企業のみならず、スタートアップ企業そしてベンチャーへの支援というのもここで考えていかなければならないと思ふますし、JIC等でベンチャーファンドをつくるというふうな方向性もありますし、しっかりとそういった企業のアプリケーション開発というものを支援してまいりたいと思つております。

○宮川委員 ありがとうございます。私の質疑を終わりにします。

○富田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時一分開議  
休憩前に引き続き会議を開きます。

○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。まず初めに、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、現在療養中の方々の一刻も早い御回復をお祈り申し上げます。また、今、医療の現場を始め、世の中のインフラを動かしてくれている多くの方々、そして、こ

の経済産業分野において日々現場に寄り添う対策を検討いただいている省庁の皆様にも冒頭感謝を申し上げます。本日は、5GそしてGAF Aの規制に関する法律の審議ですけれども、この状況に鑑み、冒頭、新型コロナウイルス対策について質問をさせていただきます。

本日準備した資料の一をごらんいただきました。こちらは、令和二年度の補正予算案の中でマスク、アルコール消毒液等の生産設備導入補助事業について記載をされている資料を抜粋したものでありますが、これについて、最初、質問させていただきます。

この左側の下に成果目標というところがござい。ここに書いてあることとしては、マスク、アルコール消毒液等の生産設備の導入を支援すること不足の状況を速やかに解消することというふうな記載がございます。

ただ、現場の人たち、あるいは我々から見てもそうなんですけれども、これは目標というよりは目的だと思ふます。目標というのは、あくまでも定量的な目標が望ましいと思つております。

これまで委員会の質疑の中でも、マスクの需要量に対して供給が不足しているということは、皆さん、誰の目からも明らかですけれども、じゃ、一体どれだけの必要なのか、どのくらいをつくらなければいけないのか、その見通しすらつかみ切れないような状況であります。

ここで、まず最初の質問は、マスクそして人工呼吸器の想定需要、また目標生産数を定めるべきではないかと思ふんですが、この点に関する政府の見解をお伺ひしたいと思います。足元の需要が急激に拡大し、供給が追いついていない状況であると認識をしております。小売店舗の店頭では品薄状態が継続するとともに、入荷したマスクがすぐに売り切れとなる状況であります。



府が余計なお金を払うということにはならないと思ひますし、ぜひそこは柔軟な御対応をお願いしたいと思ひます。

その上で、この補助対象者の設定の方法について、この点に関しては、最後、質問したいと思ひますが、資料にありますように、補助対象者の前提として、「国からの増産要請を受けて」という限定がつけられています。

今、議論にありましたように、ほかにも協力できる能力がある企業、そして関心を持っていてる企業というのは世の中にたくさんあるんですけど、補助を受ける前提として国からの要請が必要になってしまつと、要請を受けるための手続に時間を要するんですね。ですから、企業が自主的につくつた場合でも、申請を出して届出で認定を受ければこの補助事業の対象になるとか、そういった柔軟性も必要ではないかと思ひます。それらも含めて柔軟に対応してまいりたいと思ひます。

○梶山国務大臣 既存の事業者に対して、まずはその増産ということをお願いしてまいりました。そして、新規で手を挙げていただいているところも十三件のうちにもございます。それらも含めて柔軟に対応してまいりたいと思ひます。

○浅野委員 一刻を争いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。  
では、続いて、本日、参考人の方にも来ていただいておりますが、独立行政法人等でのテレワーク環境整備の状況について伺いたいと思ひます。  
まず、独立行政法人等のテレワーク環境整備に係る予算がどのくらいこのところ確保されているのか。とりわけ、きょうちよつと議論したいのは、資料の二にございますように、これは令和二年度の補正予算案の中で、原子力規制委員会のネットワークシステム整備事業として一・四億円程度が措置される案になっております。  
中身を見ますと、テレワーク可能なモバイル端末の整備ですとか、それに必要なネットワークシステムの構築というのが予算の目的でして、四行

の最後の一行です。ね、「原子力事業者との審査会合や面談を継続的に実施できる体制を維持する」ということが書いてあります。問題は、きょうこの質問をする際の背景としては、規制委員会はこの予算で環境が構築できたとしても、会議をする相手側にその環境がなければ何にもならないわけです。

ただ、私が調べたところでは、今回の補正予算の中に、相手側、つまり独立行政法人等の、原子力関係事業者の方にそういう予算はありませんでしたが、この点について着目した、まずは近々の予算状況について教えていただきたいと思ひます。

○田口政府参考人 お答えいたします。  
文部科学省所管の独立行政法人等におきましては、これまで各法人の規模や特性等に応じてIT環境の整備に努めてきておりまして、その中でテレワークを実施可能な環境も整備されつつあるところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策に当たりましては、各法人において運営費交付金等の中で弾力的な予算執行を進めてございまして、特に緊急事態宣言対象地域に所在する職員については、例えば、原子力機構の場合にはほぼ全員、九七％がテレワークを実施しているほか、理化学研究所や科学技術振興機構においてもおおむね八割以上がテレワークを実施しているなど、既に取組が進められているところでございます。

引き続き、感染拡大の防止や災害時等における業務体制の維持、確保の観点から、各法人においてテレワークを更に推進していくことが重要と考えてございまして、文科省としても、各法人におけるテレワーク環境の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○浅野委員 ぜひその取組は行っていただきたいんですけども、働く現場から私のもとに届いている状況としては、例えば、東京都内や関東近郊に事務所、事業所がある独立行政法人については、一部閉鎖して、そこに勤務している方々が今

約二百名程度いるそうなんです。テレワークを実施しているそうなんです。海外の事務所も含めて二百名ということなんです。ただ、テレワークするときの例えばパソコン類、モバイル端末とこののは貸与をするんですが、二百名でも足りていないということなんです。今、実際、そういう現状があつて、その場合には個人のパソコンを使つてもらつたりスマートフォンを使つてもらつたりして、自己負担の部分もありながら対応していただいているという状況らしいんです。

私は、この資料二にあるように、こういう状況下でしっかりと円滑な業務を進められるための環境整備というのは必要だと思ひますが、原子力規制庁のみならず、しっかりとそういう独立行政法人、外郭団体、関係団体にも目を配っていただいて、適切な状況把握と適切な措置というのを行つていただきたいと思います。文部科学省、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○田口政府参考人 文科省としましては、先ほど申し上げたとおり、各法人におけるテレワークを更に推進していくための予算措置も含めた環境整備を進めてまいりたいと思ひます。

○浅野委員 よろしくお願ひいたします。  
では、続いて、コロナ関係はこれで最後になりますが、フリーランスに対する支援策についてもお伺ひさせていただきます。

本日、資料三をごらんください。これは、フリーランスの方を取材した新聞記事になるんですが、本日に、これを読みますと、フリーランスの方々が今厳しい状況に置かれているというのが読み取ることが出来ます。

感染拡大を受けまして、安倍首相は二月末に大型イベントの自粛を要請した結果、四月ころには、ほぼ全てのイベントが中止や延期になって、この取材を受けた方の場合には二十三本の仕事がなくなつたそうでありまして。問題なのは、興行主や主催者がイベントを自粛しても、出演予定者への配慮は見込めないそうなんです。日本俳優連

合という組織の理事長を務めている俳優の西田敏行さんの声としては、生活に困窮する事態、若手の中だと思ひますが、そういう事態が見えてくる、私たちにとっては仕事と収入の双方が失われ、生きる危機に瀕する事態だということであり

きょう、この後質問させていただくのは、今回の補正予算案の中に、今後の振興策として、例えば旅行券の割引ですとかというものが盛り込まれておりました。ただ、これだけだと、旅行会社やイベント主催者は収入がふえるかもしれないが、それが直接、そこに出演する出演者の方とかフリーランスの方々の収入、仕事に直結するかどうかというのは、これは保証されていないわけですね。

ですから、新型コロナウイルスの感染拡大を食い止めるためのイベント自粛要請のおおりに受けている方々、特にフリーランスの方々には、直接的に支援をできるような施策を考へるべきだと思ひます。その中の一つが、今回、持続化給付金のかなというふうにも思つておるんですけども、ぜひ今後政府の中で検討いただきたいこととして、例えば、企業やイベント会社がこれから行う広告宣伝、プロモーション活動、こういったところにおいて、こういう芸能界の方ですとかフリーランスの方々というのが雇われて出演をされるわけで、企業の後押し、なおかつフリーランスの方々の仕事を後押しするような施策を求める声が上がつております。

ぜひ、こういった支援策を考へていただけないかというふうにも思ひますが、政府の御見解を伺いたいと思ひます。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。  
今委員からも御指摘がございましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う大規模イベントなどの自粛によりまして、それを主催しております中小・小規模事業者のみならず、コンサートなどに出演する方々、あるいは制作に携わつてい



そのあたりの解釈について、どういう理解をすればよいのか、お答えいただきたいと思ひます。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

私どもも、大きな考え方としましては、委員がきよの御質問の冒頭でおっしゃられましたとおり、基本的には、民間と民間のビジネスについては原則自由で、不正なことがあった場合に独占禁止法で、競争政策の領域であれば、対応するというのが基本だというふうに考えております。

今回、こういう法案を御提案を申し上げているのは、デジタルプラットフォームについては他の一般の民間のビジネスモデルとは異なる特徴があるので、あえて一般のビジネスとは違う規律を導入しようという考え方に立っておりますが、あくまでその範囲は、この法案の基本理念にもうたわれておりますように、必要最小限のものとするという考え方に立っております。

その際、では、なぜデジタルプラットフォームという業態に着目して透明性や公正性を高める必要があるのかということについて申し上げます。やはり、先ほども触れさせていただきましたけれども、デジタルプラットフォームというものが、いわゆるネットワーク効果が働きやすい、つまり多くの人が使えば使うほど便利になるので、一旦大きくなり始めるとどんどん大きくなるということがあり、結果として、それを利用される方からごらんになると、今利用しているデジタルプラットフォーム以外に切りかえることが非常に難しいという、いわゆるロックインのような効果が働いているというのが大きな背景にございます。したがって、今の御質問に戻させていただきますと、こうした背景から、特定デジタルプラットフォームとして指定をし、規律を導入するものについては、やはり、今申し上げたようなことが性格上存在して、なおかつそれが実態で確認されているということが必要だというふうに考えております。

そういう意味において、先ほど御質問のございました、さまざまな情報開示や自主的な手続の体制の整備については、その対象になるデジタルプラットフォームの、あるいはその業態が、国民生活や国民経済への影響が非常に大きく、先ほど申し上げたようなことを含めて、ネットワークの効果を結果として利用の集中が進んでいて、それを利用して一定の規模があるなどの事情を勘案して対象とするという考え方に立っております。

したがって、そういう背景のないもの、つまり、利用の集中が進んでいない、切りかえようと思えば別の相手方があるようなものについては、事実上、一般のビジネスと差がないようなものとして取り扱われることができるということ、あくまで先ほど申し上げたような実態が確認できるようなものに限って今回の規律を導入しようという考え方に立っております。

以上でございます。

○浅野委員 今、答弁の中でもおっしゃいましたけれども、まさに、これは、一旦大きくなり始めた後、どんどん大きくなるんですね。大きくなった後、このように規制、事前規制を適用する。これはいいことだと思ひますが、問題は、大きくなった後からこういう事前規制のようなものをやるというやり方、いいのかわからない話なんです。やはり、デジタルプラットフォームのビジネスというものは非常にスピードが速い、そして、どの事業者も今後大きくなる可能性はあるわけでありまして、大きくなった後でこの規制を導入するのは、大きくなってからこの規制を導入するのは、この網ではかけられないわけですね。

○浅野委員 今、答弁の中でもおっしゃいましたけれども、まさに、これは、一旦大きくなり始めた後、どんどん大きくなるんですね。大きくなった後、このように規制、事前規制を適用する。これはいいことだと思ひますが、問題は、大きくなった後からこういう事前規制のようなものをやるというやり方、いいのかわからない話なんです。やはり、デジタルプラットフォームのビジネスというものは非常にスピードが速い、そして、どの事業者も今後大きくなる可能性はあるわけでありまして、大きくなった後でこの規制を導入するのは、大きくなってからこの規制を導入するのは、この網ではかけられないわけですね。

ですから、私が言いたいのは、デジタルプラットフォームの事業を行う方々は、まずは自主的に情報開示をし、そして相談体制、手続体制を整備した上でこのデジタルプラットフォーム事業に参入していただく、その方が産業全体としての透明性、公正性は確保できますし、あるべき論としてはそちらの方が適切ではないかというふうに考えておりますが、改めて、それでもやはり大きくなつた後からでいいんだという理由があるのか、あつたらば、ちよつと御答弁いただきたいと思ひます。

ただ、もちろん、他方、この法案そのものは、EUの規則を参考にしておりますけれども、EUの規則と比較しますと、幾つか特徴がございます。その一つは、先ほど委員から、まさにこのデジタルプラットフォームというものは日進月歩で、非常に状況がすぐよく変わるという御指摘がございましたが、EUの、デジタルプラットフォームに相当するが、この法案に相当する規則は、デジタルプラットフォームについて規則で限定列挙しているんですけども、この法案自身は、実態をいろいろ調べながら、必要に応じて追加ができるような体制をとっておりますので、運用に当たっては、その柔軟性の確保については十分配慮をして行ってまいりたいというふうに考えております。

えてこの二つに決めたのか、それとも何らかの事前情報があつて絞り込んだのか、そのあたりが不透明です。ぜひお願いしたいのは、今後の継続的な調査に当たっては、どの範囲を対象として調査をするのか、そして、どの程度の頻度で調査をすべきなのか、調査のあり方についてしっかりと検討する委員会のようなものをつくっていただいで、専門的知見、そしてリアルタイムな状況を踏まえた上での調査をしていただきたいというのがこの質問の趣旨なんですけれども、それに対する政府の見解をいただきたいと思ひます。

○西山政府参考人 ありがとうございます。お答えを申し上げます。

我々経済産業省、あるいは公正取引委員会なども含めて、この検討に当たりますと、二つのこと、今委員から御指摘がございましたけれども、まず実態がどうなっているかという調査と、それから有識者の方々の意見を踏まえるということをやつてまいりました。

特に前者について申し上げますと、公正取引委員会が、報告書を、公表されている報告以外にも、結果については公表しておりますけれども、さまざまな、ウエブアンケートなども含めて、かなり広い業態についてさまざまな、懸念があるかないかということについて調査も行つてまいりました。そうした調査全体を踏まえて、先ほど申し上げたような、利用の集中度が進んでいて取引上の懸念があるという声が非常に大きかつたものが、結果として見ると、オンラインモールやアプリストアであつたということでございます。

その選定に当たりましては、もちろん有識者の議論、特に、例えば、先ほど諮問委員会というふうにおつしやられましたけれども、もちろんそういう名称ではございませんけれども、これもEUの規則の立案に当たつて行われたのを参考にしまして、先ほど申し上げましたけれども、内閣官房にデジタル市場競争会議、あるいはその下部組織としてワーキンググループを設けて、そこにデジタルプラットフォームの動向にかなり通曉して

いる方々に参画をいただいで御意見をいただくという体制をとつてまいりました。

そうした御議論を踏まえて、今般、当面対象としようというふうに考えておりますのは、繰り返しになりますけれども、実態調査の結果、懸念が多岐表明されたかどうか、あるいは、その有識者の方々の御意見を踏まえて、オンラインモールとアプリストアというふうにしておりますけれども、もちろん、継続的に、その場、すなわちデジタル市場競争会議の場などを使いながら、あるいは、当然、具体的に特定デジタルプラットフォームを指定すると政令で指定するということになりまして、さまざまな公のブリックコメントなども受け付けながら指定の作業を進めることを通じて、さまざまな意見の反映を図つてまいりたいというふうな考えております。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

時間もわずかですので、最後の質問にさせていただきます。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案で、5G、ポスト5G活用システムと先端半導体技術の開発支援という部分について取り上げますが、これは、開発した後の展開戦略というのが非常に重要だと思つています。

総務省が出しているビジョン5G推進戦略の中で、きょうの資料六のページをごらんいただきましたんですが、右下の赤い四角で囲つている部分、「二つの街を「リビング・テストベッド」として自由かつ柔軟な実証を実施できる環境を整備。」する、そして、括弧書きで「スーパーシティ」構想など国家戦略特区を活用。」すると書いてあるんですが、ちよつと時間がないので質問を簡潔に言いますと、特区だけではなくて、地方都市においても環境整備を推進すべきではないかというふうな思つております。そつちの方が展開戦略としては現実的なのではないかと考えておりますが、最後に政府の答弁を求めて、質問を終わりたいと思ひ

ます。

○田原政府参考人 お答え申し上げます。

5Gの普及、展開という意味では、委員御指摘のとおり、特区に限らず、地方の隅々までいろいろ使われるということが非常に大事だと私も認識しております。

私も総務省の方では、この5Gの導入に向けて、いろいろ開発実証を全国各地で行つてきていくところがございますけれども、今年度以降も、ローカル5Gの活用というのを念頭にしながら、ローカル5G開発実証というものの予算を確保しております。これは戦略特区云々に限らず、さまざまな地方において、農業ですとか製造業あるいは観光業の方々と連携しながら、さまざまな分野の実証を行つていきたいと考えているところでございます。

私もといたしましても、この5Gのインフラ整備とこつちつた利活用というものを一体的に推進することで、5Gの地域を含めた展開というのが加速されると考えているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

まず、5G法案でありますけれども、経産省に伺います。

本法案は、安倍政権が国家プロジェクトとして進める5Gの通信基地局の開発計画前倒しに対して、設備投資額の一五%もの破格の法人税減税を行うものであります。

そこで伺いますが、二年間の時限措置ということと、二百三十億円の減税が見込まれております。この時限措置の延長はないということよろしいんでしょうか。

○西山政府参考人 今御質問の5G設備投資減税でございますけれども、この税制の適用の期間は、今御質問のように、二〇二〇年度から二〇二一年度ということになっておりますが、この趣旨は、そ

の期間を限定することを通じて、全国キャリアが行う基地局の前倒し整備を進めること、あるいは、いわゆるローカル5Gも含めて、5Gのインフラの早期の普及を促進していくために措置されるものでございますので、現時点では、この二年間の適用期間を延長することは想定しておりません。

以上です。

○笠井委員 現時点では想定していないということですが、延長はない、それを延長する可能性はないということもはっきり言えるようなことなんでしょうか。

○西山政府参考人 この税制の適用期間を延長することは想定していません。

もちろん、二年後になったときに、その時点においてこの5Gを、この制度かどうかは別に、どのように支援するかという議論は当然あるかと思ひます。

以上でございます。

○笠井委員 そういふ意味では、延長はあり得る、可能だということでもあります。

これまでも、例えば二〇一七年に期限切れを迎えるはずだった研究開発減税を延長して、六千億円もの減税額の約九割が大企業向けでありました。しかも、その九割を上位十社が占めるということと、総務省行政評価局も、国民への説明責任が果たしていないと指摘したほどの大盤振る舞いであつたわけでありまして。今回も延長ということを繰り返すことになれば、減税規模は二百三十億円にとどまりません。

そこで、総務省に伺いますが、当初5Gの投資促進税制として要望していたのは五%の税額控除だったんじゃないかと思うんですが、その確認をお願いいたします。

○赤澤政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の二〇一九年八月末の令和二年度税制改正要望における5G投資促進税制の法人税、所得税の税額控除率でございますが、御指摘のとおり、五%ということでございます。

2020年4月17日  
経済産業委員会  
(質疑要旨)

マスク製造装置の国内生産能力の強化策について

2020.4.17 (fri) 経済産業委員会 (閣法質疑)

現状・課題意識

- マスク設備の導入補助上限額は原則3千万円だが海外製の設備は2千万から3千万円、国内製は1億円以上の価格帯。
- 4月15日の経産委員会で浅野から上限額の引き上げを要請するも、梶山大臣は「上限額の引き上げが必要な状況にない」と答弁。
- マスク需要は増す一方であり、特に医療分野では一刻を争う状況に。早急な対応が必要。

委員会での  
浅野の発言要約

「設備価格の高騰を鑑みると、上限額が3千万円では不十分。海外設備の納入遅延などのリスクに備え、上限額には融通性を持たせるべきだ。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「通常の設備については原則3千万円を上限額としているが、人手を要しない等、高性能な設備については、上限額を2億円に引き上げることとし、柔軟に対応する。」



梶山国務大臣

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案について

2020.4.17 (fri) 経済産業委員会 (閣法質疑)

現状・課題意識

- 米国や中国では急速にドローン市場が拡大しており、特に米国内の商用ドローンは現在約30万機、2023年までに3倍程度に増える見込み。
- 世界中で使用されるドローンの約70%が中国メーカーであり、日本国内においても圧倒的なシェアを占める。
- 日本でも企業がドローンを使ったビジネスに乗り出しやすい環境整備が必要。

委員会での  
浅野の発言要約

「現在、国内メーカーは海外と比較し遅れをとっており、安全性・信頼性を含めて開発途上だ。今後、安全性・信頼性を十分に踏まえた上で国の指針へ適用を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「海外メーカーが高いシェアを占めているが、今後、成長が期待される産業用途において予算措置を講じながら、国内のドローン産業の拡大を後押ししていく。」



春日原政府参考人

衆議院 第二百一回国会 経済産業委員会 會議録 第八号

令和二年四月十七日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君 理事 神山 佐市君

理事 小林 鷹之君 理事 鈴木 淳司君

理事 武藤 容治君 理事 田嶋 要君

理事 山岡 達丸君 理事 鰐淵 洋子君

理事 山岡 将吾君 理事 穴見 陽一君

安藤 高夫君 理事 石川 昭政君

石崎 徹君 理事 岡下 昌平君

神田 裕君 理事 高村 正大君

國場幸之助君 理事 武部 新君

辻 清人君 理事 富樫 博之君

野中 厚君 理事 福田 達夫君

穂坂 泰君 理事 星野 剛士君

細田 健一君 理事 三原 朝彦君

山際大志郎君 理事 吉川 越君

和田 義明君 理事 浅野 哲君

落合 貴之君 理事 柿沢 未途君

斉木 武志君 理事 中谷 一馬君

宮川 伸君 理事 山崎 誠君

中野 洋昌君 理事 笠井 亮君

足立 康史君

経済産業大臣 梶山 弘志君

内閣府副大臣 宮下 一郎君

財務副大臣 遠山 清彦君

厚生労働副大臣 稲津 久君

厚生労働副大臣 橋本 岳君

経済産業副大臣 松本 洋平君

内閣府大臣政務官 神田 憲次君

経済産業大臣政務官 中野 洋昌君

国土交通大臣政務官 佐々木 紀君

政府特別補佐人 杉本 和行君

(公正取引委員会委員長)

政府参考人 (内閣官房日本経済再生総合事務局官民一体型キャンペーン準備室次長) 風木 淳君

政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長) 長谷川周夫君

政府参考人 (金融庁総合政策局参事官) 齋藤 馨君

政府参考人 (消費生活審議官) 高島 竜祐君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 森 源二君

政府参考人 (総務省大臣官房参事官) 二宮 清治君

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 赤堀 毅君

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 春日原大樹君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 河本 健一君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君

政府参考人 (国土交通省大臣官房建設流通政策審議官) 中原 淳君

政府参考人 (国土交通省航空局安全部長) 川上 光男君

経済産業委員会専門員 佐野圭以子君

委員の異動 四月十七日

菅 直人君 補欠選任 中谷 一馬君

菅 直人君 補欠選任 菅 直人君

同日 菅 直人君 菅 直人君

業省大臣官房審議官河本健一君、経済産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房建設流通政策審議官中原淳君及び国土交通省航空局安全部長川上光男君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。國場幸之助君。

○國場委員 本日は、貴重な質問の機会をありがとうございます。

それは、特定高度情報通信技術活用システムに関する法案について質問を行います。

まず、新型コロナウイルス対応でできることという問題意識で質問したいと思うんですが、この法案をこの時期に審議する歴史的な意義とタイミングとして、特定高度通信技術を活用し、いかに感染症との闘いに勝ち、経済再生に資するのかがという時代の要請、課題克服にもあると考えます。

事実、この法案の第一条「目的」にも、「我が国の安全保障に寄与することを目的とする」と明記されており、サイバーセキュリティや中国の通信機器も安全保障上の重要課題ですが、感染症というテーマも国家安全保障上の緊急課題でございます。

この法案がどのように貢献できるのか、国民の命と健康を守るためにどのような余地があるのかについての答弁をお願いします。

○梶山国務大臣 今回の新型コロナウイルスの感染症の拡大の局面において、我が国の課題という

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。

この際、お諮りいたします。



○浅野委員 続いての質問に移ります。

この補助率が現状の状態でもさまざま問合せが来ているということなんですけれども、このマスクの製造装置の導入に対しては、あらゆるメーカーが簡単に導入できるものではないということなんです。今、あくまでも、増産要請をしているのは、これまでマスクを製造してきたメーカーに対するさらなる増産の要請をしていますけれども、全くマスクをつくったことのない企業が、クリーンルームですとか設備に余裕があるので協力したいという場合には、なかなかこれは簡単にマスク生産を開始できないような状況にあるというふうに伺っています。

そこで、マスク、人工呼吸器の製造に初めて参加する企業に、より参加しやすくするためにどういった対応をすべきなのか、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

マスクや人工呼吸器に関しまして、供給体制を速やかに確保するというところで、国内の既存企業による増産や輸入の拡大について働きかけを行っておりますが、今先生御指摘のように、それに加えて、異業種からの協力を得ることも重要だということに思っております。

一方で、今、これもまた御指摘ございましたように、異業種の方がいきなり生産にかかるといことはかなり難しいということも事実でございます。そのため、マスクの設備投資補助金に関しては、初めに参画する事業者については、マスクの生産経験のある事業者と連携して材料の調達、販路の確保が可能ということを確認させていただいた上で申請をしていただくということで、これまでの十三件のうち三件については、こうした事業者間連携ということで新たな事業者の方に入ってきていただいている、こういう案件になってございます。

また、人工呼吸器に関しまして、設備投資支援や医療機器メーカー等他業種の連携促進を行っております。また、厚労省においても審査プロ

セスの迅速化ということに取り組んでいただいております。企業の新規参入を後押ししているところでございます。そうした中で、自動車メーカー、電機メーカー等からの協力も具体的な事例がはじまっているというふうに承知してございまして。

今後とも、厚労省等と連携しまして、異業種を含む企業の協力、連携を促していくということについてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○浅野委員 ぜひお願いします。

繰り返しになりますが、やはり今、マスク、人工呼吸器や消毒薬、あらゆる医療関連物資が不足している中で、まず、投資障壁を、導入障壁をできるだけ取り除く努力と、そして、今おっしゃっていたような、より多くの企業がこの輪の中に入ってきやすいように、例えば、今、既に生産経験のある企業と未経験の企業が連携をする必要があるということをおっしゃっていましたけれども、この連携をする部分はあくまでも企業間同士の自主努力になっていきますので、そこをいかに円滑に政府が後押しできるのか、この部分については、ぜひさらなる検討をお願いしたいと思います。

では、続いての質問なんですが、特定デジタルプラットフォーム関連の質問に移らせていただきます。

こちら一昨日の議論の続きになりますけれども、私として前回も主張させていただきましたが、スタートアップしたばかりの比較的ネットワーク効果の小さなデジタルプラットフォーム事業者の創意工夫、イノベーションを阻害しないことは確かに重要であります。その一方で、業界において透明性や公正性を持つ取引環境を実現することもあわせて重要だと思っております。しかも、この二つというのは、決して相反するものではない、両立可能なものであると思っております。そのために必要なことは、この法律の中でも規

定されておりますが、情報開示と手続、体制の整備、この部分については、特定デジタルプラットフォーム事業者のみならず、この業界に参入する全ての事業者が基本的には守るべき責務としてこの法律の中に位置づけるべきではないかというふうに思っております。改めて政府の答弁を求めたいと思います。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

今、委員の御質問にもございましたとおり、デジタルプラットフォームあるいはデジタルプラットフォームの市場全体として、取引の透明性や公正性の向上が図られるということそのものは望ましいことでもありますし、重要なことであるというふうに考えております。

他方におきまして、この法案に基づいて具体的な規律を導入することになりますと、本来自由である取引に関する一定の義務を課したり、あるいは、例えば条件の開示といったような場合については、最終的には罰則を科すことも含めて、そうした規律を導入することになります。ですので、そうした点については一定の考慮が必要になるということから、この法案の全体としては、基本理念の中で、自主性を重んじ、規律を導入する範囲は必要最小限のものとするというふうなうたっているところでございます。

具体的には、デジタルプラットフォームの透明性や公正性について、今申し上げたような規律を導入することが特に必要なものは、やはり、その規模が大きく、集中度が高い場合、つまり、取引先の事業者の方々から見ると他のデジタルプラットフォームに切りかえづらいということ、いわゆるロックイン効果が働いているというのが取引上の懸念を生んでいる大きな理由であるというふうな考えでございます。

したがって、本法案では、いわゆる特定デジタルプラットフォーム事業者として指定するに当たりましての条件については、今申し上げましたような、規模ですとかあるいは利用の集中度合いといったものを勘案することにしてお

ります。他方、もとに戻らせていただきますけれども、委員御指摘のとおり、取引の透明性や公正性がデジタルプラットフォーム市場全体として向上することそのものは大変重要だと考えております。

したがって、法案では、特定デジタルプラットフォーム事業者の取引の透明化、公正化に向けた取組を強化することとしておりますけれども、その中で、そうした事業者の積極的な取組をいざばベストプラクティスとして評価をし、公表することも予定をしております。

そうした取組、ベストプラクティスを参考としながら、先ほど申し上げました、直接的に罰則つきの規律のようなものの対象にならないような小規模なデジタルプラットフォーム事業者も含めて、自発的に取引の透明化や公正化のための取組が行われるようになることは大変望ましいことだというふうに考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 私も、それほど大きな違いがあるとは思っておりません。言いたいのは、ベストプラクティスを横展開していくというのはいいと思えます。ただ、このデジタルプラットフォーム業界に参入する段階で、その参入する事業者がどういうことを守らなければならないのかということ、規律をつくるという罰則もあわせてついでしようなののであれば、例えば行動規範ですとかそういった指針になるような部分については、ぜひ政府の方からも事業者に周知徹底をしていただきたいと思いますので、この件はこまめに、次の質問に移りたいと思います。

時間も少なくなってきましたので、特定高度情報通信技術活用システムの法律の方について質問させていただきます。

ちょっと、当初予定していた質問を一つ飛ばさせていただきます。当初は、この法案がいつの段階から検討され始めたのかというところを時系列で確認をさせていただくつもりだったんですけども、時間がないので、ちょっとこちらで調べた

ことを申し上げますと、この5Gの基地局整備の必要性が最初にうたわれたのは、昨年、令和元年六月に閣議決定がされた成長戦略ですとか、まち・ひと・しごと創生基本方針、あるいは世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画、こういった計画の中で、5Gの基地局整備の支援というのが初めて盛り込まれたそうでありました。去年の六月の話です。

私が言いたいのは、当初から言ってきたけれども、これだけ5G技術に対する期待が膨らむ中で、余りにも着手が遅過ぎるのではないか。これはもう過ぎた話なので取り戻すことができませんが、ぜひ、次を見据えた、環境整備のみならず技術開発といったところにも軸足を重く置いてほしいということでもあります。

最後の質問なので簡潔に答弁をいただきたいのですが、特にドローン技術。国内メーカーが海外メーカーに非常に劣後しているような環境の中で、どうやって育成、そしてドローンシステムの普及に取り組んでいくのか。最後に政府の答弁を求め、終わりたいと思います。

○春日原政府参考人 お答え申し上げます。ドローンの民需市場でございますけれども、これまで主にホビー用途の小型機体が中心でございまして、現時点では中国メーカーが高いシェアを占めているという状況でございます。他方、日本のメーカーは、ベンチャーを含めまして主に産業用途の中型、大型のドローンを製造販売しているという状況でございます。

こうした産業用途のドローンの市場でございますが、まだ黎明期でございますけれども、今後、インフラの点検それから物資輸送などのニーズにより、拡大が見込まれているというふうに思っております。また、産業用途のドローンでは、機体の安全性それから信頼性、用途に応じたきめ細やかなカスタマイズそれからアフターサービスが重視されるために、日本のメーカーにも一定の強みがあるというふうに期待をしております。

今後の普及拡大の観点からは、利用環境の整備

が重要でございます。政府としましては、二〇二二年度までにレベル4、すなわち、ドローンが第三者上空を操縦者の目視外で飛行可能な社会を実現するという目標として掲げております。そのためのロードマップを取りまとめております。

経済産業省といたしましては、本法案の支援スキーム、それから予算を通じた支援によりまして、産業用途の安全、安心なドローンの開発供給及び利活用を促進するとともに、ドローンの運航管理システムの技術開発や制度構築など利用環境の整備を進めまして、成長が期待される産業用途のドローン市場におきまして日本のドローン産業の拡大を後押ししてまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

これで終わりますが、ぜひ、ドローンはまだ安全性、信頼性も含めて開発途上であることを踏まえながら、この国の指針にどう適用させていくかというのを十分に御検討いただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、落合貴之君。

○落合委員 立憲民主党の落合貴之でございます。本日は、まず、現下の経済対策における金融の重要性について伺えればと思っております。

緊急事態を全国に拡大させるということで発表がされました。今言われているのが、需要の蒸発という言葉が使われ始めています。自粛や休業要請を政府、自治体が行うことで、いきなり事業者の収入がなくなってしまうというふうな事態でございます。

中小企業、小規模事業者の既存の債務、これも、いきなり需要が蒸発したことで返済が難しくなるということが多発しているわけですが、今までの大臣の答弁を伺っても、既存の債務の繰延べ、これは、よりやりやすくするということの重要性が高まっているというふうに大臣もお考えで

あるということでしょうか。

○梶山国務大臣 既存の債務に関して、しっかりと考慮をしていくということは重要であると思っております。

○落合委員 きょうは金融副大臣にお越しいただいておられます。お忙しい中、ありがとうございます。

既存の債務の繰延べにつきましては、先日私は、決算行政監視委員会でも麻生大臣に伺ったんですが、かつての中小企業円滑化法、モラトリアム法をつくらなくても通達等で対応ができるんだという大臣の答弁だったんですが、これは、法律じゃなくても通達でできるという根拠について伺えればと思っております。

○宮下副大臣 委員御指摘のいわゆる中小企業円滑化法でありますけれども、当時、金融機関に対しては、できる限り貸付条件の変更など適切な措置をとるよう努めるものとするということに加えまして、条件変更等の取組状況について報告を求め、その状況を公表するという内容を内容とするものでございました。

経緯としては、その前に、平成二十年十一月に金融機関への要請文があったわけですが、やはりもっと実効性を高めなきゃいけないということでこの法律ができたというふうに認識しております。特にその実効性というところでは、条件変更等の取組状況について報告を求め、それが重要であったというふうに思います。

そういうことを踏まえまして、三月六日の麻生大臣から金融機関への要請では、金融機関に対しては、既往債務については、返済猶予等の条件変更にて迅速かつ柔軟に対応すること、また、新規融資については、事業者ニーズに迅速かつ適切に対応することを要請するとともに、今申し上げましたが、金融庁が、銀行法第二十四条等によって、金融機関による条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表するという内容を内容とした要請となっております。

このように、今回の要請が事業者の資金繰りを支援するという観点では、中小企業円滑化法と同様の対応がとれる内容となっているというふうに考えております。

また、金融庁において、金融機関による事業者の資金繰り支援の仕組みを当面の検査監督の最重要事項として、三月六日の要請内容を実効性のあるものにするために頑張ってもらいたいということとで、これに加えまして、三月二十四日、四月七日にも、条件変更の柔軟な対応を金融機関に求めるべく追加で要請を行っておりますし、四月八日には総理から、官民の金融機関の代表者の皆様に対して、事業者の方々が事業を継続していくための力強い支援を迅速かつ柔軟に行っていただくよう要請いただいたところであります。

いずれにしても、企業の皆さんの資金ニーズにしっかりと応えられるようにこれからも対応してまいりたいと考えております。

○落合委員 立法には時間がかかりますから、要請、あと通達を出すということは有効であるとは思っています。

十年前、このモラトリアム法案をつくったときの経緯を先輩方に聞いたんですが、やはりそれまで、同じように通達とか要請でやっていただけでもなかなか進まなかった、なので立法作業をしたということなんです。

これは報告等を求めていますけれども、例えば債務の返済の繰延べをすると、債務の区分がちよっと下がってしまいます。要は、金融機関にとっては不良債権がふえていくということで、金融機関にはデメリットが発生するわけです。それを、中小企業円滑化法によって、不良債権化させない、債務の区分を動かさない、そういった措置をしたことで、金融機関が、じゃ、いいですよというふうにとんどもとんども返済の猶予を行うようになったというふうな経緯があるわけでございます。

これは、一カ月後、二カ月後には必ずこういった法律が必要になるということを私も述べさせて



## 時間短縮型ウイルス検出機器の開発導入支援について

2020.5.13 (wed) 経済産業委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 日本の10万人あたりのPCR検査数は188件。諸外国と比較して圧倒的に少ない。
- 政府は4月6日に、PCR検査の実施能力を1日2万件に増やす方針を示したが、検査数は1日8千件程度にとどまる。
- 従来は7～8時間を要していたPCR検査を1時間で行える時短型PCR検査装置が開発され、4月より実用化された。

### 委員会での 浅野の発言要約

「PCR検査を国民の誰もがすぐに受けられるような環境の整備が急務だ。検査機器の需要と供給の状況把握に努めながら、時短型PCR検査装置の早急な全国展開を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「ご指摘を踏まえて、有効に活用できる検査機器が速やかに現場で使えるよう支援していく。同時に医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるよう、体制を構築するための更なる検査能力の向上に努めていく。」



小島大臣政務官

## 新型コロナの影響を受けた事業者等への支援拡充について

2020.5.13 (wed) 経済産業委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 5月1日、法人200万円、個人事業主100万円の持続化給付金の申請が開始。支給要件は前年同月比で「売上50%以上減少」とされた。
- 最新の宿泊・飲食業の損益分岐点売上高比率は91.8%。(通常の売上高を100とした場合、91.8%まで下がると赤字になることを示す)
- 支給要件の50%減はあまりに酷な指標であり、見直しが急務。

### 委員会での 浅野の発言要約

「支給要件である、売上50%減というのは現場の実態に合ったものとは言えない。現場の声に耳を傾けながら、業種別に複数の基準を設けるなど、支給要件を更に緩和・拡大するような措置を強く求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「支給要件に対して様々なご意見があることは十分に承知している。厳しい状況であるということをしつかりと勘案した上で、次の政策を考えていく。」



梶山国務大臣

## 在庫状況のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業について

2020.5.13 (wed) 経済産業委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、マスク等の品薄状態が続いている。
- 政府は令和2年度補正予算の中で「在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業」をスタートさせ、事業者間での情報共有を図る仕組みを構築しようとしている。
- しかし、現在の構想では事業者と政府の情報共有にとどまり、消費者には情報が開示されない内容となっている。

### 委員会での 浅野の発言要約

「これから自然災害や感染症などの緊急事態が起こった際に、商品が手に入らないという状況にならない様に、ぜひ消費者にも情報を提供できるようなプラットフォームを構築すべきだ。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「どういうインフラを整えなければならないか、そしてどういう業界に対してどのような理解を得なければならないのか、今回のさまざまな気づいた点を政策に反映していく。」



梶山国務大臣



うツイートが五百万件、相当広がっているということですが、これだけ今事業者さんたちが苦しんでいる中でこの法律を上げてくるというのは、関係の一人として、大臣、どのように思われますでしょうか。

○梶山国務大臣 御指摘の検察官定年延長法案の国会審議の進め方につきましては、国会がお決めることになっておりまして、経済産業大臣としてコメントすることは差し控えたいと思っております。

○宮川委員 政府案として法律が出ているというふうには私は認識しているんですけども。こういうのは、私は、このコロナの時期にこれだけ苦しんでいる方々がいらつしやる中で、不適切だということ強く、ですから、今の国家公務員法の改正からぜひ切り離していただきたいというふうな、改めて国民の皆様の気持ちも含めてお話ししたいというふうに思います。

もう一つ、今、このコロナで非常に重要な中で議論されている重要な法案で、年金制度の改正があります。これはきのう衆議院を通過したわけでありまして、これはもう少し経産委員会とかでも議論すべきだったんじゃないかというふうな私自身は思っているんですけども。これは、年金制度が、短時間労働者、非正規雇用の方々等が厚生年金に入ってもらうということでありまして、それが一つの内容でありますけれども、今まで五百人超の企業が課されていたものが五十人超の企業になるということでありまして、私は、やはり今の年金制度を考えたときに短時間労働者の方々がこういう形になった方がいいと思っておりますので昨日も賛成をしたということでありまして、これには大前提として、中小企業の方々をしっかり支えるということが前提にあるというふうには私は思っています。しかし、少なくとも、コロナでちゃんと議論が見えていないんですけども、この法律は今進んでいるけれども、じゃ、中小企業者の方々にどうするのかというのがほとんど聞こえてきていないんですけども、大臣、どのように考えていらつしやいますでしょうか。

○梶山国務大臣 今国会に提出されています国民年金法等改正案では、令和四年以降、段階的に被用者保険の適用を拡大することとしており、このような環境変化に中小企業が対応できるようにすることは必要であると思っております。ただ、足元では、新型コロナウイルスの影響により、中小企業、小規模事業者を取り巻く環境が極めて厳しいことを踏まえ、まずはこうした事業者の事業継続と雇用の維持に万全を尽くしてまいりたいと思っております。具体的には、持続化給付金、また各種の融資、さらに税や社会保険料の猶予など、手元資金の確保などにあらゆる手段を駆使して事業者の皆様を支えてまいりたいと思っております。また、中小企業が難局を越えた先の道筋をしっかりとして、適用拡大にもしっかりと対応いただけるよう全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○宮川委員 中小企業の方々何人かと私はお話ししているんですけども、やはりコロナでいっぱいいつぱいで、商工会とかもそうなんですけど、年金のことまで考えられませんかということをおっしゃっています。始まるのがまだ数年あるわけですから、ただ、しっかりやるよというメッセージをぜひ出していただいで、そして、何とか今の困難を乗り越えられるように頑張っていければいいように思います。以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、浅野哲君。○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願いたしました。まずは冒頭、まだこのコロナ禍の中、医療の現場を支えていただいている皆様そして社会インフラを支えていただいている全ての皆様に敬意と感謝を申し上げ、一人でも多くの皆様が早期に回復

できる環境整備をするために、この委員会でも全力を尽くすことをお誓い申し上げます、質問に入りたいと思います。本日は、大きく三つのテーマを取り上げさせていただきます。

一つは、これまで経産省も関係しながら開発を進めてきた高速型のPCR検査装置について、そして二点目は中小企業支援、そして三点目はマスクの流通に寄与し得る在庫情報の共有システムについて、この三つを取り上げていきたいと思っております。お忙しい中、本日は、厚生労働政務官の小島政務官にもお越しをいただきまして、ありがとうございます。冒頭質問させていただきます。

今、宮川委員の質疑でも取り上げましたけれども、現在のPCR検査数は、本日の資料一に示しますように、四月末の段階で全国で約八千件。その時点で国内のPCR検査能力は約一千万件に増加し、現在までに、感染症や保健所などに加えまして、民間、医療機関や大学などでの検査も広がりが、徐々にその検査数は増加傾向にあります。

ただ、一方、新型コロナウイルス感染症にかかわらず、ほぼ全ての感染症は、早期発見によって重症化を防ぐことができます。私は、現在のように、多くの国民が自分自身あるいは身近な人が感染している可能性におびえながら、国民経済、国民生活が本来の力を発揮できない事態を一刻も早く脱しなければならぬというふうに考えております。

そのためには、PCR検査を国民の誰もが、いつでも、どこでも、すぐに受けられる環境整備というものが今後のウイズコロナ時代の新たな日常を構築するためには非常に重要な政策課題であるというふうに考えております。そこで私が注目してきたのが、検体採取から判定までを約一時間で完了できる高速PCR検査装置であります。この装置は産総研などが民間企

業と協力しながら開発してきたものですけれども、四月から現場への導入が開始されたことと承知をしております。

私は、この時短型のPCR検査装置をより普及させ全国に展開していくべきだと考えておりますので、まず冒頭、厚生労働政務官にお伺いしますが、この装置に関する政府の開発導入目標の全体像をお聞かせいただきたいと思っております。

次いで、二問目も一緒に聞いてしましますが、この装置の現在の導入先、導入台数、そのうちの稼働台数、そして、これまでの検査実績の総数などについて、実績面についてもお答えをいただきたいと思っております。

○小島大臣政務官 お答え申し上げます。PCR検査の検査機器につきましては、御指摘の短時間での検査が可能な簡易検査機器を含め、さまざまな機器が導入されていることは承知をいたしております。

こういった検査機器を導入するにつかましましては、各地方自治体において、それぞれの必要性等を踏まえ御判断いただくものでありまして、厚生労働省といたしましては、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられる体制を確保する観点から、今回の補正予算で創設いたしました緊急包括支援交付金において、地方自治体や検査を実施する機関が行うPCR検査の検査機器の設置を広く支援することといたしておるところでございます。

国立感染症研究所において、先ほど幾つかあると言ったんですけども、次世代シーケンサーあるいはリアルタイムPCR装置、そして、等温遺伝子増幅装置、これはLAM-PCR法というようにすけれども、約二十一種類あるように聞いていますけれども、引き続きまして、これらの取組を強力に推進することで、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

そして、二問目でございますけれども、委員おっしゃいました総検査実績でございますけれども

も、我が国のPCR検査実績は、五月十一日時点におきまして五千二百二件、累計約三十四万件であると承知をいたしております。

各検査機関におきましてどういった検査機器を導入しているかにつきましては、把握をしておりません。御指摘の個別の検査機器ごとの導入先や導入数、稼働台数についても、把握をしていないというのが現状でございます。

○浅野委員 このPCR検査、どういう種類のものがどこにどれだけ納入されているかというのは把握していないことなんですけれども、経済産業省の事業として、高速型のPCR検査機器の開発をスタートさせた時点で、やはりその必要性があったらと思うんです。

私も、一問目にその導入目標を伺ったんですが、医師の判断によって全ての人が検査を受けられるような環境にするようにという御答弁だったので、私が望んだ答弁とは少し違うんですけれども、その考え方を否定する気はございません。しかしながら、やはり、全国でどれくらいの需要があって、そして今どれくらいそれが満たされているのか、現状把握については、引き続き、厚労省もそうですけれども、経産省としても目を配っていただきたいということを申し上げたいと思います。

次の質問に移りますけれども、資料二の方には、今少し触れました時短型のPCR検査装置に関する経済産業省のニュースリリースが掲載されてございます。この記事によれば、この装置は全国十六カ所の医療機関に導入されたというふうに記載がございました。そして、それを調べたところ、資料三に、その調べた結果を載せておりますが、この装置が導入された十六の医療機関と、その医療機関が所在する都道府県を、最初に緊急事態宣言の対象となった七都府県、そして四月十六日に対象地域が全国に拡大された際に特定警戒地域に指定された六道府県、さらに、それ以外の三十四県に分類して、マーケティングをして表にまとめましたものであります。

この三月末、ニュースリリースが発表された三月末といえ、緊急事態宣言の発出の是非が世間でも取り沙汰されていた時期でありまして、大都市圏での感染拡大傾向が徐々に出てきて始めていた時期であります。ただ、この表、今、資料三に示した表を一旦見ますと、特段、大都市圏に重点的に導入されていたわけではないようにも思えます。

順が必要でございます。そういった手続を迅速にクリアすることが可能である、こういった機関として十六カ所の医療機関を選定させていただいたということでございます。ここにおいて、実際の診断あるいは治療の中で、この機械をどのように使うことが有効かというノウハウを確立し、そしてそれを広げていく、こういう考え方でございます。

実績の把握が最も重要であるとは考えております。これまでの我が国のPCR検査実績の把握にしっかりと努めていきたいというふうに考えております。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。この十六の医療機関に国費で配置をしたということでございますが、これを行った目的から申し上げますと、これは、実際に、このジーンソックがコロナ感染症の分析に使えるということでありまして、これを実際の医療現場に置いてみて、そこで、実際の診断や治療行為の流れの中でどのように使えばいいのか、あるいは、どういうふうな気をつけてハンドリングしていくのか、そういったようなノウハウをここで確立するということが目的でございます。

○鈴木(淳)委員長代理着席 委員長着席) 浅野委員 ありがとうございます。

また、議員の御指摘も踏まえまして、有効に活用できる検査機器が速やかに現場で使えるよう支援をしていきたいと考えています。同時に、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるよう、体制を構築するためのさらなる検査能力の向上に努めていきたいと考えております。

そのために、今回配置いたしました十六の医療機関にしましては、一つは、まず、そもそもこの新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が来訪される、そういう機関でなければならぬ、これは当然のことだと思います。

○小島大臣政務官 お答えいたします。委員のお考えはごもっともでございます。ただ、いろいろ、現状、個々のことを考えてみますと、個別の検査機器を把握することは重要であることは認識しておりますけれども、検査の実施機関において、業務過多による負担が生じているという事情もあるわけです。そうした状況の中で、厚生労働省といたしましては、PCR検査の総検査

また、きょう、いろいろなメディアでもありましたが、私も、抗原検査、薬事承認をされまして、これから更に高速に検査ができるような医療機器も整ってまいりました。ただ、この抗原検査についても、今のお考えに基づけば、現場の使い方がわからないとか、今の目いっぱい現場に余計な仕事を与えられないという考え方に立脚してしまおうと、せつかくこの検査機器が無駄になってしまいかねないから、そのあたりはぜひ、優先順位を考

それは当然のことだと思います。それから、二つ目に、当然、操作方法等についてはノウハウを蓄積するという観点から、このジーンソック、実はほかの疾患で検査で既に使っているケースがあるわけでございますが、そういった経験がある、ジーンソック、そもそも使いた方がわからないというところではなくて、ある程度この操作になれている、こういう機関を選んだということでございます。

また、きょう、いろいろなメディアでもありましたが、私も、抗原検査、薬事承認をされまして、これから更に高速に検査ができるような医療機器も整ってまいりました。ただ、この抗原検査についても、今のお考えに基づけば、現場の使い方がわからないとか、今の目いっぱい現場に余計な仕事を与えられないという考え方に立脚してしまおうと、せつかくこの検査機器が無駄になってしまいかねないから、そのあたりはぜひ、優先順位を考

次の質問に移らせていただきます。PCRに関してはこれが最後になりますけれども、時短型PCR検査に関して、検査用の試薬と

それから、三つ目に、これは、受入れ機関側の方で、新しいこういった機械、それから新しい手順を入れるということになりますと、さまざま手

また、きょう、いろいろなメディアでもありましたが、私も、抗原検査、薬事承認をされまして、これから更に高速に検査ができるような医療機器も整ってまいりました。ただ、この抗原検査についても、今のお考えに基づけば、現場の使い方がわからないとか、今の目いっぱい現場に余計な仕事を与えられないという考え方に立脚してしまおうと、せつかくこの検査機器が無駄になってしまいかねないから、そのあたりはぜひ、優先順位を考

試薬は百テスト分で二十九万八千円という値段で販売がされているそうなんです

うことは承知しておりますが、きょう議論したいのは、検査を行った分については公費負担になるということであって、検査に備えて在庫を抱える、そしてそれを維持するという部分については医療機関負担になってしまっているんじゃないかという懸念がございます。

そこで伺いたいのですが、ぜひ、今の状況を考えれば、そういった経済的な負担を理由に検査体制が整わないといった事態は絶対に避けなければいけないと思いますので、在庫の確保、維持管理についても政府として何らかの支援を行っているのかどうか、このあたりの事実関係について御確認をしたいと思います。

○小島大臣政務官 お答え申し上げます。

在庫管理については、今、そこまでの把握といえますか、今回御質問がなかったので準備していませんけれども、PCR検査に係る費用につきましては、御指摘の検査試薬の費用を含め、行政検査として行うPCR検査につきましては、費用は全額公費で行うこととしております。

医師の判断で実施される保険適用のPCR検査につきましても、感染拡大防止という公衆衛生目的として実施する観点もことから、都道府県等から行政検査を委託しているものとして取り扱い、検査費用の自己負担分は行政が補助することとしており、今回の補正予算に計上しているところでございます。

繰り返しになりますけれども、引き続きこれらの取組を強力に推進することで、医師が必要と判断した場合には確実に検査を受けられるように努めてまいりますと考えております。

○浅野委員 通告のときには、在庫部分も含めて手当てをしてほしいという要望は伝えておりましたので、今の答弁は答弁でわかるんですが、ぜひ、厚労省としては、検査費用の公費負担だけでなく、医療機関がしっかりと備えられるような部分もサポートを御検討いただきたい。そして、今、そういった部分に手当てができていないのかも含めて、政務官御自身でぜひ一度確認をしていた

だきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、PCR関連の質問は以上になりますので、厚労省の皆様はここで御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

続いて、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者などへの支援の拡充について質問をさせていただきますと思います。

本日の資料四の方をごらんいただきたいんですけども、資料四には、緊急事態宣言の延長を受けた全国知事会の提言の一部を記載してございます。また同様に、資料五の方には、中小企業家同友会の提言の一部を記載してあります。どちらも、厳しい経営状況を支えるためのさらなる支援を求めるような内容が掲載してございます。また、資料には掲載してありませんけれども、共同通信社が四月に実施をした世論調査においても、休業期間の長期化を受けた損失に対して国からのさらなる支援を求める声が八二%と、圧倒的な多数を占めている結果でした。

まず、大臣にお伺いいたしますけれども、こうした世論に対してどのような受けとめをされているか、特に現状の支援体制で十分だということをお考えを持っているとは私は感じ取ることができないんですが、その現状の支援体系で十分かどうかについても、もし御所感をいただけたらと思っております。

○梶山国務大臣 今回のコロナウイルス感染症の終息が見通せないという状況の中で、経済の落ち込みも継続することが見込まれております。そういった中で、政府の事業者向けの支援策についても、国民の皆様、各層から厳しい声が上がっていることも十分に承知をしております。全国約三百五十万者の中小企業、小規模事業者が雇用の七割を支える経済の屋台骨でありまして、新型コロナウイルス感染症による影響はこうした中小・小規模事業者にもいや応なく厳しい影響を与えていると思っております。

今回の経済対策をするに当たり、一週間をかけた

て、各地域、各産業、さまざまな規模の企業からもヒアリングをいたしました。そういった中で、従来の補助金とかではなくてやはり給付をしてほしいというような話がありました。

これまで例のないことでありますけれども、財務省との交渉もし、また、そういった中で四月末の補正予算の成立で持続化給付金が実現をしたわけでありまして、これは実現するだけじゃなく一刻も早く皆さんの手元に届けなくちゃならないという思いで、今、経産省を挙げて作業に当たっているわけでありまして、五月一日から受け付けを開始して五月八日から給付を開始したということでもあります。

さらにまた、これを給付することによって、私たちにやはりこういうものが欲しい、ほかのこの範疇に入らない方々からもそういうお話があります。また、こんなものでは足りないという声もあります。そういったものも十分、SNSまたコールセンター等の声を聞きながら対応をしまいたいと思っておりますし、これで十分だとは私自身は思っておりません。やはり、経緯を見ながら、推移を見ながら、しっかりとした対策をして企業を守ってまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。現状で決して十分ではないということで、まずその共通認識から今後の議論を進めていきたいと思っております。

次の質問に移りますけれども、持続化給付金を取り上げていきたいと思っております。

まず、基本的なことを伺いますが、この持続化給付金の支給要件の中に、全業種共通で、減収が前年度同月比マイナス五〇%以上という要件がございます。まずは、このマイナス五〇%という数字がなぜそのように決まったのか、その根拠を御説明いただきたいと思います。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。今般の持続化給付金でございますけれども、戦後最大、最悪ともいえるべき経済危機に直面しているという理由で、従来からやっていたような融資

とかあるいは補助金とかあるいは税、こういったものではなくて、使途に制限のない現金の給付という、これまでに前例のない思い切った手段を初めて講じるということでございます。

これは、今申し上げた補助金であるとか融資であるとか税制、こういったこれまでの政策手段の総動員ということすら超えた対応であることでございますので、とりわけ厳しい経営状況にある事業者を対象にするものとして、売上高が半減ということを要件としてさせていただいた次第でございます。

一方、売上高半減という要件を少しでも満たしやすくするようにと申し上げますが、事業者は、二〇二〇年一月以降、ことしいっぱいの任意の一月を選んで半減していることを示せばよくしておりますし、また、特定の季節に売上げが集中している方も実際にはおられます、そういう方に対しては、その実情に合わせて柔軟に申請いただけるように仕組みを工夫しております。

こういったことで、できる限り幅広い事業者の方にこの持続化給付金を御活用いただきたいというふうに考えております。

○浅野委員 今の答弁の中で、経営状況がとりわけ厳しい方々を意識して五〇%という発言がございましたが、私が聞きたかったのは、厳しいから五〇%なのかなぜなのかという部分でして、その五〇%を満たしやすくする配慮をさまざまとっていただいていることに対しては感謝を申し上げます。また、資料六をごらんいただきたいと思いますが、この資料では、中小企業の売上高と損益との関係を簡単にまとめた表を掲載してございます。紙面左下の表をごらんいただくと、業種別の損益分岐売上高比率というものが掲載してございます。この損益分岐売上高比率とは何なのかということですが、まず、平時の売上高を一

〇〇とした場合に、この数字がどれだけ低下すると固定費と収支とどんなになるのかという指標を数値化したものであります。

例えば、一番上の飲食サービス業の業態に関しては、直近の二〇一九年度の値ですと九一・八という数字になっております。つまり、売上高が、通常一〇〇だとしたものが九一・八まで下がると固定費ととんたんに下ってしまう、利益が出てこない、更にそれを下回れば、その分赤字になるといふようなものであります。三番目の宿泊業、今世間では本当に厳しい業態であるといふふうに連日報道されておりますが、宿泊業についても同様な数値となっております。

さらに、この飲食サービスと宿泊業について特出ししたものが右側の表になっております。こちらでは資本金規模別にあらわしておりますが、資本金の規模が小さな企業に関しては、先ほど九一・八だったものが九七とか九八、九九、こういった数字が並んでおりまして、ちょっと売上げが下がっただけでもふだんの固定費が払えなくなるような事態であることがごらんいただけるかと思えます。

この表を見ていただくと、本当に現場の皆様がいかにぎりぎりな状態の中で平時に頑張っていることがよくわかるかと同時に、このマイナス五〇%という指標がどれだけ酷な指標なのかというの少し御想像いただけるのではないかなというふうに思います。

この資料六の上の四角にも書いてございますが、マイナス五〇%の売上げ減を見きわめてから持続化給付金を受け取っても、負担すべき固定費負担が膨らみ過ぎて、給付金ではとてもとて、雇用の維持、そして倒産、廃業を防ぐだけの十分な措置とは言えない、そういうのが世論の見解でございます。

ぜひ大臣にはお願いしたいところなんです、現場からは本当にさまざまな悲鳴が聞こえてきていると思います。四月だったものが、五月いっぱいまで緊急事態宣言が延びて、その後も客足がい

つ戻るのがわからない、そんな環境の中で更に借金を重ねる勇氣はないというのが実際の中小企業の経営者の気持ちなんです。

ですから、この持続化給付金について、できることなら、業種別に複数の基準を設けることも含めて、支給要件を更に緩和そして拡大していただいたいと思っております。ぜひ、これは多くの国民の思いだと思いますので、大臣の御見解をいただければと思います。

〇梶山国務大臣 先ほど申しましたけれども、この給付金を開始するに当たりまして、コールセンター、問合せ等もありますけれども、御意見も伺うためのコールセンターも兼ねておりますので、いろいろな声が聞こえてまいります。また、SNS等でも聞こえてまいります。そういった五〇%に対する御意見があることも十分に承知しておりますので。

この給付金、家賃にも使うことができる、使用制限なしということが始まったものでありますけれども、そういった中で、また、家賃の制度についてのやりとりというものも与野党でもしているものだと承知しております。

厳しい状況というのをしっかりと勘案した上で、また次の政策を考えてまいりたいと思っております。

〇浅野委員 本日の資料九の方には、先日の予算委員会でも国民民主党の玉木代表が用いた資料を掲載しております。

今野党側も、与党側の皆さんと同じように、さまざまな追加支援策を検討して提案をしておりますし、与野党協議会の中で議論が深められている状況でございますので、大臣におかれましては、国会の声をぜひ真摯に受け取っていただいで、何よりも現場の声に耳を傾けていただきたいというふうに思います。

では、最後のテーマであります在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業というものについて、二、三質問をさせていただきますと思

ます。

資料十をごらんいただきたいと思っております。今回のコロナ禍で、皆さんもみずから御体験をされているかと思いますが、マスク、そして「イレット」を始めとする日用品が足りなくなり、あらゆる場所で品薄となりまして、どこに行っても売っていないという状況をいまだに続いている地域もあります。そのとき、多くの国民が、柔軟そして迅速な物資供給の必要性、重要性というのを今痛感していらっしゃる方がたくさんいるんだと思っております。

それを受けて、経済産業省の令和二年度の補正予算の中では、在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業というのを予算化されております。これが実現すれば、全国の在庫情報をリアルタイムに共有して、緊急時においても適時適切な物資供給が促進されることから、消費者の立場に立つてもこの取組には期待したいと私は思っております。

まずお伺いしたいのは、この事業のスケジューリング観、そして現時点での進捗状況についてお答えをいただけますでしょうか。

〇藤木政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘いただきました在庫情報のリアルタイム共有に向けた基盤整備事業ということで、令和二年度補正予算成立後、直ちに準備にかかってございます。

この実施をしていただきます民間事業者、メーカー、小売、卸等々の何者かのコンソーシアムになる、組んでいただくということになるかと思っておりますが、それぞれの企画提案を今公募している最中でございます。この締切りが十八日、来週月曜日ということでございます。その後、第三者による審査委員会を設けて、今月中には委託事業者を決定し、事業を開始していきたいというふうに考えてございます。

〇浅野委員 今、企画提案を受けて公募が進んでいる状況だということですが、この事業、基本的に期待をしたいと思っております。

ただ、もう一歩踏み込んでいただきたいというのがこれからの御提案でございますが、例えば台湾、ニュースにも出ておりましたが、台湾では、マスク不足が顕在化したすく後に、市場に巡回している店舗ごとの在庫情報が消費者のスマートフォンアプリから確認できるようなオープンデータシステムを、政府が主導して構築しました。非常にこれが世界的に高い評価を得たという事実は、皆さんも御存じの方が多くないかと思っておりますが、やはり、こういった消費者目線に立った情報提供のプラットフォームとしても、この事業を育てていくべきじゃないかというふうに思っております。

現状、この資料十に掲載されている右下の絵を見ますと、ちょっと私が追記した赤字の部分は無視していただくとすれば、メーカーと卸業者、そして小売業者の間で在庫情報が共有されるシステム構成となっております。ですから、事業者間の在庫情報の共有はできても、その情報は消費者には行かないようなシステム構成になっているんですが、これから、自然災害やこういった感染症、ありとあらゆる緊急事態が起こった際に、また今回のマスクのように、この商品が手に入らない、必要なのに手に入らないという状況にならないとは決して思いませんので、ぜひ消費者にもこの情報を提供できるようなプラットフォームを構築するべきだと考えているんですけれども、これに対して、政府の御認識をお伺いしたいと思います。

〇藤木政府参考人 まず、一つ一般論として申し上げますと、どこにどれくらい在庫を抱えているかというのは、事業者にとっては経営上あるいは競争上大変重大な情報でございます。これを一般に公開することはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。

また、委員御指摘の台湾の事例にしまして、これは、台湾の政府の方で全て管理するという形で流通量が公開されているということござい

まして、なかなか、直ちに在庫情報を一般の消費者の方に公開するという形に結びつけるのは難しいのではないかと思っております。

一方で、御指摘のように、緊急時、災害時において、どこにどれくらい、例えば、支援物資が在庫されていて、それがどのように搬出可能なかということ把握することは、これは政府にとりましても、あるいは関係の事業者にとりましても大変重要でございます。まずは、こういったところで情報共有の仕組みをつくり上げる、こういったところから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員 今の御答弁の中で、在庫情報がいわゆる企業にとっては機微な情報に当たるといことがございました。私もそれは承知しております。やはり、そういった環境の中で、事業者同士が協力をしながら、円滑、迅速な物資補給を実現するためにこういう事業をこれから立ち上げるといことですから、その壁を一つ越えなきゃいけないというのは大変なことがあると思うんですが、ぜひそれは頑張っていたきたいと思っております。

その一方で、私が消費者に対する情報提供と申し上げたのは、何も企業が持っている在庫情報を全て消費者に開示しろと言っているわけではなくて、台湾のように、店頭に並んでいる物量だけでもいいので公開したらどうかという提案なわけです。

批判的な表現をすると、これはともすると、緊急時に政府が効率よく情報を集めるための、政府の政府による予算執行でしかないんですよ、このままいくと。  
ただ、それをやはり納税者である国民の皆様利益にもつなげるためには、集めた情報のうち、例えば店頭に並んでいる在庫情報だけでも国民に開示できるようにするのがあれば、これは政府、事業者をして国民全員が利益を享受し得るようなシステムになる可能性があるんじゃないか、そのように思っておりますので、ぜひ、この予算の枠

内ではないのかもしれませんが、これを足がかりに、これからそういう事業を進展させていっていただきたいと思うんですが、大臣、もし御所見があれば、よろしくお願いします。

○梶山国務大臣 このコロナ危機、まだ続いておりますが、この中で、他国の例を見て見習わなければならないということも多々あったと思っております。台湾の例を挙げられましたけれども、今度消費者側からすると、そこに混乱が起きないようにするためにどうしたらいいのかということ、IDがあつて、配給制で、その地域に住む人たちに置いてある店舗を教えているということでもありました。ですから、消費者側、メーカー、小売側全部が協力をし合せてできているということ、その間に国が介在しているということがありますけれども、そういう状況であったと思っております。

どういうインフラを整えなければならぬか、という業界に対してどういう理解を得なければならぬかということも含めて、今回のさまざまな気づいた点、進められるような努力をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員 以上です。終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。早速質問に入ります。

政府による緊急事態宣言が、全国を対象に、五月七日以降三十一日まで延長されました。この間の補償なき自粛、休業要請によって、暮らしても売も経済も急速に悪化しております。収入がゼロになった、売上げが落ち込み家賃も払えないなど、全国各地から悲鳴が上がって、そして、廃業、倒産や経営破綻が急増をしております。宣言を延長するからには、後手後手の対応ではなくて、PCR検査と医療体制の抜本的強化、それとともに、暮らしと営業を守る手だてを迅速にとるべきだと強く言いたいと思っております。そこで、梶山大臣に伺います。

四月二十七日の衆議院本会議で、私は安倍総理に対して、一社も一店も潰さない、一人も路頭に迷わせないために必要な予算を確保する、これこそ政府の責任ではないかと問いかけました。総理は、あらゆる手段を駆使して、困難に直面している事業者の皆様を支えたと答弁をされました。梶山大臣も同じ思いでということでしょうか。

○梶山国務大臣 同様の思いであります。

○笠井委員 そこで、五月一日から持続化給付金の申請受け付けが開始されました。中小業者や個人事業主、フリーランスなどを対象にしたものでありますけれども、まず中小企業庁に伺います。この十日間余りになると思うんですけども、実績がどうなっているか、受給の申請件数、実際に振り込まれた件数はそれぞれ何件でしょうか。

○奈須野政府参考人 お答え申し上げます。持続化給付金でございますけれども、五月の一日から申請の受け付けを開始しております。初日には約五万六千件、その翌日には約二十万の申請を受け付けておりまして、十一日までの合計で、七十万件以上の申請を受け付けているところでございます。このうち約二万七千件については、事業者の皆様のお手元に既にお届けしております。

○笠井委員 届けている総額は、今、二万七千件で幾らになりますか。

○奈須野政府参考人 約二百八十億円でございます。

○笠井委員 五月一日の申請初日には、ある意味申込みが殺到した。そして、一日目、二日目と件数も言われました。何度アクセスしてもエラーになつてつながらない、問合せ電話もつながらなくて、どうすればいいか確認もできないという状況が起こった。こういう状況が生まれたという点でいうと、やはりいかに多くの方々が望んでいたかということを示しているんだと思えます。

今、七十万件以上、二百八十億円が二万七千件に対して振り込まれたという報告がありましたけれども、持続化給付金が届いたのは、まだ一部にすぎないということになっていっていると思えます。当事者からは、最高二百万円、百万円、しかも一回きりというのは間尺に合わないとか、あるいは、前年同月比の売上げが三割、四割減っているんだけれども対象にされなかったという声があちこちで起こっているということがあります。フリーランスの方々からも、門前払いにされたという相談が寄せられております。

持続化給付金について、総理は、私の四月二十七日の本会議の質問に対して、「休業を余儀なくされた事業者のみならず、大きな困難に直面している事業者の皆さんを幅広く対象に支援を行うもの」というふうに答弁されたわけですが、実際にスタートした制度というのは必ずしもそうならないんじゃないか。

大臣、これで幅広く支援するものだど胸張って言えるかどうか、この点はいかがでしょうか。

○梶山国務大臣 先ほどのやりとりでも言わせていただきましたけれども、この政策を取り入れるに当たって、さまざまな業種、さまざまな規模の会社、また各地域の方々からヒアリングをいたしました。そういった中で、補助金ではなくて給付が欲しい、現金が欲しいというお話があつて、どうしたらできるかということをずっと模索しながら、この前の補正予算で成立をしたということでもあります。

そして、迅速に届けるということも非常に重要な要素であると思っております。

そういった中で、事業、そして売上げという形での線引きをさせていただいた部分もございまして。さらにまた、一見でわかるような形で審査が通るよという形で、事業所得があり、また、そういったものを、今度は、確認としては、口座の確認とか名前の確認とか細かいところもありますけれども、できるだけ早く、原則二週間と私は

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十一号

令和二年五月二十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君 理事 神山 佐市君

理事 小林 鷹之君 理事 鈴木 淳司君

理事 武藤 容治君 理事 田嶋 要君

理事 山岡 達丸君 理事 鰐淵 洋子君

理事 山岡 将吾君 理事 穴見 陽一君

理事 安藤 高夫君 理事 石川 昭政君

理事 石崎 徹君 理事 岡下 昌平君

理事 神田 裕君 理事 古賀 篤君

理事 國場幸之助君 理事 武部 新君

理事 辻 清人君 理事 富樫 博之君

理事 野中 厚君 理事 福田 達夫君

理事 穂坂 泰君 理事 星野 剛士君

理事 細田 健一君 理事 三原 朝彦君

理事 山際大志郎君 理事 吉川 赳君

理事 和田 義明君 理事 浅野 哲君

理事 落合 貴之君 理事 柿沢 未途君

理事 斉木 武志君 理事 宮川 伸君

理事 山崎 誠君 理事 中野 洋昌君

理事 笠井 亮君 理事 足立 康史君

經濟産業大臣 梶山 弘志君

財務副大臣 遠山 清彦君

經濟産業副大臣 牧原 秀樹君

經濟産業大臣政務官 中野 洋昌君

政府参考人(經濟産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 小澤 典明君

政府参考人(經濟産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君

政府参考人(資源エネルギー庁長官) 高橋 泰三君

政府参考人(資源エネルギー庁省エネルギー部) 松山 泰浩君

政府参考人(資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君

政府参考人(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人(公益財団法人地球環境産業技術研究所) 山地 憲治君

政府参考人(一般社団法人日本経済団体連合会資源・エネルギー部) 小野 透君

政府参考人(一般社団法人日本経済団体連合会企画部会長代行) 石川 和男君

政府参考人(社会保障經濟研究所代表) 石川 和男君

政府参考人(認定特定非営利活動法人気候ネットワーク東京事務所長) 桃井 貴子君

經濟産業委員會専門員 佐野圭以子君

本日の會議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
強朝かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○富田委員長 これより會議を開きます。  
内閣提出、強朝かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
本日は、本案審査のため、参考人として、公益財団法人地球環境産業技術研究所構副理事長・研究所長山地憲治君、一般社団法人日本経済団体連

合会資源・エネルギー対策委員會企画部会長代行 小野透君、社会保障經濟研究所代表石川和男君、認定特定非営利活動法人気候ネットワーク東京事務所長桃井貴子君、以上四名の方々に御出席をいただいております。  
この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。  
本日は、御多用のところ本委員會に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。  
参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。  
まず、参考人各位からお一人十分程度で御意見を述べたいいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。  
なお、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいませようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。  
それでは、まず山地参考人をお願いいたします。

○山地参考人 御紹介いただきました地球環境産業技術研究所構、英語の略称のRIITEとよく呼ばれていますが、そのRIITEの副理事長と研究所長を務めております山地でございます。  
私は、今回の法案に関して、幾つかの審議会にかかわってまいりました。直接関係するのは再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委、よく主力化小委と略称していますが、それと持続可能な電力システム構築小委、これは構築小委という略称ですが、両方の委員長を務めております。  
まず、再生エ特措法改正に関するものですけれども、これはFIT、再生エ電気固定価格買取

制度の抜本直しを行うものであります。  
FITは、先行するものとしては二〇〇九年十一月から施行、これは前の自公政権時代に決まったものですけれども、家庭用の太陽電池の余剰電力を固定価格で買い取ることから始まりまして、それから、二〇一二年七月から現在の再生エの全量固定価格買取りというのが始まったわけであります。  
これは非常に、私、当時から、劇薬だ、強力な政策だけれども副作用が大きいと申し上げておりまして、現実には、太陽光発電は今、ほぼ六千万キロワット程度になっております。これはFIT施行前から考えると、十倍という水準でございます。  
ただ、同時に、大きな課題もございまして、国民負担ということでございますが、まずは賦課金というものがございまして、これは、電気の価値は電力のコストなんですけれども、それ以外の部分、買取りは高いですから、それを電力の消費者が一律に負担するもの、これが年間二・四兆円というレベルに達してございます。ここ数年続いております。

それから、系統制約、電力系統の中につなげなきゃいけないんですけれども、エリア全体の需給バランスをとるとか、あるいは送電の容量のバランスとの関係とか、それが顕在化している。  
それから、FITによっていろいろな業種の方が発電に参加されたものですから、なかなか安定的な事業運営、もっと厳しく言えば、事業規律が十分確立していない、こういう問題がある。  
ということで、まず改正FIT法、これは二〇一六年に決めていただいて、二〇一七年四月から施行ですけれども、これでまず入札をして、当初、太陽光の方は二千キロワット以上ですが、拡大していったコストを下げっていく。

第一類第九号 經濟産業委員會會議録第十一号

令和二年五月二十日

地理的な電源配置というの考えなきやいけないという事です。そういう意味で最適化を図っていく、それが基本です。

ただ、制度上の問題でいうと、先ほど申し上げた中で、広域化する送電というのがありますけれども、実は、自然変動する電源は調整力を持たなきやいけないんですけれども、従来その調整力は東京、東北とか、エリアごとに調整力を調達していたわけですけれども、これを広域で調達するのは、これはもう既にやり始めておりますけれども、今後その制度が、より整備されていく。

さらに、プッシュ型という話で一括検討プロセスという話をしましたけれども、特に洋上風力、日本海側に結構大きな資源があるんですけれども、個別に対応していったのでは系統整備は合理的にできない。やはりそれをまとめて一括で検討して、電力系統の整備と電源の整備をあわせてやる。

そういう仕組みは、今回の法案も踏まえて、できるようなりつつあると思いますので、先生がおっしゃることは、今の対応の中に、その方向で向かっているというふうに考えております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。  
続きまして、電気料金と国民負担につきまして、小野参考人と石川参考人にお伺いをしたいと思います。

今回の改正法案につきましては、託送料金制度の改革や再エネのFIP制度の導入は、国民負担を最大限抑制しながら送配電網の強化や再エネ導入の促進を進めるための制度となりますけれども、この点につきまして、我が国の電力消費の多くを占める産業界の立場から、小野参考人の御見解をお伺いしたいと思います。

また、石川参考人におかれましては、電気料金制度に御意見を持たれているということで、先ほども御意見いただきましたが、改めてこの評価をお伺いをしたいと思います。

○小野参考人 今回はFIPからFIPへの移行というものが明記されたわけですが、FIP

の考え方、完全な、何といいますか、マーケット、変動価格に対してプレミアムが乗る場合と、それから、そのプレミアムの考え方、基準となる価格との平均のとおり方とか、さまざまやり方によって実は変わってきます。

例えば、プレミアムをどのくらい乗せるのか、これも先ほど、入札によって競争的に決まることにはなっておりますけれども、それが本場に競争的、競争が働くのかどうかとか、これはしっかりとウオッチしていく必要があると思っております。

また、正直申し上げると、じゃ、FIPになつたから全てがうまくいくというふうに、そこまでは楽観しておりませんで、やはり進捗状況を見ながら微調整をしていく必要があると思っております。先ほどから申し上げるように、FIPにしてもFIPにしても、これはあくまで再エネが自立するまでの暫定的な支援措置でありますので、最終的な着地点としては、再生可能エネルギーが経済的にも自立していく、そこを着地点としてこの制度の運用をすべきだというふうに考えます。

○石川参考人 御質問ありがとうございます。  
確かに、電気を使う側からすれば、あるいは、再エネ事業者も含めて発電側からすれば、託送料金というものは、それは安い方がいいというふうに思っています。

しかし、やはりインフラということでありまして、しかも送配電網というのはもう重厚長大なものでありまして、一たびこれがばちんといってしまえば、停止電ということになったり、電気というのは、そこら辺の商品と違って、電線がないとなかなか運べないという点、なかなかという点、絶対に運べないという点でありまして、これが切れちゃうとどうしようもない、そういう意味においては、維持とか管理とか、あるいは、そこに携わる方々のモチベーションとか、いろいろある。

そう考えますと、一定の費用負担というのは消費者、需要家としては当然やらなければならぬという意味におきまして、私は、これは余りたたく過ぎちゃうともう誰もやらなくなっちゃうん

じやないかという意味において心配をしております。だからといって、じゃ、高どまりすればいいかという点、そういうものでもない。その辺のバランスの問題だと思っております。

ただ、今回の法案におきましては、電気事業法の方については、そういう送電については、託送について制度を多少見直すということがありますけれども、あの案は大変な調整によってできたのだとは思いますが、その点においては、事業者に対してインセンティブ、送配電事業者ですね、インフラを維持する側にインセンティブを与えられるという仕組みであるということからしますと、非常に私は、その点は評価をしております。

ただ、やはりどうしても去年の台風を思い出してしまふんですね。それからその前の関西豪雨。関西、関東で二年連続で大きな災害があったということを考えますと、やはりたたくという方向よりは維持するという方向で、インフラを維持するという方向で、もう一度、託送料金も含めて料金制度を考えて、ただ、そこは、ある程度ものをつくつたからには、政府あるいは政治の方でちゃんと国民に対して説明とか納得とか、そういったことが次のプロセスじゃないかというふうに思っています。

もう一度まとめて申しますと、余りたたく過ぎるのではない、事業者がインセンティブを与えるという点においては、私は今回の制度改革はとてもしもいいものだろうというふうに認識をしております。

○鰐淵委員 ありがとうございます。  
今回の重要な法改正に当たりまして、それぞれのお立場で大変貴重な御意見をいただくことができました。感謝を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○富田委員長 次に、浅野哲君。  
○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、お忙しい中、四名の参考人の皆様には

お越しをいただきまして、感謝を申し上げます。また、先ほどの皆様の御発言、内容を聞いておりまして、またいろいろと気づきを得ることができました。

本日は、時間が限られている中で、何点か絞って質問させていただきたいと思っておりますが、まず初めに四名の皆さんに基本的な御認識を伺いたいと思っております。

今回の電事法、再エネ特措法、JOGMEC法、基本的には、災害などの緊急時に対応するようなレジリエンス性の強化、そして今後に向けた再エネの導入拡大、この同時実現というものを図るような法案の中身になっておりますけれども、きょう小野参考人の方から提示いただいた資料を見てみますと、FIP賦課金の推移というグラフが載っております。やはり再生可能エネルギーは、今後、主力電源化、経済的に自立した主力電源としてもっともつと育てていかなければいけないというふうに思っているんですが、一方で、やはり賦課金の国民負担、需要家負担というのが避けては通れない問題かと思っております。

まず、議論の前提として皆様にお聞きしたいのは、この賦課金の負担について、現状二・四兆円、政府の見通しでは二〇三〇年には三兆円、そして二〇五〇年に向けて、どのように動いていくか正確にはわかりませんが、ふえていく傾向になるのではないかとこのように思われますが、この賦課金の限界というものがあのかどうか、そこに対する御認識について、それぞれの皆様から御認識をいただければと思います。

○桃井参考人 どうもありがとうございます。  
再生可能エネルギーのFIPの賦課金ということだと思えますけれども、一番最初の賦課金のところから徐々に価格は下がってきているということから、当然限界はあると思えます。

もちろん、これから先、全体の総額はふえていくということになると思えますけれども、そこには必ずピークがあつて、そのピークを過ぎれば、後はどんどんそれが、全体の金額が下がっていく

という方向性が描けると思っています。

そうなった場合に、再生可能エネルギーの全体的なコストが将来的に下がっていきければ、もう後は、海外に、輸入に依存した化石燃料に頼らず、そこに多額の費用を投じずに、国内で自給したエネルギーを調達することが可能になっていくと思えますので、今はその価格が未来への投資だと思つて、その負担をみんなできていくというのがF-I-Tの理念ではないかと思つています。

ですから、今、その賦課金のところは、皆さんに負担していただくというシステムで動かしていくのが当然必要なことではないかと思つています。

○石川参考人 御質問ありがとうございます。私の資料の五ページ目に、先ほども申しましたけれども、自分の家族のことで恐縮でございますが、我が家の一番直近の電気代は二万三千四百七十円。私もメディア関係で仕事をしておりまして、これを言うと、石川、おまえ使い過ぎだ、こんなことを言われてしまうんですけれども、それはさておき、再生エネルギー賦課金は二千三百四十二円。

私は、いつも言っておりますのは、これを消費税と比較するんですね。消費税というのは、さつきも申しましたけれども、社会保障財源であります。我々の電気料金の中からの再生エネルギーの負担が、社会保障財源の負担よりも、もはや高くなつてきている。これは恐らく、この委員の皆様どの御家庭も恐らく同じ計算式になりますので、ほとんどそうだと思います。

先ほど先生がおっしゃいましたその負担、どこまで負担できるのか。まず自分の家ということで考えたら、二千円を超えちゃっているんですよ。これをどうかと言われると、ちよつと高いななんて思いますが、そうはいないながらも、再生エネルギーの主力電源化も話がよくわかる。国産エネルギーを振興していくという意味では当然だということ。

そうすると、やはり私は、最終的には数字の計算をしてしまいう人間でありますので、コストですね、数字といひますと、

ですから、今の日本の不幸なところは、原子力がとまったときに再生エネルギーを入れるやつたことなんです。だから、本当は、たれば恐縮ですけれども、もし三・一がなければ、F-I-Tの価格もそんなに高くない、しかし、その負担分は原子力を稼働することによって、まあ相殺とか、ある程度はプラスマイナスでいけたと思うんですが、今はマイナスばかり。

そういうことからしますと、長期的な持続性ということでも考えますと、安い電気、それは原子力、それから石炭の高効率発電ということになると思ひますが、そういったことのバックジェでもって再生エネルギーと一緒に普及させていくことでもってやらないと、今みたいにもう原子力とめっちゃうとか石炭が嫌いとか、そんなことを言っている、ずっと費用ばかりかかっちゃうのがしばらく続くだろう。

さつき、未来への投資というお話がありました。未来への投資は大それたと思ひますが、今現在住んでいる人はどうかというふうに考えますと、今高いということに対してどう応えるかというの政治の役割だと思ひますので、そこはぜひ、安い電源とのバックジェ論ということでもって政策を進めていただきたいというふうに思ひます。

○小野参考人 賦課金の限界というお話でしたが、これまでのF-I-T制度の改革ですとか、それから買取価格が漸減しているという状況から、今後の、先ほど私がお配りした資料でも、買取総額を見ていただくとかわかるんですけれども、徐々にサチュレート側には行っているかなというふうには思つています。

ただ、ではこれが我慢ができるのかという問題ですけれども、日本のF-I-T法は、これは産業用も民生用も全部含めて、キロワットアワー、一律に、単価、割り勘になるということになってしま

したがって、例えば電力多消費産業の場合、多くの電力多消費産業が、例えば夜間の電力の安い時間帯に仕事をやる、そういった事業者も多いわけですね。例えば普通電機炉ですとか、そういったところは九〇%以上が夜間、こういったことをやっているわけです。

もともと、夜間の電力料金、低く抑えられておりますので、産業的に。そこに三円が乗つてくる。そうすると、そういった事業者にとつてのこの三円の痛手というのは、じゃ、我慢してくださいというレベルからするとかなり厳しい。例えば、電炉等の場合には、一円電気料金が上昇すると経常利益の大体三割ぐらいに相当すると言われ

ております。したがって、三円上がると経常利益のほとんどがなくなってしまうというぐらいの実はインパクトがあるということでもあります。一方で、F-I-Tで先行した欧州はどうかという点かといひますと、これは実は、欧州はかなり先鋭的な温暖化対策をやつておりますし、F-I-Tも先行して入つたんですけれども、産業用電力に関して

はほとんどが減免をされております。その分が結局民生に乗る形になっていて、そのために、例えばドイツの民生用の電気料金というのは非常に高くなつていられるんですけれども、これは一定の、恐らく政治的な、あるいは国民論議的なコンセンサスがあつてそうだったのであるというふうに考えます。

今後、もし、こういうふうな経済合理性がない中で再生エネルギーを入れていくとなると、場合によってはそういうことも考えていかなければいけないのではないかと、そういうふうに考えております。

○山地参考人 賦課金の問題というのは、本当に非常に重要で、しかし非常に困難な問題。二・四兆円というのは消費税一%相当、これは補助金に使われているわけですね、再生エネルギー事業者の。しかも、多くのF-I-Tは二十年続くといふことですので、数十兆円のコミットメントをしてしまつていられる。これを下げるのはとても難しいです。

ただし、例えば四十円とか三十六円の太陽光発電で認定されているものでも、まだ運用していないものがある。そういう未稼働案件を整理していくということ、今までもやりましたし、今後大事なことだと思ひます。今回の法案の中でも、運転開始期限を過ぎてもなかなかやらないものについては失効を考へる。改正F-I-T法に伴うもので、約二千万キロワットの太陽光発電が失効したと思ひます。そういうことは、しかし、できるけれども、二・四兆円を下げるということは極めて難しい。

今後F-I-Tに変わっていくと、プレミアムに当たる交付金の原資の部分が賦課金という形になるんだと。減っていくとは思ひますけれども、全体としては徐々に上がつていかざるを得ない、一定程度まで。これはある意味、過去の政策のツケを我々が払つていっていることだと思ひます。

○浅野委員 皆様、本当にありがとうございます。大変示唆に富む御意見をいただきました。これを踏まえて次の質問に向かいたいと思ひますが、これは山地参考人にお伺ひをしたいと思います。

今、F-I-T制度を終えた施設が全国的にふえていく中で、やはり、こうした再生可能エネルギーも、しっかりと今後も稼働し続けて、なおかつそこに新規の設備がふえていく、そんな形をつくつていかなければいけないというふうに思ひます。そこで、注目が集まり始めているのがPPA、パワー・パーチェス・アグリメントという、設備設置者と買取者が個々に契約をするようなエネルギー取引形態が出てきているというふうに思ひます。

やはり、経済的自立をした再生エネルギーをふやすという観点でいひますと、このPPAモデルというのをふつとふやしていくような動きにもつなげていかなければいけないと思ひますが、今議論されているこの法案、再生エネルギー特措法に対して、その観点から御注文がもしあれば、ぜひ御意見を

いただきたいと思ひます。

○山地参考人 ありがとうございます。非常に重要なポイントだと思います。

パワー・パーチェス・アグリメントというのは、要するに、再エネの電気を買う人が、高目に買ってあげますよということで、特に周りの人に負担をかけずに再エネを推進していく、まさにこれはあるべき姿であるかと思っています。したがって、今回の法案、別にそれを阻害することはない、どんどん推進していった方がいい。

今、ちょうどいい例に当たっているのが、二〇〇九年の十一月から始まった住宅用の余剰太陽光発電の買取りが、十年です。去年の十一月から終わっていて、これは設備があるわけですので、どう使っていくか、皆さん、いろんな人がいろんな使い方を考えている。当然ですけど、CO<sub>2</sub>を出さないエネルギーなんです。PLMを払っても買いますよという方はいらっしやるわけですね。だから、住宅用の余剰買取終了後の案件のやり方というのを参考にしつつ、しかしPPAを大きく育てていくということは、私は非常に重要なことだと思います。もし政策的に支援ができるのであれば、またそれは別途考えてもよろしいんじゃないかと思っています。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、お話の中で、やはり今後こういうものがふえていくことが望ましいとありました。私も、まさに今後デジタル化が進んでいくわけですけれども、このデジタル技術も駆使しながら個々の設備を有効に活用していく市場環境をつくっていくというのが非常に大事だと思っています。

その観点では、この法案の中では今回アグリゲーターというものが規定されますけれども、このアグリゲーターについて、具体的にどのような能力を備えるべきなのかというところがやはり一つ注目されているかと思っています。

これは山地参考人と石川参考人にお伺いをしたいと思っておりますが、このアグリゲーターが

どのような責任を果たし、そしてそのためにどのような能力を備えるべきなのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○山地参考人 ありがとうございます。

アグリゲーターのビジネスというのは、今は実証とかチャレンジという形でやっているんですけども、今回の法律で、特定御事業者ということでアグリゲーターにライセンスを与えよう、調整力とか供給力を、小売とかに供給するわけですね。だから、そこでライセンスを与えるということとは資格を与えるということになります。

その中でデジタルを使っていく、非常に重要だと思っています。分散している発電とか貯蔵とか、あるいは需要の調整とかというのをアグリゲート、まとめるわけです。個々の、非常に複数の小さい契約がいくつかあります。例えばそれをどういう決済をしていくのか、そこにデジタル技術というのが非常に活躍できるんじゃないかと思っています。

法律としては、まず、そういう形態のライセンスを与えて、事業形態を認定して育てていくということになるかと思っています。

○石川参考人 御質問ありがとうございます。

アグリゲーターの、言ってみれば資格要件のお話だということに認識をしておりますけれども、私は、やはり電気というこの財の特殊性とか、あと、さっきも申し上げましたけれども、何かあったときに、これは結構しんどいと思うんですね、バックアップであるとか修理であるとか。やはりインフラの一部ということを考えますと、私は、従来から主張させていただいてますのは、やはり大手の電力会社、一言で言うと、大手の電力会社のノウハウでありますとか人でありますとか、そういうところをきちんと提供する、ないしは大手電力みずからがこういったところを分散型電源の集約体として機能するということが、私は、少なくとも最初のうちは安全にかつ安定的にこの制度を立ち上げる上では非常に重要かというふう

に思います。

やはり、制度、この法律案は原則として令和四年四月一日からの施行ということになっていて、もうちょっと先の話でありますので、準備期間は多少あるとは思いますが、制度のスタートで失敗しちゃうと、制度全体の信頼性が揺らぐちゃうと思うんですね。そういうことからしますと、もしお考えいただけるのであれば、この委員会でも審議を尽くしていただきたいのであります。私から政府に申し上げたいのは、そういう大手電力会社の人材であるとかノウハウというものは今あるわけでございますので、そういったところとの協調、特に送配電網のところとの協調というのは需給調整の観点からも極めて重要だと私は考えておりますので、そういう要件づけをすべきというふうに考えております。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

時間もそろそろ限られてまいりましたので、最後の質問になろうかと思っておりますけれども、今回の再エネ特措法の中では、今後の再エネ導入促進を見据えた連系線の強化、この費用の一部を賦課金から充当しようというふうな仕組みをつくることを予定しております。

ただ、一方で、この連系線強化や系統増強費用、どこからどこまでが再エネの拡大に資するもので、どこまでが従来の電力のレジリエンス強化なのか、非常に線引きが難しいのではないかとこのように思われております。

そういう観点でいけば、託送料と賦課金、両方から曖昧な線引きの中でお金を集める方法よりも、どんと託送料で一括で処理してしまった方がシンプルでわかりやすいのではないかとこのようにも思っていますけれども、これは山地参考人にお伺いしたいと思っておりますが、今回、この増強費用の一部を賦課金から充当するというのに対してどのように整理をするべきなのか、ここを最後にお伺いしたいと思います。

○山地参考人 私の説明の中でも申し上げました、新しい連系線の話ですけれども、連系線をつ

くるときに費用便益分析を行って、その費用便益分析で一番いいものを選んで、そのコストは便益の比率に応じて負担させる。これは実は北海道と本州の間で、今、六十万プラス三十万で九十万ですけれども、あと今度は三十万、新々北本連系線というのを決めるときにやった方式でありまして、そのときの計算の方式がもう既に公表されていると思っておりますので、ごらんになるとわかると思

います。

その連系線をつくることによって、再エネに限らず、いろいろな電源を広域で最適に運用できることによるメリットがありますけれども、例えば北海道の再エネを、それができることによって出力調整しなくて済む部分は再エネの部分だったり、あるいはCO<sub>2</sub>が減るとか、そういうベネフィットを計算しておりますので、そのルールが今後ずつと続くいいものかどうかは精査が、チェックが必要ですが、そういう事例がありますので、再エネに関連するものというのはコストベネフィット分析の中で特定できるというふうなことで、賦課金方式でやるということでございます。

○浅野委員 どうもありがとうございました。終わります。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

山地参考人、小野参考人、石川参考人そして桃井参考人、きょうはお忙しいところ、また、新型コロナウイルス感染症をめぐり大変な中、お越しいただいて、貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございます。

早速質問したいと思います。

まず、電力システム、エネルギー関連の法案を審議する上で、電力事業を担う電力会社、それから監督する経済産業省の姿勢が、やはり利用者、国民や国会への説明責任を果たすものになっているかどうか、ここは大前提としてあると思うんです。

## 送配電網の強じん化（プッシュ型のネットワーク整備）について

2020.5.22 (fri) 経済産業委員会 (法案質疑)

※ノンファーム型接続

→空き容量がない場合は出力制御することに合意の上で接続する系統運用ルール

### 現状・課題意識

- 改正案では、ポテンシャルを見据えて計画的に系統整備計画を定め、再エネの接続も受け入れる方法に切り替える方針。
- 太陽光に関しては認定量が7,820万kW、導入されていない設備は約2,500万kW相当全国に存在。
- プッシュ型の系統整備計画と合致しないことが理由で、接続できないことが懸念される。

### 委員会での 浅野の発言要約

「プッシュ型の系統整備計画が、再エネの普及拡大を阻害する方向に働かないように対応を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「再エネの接続制約の解消に向けては、今回の法案と並行してノンファーム型接続※の導入などが進められている。このような取組みを総合的に推進することで、再エネの更なる導入拡大に向けて最大限努めてまいりたい。」



梶山経済産業大臣

## 電力使用データの活用について

2020.5.22 (fri) 経済産業委員会 (法案質疑)

### 現状・課題意識

- 改正案では戸別の電力使用データを民間活用できるように緩和される。
- データを提供する代わりに安い電気料金を設定し、付加サービスで利益を確保する事業者も出てくることが想定される。
- 他方、データを提供しないと高い料金設定になってしまう懸念がある。

### 委員会での 浅野の発言要約

「電力使用データの活用によって様々なビジネスが生まれる可能性が非常に高い。契約相手が高齢の方ということも十分に想定されるため、規則をしっかりと周知徹底し、利便性が高まるような環境整備を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「規制料金は同意した顧客のみ特別扱いをすることは認められない。他方、自由料金メニューでは自由に料金設定できるが、供給条件の説明や書面交付の義務がある。義務が適切に履行されているか電取委に監視をしてもらいたい。」



村瀬政府参考人  
(電力・ガス事業部長)

## 産業用蓄電池の導入促進に向けた大型施策の必要性について

2020.5.22 (fri) 経済産業委員会 (法案質疑)

### 現状・課題意識

- 蓄電池は住宅で発電した電力を最大限活用する方法として、また災害対策としても大きな役割が期待される。
- 他方、初期投資費用が高く、普及促進の障壁になっている。
- 令和2年度の蓄電池に関する施策の予算規模も十分とは言えず、抜本的な施策が必要。

### 委員会での 浅野の発言要約

「再生可能エネルギーを活用していくためには、蓄電池をもっと導入していかなければならない。  
抜本的に大規模な導入加速策が必要だ。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「蓄電池はキーとなる技術だが、技術やコストの問題で導入ができない状況がある。まず、性能の向上やコストダウンに向けた制御技術の確立などに支援を集中しているところだが、導入の促進もしっかりと進めていく。」



牧原経済産業副大臣

衆議院 經濟産業委員會 議 錄 第 十 二 号

令和二年五月二十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君

理事 小林 鷹之君

理事 武藤 容治君

理事 山岡 達丸君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君

政府参考人 (經濟産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長) 佐藤 悦緒君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 高橋 泰三君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネ部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 南 亮君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネ部長) 佐野圭以子君

委員の異動

五月二十二日

辞任

睦元 将吾君

和田 義明君

菅 直人君

同日

補欠選任

出畑 実君

和田 義明君

菅 直人君

同日

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二六号)

○富田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として個人情報保護委員会事務局次長福浦裕介君、金融庁総政策局審議官伊藤豊君、総務省自治行政局長高岡剛君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局局長佐藤悦緒君、資源エネルギー庁長官高橋泰三君、資源エネルギー庁省エネ部長、新エネルギー部長松山泰浩君、資源エネルギー庁資源・燃料部長南亮君及び資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。田嶋要君。

○田嶋委員 おはようございます。きょうもよろしくお願いたします。

きょうは、電事法を始め改正案の長い質問時間をいただきましたけれども、しかし、考えてみますと、この国会、関電、経産、検察庁と、最初から最後まで不祥事続きの国会だというふうに思っています。本日にこれ、情けない話ですね。多くの意味で国益を損なっていることばかりであります。処分も、また今回も訓告という、どこかで聞いたような話がまた出てきております。身内に甘く、そしてもう緩み切っている。これはもう与野党を超えてやはり猛省をしていかなければならないんじゃないかなというのを思っております。

きょうも、国会は少し一寸先は闇というような感じでございます。どういふ状況になるかわかりませんが、できる限り質問を続けさせていきたいと思いますというふうに思っています。

大臣、きょうも布マスクされていませんけれども、ちよつと確認させていただくんですが、これは、マスク、もうやめませんか。まだ一割ぐらいですよ。届いている方、いますか、自宅に。決断は大臣だったらできると思うんですよ。もうやめた方がいいですよ。ほかに使ってお金、いっぱいあるんですよ。まだ三百億円ですか、全体で四百六十六億円。やはりやめる。どうですか、大臣。

○梶山国務大臣 田嶋委員の御意見として受けとめておきます。

○田嶋委員 まあ、私というよりは、もう多くの人はそう思っているんじゃないかと思っております。新聞にもいろいろ投稿もなされております。これから届くのは非常にずれた感じを多くの人が持つのではないのでしょうか。

そういう意味で、コロナに関しても大変な状況でございますが、新聞などでは、例えば、コロナの経済対策、環境重視、こんなような記述もございます。ほかの国のいろいろな事例が載っておりますが、例えばフランスなどは、いろいろ傷んだ企業に対して支援をしていく、これはこれから私たちも二次補正以下考えていかなきゃいけないわけですが、二〇二四年までのCO<sub>2</sub>排出量の五割削減を前提にエネルギーにシフトしていくとか、起き上がる時に今までの経済とは違う形を模索しているという、そういう印象でございます。

私、きょうは質問の中で後半そういった提言も

危ういようなところに、アメリカの制裁はどうなるかわかりませんが、政権がかわつたらどうなるかわかりませんが、北極海の運航も本当にうまくいくかかわりませんが、こういういろいろなリスクを抱えているものを、こうやって本当にしっかり議論させてほしいということなんです、この大事な電気事業法と再エネ特措法にくっつけて。

何か、読み飛ばしますよ、あんなふうに書いていたら、だけれども、調べてみたらこういうことなので、筆頭に頼んで、質問に立たせていただいているんですよ。

それで、これは証拠があるわけじゃありません。世耕経産大臣が前のめって食い逃げされた案件なんじゃないか、その後始末でこれをやっているんじゃないかというのはい僕の推測ですけども、指摘をしておきたいと思えます。

それを、この法案に束ねるために、もう一つ問題は、変な、中東の安定確保のために、いざとなったら、中東で危機のときにはJOGMECが乗り出すことができる。一見、何か賛成、別に反対しないですよ、いざというときは頑張ってください。しかし、これは、先ほど田嶋筆頭も言っていましたけれども、こんな、中東が不安定なのは、何かさきの説明を聞いたら去年からというんですけれども、そうですか。中東が不安定なのは、二十年前、三十年前からじゃないですか。何で突然、きょうこの日の国会に、中東が不安定だから、いざというときにはJOGMECが乗り出せるという法律が出てきているんですか。

私は勘ぐっているんですよ。ロシアの変なだけだと目立つから、こつちのまともなもの、まともというか、何でもここに載っているの、三十年前によつておけよというものが、何だかわからないけれども書いてあるんじゃないかと私は勘ぐっているんですけれども、違うんですか。

○梶山国務大臣 そういう、政情が不安定になつたりしてどの国にも輸出ができないような状況のときに政府が乗り出して、そして、輸出ができるように、また原油の輸送ができるようにして

いくという思いを込めて、この法律になつております。

○本多委員 中東で緊張したときに、梶山大臣がカタールとかUAEに行つてしっかり交渉してもらうことはぜひやってくださいよ、日本の商社が供給できるように。

だけれども、そのときに、商社にも売ってもらえないような危機のときに、ふだんつき合っていないJOGMECさんが供給してもらえらというスキーム、突然入つていますけれども、余り現実的じゃないなということ指摘して、私の質問を終わります。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、電気事業法等の改正案ということで、午前中は十二時まで質疑をさせていただきましたと思います。途中でちょっと昼休みを挟みますので、時間の関係から少し質疑の順番も入れかえながら進めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の法改正では、電気事業法、再エネ特措法そしてJOGMEC法といった、複数の法案の束ね法案となっております。

まず冒頭取り上げたいのは、電気事業法となり

まず最初に政府にお伺いをしたいと思います。が、エネルギー基本計画における二〇三〇年時点の電源構成目標値を達成するために、今後再エネ電源をどれだけ稼働させる必要があるか、そしてどれだけ新設する必要があるのか。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどいろいろな電源がありますけれども、それぞれ、特に太陽光と風力については具体的に簡潔に答弁をいただければと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。エネルギー基本計画、それに基づきますエネルギーミックスの中では、二〇三〇年度で再エネの比率が二二から二四%と示してございまして、そのうち内訳で申しますと、太陽光が七%程度、キ

ロワットでいいますと六千四百キロワット、風力が一七%程度、キロワットでいいますと一千万キロワット程度ということの、あるべき姿、目標が示されているところでございます。

今の現状の導入量でございますけれども、太陽光の方が大体、直近の数字でございます、一九年の十二月時点で五千三百九十キロワットにまで来てございます。ミックスの六千四百万と比較いたしますと、あと一千万キロワット分ぐらいのところまでたどり着いているところでございます。

風力の方は、この一千万キロワットという数字との比較で申し上げますと、同じく一九年十二月の時点で三百九十キロワットの状況でございます。

それぞれについての状況の認識でございますけれども、太陽光について言いますと、この委員会でも御議論、御質問を頂戴しております未稼働の問題というのがございます。認定はしているんですけれども動いていないという、地元の同意、地元の御理解というのがなかなか得られないという問題もございまして、認定量そのものは昨年の十二月時点で七千八百二十キロワットまでいっているんですけれども、それがどこまで、どれぐ

らいのスピードで進み得るかということ注視しながら導入を、地元の理解を進め、系統の整備を進め、エネルギーミックスの実現に向けた取組を進めていかなければならない。FIP制度の導入というのはこれの後押しになるものだと考えてございます。

風力について申し上げますと、状況はやや違いますが、環境アセスメントの問題を通じた対応、若しくは系統の問題というのが非常に大きな課題として生じてございます。導入の量が三百九十万キロワットに対して認定量が九百九十万キロワット、ある程度ミックスに近い数字まで来ているわけなんですけれども、これも同じく、環境アセスがしっかりと進んでいき、地元の理解がとれるような形がいかにスピード感に感じてきていく

か、さらには、その将来に向けて言いますと、洋上風力のようなものをつくって量を拡大していく、このための、調整のための再エネ海域利用法というものも制定できておりますので、こういったものを使いながら、しっかりと導入拡大を図っていきたくと考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。若干の数値の、数値をとった時期によつて違いはあるんですけども、本日の資料一の方に、ただいま答弁いただいたような各電源ごとの導入量、認定量、そして二〇三〇年段階の目標値というのを整理をさせていただきました。やはり、目標に対して認定量が既に戻っている太陽光のような電源もございまして、未稼働案件対応というのは非常に重要な課題だと思っておりますが、それに加えて、今回の電気事業法の改正では、プッシュ型の系統整備計画というのが盛り込まれることになりました、これが未稼働案件への影響、どのような影響を与えるのかというのを次の質問で伺いたいというふうに思います。

事前にいただいた資料によれば、これまでは、再エネ電源を新設して、接続要請を受けて都度対応するというフル型の、受け身の対応をしてきた、その結果、高コスト、非効率になってしまつたというのが政府側の見解であります。こういったことを受けて、今後は、増強要請の前にポテンシャルを見据えて計画的に系統整備計画を定めて、そこで再エネの接続も受け入れていく、そんなやり方に切りかえていこうという方針だと理解をしております。

次の質問で聞きたいのは、もう既に太陽光に関しては認定量が七千八百二十キロワット全国にありまして、導入されていない設備も約二千五百万キロワット相当あるわけでございます。こういった施設がこれから系統につながるというときに、このプッシュ型の系統整備計画、これは法定化されますので法律の効力が発生します、この整備計画と合致しないからつながらないというような事態が発生するのか、し得るのか、そのあた

りまして、導入されていない設備も約二千五百万キロワット相当あるわけでございます。こういった施設がこれから系統につながるというときに、このプッシュ型の系統整備計画、これは法定化されますので法律の効力が発生します、この整備計画と合致しないからつながらないというような事態が発生するのか、し得るのか、そのあた

りまして、導入されていない設備も約二千五百万キロワット相当あるわけでございます。こういった施設がこれから系統につながるというときに、このプッシュ型の系統整備計画、これは法定化されますので法律の効力が発生します、この整備計画と合致しないからつながらないというような事態が発生するのか、し得るのか、そのあた

りまして、導入されていない設備も約二千五百万キロワット相当あるわけでございます。こういった施設がこれから系統につながるというときに、このプッシュ型の系統整備計画、これは法定化されますので法律の効力が発生します、この整備計画と合致しないからつながらないというような事態が発生するのか、し得るのか、そのあた

りまして、導入されていない設備も約二千五百万キロワット相当あるわけでございます。こういった施設がこれから系統につながるというときに、このプッシュ型の系統整備計画、これは法定化されますので法律の効力が発生します、この整備計画と合致しないからつながらないというような事態が発生するのか、し得るのか、そのあた

りの見解をお伺いをしたいと思います。

○梶山国務大臣 再エネの接続制約を解消していくためには、広域系統整備計画、いわゆるマスタープランについては、全国大で、全国規模で電源ポテンシャルを踏まえて費用対効果を分析しつつ全体最適を目指す形で策定をしていくことが重要であると考えております。その際、再エネの電源ポテンシャルについては、透明性のあるプロセスの中で、中立的な有識者の意見も踏まえながら適正に踏み込んでいくことで、再エネの接続制約の解消に貢献する計画となっていると認識をしております。

また、再エネの接続制約の解消に向けては、今回の法案と並行して、系統が混雑しているときには出力制御を受けるといった一定の条件のもとで新たな電源の送電網への接続を追加的に認める、ノンファーム型接続と呼ばれる仕組みの導入などが進められているところであります。

このような取組を総合的に推進することにより、再エネのさらなる導入拡大に向けて再エネの系統制約の解消を最大限努めてまいりたいと思っておりますし、あと、あいているところをいかに精緻に見つけ出すかということも含めて、今後の努力課題、これからの課題であると思っております。

○浅野委員 ぜひ事業者、そして地域、またOCCTO、いろいろとこの整備計画、まずは大枠を決めてからその詳細設計ということだと思っておりますけれども、これから事業を拡大していくとして、参入していくとして、事業者はまだまだたくさんいますので、プッシュ型の系統整備計画というのが再エネの普及拡大を阻害するような方向に働かないように、ぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

続いて、今回、電事法の改正の中では、各電力事業者が災害に備えるために基金を積み立てる、そんな新しい制度がスタートするというふう聞いております。

本日の資料四の方をごらんいただきたいと思います。が、簡単なお金の流れのようなのものが図にま

まっております。送配電事業者から、通常、定期的に電力広域機関に積立てをし、そして、災害が起った際にはその被災送配電事業者に対して交付される、そして、それらを応援費用ですとか仮復旧の費用に充てることができる、こういうお金の流れになっております。

ちよつと、きょう、まず全体的な概要として、積立基金の規模がどのくらいになるのか、そして、どういう条件を満たしたときに支払われるのか、そしてまた、これは託送料金に上乗せされるということになると聞いておりますが、国民負担への影響がどの程度なのか、また、災害というのはいつどこでどのようなものが起こるかかわらない、地域的な不均一性というものもあるかと思っておりますが、そういった点に関する配慮について伺いたいんですが。

そして、加えて、一番問題視しているのは、この資料四の赤線部分、会費として支払うことになりそうだといいことであります。これは災害に備えた積立てですので、ある程度災害の規模、被害を想定して、ここまではたたましう、そしてそれを上回ったら積立てを一時とめるんだとか、そういう工夫も考えているのか。これは会費という表現だけだと、永久にどんどんどんその積立てが膨れ上がるようなことにならないのか、やはりそのあたりが懸念としてありますので、しっかりと、そのあたり、説明をいただきたいと思っております。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

委員から資料として提供いただいたように、この相互扶助制度は、近年の大規模災害の頻発を踏まえまして、災害は全国どこでも起きるものであるという考え方のもとで、各送配電事業者による停電の早期復旧のための対応を後押しするための相互扶助の制度でございます。

対象は、この図でもお示しただいておりますけれども、他地域からの電源車や復旧作業要員の派遣費用、それから仮復旧作業費用、これは、仮復旧作業の費用をかけますと、通常よりもお金

はかかるんですけれども、災害復旧が加速化されるという面がありますので、こういったものを想定してございまして、こういったものに対する基金をあらかじめ積み立てておいて、早期復旧のための後押しをするというものでございまして、したがって、今お問い合わせいただいた規模でございますけれども、昨今の災害の例を踏まえて、現在想定しておりますのは、総額で数十億円規模の資金が相当するものと考えておいて、これをあらかじめ積み立てておくということを考えているわけでございます。

これは、一旦積み立てますと、次に災害が起きなければストックとして積んであるということでございますので、災害が起きて実際に使われなければ、追加でそれを上増していくというようなことは考えていないわけでございます。この数十億円規模を超えて追加的に積み立て続けるというふうなことはないと考えてございまして、したがって、そういった考え方もしっかりと規定というように決めて会員の方々にお示しするような運用をしていきたいというふうに考えてございまして。

ちなみにございまして、国民負担ということでございますと、ことし仮に単年度で積み上げ切るとしますと、月額一家庭で一、二円ということでございますけれども、使われなければそれでストックとして残っていくということでございますので、将来の支出をあらかじめ積んでおくという意味では、必ずしも御負担ということではないという解釈もできるかなというふうに考えてございまして。

いずれにいたしましても、そういったルールというものは明確に決めて会員の方に示して、透明性のある運用を図っていくというふうに考えてございまして。

○浅野委員 ありがとうございます。

基金の規模ですとか国民負担への影響を具体的に今提示いただきましたけれども、やはりもう一つ考慮をいただきたいのは、今回、OCCTOが

FIP、FITなどさまざまなお金の管理を新たに担うこととなります。相当な体制の強化ですとか仕組みの変更が発生すると思うんですけれども、そこに加えてこういう新しい仕組みも盛り込むわけですから、災害時というのはやはりスピードが非常に重要になっていきますので、体制面、どういった体制を組むのか、今後具体化されるというふうにも思いますけれども、そのあたりもしっかりと今後御説明をいただきたいというふうに思います。

では、続いての質問になります。

今回は、こうやって災害時に、昨年の房総半島の豪雨災害、長期間にわたって通電しなかった、こういった反省を踏まえて、災害時に送配電事業者が地方自治体や自衛隊などに戸別の通電状況のデータを提供することができるようになります。

やはり、今実はこの委員会と並行して内閣委員会では個人情報保護法の審議が進められておいて、私もちよつと質問に立つたわけですが、私も、この個人情報保護の管理に今かなり法改正が進んで、漏えいした場合には、これまでは個人情報保護委員会への報告ですとか、あるいはその情報の御本人への通知、これまでは努力義務だったものが一定の条件を満たした場合にはこれからは義務化されることになる、そんな内容が審議をされております。

ですから、これから災害のときに、通電情報のデータ、個人データに当たるものもあると思っておりますけれども、誰が責任を持って管理をするのか、そして使った後のデータの取扱いをどのように考えているのか、そのあたりを確認させていただきたいと思っております。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきましたように、個人情報保護の観点、極めて重要な観点だと考えてございまして。

今お問合せいただいた、地方自治体に渡ったデータについての責任ということでございますけれども、これは、そのデータに係る個人情報保護の責任は、当然提供を受けた地方自治体がかか

りと負うということになっているわけでございます。

特に、個人情報保護法におきましては、第十一条で特別に、地方公共団体等が保有する個人情報の保護という規定がございます。その中でも、「地方公共団体は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない」という特別な規定がございます。

この規定に基づきまして、各地方公共団体は、個人情報保護条例という形で条例を策定をいたしまして、この条例に基づいて個人情報の情報管理体制を構築することになるわけでございます。

また、今あわせてお問合せをいただきましたデータの処理でございます。この点につきましては、個人情報保護法の第十九条で特別の規定がございます。利用する必要があるときは当該個人データを滞滞なく消去するよう努める、こういう規定がございます。

当然、地方自治体も、こういった規定に基づいて、利用する必要があるときには当該データを滞滞なく消去いただくことになるというふうを考えてございます。

こういった規定はありますけれども、その法の趣旨、それから運用ということは、我々としても、機会を捉えて徹底をして、個人情報の取扱いに遺漏がないように努めてまいりたい、このように考えてございます。

○浅野委員 ぜひ、よろしく願います。もう一つ、今回の法改正の中では、戸別の電気使用データというのを民間活用できるように緩和をしていくということでございます。

やはり今議論したように、個人情報保護法の方も規制がある強化されることになりまして、こういった新しいビジネス、新事業を創出していくという方向性自体は私も支持しておりますけれども、消費者の立場に立ったときに、この電気の使用データというのは個人情報かどうか、まず

その認識をお持ちでない方がまだまだたくさんいらっしゃると思います。ですので、まずこういった戸別の電気使用データが個人情報とみなせるのかどうかについて。

そしてまた、それを提供するかわりに、例えば安い電気料金を使えますよとか、いわゆる付加サービスでもうけようとしてくるような新電力の事業者もこれから出てくるのが予想されますが、その一方で、データを提供しないとかかなり高い料金設定になってしまったりとか、そういった懸念も既に出てきております。こういった状況に對する対応方針といったものをお聞かせいただければと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問いただきましたのは、平時のデータ利用に関することと理解いたします。平時のデータ利用についても、この法律の中で、特定の認定法人を通じてのみしか共有できない、その中で個人情報がかかり保護される仕組みを盛り込ませていただいているところでございます。

また、あわせて御質問いただきました、データの使用に同意した顧客とそうでない顧客で差別的に取り扱われないということでございますけれども、電気料金には二種類ございますけれども、規制料金につきましては、経済産業大臣の認可を受けた小売供給約款に定める料金による供給が義務づけられておりまして、この中では、御指摘のような、小売事業者がこの小売供給約款によらず、データの使用に同意した顧客に対してのみ特別な扱いをするということは認められない仕組みとなつていくわけでございます。

こうした場合に不適切な取扱いの有無につきましても電力・ガス取引監視等委員会が監視していくことになってございまして、こういった不適切な取扱いが起きないように厳格に監視をしていただきたいと考えてございます。

また、一方で自由料金のメニューがございます。自由料金メニューでは、各小売事業者がみずからの創意工夫によって自由に料金設定できる部

分があるわけでございますけれども、例えば、電気使用データを使わせていただける方には見守りサービスを提供するといったようなメニューを提供することは可能でありまして、そういったメニューを需要家の方が自分の意思で選択するということもまた可能となっているわけでございます。

他方で、こういった自由料金メニューにつきましても、需要家の方々が安心して選択できるように、小売電気事業者が、供給条件の説明義務、しっかりと説明をしているかといったようなことですが、書面での旨を交付していくといった義務が適切に履行されているかどうかにつきましても電力・ガス取引監視等委員会が監視をするということになってございますので、こういった動きにつきましてもしっかりと電取委に監視をしていってほしいと考えてございます。

○浅野委員 この平時の電力使用データの活用によって、本当にいろいろなビジネスがこれから生まれる可能性が非常に高いと思うんですね。とりわけ、見守りサービスですとか、誰かをサポートするようなサービスで活用される、そんな想定がされているわけですが、ということも、つまり、契約相手が高齢の方だったりということも十分に想定されるわけですから、こういった、今後、電取の監視の責務の重さというのはより一層重くなっていくと思っております。

ぜひ、今言っていたような規則をしっかりと周知徹底いただいて、更に社会の利便性が高まるような環境整備に御尽力をいただきたいというふうに思います。

続いて、特定卸供給事業について救済質問をさせていただきます。本日の資料五をごらんください。こちらには、今回の法改正で新たに追加される事業二つが黄色く塗り潰しをされております。一つは配電事業、そしてもう一つがこれから取り上げる特定卸供給事業でございます。

これもまたあるわけですが、この事業はどういう事業かといえ、発電用又は蓄電用の電気工作物を維持して、及び運用するほかの者に対して発電又は放電を指示する方法などにより、電気の供給能力を有する者から集約した電気を、小売電気事業者等の用に供するための電気を、供給する事業、ちよつと回りくどいですが、要するに、いろいろな電源、いろいろな電力関連機器を統合、制御して安定的な電気を供給する、そんな事業形態であります。

これは、まあ、幾つかの実証事例はありましたが、これまでなかった事業形態でありまして、かなり先進的な分野になるかと思っております。そして、これから分散型電源というものがより普及していく中においてはやはりその重要性も高まっていくというふうには私は認識をしておるんですけれども、まずは、今後の電力システム改革におけるアグリゲーション事業、どういう位置づけ、どういう期待を持っているのかというのを、政府の方から見解を求めたいと思っております。

○牧原副大臣 全く御指摘のとおり、このアグリゲーターというものが再生可能エネルギーを含む分散型リソースを束ねることができるとなると、供給力や調整力として活用できることになる、このことにより、より効率的な電力システムの構築や、災害時の需給逼迫解消の円滑化といったことができる、こういう観点から重要だと考えております。

このアグリゲーターを特定卸供給事業者と位置づけることにより、規制の適用関係が明確化されて、アグリゲーターの信頼性とビジネス環境の向上を期待しているところでございます。

事業性向上のために、技術的課題の解決に向けて、分散型リソースをIoT技術を用いて遠隔制御し、よりきめ細やかに需給の変動に対応する技術や、あるいは、IoT技術により蓄電池やBEV等の多様なリソースを同時に制御して供給力として活用する技術の実証実験等も行ってきて、こうしたことも利用ができるようになり、事業が活性化

化する、こういう取組を進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 今おっしゃっていたことに特に異論はないんですけども、より現場視点でこれを考えると、特に近年災害が多発しております、これは災害時のことをしっかりと想定しておく必要があるのではないかと、思うわけがあります。

私も前職ではこういう情報システムを見ていたこともありまして、少しその観点からいけば、例えば、発電、太陽光パネルだとか、あるいは蓄電池、そして何らかの負荷装置、電力を消費する装置ですね、いろいろものを統合制御するというのは技術的には可能であっても、必ずそれらをつなぐネットワークというのが必要になってまいります。

災害が起こったときを想定したときに、電気だけが通れば、従来のハードスイッチとか、物理的なスイッチで電力のオン、オフを決めていた場合にはそのハードを直せばちゃんと電気が通るようになるんですが、こういうアグリゲーターが制御するような機器というのは、ハードの電気を伝える導電物の間に電子的なスイッチが入って、そこを電子的に、いわゆるデジタル的にオン、オフをしないと最後つながらないとか、やはりそういう、もう一段、系が複雑化する傾向になっていくんだらうというふうに思うんですね。

ですから、災害時を主に念頭に置いたときに、このアグリゲーターがどういう要件を備えなければいけないのかというのはいくく整理をして検討いただく必要があると思うんですが、現時点でどのような能力を求めているかとしているのか、その点について御答弁をいただきたいと思っております。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。  
まず、委員から御指摘いただきましたように、このアグリゲータービジネス事業者が災害時に機能していただくということが極めて重要だと考えてございます。

例えば、胆振東部の地震のときにも、北海道電力さんは対応がすぐに始められたけれども、再エネ事業者さんがどこにどういう方がおられるのかがなかなか把握できなかったという方もおられることがあった中で、そういった方々に一元的にアプローチできるというような面でも、災害対応という意味でもこのアグリゲータービジネス事業者さんが活躍いただける余地は大きいかと思っております。

一方で、届出制としてございますのは、これまで非規制だったビジネスでございますので、参入障壁があつてはいけないということで届出制としておりますけれども、一方で、供給計画の策定義務を負っていただく、それから、一般送配電事業者等に電気の供給を約束する場合は供給義務等を課すということにしているわけがございます。

そういったことによつて、災害時等の需給逼迫時に供給命令の対象となつていただくことで、災害時の貢献を期待できるというふうに考えてございます。

そして、今お問合せをいただいた、どういう要件かということの中の大きな要素の一つでございますけれども、やはり今御指摘いただきましたように、ITを使って制御する部分がございますので、サイバーセキュリティの対応体制をしっかりとついでいただくことは必要な条件だということに考えてございます。

したがって、法律にも書いてございますけれども、事業を開始することにより電気の使用者の利益の保護又は電気の供給に支障を及ぼすおそれがあることを認めるときには届出内容の変更命令又は中止をできる仕組みとなつてございますけれども、こういったこと、変更を命ずるようなことが必要ないように、事前に事業を始める前にそういった対応ができていくかということについては、しっかりとチェックをしていきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 今、アグリゲーターが届出制だという部分についても触れていただいたんですが、確かに参入障壁を低くするというのは大事な観点だと思つて、やはり今申し上げたようなことを想定すると、供給義務を課したからといって、後、じゃ、具体的にどう供給するかはおたくで考えてくださいねというのには、やはり丸投げではよくないと思うんですね。

しっかりと、政府としてもサイバーセキュリティ以外に、こういう災害の対応時に必要な連携のあり方、その際に必要な能力、しっかりと検討いただいて、せっかく、今回、災害時連携計画というのが盛り込まれますから、そういった中にも加味していくことを強く求めたいというふうに思っています。

それでは、続いた質問になりますが、ここからは再エネ特措法について質問させていただきます。

まず取り上げたいのは、FIP制度の導入に關してでございます。

これまでもFIP制度に關してはさまざまな説明をいただきましたし議論も行われてまいりましたので、FIP制度がどういふものかという部分についてはここで議論は避けたいと思つて、まずお聞きしたいのは、今回、FIP制度の導入に当たつて、FIP価格というものと参照価格というものを決めることにならうかと思つて、それぞれの価格を決めるスキームというのがどうなるか、従来のFIT価格のスキームとの比較もあわせて御答弁をいただきたいと思つております。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。  
本法案に盛り込んでいますFIP制度の中で認定事業者に交付されるプレミアムでございますが、プレミアムというものは再エネ事業者の収入の目安基準となります基準価格、どれぐらいのインセンティブを与えるかということでございますが、FIP価格というものから一定期間の卸電力取引市場の平均価格、すなわち法律の中では参照価格としておりますが、これを基礎として算定した額を控除する、この差分について支援する形に

変えるわけでございます。

こうなりますと、FIP価格というものと参照価格と二つの要素を定めていくことになるわけでございますが、まずFIP価格の方について申し上げますと、FIP制度における調達価格と同様な形を念頭に置いておりまして、年度ごとに、電源の区分等ごとに調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が決定することとさせていただきます。また、この仕組みを入札制度の対象に指定した区分等につきましては、FIP価格の場合と同様の形で、入札を通じて決定されることにも同様にございます。

一方で、参照価格の方でございますが、こちらは、市場価格の平均ということでございますので、その市場動向の結果ということを念頭に、この平均価格はどこかで算定されていくということになるわけでございます。

この期間のとり方というものは、今後、審議会等において、この制度の趣旨に照らして、的確な実施がされていくような形で決めていくこととなるわけでございますが、FIP価格及び参照価格というものについて、しっかりと算定していくような形をとつてまいりたいと考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。  
ちょっと時間も残り少ないので、これは最後、一問だけ。

今の質問に対して少しお聞きしたいんですが、この参照価格の平均期間、平均をするための期間、これをこれから審議会等で決めていくということなんですが、その決めていく際のスケジューリングについて、今、お答えできる情報があれば、教えていただけますでしょうか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。  
FIP制度、この法案が通りましたら、二〇二二年度から運用してまいりますけれども、その前年度のできるだけ早いタイミングで決めていくことを念頭に置いてございます。

その際は、参照価格とFIP価格双方が決めていく形になると認識してございます。

○浅野委員 では、午前中はこれで終わります。  
○富田委員長 この際、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後一時二十五分開議

○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
○浅野委員 では、午前中に引き続き質疑を続けさせていただきます。

午前中の最後に、FIP制度のFIP価格、そして参照価格がどのようなスキームで決まるのかという質問をさせていただきました。FIP価格については年に一回、そして、参照価格についてはその決め方を含めて今後の審議会で検討するという回答でありましたけれども、今回のこのFIP制度導入に当たって考慮しなければいけないことが幾つかあるというふうな認識をしております。

それは、再エネ事業者にとつての投資インセンティブを確保すること、そして、市場への統合というものの方向性に合致した運用となることでもあります。言い方をかえれば、例えば、九州電力等で起きているような出力抑制のような事を最小化しながら再エネの活用割合が更なるような方向に制度設計を行うこと、これがこの新しい制度のもとでは求められていくんだろうというふうな思っております。

本日の資料二をごらんいただきたいと思っております。  
こちらは、一日の時間帯ごとの各発電内訳、そして、それと連動した形での卸市場価格が青い棒グラフの部分になりますが、そのイメージを掲載してございます。  
真ん中あたりを見てくださいと、太陽光が日中の時間帯発電をして、九州電力などでは、この発電量が多くて一部出力抑制を要請しなければグリッドに変動を来してしまうということで、さ

さまざまな対応がこれまでとられてまいりました。このFIP制度の導入によって、例えばこの市場価格が高い部分に再エネの販売量というのをずらしていければ、そうした問題も解決に近づいていくのかなというふうな思っておるんですが、そのためには、やはり先ほど議論した参照価格というものが、どのような決め方をしていくのか、やはりその考え方が非常に重要になってくると思っております。

そこで、参照価格の改定頻度に対してどのような考えをお持ちか。そして、例えば、この改定する頻度を、需要の多い季節、そして需要がそれほど多くなくて、出力抑制などの可能性が比較的低い季節で変えることによつて、よりダイナミックな取引というものを、市場に統合した取引というものを実現できる可能性もあるんじゃないかというふうな思っておるんですが、その点に関する見解をいただきたいと思っております。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。  
参照価格の改定の頻度についてお尋ねでございます。  
この参照価格と基準価格との差分がプレミアムで支払われるわけでございますが、この参照価格、市場の平均価格でございます。その市場の平均価格を改定する頻度が少なければ少ないほど、要は長期に固定すれば固定するほど、その認定事業者の受け取るプレミアムの金額がより長期間固定されることとなります。  
ですので、長ければ長いほど、改定頻度が少なければ少ないほど、FIP制度の導入の促進、要は一日の中での時間のずらしということから、さらには月単位、季節単位、年単位と非常に自由度が高まっていくという面でございます。長い方がFIPのもたらすビジネスとしての時間軸、若しくは季節、年の単位でのずらしということが可能になってくるものでございます。

逆に言いますと、現在の卸市場での取引単位というのは三十分単位なわけでございますけれども、三十分単位でこれを固定するとなると、ま

ほぼFIP制度と同じようなことになってくるかと思っております。  
他方で、これが余り長くなればなるほど、市場の価格がどうずれてくるかということがわからなくなるわけでございますので、先ほど委員御指摘のような投資のインセンティブという意味でいいますと、収益の安定性ということについて言いますと、より安定的なものは短ければ短いほどよいというところは相矛盾する、バランスをとらなきゃいけないというところなんだと考えてございます。

海外の事例で申し上げていきますと、例えばドイツとかフランスは二カ月単位で定めております。一方で、オランダは一年単位と非常に長い時間軸を持っております。逆の、非常に短いところはイギリスでございます。これは一時間単位で決めておりますので、こうなりますとFIPより少し柔軟性を持たせたということになるかと思

季節の中で、特に夏、冬というところ、一日以上の単位になってまいりますと、一日の中でのずらしということができるようになってくるわけで、ですので、これは一部効果を持つわけですけれども、季節の中をずらした、夏と秋と、どこの時期でたいて、どこの時期でたかないでということを考えていきますと、より長くということになってくるかと思っております。

この具体の決め方について申し上げますと、これから法律の施行という段階になりますれば、日中、季節変動がある中で市場価格を通じた行動を誘導しながら、一方で再エネを導入拡大していけるようなもの、こういったものを、審議会であるいろいろな方々のお話を聞き、また、ビジネスの実態、ニーズを踏まえながら、しっかりと検討して決めていきたいと考えてございます。  
○浅野委員 では、続いて、地域間連系線の強化の費用負担を、今後、一部賦課金を活用して行うという部分について質問をさせていただきます。

そもそも、この話は、系統の連系線、北海道と東北地方を結ぶ連系線ですとか、さまざまなグリッド間を結ぶ連系線の強化については、従来、託送料金の中に盛り込まれてきた、それを、今後は一部賦課金、再エネ賦課金も財源として充当していくという新しい方針が今回打ち出されたわけですので、託送料金に乗せた方がシンプルだし自然なんじゃないかという意見もあれば、再エネの普及拡大に資するから賦課金でも違和感がないという意見が、両方出てきました。そのあたりの考え方を改めてきょうは確認をさせていただきたいというふうな思っております。

資料の七をごらんいただきたいと思っております。  
こちらは電力会社別のFIP認定事業の設備導入量を電力会社ごとに整理をした表でございます。さらには、その右側に、二〇一九年度八月、平日の昼間の実際の各管内での電力運用状況の数字を載せております。

まず、政府に見解を伺いたいのは、再エネ電源施設の所在地、今ここに書いてありますように、各地域にこれだけの認定、導入がされているわけですので、ここで発電された電気の発生地と消費地、どういった関係性にあるのか、その基本的認識を確認させていただきたいと思っております。  
○松山政府参考人 お答え申し上げます。  
供給と消費のバランスということ、偏在といいますか場所の、所在地についての関係性でお尋ねでございますけれども、発電されたものと消費するもの、これは一致する話でございますので、地域ごとの比較をするにおいて、例えば、地域別の電力消費量の全国全体に占める割合と、再エネの発電量の全国全体での発電におけるその地域の割合というものを比較することによってちよっとお答え申し上げます。

おおむね一致している部分はあるんですけども、ずれがあるところがございます。例えば再エネの発電量の比率の方が大きい地域、例えば東北地方、九州地方がそうなのですが、需

要全体の比率でいいますと、東北地方が全国の九割でありますが、再エネの発電量、東北は日本全国の四分の一でいいます。消費量が九割に對し、再エネの割合というのが四分の一と、大変再エネが多く発電している比率の地域でいいます。同じく九州も、全体の消費の比率でいうと一〇割でいいますが、再エネの比率でいうと一七割に相当しております。

一方で、関東、関西といった消費の大きい地域でいいますと、関東は消費が三二%に對し再エネの比率が二%、関西が全体の消費が一六%なのに對し再エネの比率が九%でいいますので、大消費地、非常に人口の密集しているような地域のところについては比率が小さく、一方で、東北、九州といった地域が大きいというような状況だと認識しております。

○浅野委員 ありがとうございます。  
そうした、例えば、今例を挙げていただきましたところでは、東北地方あるいは九州地方においては再エネの比率が高く、そして首都圏では低いということ、一定の偏在性が認められるというふうに思います。

では、今回、連系線、どこが強化されるのかということなんですか、調べましたところ、二〇二八年度までに連系線を強化する予定の場所としては、東北―東京間の連系線、そして東京と中部電力間の連系設備ということで、この部分が補強の対象になっていくわけでございます。

いわゆる、こうした費用の一部について賦課金の適用をしていくということなんですけれども、一方で、今回の法改正の中では、午前中も議論しましたが、広域系統整備計画というのをプッシュ型で立てることになりました。しっかりと中期での系統整備、必要性を鑑みてその計画を立て、そしてレベニューキャップ制を導入して、適切な投資財源も含めた利益を確保した上で運営をしていくという仕組みも新たに作ったわけであり、託送料金の中でしっかりと対応していくべき

んじゃないかという考え方もあります。

今回は賦課金を財源に活用してということになっていくわけですが、レベニューキャップ制を導入した枠の中で、託送料金として処理するのではなくあえて賦課金方式を適用する、その理由を改めて説明いただきたいと思っております。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。  
託送料金というのは、電気事業法に基づきまして、地域における一般送配電事業者の系統の形成とその費用負担を定めるものでございますので、受益者負担という原則のもとで行うこととなります。

ですので、連系線の強化ということになりますと、その連系線の両端の一般送配電事業者が負担することが原則になるとございまして、その負担にむらとございますかばらつきが出てしまいうわけでございます。

再エネを主力電源として日本全国に必要性に応じてつくっていくこととなるという考えのもとで考えますと、再エネの電気がどこで利用されるのかにかかわらず、費用を全国で均等に支える仕組みというものは非常に重要でございまして、再エネの買取制度と同様、特別な法律の規定に基づく賦課金方式を導入するのが今回の目的でございます。

○浅野委員 全国で負担するということなんです、現に、再エネの発電比率、つくったエネルギーを外に持っていかなければいけないような地域というのは、今、現に、東北ですとか九州ですとか、特定の地域に偏っている現状がある。そして、今後、向こう十年間ぐらい、系統連系線の強化をする場所というのはかなり限定的で、しかも、まさに再エネを外に持っていかなければいけないような地域の連系線が対象になっているわけですね。  
それを全国で支えるという考え方も否定はしませんけれども、今回はしっかりと、長期で安定し

た運営をしていく、計画的な運営をしていくためにプッシュ型の広域系統整備計画をしてレベニューキャップ制という制度を導入するわけですので、これは各電力会社の財政問題も絡んでくる話ですから簡単な話ではございませんが、ぜひ、国民負担の過度な増大、ここをややはり心配する声が多いわけですので、十分に配慮をして運用していただきたい、そのように思っております。

時間が参りました。最後の一言にさせていただきます。  
簡潔に参ります。資料の六をごらんください。やはり再生可能エネルギーをこれからどんどん活用していくためには、蓄電池、午前中の田嶋委員の指摘にもありました蓄電池をもっともって入れていかなければいけないというふうに思っております。

事務方にいただいたこの資料を見ますと、過去の施策、現に行われている施策も含めて、予算額が九十一・五億円の内数と、そういうものもありますが、もともとと抜本的に大規模な導入加速策というのが必要なんじゃないかと思っております。ここに關して、最後、政府の今後に向けた見解をお伺いして、終わりたいと思っております。

○牧原副大臣 委員御指摘のとおりでございます。FIP制度が入れば、当然、価格が安いときには蓄電池にためて、高いときに売電をする、いわば収益が拡大をしますので、蓄電池というのは大変重要だと思っております。

蓄電池は再生可能エネルギーを伸ばしていくに当たってやはりキーとなる技術で、私も環境政治家のときから各地を見に行きましたけれども、技術の問題だったりコストの問題でどうしても導入がなかなかできないという状況があるので、まず性能の向上やコストダウンに向けた革新的電池の研究開発や、あるいは実証事業を通じて再エネの出力変動緩和や系統安定化のための蓄電池の最適制御技術の確立、あるいはIoTによる蓄電池の分散型電源の制御技術の確立など、まずここに支援を集中しているところでございますが、蓄電池

は大変重要なので、この導入の促進にはしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。  
○富田委員長 次に、笠井亮君。  
○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。冒頭、持続化給付金について、梶山大臣に三点、端的に伺います。  
事業者からは、振り込まれて一息つけたという声もありませんけれども、依然として、申請が通ってもまだ振り込まれない、それから五月一日に申請したのに三週間も結局放置されている、機械的対応で何度申請してもはねられる、もう心が折れそうだという悲痛な声が多々ございます。なぜこんなことになっているのか。

それから、また月末が来るわけですね、家賃や固定費を支払わなければなりません。大臣は、申請手続では柔軟に対応する、そして代替書類でも給付を認めるというふうなこの間答弁されたと思っておりますけれども、現状は必ずしもそうならない。来週ではもう遅いんですね、月末ということになる。直ちに手を打って、とにかく可及的速やかに給付金が届くように全力を挙げるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 持続化給付金につきましては、とりわけ厳しい経営状況にある事業者を対象に、使途に制限のない現金給付を行うという前例のない思い切った手段を初めて講じるものであります。これまで事業者のお手元に必要な現金が届くように努力してきたところであります。

その上で、一般論で言えば、算定方法など給付までに時間を要する申請手続を選択いただいた方や、御提出いただいた資料が鮮明でないなどにより確認に時間を要する方などの、給付の順番が前後することもあると承知しております。もちろん、一日も早く給付金を必要としている事業者の皆様の実情は承知しております。

このため、持続化給付金ホームページに「申請から給付にかかる時間につきまして」という御案



## 更なる中小企業等への支援策拡充について

2020.5.29 (fri) 経済産業委員会 (法案質疑)

### 現状・課題意識

- 5月27日、政府は新型コロナウイルスの感染拡大に対応する今年度の第2次補正予算案を閣議決定。
- 予算案では持続化給付金の給付対象にフリーランスや今年創業した事業者を追加。
- 他方、複数回の支給や助成金額自体の増額は盛り込まれておらず、早急な支援拡充が求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「改めて複数回支給もしくは増額といった、これまで対象となっていた方々に対する更なる支援の拡充を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「今回、現場のご意見を踏まえ、持続化給付金に加えて家賃負担を軽減するための給付金を新たに創設した。今後、野党の皆さんのご意見も伺った上で、しっかりと決めていく。」



梶山経済産業大臣

## 事業承継やM&A時の雇用配慮規定の新設について

2020.5.29 (fri) 経済産業委員会 (法案質疑)

### 現状・課題意識

- 日本の企業の99.7%、働き手の70%が中小企業に勤務しており、安定雇用創出のカギは中小企業支援にあり。
- 他方、経営者の年齢が70歳を超える中小企業のうち、約半数が後継者未決定という状況。取り巻く環境は新型コロナの影響で一層悪化している。
- 改正案では雇用維持に対する取組みが少なく、強化が必要。

### 委員会での 浅野の発言要約

「雇用に対する取組みが弱い。雇用を守るという考え方と理念を今回整理する各種計画の中で明確に位置づけるべきだ。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「雇用維持の観点は大変重要だ。経営力向上計画では人員削減による労働生産性の向上は認定対象としない。地域未来投資促進法においてもM&Aを行う際の雇用維持に対する配慮規定を新設する。」



梶山経済産業大臣

## 事業承継やM&A時の免税措置について

2020.5.29 (fri) 経済産業委員会 (法案質疑)

### 現状・課題意識

- 日本の企業の99.7%、働き手の70%が中小企業に勤務しており、安定雇用創出のカギは中小企業支援にあり。
- 他方、深刻な後継者不足と承継の際の税負担がネックとなり事業承継が進んでいない。
- H31年度税制改正で個人版事業承継税制が導入されたが納税猶予に留まっており、事業承継の円滑な推進のためにも納税免除制度の創設が求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「事業承継やM&Aの実施における納税義務を免除あるいは軽減し、中小企業が負担を少なくチャレンジできるような環境を構築すべきだ。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「税制、予算等の総合的な取組みを進めることが大切だ。どのような支援が必要か議論を進め、認定支援機関などの応援体制の中で事業承継とM&Aを進めていく。」



梶山経済産業大臣

衆議院 第二百一回国会 經濟産業委員会 議事録 第十四号

令和二年五月二十九日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君

理事 大岡 敏孝君 理事 神山 佐市君

理事 小林 鷹之君 理事 鈴木 淳司君

理事 武藤 容治君 理事 田嶋 要君

理事 山岡 達九君 理事 鰐淵 洋子君

理事 畦元 将吾君 理事 穴見 陽一君

安藤 高夫君 石川 昭政君

石崎 徹君 岡下 昌平君

神田 裕君 古賀 篤君

武部 新君 辻 清人君

出畑 実君 富樫 博之君

野中 厚君 福田 達夫君

穂坂 泰君 星野 剛士君

細田 健一君 堀内 詔子君

三原 朝彦君 山際 大志郎君

吉川 赳君 和田 義明君

浅野 哲君 落合 貴之君

柿沢 未途君 菅 直人君

齊木 武志君 宮川 伸君

山崎 誠君 中野 洋昌君

笠井 亮君 足立 康史君

經濟産業大臣 梶山 弘志君

内閣府副大臣 宮下 一郎君

經濟産業副大臣 收原 秀樹君

經濟産業大臣政務官 中野 洋昌君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 山内 智生君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 茨木 秀行君

政府参考人 (総務省大臣官房総括審議官) 前田 一浩君

政府参考人 (国税庁徴収部長) 新井 智男君

政府参考人 (国税庁調査査察部長) 松浦 克巳君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房年金管理審議官) 日原 知己君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 岸本 武史君

政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 河西 康之君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君

政府参考人 (経済産業省通商政策局長) 広瀬 直君

政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 西山 圭太君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (中小企業庁長官) 前田 泰宏君

政府参考人 (中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官) 木村 聡君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君

委員の異動 五月二十九日 補欠選任

畦元 将吾君 出畑 実君  
國場幸之助君 堀内 詔子君  
同日 補欠選任  
出畑 実君 畦元 将吾君  
堀内 詔子君 國場幸之助君

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一  
部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

○富田委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。  
本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官山内智生君、内閣府大臣官房審議官茨木秀行君、総務省大臣官房総括審議官前田一浩君、国税庁徴収部長新井智男君、国税庁調査査察部長松浦克巳君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官日原知己君、厚生労働省大臣官房審議官岸本武史君、経済産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光君、経済産業省大臣官房審議官河西康之君、経済産業省大臣官房審議官中原裕彦君、経済産業省通商政策局長広瀬直君、経済産業省商務情報政策局長西山圭太君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長松山泰浩君、中小企業庁長官前田泰宏君、中小企業庁長官官房中小企業政策統括調整官木村聡君及び中小企業庁事業環境部長

長奈須野太君の出席を求め、説明を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富田委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申出がありますので、順次これを許します。大岡敏孝君。  
このたびは、質問の機会をいただきましてありがとうございます。  
それでは早速、法案の中身ににつきまして順次質問をしたいと思います。  
まず、今回の法案の中に位置づけられましたクロスボーダーローンについてでございます。このこと自体は大きなチャレンジで、私は高く評価をしておりますが、今後のことについてしっかりと議論をしておきたいと思っております。

まず、このクロスボーダーローンを始める前提として、公庫が常に気をかけているのが民業圧迫という批判なんですけれども、今回始める海外事業は民業圧迫を判断する対象に含まれるのでしょうか。  
○木村政府参考人 お答え申し上げます。  
我が国には、すぐれた技術やサービスを持ち、海外展開への高いポテンシャルや国際競争力を有する中小企業が数多く存在しているところでございます。

一方、大企業と比較いたしますと、海外で事業を行うために必要な財務基盤に乏しいことから、これをきちんと支援をしていくことが重要だと考えてございます。  
海外進出をいたします中小企業にとりまして

第一類第九号 經濟産業委員会議録第十四号

令和二年五月二十九日

ところで、ちよつとずつ趣旨が変わってきていると  
思います。

なぜなら、例えば平成三十年に事業承継に關する  
税制が変わった中に、今までは事業承継した場  
合は五年間で平均八割雇用を維持することで税制  
優遇があったわけですが、それが外されて  
いるんですよ。要は、MアンドA等で事業承継し  
た後に首を切ってもいいということに実質的に  
なってしまうている。いつの間にかそういうこと  
になってしまっているわけです。

それから、今MアンドAのことを私は述べたの  
で一個伺いたいんですが、外国企業が安くなって  
いる日本の企業を事業承継も含めて買っていくと  
いうことは、大臣、いいことだと思ってるか、  
悪いことだと思ってるか、いかがでしょうか。

○梶山国務大臣 MアンドA自体は、新たな経営  
資源を機動的に取り込むという点で、企業を成長  
させるための有効な手段であると思っております。  
事業承継の一つの手段としても活用されてお  
ります。新型コロナウイルス感染症による急激な  
環境変化に対して、事業、雇用を守るためのMア  
ンドAの活用も重要だと思っております。

その上で、米國を始めとする諸外国において、  
独占禁止や外資規制等の観点から、MアンドAを  
規制しようとする動きがあることも承知してお  
ります。日本においても、関係省庁と連携しながら、  
競争環境の確保や、中小企業が持っている機微技  
術であるとか、そういったものを守りつかりと守  
ていかなければならないということで、中小企業  
のMアンドAにもしっかりと目を光らせていかな  
ければならないと思っております。

○落合委員 MアンドAは、劇的に生産性を上げ  
ていく可能性はあります。しかし、雇用を維持し  
てもらわないと何のためにやるのかわからないで  
すし、今外国企業を挙げましたけれども、技術だ  
けとられて終わってしまったら意味がないわけ  
です。

アメリカも、だんだん企業価値が、今一瞬下

がっていますので、MアンドAをストップさせよ  
うということを行っているのに、我が國はMア  
ンドAを促進する、そういう法律を今通すわけ  
です。

それから、二〇一八年の十月十七日の日経新聞  
にでつかく載っているんですが、後継継の中小企  
業を外資に紹介をするということがでつかく発表  
がされています。これは、事業引継ぎ支援セン  
ターのデータベースを、ジェットロを通じて外資に  
公開するということを経産省は一生懸命やってき  
た。国際的なMアンドAを促進してきたわけ  
です。これは今コロナの時代に入って、もうはつき  
りとストップするべき、そういう問題だと思うん  
ですが、大臣、いかがですか。

○梶山国務大臣 事業承継の中で、親族の承継で  
あるとか、そうじゃない方の承継であるとか、い  
ろいろな取組をしておりますけれども、Mアンド  
Aも一つの手法だと思っております。日本の国内  
の企業とのMアンドAであれば、それはそれなり  
のしっかりとした効果も出しますし、海外の企業  
であれば雇用の維持ということも条件につけてい  
くということも必要でしょうし、さらに、先ほど  
申しました機微技術の流出、そういった点も考え  
ていかなければならないと思っております。

大きな意味では、やはり雇用の維持ということ  
で、ただ、八割、八〇%を超える雇用の維持とい  
うのは要件になっていましたけれども、まあ以前  
はですね。これらはやはり適用がなかなか難し  
い。少人数のところ、例えば五、六人のところ  
で八〇%維持というのはどうとるかとか、さまざ  
まな課題があったのでこういう形にしましたけれ  
ども、この制度、考え方には、雇用の維持という  
のが、雇用が重要であるということが中心になっ  
ております。

○落合委員 これは具体的なルールを見ていく  
と、雇用も維持しなくていい方向に進んでいます  
し、しかも、わざわざ経産省が外国の企業に買  
てくださいとやっているわけで、これは何のため  
に事業承継を進めていくかといえ、雇用と技術

をその地域に引き継いでいくというのが一番の  
目的でありますから、生産性を一番の目的にし  
ちゃうと、MアンドAをふやしていても、雇用  
も残らないかもしれない、技術も残らないかもし  
れないという状況になってしまっていますので、  
優先順位をしっかりと大臣が掲げていくというこ  
との重要性を申し述べたいと思います。

それから、最後に、もう時間ですので言及だけ  
にしておきますが、クロスボーダーローンも、経  
産省がサブプライチエーンのグローバル化というこ  
とで進めてきたわけですが、先ほど申し上げたよ  
うに、国際的な航空需要が戻っていくのも四年  
後、しかも今、ビジネスの方々も国際間の移動が  
できない、こういう中で戦略的にやっていかな  
きゃいけないのは、やはり国内回帰であると思  
います。そこに十分力を尽くすべきだということ  
を述べまして、質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。  
本日は、中小企業成長促進法等の改正について  
議論をさせていただきたいと思っております。その前  
に、先日政府から発表された二次補正予算の内容  
についても数点確認をさせていただきたいと思  
っております。

今、落合委員の議論の中にもございました、本  
日に今、このコロナ危機の中、国内外の産業、そ  
してそこで働く人々の雇用というものが危機的な  
状況にあるというふうに認識をしております。

直近の報道ですと、四月の有効求人倍率が、こ  
とに入ってからずっと下がっております。ま  
ちょうど一年前は一・六をちょっと超えるぐらい  
の有効求人倍率だったものが、四月の値としては  
一・三二まで落ち込んでいます。また、鉱工業生  
産、生産高についても、三月から四月にかけて  
九・一%減少しているということで、こちらは更  
に急激な落ち込みを見せております。

非常に今、産業の実態は厳しいものがあると思  
うんですが、客観的な事実を最初に確認させてい

ただきたいと思います。

新型コロナウイルスの影響による国内の企業の倒産件  
数、失業者の数、また経営難に直面している方々  
をはかる一つの指標として持続化給付金の申請件  
数があると思っております。こちらの数値を教  
えていただきたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

東京商工リサーチでは、企業が債務の支払い不  
能に陥ったり、あるいは経済活動を続けることが  
困難となった状態を指します倒産のうち、当該企  
業等から新型コロナウイルスの影響による倒産で  
あることが確認されたものを、新型コロナウイルス  
関連の倒産として集計していると伺っており  
ます。

これによりまして、本年二月以降、五月二十八  
日まで確認された新型コロナウイルス関連の倒  
産件数は百三十一件となっております。

次に、失業者数についてでございます。失業者  
も、感染症の影響によるものに限った数字ではご  
ざいませぬけれども、総務省の労働力調査によ  
りますと、本年四月の完全失業者数、これは季節調  
整されていない原数値になりますが、全体で百八  
十九万人となっております。

また、厚生労働省が都道府県労働局を通じて把  
握された感染症の影響による本年二月以降の解雇  
等見込み労働者数の累計は、五月二十八日時点で  
一万五千八百二十三人と承知をいたしております。

次に、持続化給付金についてでございます。五  
月一日から申請受け付けを開始していただ  
きまして、五月二十八日時点で百三十万件を  
超える申請を受け付け、約七十五万件、約一兆円  
について事業者の皆様のお手元にお届けさせてい  
ただいております。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。  
今伺った数字だけを見ても、雇用というものが  
本日にこれから、国内の産業、経済全般にわた  
って重要な問題になっていくということは、もう皆

さん共有していただいていると思います。

それに対して今回の二次補正予算なんですが、中小企業への融資、あるいは十兆円に上る予算費、こういったものを取り除いた場合、実際に給付あるいは補助される金額だけを見た場合、約十兆円くらいになると思っております。一次補正と合わせても真水の投入が三十五兆円程度ということになると理解をしておるんですが、例えば、諸外国の代表例でいいますと、アメリカを見れば、これは、中小企業の支援という目的がはっきりした予算だけでも六千六百億ドル、日本円にして約七十兆円規模の大規模な投入をしております。もちろん、この中には融資も含まれますが。

日本の今の現状を鑑みたとときに、日本の経済規模、そして今我々が置かれている状況を考えたときに、今回の二次補正予算の規模というのが適切な規模だったのか、ここに対するまずは大臣の御見解を伺いたいと思います。

○堀山国務大臣 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、各国で経済対策が講じられております。国情的違いもありますし、アメリカと日本ではやはり視点が違う部分もございます。

日本は、雇用保護ということで、できる限りやはり雇用を維持していくことを重点に、さまざまな制度もこれまでございました。

アメリカの場合は、大量レイオフとかそういう形で、その対応をどうするか、また、企業に対してPPPと言われるような雇用維持のための政策もあると聞いておりますけれども、これも民間銀行から、そして、後でその条件を達すれば返済義務がなくなるというようなことも聞いております。

そういったものも含めて、一概に比較することは困難だと思っておりますけれども、いいものはやはり考え方として取り入れていかなければならないなと思っております。

その上で、この戦後最大とも言える危機に際して、日本政府としては、雇用と事業を断じて守り抜くとの強い決意のもとに、第一次補正予算で措

置した緊急経済対策に基づいて、個人事業者を含む中小・小規模事業者等に対して多様な支援を講じてまいりました。

何よりも大切なことは、重要なことは、予算額の規模だけではなくて、苦境にある事業者に必要な対策が講じられているかということでありまして、全国五十カ所に設置した経営相談窓口に寄せられる声や、私も総理とともに七回にわたって幅広い事業者の皆様から声を聞き、また、個別に今、経産省でもヒアリング、それぞれの事業者の方々、規模を問わずお話を聞いているところであります。事業者目線ですっかりきめ細かく対応してきたと思っておりますし、これからもしてまいりたいと思っております。

そうした声を踏まえて、今回の第二次補正予算では、持続化給付金の予算の積み増し、そして、実質無金利無担保、最大五年間元本返済据置き融資の積み増しや、劣後ローン等の資本性資金の供給、店舗の家賃負担を軽減するための最大六百万円の給付金となる家賃の制度など、危機ともいえるこの難局を乗り越えるための対策を実施することとしております。

こうした措置を迅速に講じることで、新型コロナウイルスの影響に打ち勝ち、事業と雇用を守り抜く決意であります。現時点で必要十分な規模の予算を計上していると思ひますし、全力で、できるだけ迅速に、こういったものをお手元に給付できる努力をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員 今の大臣の御答弁の最後に、必要十分な量を供給できているのではないかとということもございました。であるならば、やはり十兆円の予備費という部分についての必要性、今、新たな補助金に回されるのではないかとという話も出ておりますが、しっかりとそこは今後の予算の審議の中でも議論させていただきたいと思ひますが、国民に対してわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、とりわけ今回、持続化給付金についても対象が拡大されるという措置がとられ

ました。具体的には、一月から、ことしに入ってから創業した事業者も対象にする、あるいは雑所得でこれまで申告していたフリーランスも対象に含めるような改善がされておりました、そこは評価をしております。

ただ、その一方で、これまで本場に多くの事業者や地方自治体などが、継続的な助成、そして助成金の拡充、増額、こういったものを何度も何度も要請をしてくださっていると思ひます。ただ、こういった複数回の支給ですとか助成金額自体の増額といったものは今回盛り込まれておりません。

二次補正予算案の策定の中でこうした声が反映されなかつた理由、そして、改めてですが、この場で、こうした複数回支給若しくは増額といった、これまで対象となつていた方々に対するさらなる支援の拡充といったものも求めたいと思ひますが、御答弁をいただきたいと思ひます。

○堀山国務大臣 持続化給付金につきましては、何度も申し上げておりますけれども、前例のない思い切った手段であるということでありまして、使途に制限のない現金の給付ということでありまして。

その給付金額については、中小・小規模事業者の九五%を占める五十人以下の事業者について、固定費のうちで、地代家賃、広告宣伝費等を合計した費用の平均が全国平均で年間約四百万円程度、個人事業者については年間二百万円程度といった推計も参考にしつつ、固定費の支払い額の平均六ヶ月分に相当する額として算定したものであります。

今回、現場のさまざまな御意見を踏まえ、例えばフリーランスの方、今まで事業所得でやっていた方は今もしっかりとお支払いをしておりますけれども、雑所得や給与所得に計上されていた方々を支援の対象とすること、そして、五月の緊急事態宣言の延長などに伴い、休業を余儀なくされる飲食店、テナント事業者の皆様を始め、家賃の支払いが大きな負担になっているとの御意見も踏まえて、持続化給付金で家賃まで考えていたわけで

ありますけれども、それに加えて、家賃負担を軽減するための最大六百万円の給付金を新たに創設することとしました。これは野党の皆さんの御意見もしっかりと伺った上で、これでしっかりと決めてまいりたいと思ひますけれども、そういったものも取り入れたわけでありまして。

地方の実情に応じたきめ細やかな対応が行えるように、また地方創生臨時交付金を二兆円積み増す措置も講じており、自治体において積極的な支援が行われることを期待しているところであります。

自治体にとつてはこれじゃ足りないという声もありませんけれども、まずは二兆円積み増しをして、自由度のきくものにする、そして、それぞれの地域によって例えば地代家賃も違うし、産業のあり方も違う、そういった中で自治体できめ細やかな対応をしていただきたいと思っております。

○浅野委員 臨時交付金については、今回、二兆円積み増しということで、我々が、野党側が求めてきたのは一兆円から五兆円までの四兆円の積み増しだったのでありますけれども、ある一部、一定程度前進をしたことは評価をしております。

ただ、今大臣おっしゃったように、やはり、地域によっては、使い道、そして産業形態や雇用情勢、本場に違いが多くて、一概に幾らというのが決められない状況です。これからのこのコロナの影響が中期化した場合に副次的な影響が出てくるのが想定されますので、ぜひ、この二兆円増額でとめるということは決まっていなくておられると思ひますが、引き続き、ここは柔軟な対応をお願いしたいところであります。

今、答弁の中でも、家賃支援の給付金について触れておりました。この家賃支援策については、我々野党の意見も取り入れていただいたということで、私たちとしても評価をしております。ただ、きょうの資料の、資料三になりますけれども、今回、与党側と野党側で少し異なる家賃支援のあり方というのを提案してまいりました。簡単に申し上げます、今回、実現した方の与党

案については、支給条件としては、減収五〇%以上、若しくは三カ月にわたって平均三割減収した事業者が対象になるというものであります。また、支援金額についても、最大月五十万円というふうに書いてありますが、実際には百万円まで、給付率が変わりますが、百万円まで支給はできるという制度になってございますが、野党側は、とにかく上限はなしで、とにかく立てかえる、金額立てかえる、後から返していただきたいというふうなやり方を提案させていただきました。

今回、政府内の議論において、それぞれのやり方、長所、短所あるわけですが、最終的にこの与党案にした背景、いわゆる与党案の方は、事業者が金融機関から自分で借りて払った分の三分の二を補助するという内容になっておりまして、野党案は、全額、一回、政策金融公庫が立てかえ払いをして、後からこつこつ返していただければいいですよ、そういうことになっておりますが、どういった部分を評価し、そしてどういった結論づけたのか、その部分について説明をいただきたいと思っております。

○堀山国務大臣 野党とのやりとりを含めて、今、与党での成案をまとめていこうかと思っております。

そういった中で、野党からの皆さんの提案の法律案については、先般少し申し述べさせていただきましたけれども、公庫の体制の問題であるとか、専門人材の存在、そういったことも含めて、なかなかやはり時間的に難しいのかなという思いもござります。

ただ、今回は、最高の限度額ということで、それぞれの地域によって地価の違いが家賃の違いになっている、それを、上限がある程度百万円まで認めるということ、それは、高い家賃であるとか、あとは複数店舗を持っている場合ということも含めて入れた上で、さらに、一回でまとめて六カ月分お支払いするということが六百万円分、それで対応していただくということも含めて了解をしたものだと思っております。

いずれにしても、より現実的に早くできる方法で、そして、できる限り折り合った額の中で、できるだけ多くの上限にしていくということで議論をしたと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、支給までのスピードというのは大事だと思います。

ただ、私が今少し懸念をしておりますのは、このコロナによる影響、冒頭申し上げたように、鉱工業生産が、正直、一月から三月までは緩やかに落ちていたのが、三月から四月にかけて急に落ち始めた。そして、今後の見通しとしては、このペースというのが維持される若しくは加速される、そんなことも考えられるわけでございます。

そうなるべくと、やはり、当初影響が出たのはサービス業界が中心でした。今後は、製造業も含めた幅広い分野で生産、売上げが落ち込んでいく、それが中長期にわたって続くことが想定されます。

今回、家賃支援については六カ月間の対象期間になりますが、更にこの先がどうなっているかというところをよくよく見ていただきたい、そして、必要に応じてさらなる支援策というのも考えていただきたいというふうに思っておりますので、そこだけ意見を述べさせていただきます。

次回、新しい生活様式の普及を受けて、幅広い社会活動の中で、IT環境の整備といったものが一層進むことが予想されております。これは、中小企業、地方の職場においても、こういう流れが生まれてくるのではないかとこのように思っております。

今、経済産業省ではIT導入補助金という制度がありますが、これまで、令和元年度の補正予算、そして今回の令和二年年度の補正予算の中で対応しているということなんですけれども、ただ、もっと大きなニーズがこれから出てくると思うんです。

ですから、きょう確認させていただきたいのは、現在の予算がどれくらい全体で確保されているのか、そして執行状況がどのような状況になっているか、もし今後の方向性についてもありませんら、御答弁いただきたいと思っております。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。

IT導入の補助金に關しましての予算額でございます。

そもそも、ITツールの導入を通じた生産性の向上ということで、令和元年度補正予算で四百五十億円を確保し、その執行を始めていたところでございます。さらに、今回のコロナの影響ということを受けて、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備ということで特別枠というのを設けるといことで、先般成立した第一次補正予算で百億円を追加し、さらに、今回の第二次補正予算においても約二百二十億円程度を追加するという方向で調整しているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

各補正予算で徐々に追加していただいているということなんですけれども、執行状況については答弁いただけますか。

○堀山国務大臣 この執行状況でございますが、IT導入補助金、令和元年度補正予算分については三月十三日から公募を開始いたしました。三月三十一日の第一回締切りまでに四千八百五十六件の申請をいただき、二千四百六十四件を採択をいたしました。

その後、令和二年度第一次補正予算分を加えた形で、五月十一日から申請を再開いたしました。本日が、五月二十九日が第二回目の締切りでございます。締切り後、速やかに審査を進め、迅速な交付決定に取り組み予定であります。また、今後も、七月十日まで二週間間隔で締切日を設けて、可能な限り迅速に交付決定し、IT化を急ぐ中小企業、小規模事業者のニーズに応えてまいりたいと思っております。

なお、補助金の内容につきましては随時拡充を行ってまいります。令和二年度第一次補正予算

分からは、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備を行う事業者を対象にした特別枠を、先ほどありましたけれども、追加をしまして、補助率を二分の一から最大四分の三に上げるとともに、パソコンなどのハードウェアのレンタル費用も補助対象としました。これまでは、今、ハードウェアは対象となっておりませんでしたけれども、レンタルという条件付でありますけれども、補助対象といたしました。

今回の令和二年度第二次補正予算では、この特別枠を更に拡充するための予算を積み増しております。

新しい生活様式の普及に伴って、中小企業にも求められる新たなビジネスモデルへの転換を後押しするために、事業者による前向きなIT投資を強力に支援をしてみたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

先ほどの申請件数、採択件数、申請が約五千件弱ということなんですけれども、本当はもっともっとたくさんさんの企業がIT導入を進めていくべきだと思っておりますし、望ましくは、この申請件数をもっと桁がふえていくことを期待したいと思っております。

持続化給付金については、申請が百三十万件という数字ですけれども、日本全国の中小企業は三百万者近くあります。そういった国内の企業全体が、これから、こういうIT導入、そして非対面型もどんどん積極的に取り込んでいくような時代になると思っておりますので、円滑な申請、給付というのは大事なんですけれども、やはりその周知活動というののも引き続き重要だと思っております。

では、ここからは、中小企業成長促進法案の具体的な中身を何点か質問させていただきます。思っております。

まず、本日の資料四をごらんいただきたいと思

います。

こちらには、経営者保証の解除に関する政府資料を掲載させていただきました。上と下にそれぞれ

れ赤字で困っているところがあるんですけども、経営者保証の解除をする際、一般枠を使った場合の最大の年間申請件数というのが約一・八万件、そして、下側には、特別枠を使った場合は最大で年間約二万件というのがポテンシャルとしてあるということでございます。

まず、この一万八千件と二万件というのがどのようになら出されているのか、御説明をいただきたいと思っております。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

事業承継に係ります融資件数でございますが、このところ、年間約五万件でございます。このうち、経営者保証を徴求しております融資、具体的には、新旧経営者からの二重徴求でございますが、あるいはいすれかからの徴求というケースがあるわけでございますけれども、この件数が約四・五万件存在してございます。

こうした中で、今般創設させていただきたいと考えておりますが、経営者保証解除に係る信用保証、これのまず一般枠でございますが、これを利用していただくために必要な財務要件を満たす企業の割合を全体の約四〇％と試算しているところでございます。この数字は、中小企業者の平成三十九年度におきます決算データの複数サンプルをもとに、私も中小企業庁が、各財務要件の適合割合を試算したものでございます。この四〇％から試算をいたしますと、約四・五万件のうち、年間最大一・八万件という対象が導き出されるわけでございます。

さらに、このうち融資残高が一般枠の上限でございます。二・八億円を超える企業の割合、これを約一〇％と想定しているところでございます。この数字も同様で、平成三十九年度におきます決算データ、この複数サンプルをもとに、私も、債務残高が二・八億円を超える事業者の割合を試算したものでございます。ここから導き出しました一〇％をもとに、別枠の対象となりますのは、年間最大二千者程度であるというふうに出させていたところでございます。

他方、今、新型コロナウイルスの感染症が拡大しておりますので、こうした数字には若干幅を持って考えていただく必要があるのかなというふうに考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今御説明いただいた内容が、資料五の方の絵で、わかりやすく資料を作成いただいているんですけども、非常に、データベース、エビデンスベースといえますか、わかりやすい御説明、ありがとうございます。

私が次にお伺いしたいのは、経営者保証を解除する希望を持っている方たちというのは、そもそも、最初言ったように、五万件近い対象の母数が、母集団がありまして、決して、財務要件を満たす一・八万件ですとか、さらに、二・八億円を超える融資残高のある二万件の方々というのだけがありまして、財務要件を満たさないと判断して、とりわけ、財務要件を満たさないと判断して、厳しい財務状況で、事業承継をする際の経営者保証が非常にネックだというふうに思っている方々がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、今回、この経営者保証の解除のスキームが使える対象としては、まず財務要件を満たしていることというのが前提になっているんですが、本来は、それを満たさないと判断して、方々にも支援の手を差し伸べるべきではないか。政府としては、今回、四割の方だけを対象にしていますが、この六割の方々に対してどういう対応をしていくのか、その部分についてお伺いをしたいと思います。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘ございましたような財務上の問題を抱えておられる中小企業の方に対して、経営改善を加速化していただいて、自立的な経営が可能となるようにサポートさせていただくということもとても重要な課題である、このように考えてございます。

経済産業省では、みずからでは経営改善の取組を進めることが困難な中小企業の方々に対しまして、税理士や中小企業診断士などの認定支援機関、これを活用させていただきまして、その認定支援機関が金融機関との対話をしながら本格的な経営改善計画の策定を支援させていただきます。経営改善計画策定支援事業と呼んでおりますが、そういった取組を実施しているところでございます。

また、財務状況が特に厳しい企業につきましては、各都道府県に設置してございます中小企業再生支援協議会、こちらにおきまして、事業の収益性はあるものの財務上の課題を抱えている中小企業の方に対して、例えば、不採算部門の見直しでございますとかコスト管理の徹底、市場のニーズに合わせた販売戦略の立案など、自立的な経営が可能となるような事業再生計画の策定を支援申し上げているところでございます。

引き続き、こうした取組を通じて、経営者保証解除スキームの財務要件を満たさない企業の方々を含め、中小企業の経営改善、事業承継の支援をより一層充実してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いている質問に移りたいと思っておりますが、私の前に質問されていた落合委員も、最後、終盤、雇用の話をされておりました。私も、次の質問では雇用を取り上げたいと思うんですが、今回、中小企業成長促進法の中身というのを簡単に言えば、事業承継の円滑化、そしてMアンドAの円滑化も含めていきますね、さらには、さまざまな計画制度の簡素化といったものが特徴になるのかなというふうな思っております。やはり、事業承継あるいはMアンドAをする際に最も配慮しなければいけないのは、大臣がおっしゃるように、雇用だということに私も思っております。

今回、中小企業成長促進法のこの資料、先ほど出しましたが、事業承継をすること、そして雇用

維持をすることというのがタイトルに書かれているんですけども、どうも雇用に対する取組が弱いのではないかと。余り雇用を守るための具体的な施策というのが書かれていないんですね。

そこで、私は事前に御説明をいただいたときにも事務方の方に申し上げたんですが、雇用を守るという考え方、理念といったものをどこかに盛り込まれていないのかと。例えば、今回整理する計画、各種政策があると思いますが、こういった計画の中でそういうことを明確に位置づけるべきじゃないか、そういう考えはあるのか、そういうことを質問させていただきましたが、改めて、先ほど大臣も、雇用に対する強いこだわり、思いをお持ちだと思っておりますので、その部分について大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

○梶山国務大臣 雇用維持の観点から、各種計画制度を運用する上でも大変重要な点だと認識をしております。先ほど申しましたが、事業承継も、個人の資産の承継も、地域資源としての雇用の承継だという視点から始まったものであります。実際、労働生産性の向上を認定指標とする経営力向上計画では、計画の認定基準を規定した基本方針で、人員削減による労働生産性の向上は認定対象としない旨を既に規定をしております。雇用維持に対する配慮を行っているところであります。

さらに、今回の法案で地域未来投資促進法にMアンドA支援を追加するに当たりまして、同法に基づく基本方針においても、MアンドAを行う際の雇用維持に対する配慮規定を新設をいたしました。

各種計画において雇用維持の重要性を盛り込むことで、事業者の雇用に対する意識を高め、中小企業全体における雇用がしっかりと守られるように取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

ぜひ、こういう厳しい状況だからこそ、雇用を守るということの、経営者の方々にもしっかりと計画を立てて雇用を守っていただけたら

い、その思いを持っておりますので、今の、新たに新設される部分、そしてまた、さまざまな計画の中で雇用に対する配慮規定を設けている部分、ぜひしっかりと執行されるように、引き続き政府の支援もお願いしたいと思います。

それは、続きまして、今回、中小企業支援、コロナを乗り越えるための支援ですけれども、さらに、この法案には含まれない部分についても何か議論させていただきたいと思っております。

こちらは、IMFがことしの四月に発表した世界経済見通しでございます。主要な各国の二〇一九年から二〇二一年までのGDP増減率を掲載されております。日本を見ますと、二〇二〇年はマイナス五・二%、そして、二〇二一年はプラスの三・〇%ということなのですが、ことしは落ち込むけれども来年は少しより戻しがあるよということとあります。

ただ、問題なのは、先進国を比較して見たときに、二〇二〇年の落ち込みというのは、日本以上に大きく落ち込む国があります。ただ、来年に目を向けていただくと、ほかの先進国の方が大きなプラスに転じる見通しなわけですね。日本はプラス三・〇と申し上げましたが、この数値では、主要先進国の中では一番低いより戻しの幅になっております。

ここに非常に私は危機感を感じています。来年だけならまだしも、この差というのが、再来年、その先にも続いてしまうのではないかと、それによって各国との経済力、経済競争力の差が一層開いてしまうんじゃないかと、そういう懸念、危機感を持っておりまして、それをどうリカバーしていくか、そういう議論をさせていただきたいと思っております。

まず、この見通しに対して政府がどのような考えを持っているのか、まずは基本認識を伺いたいと思っております。

○茨木政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねのありました四月に公表されましたIMFの世界経済見通しにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、全世界で二〇二〇年の経済が大幅に押し下げられ、その後、徐々に回復していくといった姿が示されているというふうに承知しております。

その中で、今委員からも御指摘ございましたけれども、二〇二〇年、ことしの経済成長率につきましては、先進国全体でマイナス六・一という中で日本はマイナス五・二と、ややマイナス幅が小さいという一方で、二〇二一年、来年につきましては、先進国全体でプラス四・五という中で日本はプラス三・〇と、プラス幅の方もやや小さい、そういったような姿になってございます。

ただし、こうした見通しにつきましては、IMFも述べておりますけれども、今後の感染症の動向など、大きな不確実性がある点に留意が必要と考えておりまして、政府といたしまして、さまざまなリスクを注視してまいりたいと考えております。

我が国におきましては、先日、緊急事態宣言が解除されました、感染防止策をしっかりとして講じながら、段階的に経済活動のレベルを引き上げていくフェーズに入っております。

政府としては、あらゆる政策手段を総動員して、事業、雇用、生活を守り抜くことにより経済の回復基盤を維持していくとともに、中長期的な成長力の強化という観点からも、今回の感染症による危機を社会変革の契機と捉えまして、デジタル化、リモート化等の改革を一気に進めて、質の高い経済成長を実現してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員 確かに、今おっしゃったように、IMFのレポートも私も読みましたが、依然として不確実性が高く先が読めない、この数字が必ずしも正確ではないというようなことは、それは確かだと思っております。

下振れリスクに対する不確実性は高い。ひょっとしたら、また第二波、第三波、我々の想像を超えたものが来た場合に更に落ち込むという意味での不確実性はあるけれども、プラスの要因というのは実はなかなかないわけですね。マイナスに下がることがあっても、これが更によくなくなるような不確実性要素というのは現状余りないわけであります。

ですから、この数値をよりよい数値にしていこうためには、我々が頑張らなければいけない、経済産業省の皆さんが頑張らなければいけない、そういうことだと思っております。

やはり、そういう観点でいうと、中小企業、今大変厳しい状況に置かれておりますが、この苦境の中でいかに変化を促しているかというのには非常に大きな課題だと思っております。

事業の継続、そして雇用の維持、これはもう最低限必要だと思っております。今我々が議論しなければいけない、経済産業省の皆さんが計画をつくらなければいけないのは、それを守った上で、いかに変化を促し、そして生産性を高めていけるのか。それは、デジタル化という言葉がよく出てきますけれども、IT導入もそうですが、それが全てではないと思っております。中小企業がこれまで営んでいた事業そのものの転換、副業化、あるいは特定の技術を別の分野に応用するような事業の転換、こういったところも念頭に促していく必要があると思っております。

改めて、政府にこのあたりをどういう考えを持っていかるといふのを聞こうと思っております。ですが、ちよっと時間の関係で、この質問を飛ばして、次の質問に直接入らせていただきたいと思います。

○浅野委員 今、中小企業の自己改革を促すという意味では、MアンドAの促進というものがこの法案の中には含まれております。先ほど、落合委員の方からは、やはり雇用維持が優先だ、MアンドAもある種規制していく方向性もあるんじゃないかと、そ

ういう問いかけがございました。

私は、ちよっとそこは違う論点で議論していただきたいと思うんですが、こういう状況だからこそ、大胆な中小企業の事業変革、構造改革、これを促す意味では、MアンドAに対して適切な規制をかけたついで、ちゃんとした計画を立てている人たちには、より低リスクでそれを実現できるような環境整備というの車の両輪として両方回していかなければいけないと思っております。

具体的な方策としては、事業承継やMアンドAの実施に伴って、さまざまな、贈与税あるいは所得税、法人税、いろんな税金を支払う義務が今ありますけれども、これを大胆に免除、あるいは大胆に軽減していただいて、しっかりと計画、しっかりと成長戦略を描いている中小企業に対しては、リスクをできる限り少なく、負担を少なく、こういったチャレンジをしやすいう環境を整備していくべきではないか、そんな考えを持っておりまして、これに対する大臣の御見解をいただければと思っております。

○梶山国務大臣 中小企業のMアンドAを活性化ということですが、税制、予算等の総合的な取組を進めることが大切であると思っております。

何度も申し上げますけれども、やはり、事業承継が入ってきたときは、事業承継、税制としてどうするかという取組から始まったわけでありまして、そして、それを後押しするためにどう変えていくか、どういう視点を加えていくかということとで今日まで来ていると思っております。

税制措置につきましては、MアンドAによる事業承継により不動産の権利移転などが生じる場合の登録税、不動産取得税の軽減措置を今の時点で設けているところであります。

○浅野委員

して士業の人たちのノウハウも使うことができるような体制を整えておきますので、そういった中で、またよりよい事業承継、そしてMアンドAを進めてまいりたいと思っております。

事業承継は、できればやはり親族に継がせたいという方がおいでになります。そして、事業が継続するのであれば第三者でもいいという方もおいでになる。ただ、そのほかには、やはり、その企業を欲しがっている方、場合によっては、事業の一部門を欲しがっている方という人たちがいる。そして、雇用の継続ということを念頭に入れながら、そういうMアンドAも進めていくべきだと思っております。事業や技術、雇用がしっかりと残るような形で総合的に進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。事業や技術、雇用が残るようになっているのは、もろに大前提だと思っておりますが、やはり、コロナ危機というのはこれまでなかった危機だからこそ持続化給付金のようなかつてなかった支援を経済産業省も打ち出しましたし、ただ、それにとどまらず、もっともっと大胆な支援展開、そして、それによる国内経済、産業構造の転換、こういったものにつなげていかなければいけないというふうには私には思っています。

そういう点でいえば、きょうの資料の十一番をこちらにいただきたいと思います。これは事業承継税制の適用の状況でございますが、平成三十年分を見ますと、大体四百億円の猶予適用がされております。ただ、MアンドA、事業分割ですとか一部事業譲渡に伴う個人の所得税、住民税として法人税、こういったところはこれには含まれておりませんので、これが全体像ではないんですけれども。

今回、例えば予備費で十兆円積んでいきます。それに対して、この事業承継にかかっている猶予の金額規模を見ますと、もうちょっと経済産業省も勇気を出して、大胆なことをやるぞ、しっかりと救うぞ、変化を起こす、そんな決意を固めれば

きない規模ではないような気もしているんですけど。従来から、事業承継、税制の免除に対する要望もたくさん中小企業経営者から出ております。ぜひ御検討いただきたい。

更に加えて言えば、実は事前に中小企業庁の方に、MアンドAに伴う法人税、個人住民税、所得税の納税額というのか、そういう規模を聞いたんですけれども、ちょっと情報が余り整理されたものがないということでしたので、ぜひ、そういった部分の把握にも努めていただきたいというふうに思っています。

もし、大臣、一言いただければありがたいんですけども、あります。○梶山国務大臣 事業承継は従前から大きな課題でありましたけれども、今回のコロナ禍におきまして、さらに、事業承継というのか、廃業を判断するようないくつか出てくる可能性があるということ、しっかりとそういった事業や地域の資源を守っていくためにどうしたらいいかということ、一段加速して考えなければならぬと思っておりますので、委員の御意見、参考にさせていただきます。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いします。では、次の質問なんですけど、企業そのものに対する支援も必要ですけども、やはり働いている方々の変化というののもこれからの時代には求められていくと思えます。特に、新しい生活様式の普及、そして、これから消費者意識が変化していくことが想定されますので、それによって産業構造が変化していくことは明白だと思います。それによって不可逆的な失業者が増加するのではないかと、この点も考えます。これまでやってきた仕事そのものがなくなってしまう、自分のスキルを別の職場で生かそうと思っても、その産業自体が衰退してしまう、そんなことも出てくるような気がいたします。

そこで、やはり、リカレント教育というものに改めて注目をすべきではないか。これまでは、一部のそういうスキルチェンジの講座、経済産業省が認定して、徐々に拡充をしております。このコロナショックを契機に、こちらも大胆な拡充あるいは利用者負担の軽減、そういったものも、こちらについての見解をお伺いしたいと思います。

○河西政府参考人 お答え申し上げます。議員御指摘のとおり、コロナウイルス感染症拡大によりまして、新たな生活様式の普及、消費者意識の変化に伴いまして、今後、ビジネスモデルでありましたりですとか産業構造、これが変化していくというふうな考えております。

例えば、リモートワークあるいは事業のデジタル化、こうしたことが進展することが想定されているわけでございます。そうした変化に対応するため、ITあるいはデータの分野につきましまして、働く方々が、一度社会に出てからも、時代の変化に合わせて、いつでも学び直すことができるリカレント教育、これが非常に重要性が高まっているというふうな考えてございます。

経済産業省では、産業界のニーズも高く、専門性かつ実践的な能力を取得できる講座を経済産業大臣が認定する第四次産業革命スキル習得講座認定制度を二〇一七年七月に創設いたしました。二〇二〇年、本年四月末時点で百九講座を認定しているところでございます。

このうち、本年四月一日時点で、五十二の講座につきましまして、その実施者が厚生労働大臣による専門実践教育訓練給付の指定を申請しております。その申請を受け、受講費用が支援されるということになっております。

また、多忙な社会人が働きながら通学する負担、これは非常に大きいということもございまして、インターネット等での受講ニーズ、これが非常に高くなってございます。これまでも、講義の一部でEラーニングを使うという講座は認定しておいたところがございますが、本年一月からは、全ての授業をEラーニングで行う講座も認定対象としたところでございます。現在、三十四講座が

これに該当しているところでございまして、新しい生活様式にもしっかりと対応していきたいというふうな思っております。

加えて、中小企業の経営者あるいは管理者、従業員の方に対しまして、大きく変化する事業環境に対応できるよう、全国九カ所に設置しております中小企業大学校におきまして、IT活用ですとか、生産管理、財務管理、マーケティング、こうした専門性の高い実践的な研修事業を実施しているところでございます。令和元年度におきましては八百六十六コースを開催するなど、積極的に実施しているところでございます。また、こちらで、やはりEラーニング講座の充実を図っているところでございます。

日々刻々と変化する経営環境に対応すること、なかなか時間がとれない、しかし、だからこそ、変化に対応していくために、受講のニーズの高い皆様、中小企業の皆様に受講しやすいよう、環境整備に取り組んでいるところでございます。引き続き、人々の生活様式、消費者意識、ビジネスモデル、産業構造、こういったことの大きな変化にしっかりと対応できるよう、認定講座や研修内容の充実、それによるリカレント教育の充実、また、時間的制約の多い社会人にも受講できるように、その負担軽減にしっかりと取り組んでいきたいというふうな考えてございます。

○浅野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、山崎誠君。

○山崎委員 皆さん、こんにちは。立憲民主党、山崎誠でございます。

会派の時間をいただきました。早速ですので、御質問をさせていただきます。早速ですので、本日の中小企業成長促進法案ですが、若干、前回の質問、残したところがありまして、冒頭、一回だけお願いをしたいと思います。前回、エネルギーのお話をさせていただいた中で、その中でも賦課金の話があつて、固定価格買取制度をどういうふうな理解をしてくるんだと







これに向けたお考えというのを伺いたいと思ひます。

○古谷参考人 デジタルプラットフォームビジネスそれ自体は、革新的なビジネスを生み出し続けられており、イノベーションの創出を担う大きな分野だと思います。これは消費者の利便性の向上にもつながっており、そこを取引をするいろいろな業者にビジネスの機会を与えているという面では、大変なこれから期待をしなければいけない分野だろうと思ひますし、そういう意味で、我が国として、国際的にこういうデジタルプラットフォームビジネスについて、5G、ポスト5Gといったことも念頭に置きながらイノベーションを進めていくという視点が大変大事だと思います。

一方で、御承知のように、デジタルプラットフォームビジネスというのは両面市場で、ネットワーク効果が働くこともあり、非常に寡占化、独占化しやすいということもありますので、そこで取引をする中小事業者等がまさに取引上いろいろなまた負担を負うというふうなことになるかと、そこはまさに競争当局がきちんと目を光らせていかねばいけない分野だと思ひますので、今、国会に提出されております取引透明化法案などと相まって、公正取引委員会が担うべき役割も大きくなるのではないかとこのように認識しております。

○浅野委員 ありがとうございます。

では、最後の質問になりますけれども、こうしたデジタル経済、公正公平な取引を実現しつつイノベーションを起こしていく、そしてそれが国境をまたいでグローバルに展開されているわけですが、先ほど、やるべきことを七つほど挙げていただいた最後に、国際的な規制当局間の連携というのがございました。

具体的にこうしたものをどう進めていくのか、最後にお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○古谷参考人 具体的にどう進めていくか、これ

はまた今後考えなければいけないと私は思っておりますけれども、まさに日本のマーケットにとって反競争的な動きになるような国際的な企業結合ですとか、そういうものについては、公正取引委員会としても果敢に、いろいろな形でかかわることができると思ひますし、東アジアの発展途上国を含めて、かなり競争法の整備が進んできているというふうにも伺っていますので、二国間、多国間の国際的な競争当局との連携をしっかりとしながら、あるいは、競争法というもののやはり共通化といいますか、コンバージェンスというふうに言うんだというふうにも伺っていますけれども、そういったものも進めながら、国際的な取引についても積極的に進めていく必要があるんだというふうにも考えております。

○高木委員長 次に、佐藤英道君。  
○佐藤英道委員 公明党の佐藤英道でございます。公正取引委員会委員長の候補者であります古谷一之参考人に何点かお伺いさせていただきます。初めに、楽天の送料無料方針への対応でありますけれども、公正取引委員会は、楽天の送料無料方針に対して緊急停止命令の申立てを東京地方裁判所に対して行うなど、厳しく対応してきたと承知しておりますけれども、候補者はどのように認識されているのか、まず伺います。

○古谷参考人 楽天の送料無料問題について、公正取引委員会の方で東京地裁に緊急停止命令を出された。この緊急停止命令というのは、めったに公取も使わない武器だというふうにも伺いましたけれども、そういう非常に積極的な取組を公取がしておられる。事実としては、楽天の方でも出店者の任意でやってみようというふうな方針を出されたということ、この緊急停止命令自体は公取としてもその後取り下げられたというふうにも承知しております。

その後もずっと調査を続けておられるんだというふうにも思ひますけれども、こうしたいろいろな事案について、公取が独禁法の適用の拡大についていろいろ積極的な取組をしておられるという点は、私も大変評価をしておりますし、いろいろな事象について公取として問題意識を持って当たるという点は、もし公取委員長になりました場合には、今の公取の姿勢を踏まえながら私も取り組んでいければというふうにも考えております。

○佐藤英道委員 次に、中小企業の取引環境の改善について伺ってまいりたいと思ひます。地域の中小企業は国民経済の土台であり、中小企業の取引環境を改善していくことは大変に重要であると思っております。

そこで、働き方改革が進められる中で、大企業が働き方改革に取り組むことによつて下請の中小企業にしわ寄せがなされる可能性もありますけれども、公正取引委員会はどのように対処していくのか。

また、昨年十月に消費税率が引き上げられておりますけれども、消費税の転嫁対策特別措置法に基づいて、消費税の円滑かつ適正な転嫁に対してどのように取り組んでいこうかと考えているのか、伺います。

○古谷参考人 二点御質問いただきました。働き方改革でございますけれども、この働き方改革自体は、これは進めていくことは大変重要な政策課題だと思ひます。

ただ、企業の働き方改革の取組が進む一方で、その影響が、取引の相手方といえますが、中小企業や小規模事業者に対して不当な不利益や負担となつてはね返る、しわ寄せが行くというふうなことがありますと、社会全体としては働き方改革の効果が出ないというふうなこともなつてしまっています。

こういう場合、公取の役目は、働き方改革に関連して生じます中小企業等に対する不当な行為、下請法違反、あるいは優越的地位の濫用などにながるような反競争的な行為、これをしっかりと監視をして是正をしていくということだと思ひます。

公取の方から、働き方改革について下請法上懸念される事例みたいなものも公表しておられる、こう承知しておりますので、そういったもので未然に防止を事業者に促すとともに、反競争的な事案があれば厳正に対処をするということが必要なんだというふうにも思っております。

また、消費税の関係は、昨年十月から一〇％に消費税が上がったことに伴いまして、公取の方で事業者へ調査をやっておられるというふうにも伺っておりますし、円滑、適正な転嫁を進めるための説明会や相談にも応じておられるということでありまして、競争当局としての措置を踏まえながら、円滑、適正な転嫁を中小事業者がやれるように公取として監視をしていくということが重要だと考えております。

○佐藤英道委員 私からもデジタルプラットフォームについて伺ってまいりたいと思ひます。いわゆるデジタルプラットフォーム型ビジネスが台頭している中で、デジタル市場において公正かつ自由な競争環境を整備していくことは極めて重要なことだと思っておりますが、個人情報保護と競争政策との関係についてどのような認識を持っていらっしゃるのか、また独占禁止法でどのように対応されるかと伺ひたいと思ひます。

○古谷参考人 デジタルプラットフォームに係ります個人情報保護に関しましては、個人情報の取扱いに対する不安ですとか、一方で個人情報の保護と利用のバランスといったことが議論になりまして、御承知のように、個人情報保護法の見直しのための法案が国会に提出をされておるわけでありまして、デジタルプラットフォームが、個人情報保護を、不正に収集をしたり利用するということになりました場合には独禁法上の優越的地位の濫用になる場合があるといったようなガイドラインを公取が示しておられます。

こういったことをまさによく周知をいたしまして、デジタルプラットフォームの方に



2020年4月3日

本会議  
(質疑要旨)

## 新型コロナウイルス感染者急増に伴う緊急事態宣言の発令について

2020.4.3 (fri) 本会議 (閣法に対する代表質問)

### 現状・課題意識

- 感染が日本各地に拡大する中、4月1日、日本医師会は改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を出すべきと表明。
- 2日、東京都で新たに97人の感染が確認。都内の総数は684人で、1週間前と比べ約2.6倍に拡大。
- 速やかに緊急事態宣言を出し、政府は可能な限り予見可能性を高め、個人や企業が準備できるようにすべき。

### 本会議での 浅野の発言要約

「現時点で国民や産業界は、緊急事態宣言の発令に備えた準備行動をとるべきか、端的な答弁を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「発令の要件である全国的かつ急速なまん延にする状況はいたっておらず、ギリギリのところを持ちこたえている。緊急事態宣言の発令を何とか回避するために、引き続き緊張感を持ち適切に対応していく。」



西村国務大臣

## 新型コロナウイルス感染症に関する医療体制の整備について

2020.4.3 (fri) 本会議 (閣法に対する代表質問)

### 現状・課題意識

- 日本におけるPCR検査の実施数は1日約2,000件弱であり、ドイツの17分の1の水準。
- 政府は3月28日、軽症者は自宅療養とし重症者に優先的に医療を提供する「トリアージ」を策定。
- しかし、東京都が都内の医療病床のひっ迫を訴えたが、トリアージは開始されておらず、早急な実施および病床の確保に向けた支援が必要。

### 本会議での 浅野の発言要約

「感染者の負担軽減のみならず状況の緊急性や深刻さに鑑み、軽症者病床の円滑な確保のためにトリアージの促進に加え、政府として財政支援を行うべき。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「自治体や医療関係機関など関係者と連携しつつ、財政的支援を含め、新たに編成する補正予算で検討をしていく。また、PCR検査については全国で約一万件の検査能力を確保しており、引き続き検査能力の向上に努める。」



加藤国務大臣

2020年4月3日

本会議  
(質疑要旨)

## マスク生産設備導入の追加支援について

2020.4.3 (fri) 本会議 (閣法に対する代表質問)

### 現状・課題意識

- 経産省は昨年度マスクの生産能力を月産約4800万枚に強化したが、現在の国内需要には及ばない。
- 4月1日、政府は全世帯への布製マスク2枚の配布を表明したが、WHOも推奨するものではなく、国民の安心感につながるほどの効果は見込めない。
- 深刻なマスク不足の中、更なる設備導入に対する追加支援が求められる。

### 本会議での 浅野の発言要約

「不織布やガーゼ以外の素材を使った再利用可能なマスクを含め、生産設備導入に対する早急な追加支援を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「昨年度の予備費で13件の設備投資を支援し、月産約4800万枚以上の増産が実現できる見通したが、不織布やガーゼ以外の素材も含めて、生産能力の更なる増強に向けて検討していく。」



梶山国務大臣

## 関西電力金品受領問題に係る経産省の公文書改ざん問題について

2020.4.3 (fri) 本会議 (閣法に対する代表質問)

### 現状・課題意識

- 森友問題や統計不正問題などの公文書改ざん問題を受け、2017年12月に公文書管理法の一部が改正。
- 2020年3月に関西電力に対する業務改善命令について、公文書改ざん問題が発生。
- 度重なる不正行為は国民への背信行為に他ならず、徹底した対策が必要。

### 本会議での 浅野の発言要約

「担当者は今後罪に問われる可能性もあるほどの大問題。今後の公文書管理の適正化を省内に徹底させること、二度とこのようなことを起こさないことをこの場で明確に表明していただきたい。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「事実を把握したのちに、事案に関与した職員については他の同様の事例等と比較した上で処分を下した。二度とこのような事態を起こさないために再発防止策を講じていく。」



梶山国務大臣

2020年4月3日

本会議  
(質疑要旨)

## 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案について

2020.4.3 (fri) 本会議 (代表質問)

### 現状・課題意識

- デジタルプラットフォームはイノベーションの担い手であり、日本としてデジタルプラットフォームを生み育てていくことが産業振興策として重要。
- 法案では特定デジタルプラットフォーム事業者による運営状況のレポート提出とモニタリング・レビューが義務化される。
- 過度な規制でイノベーションを阻害されないよう、実効性をどのように担保していくかが求められる。

### 本会議での 浅野の発言要約

「多様なデジタルプラットフォームの取引規模や社会に対する影響の大きさ、取引現場における規制の必要性などを適切な頻度、タイミングで確認していくことは政府の当然の責務だ。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「変化が速いデジタルプラットフォーム市場において、動向を定期的に調査することは非常に重要。これまで実施してきたオンラインモール等の市場規模や取引実態の調査について対象を拡大し、調査の拡充を図っていく。」



梶山国務大臣

## 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律案について

2020.4.3 (fri) 本会議 (代表質問)

### 現状・課題意識

- 5G等の特定高度情報通信等システムは、自動運転や遠隔医療などSociety5.0の実現に不可欠な社会基盤。
- 本法案では5G関連において「安全性・安定性・開放性」の3要件を満たした事業者に対し税制優遇を講じてインフラ基盤整備を促進。
- 『供給及び導入』に対する支援は含まれるが、『開発』に対する支援は手薄であり、追加支援が必要。

### 本会議での 浅野の発言要約

「新しい技術分野であればあるほど、使うための環境整備と同様に技術開発やサービス開発への投資が重要になる。技術やサービスの開発に対する追加支援を求めらる。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「昨年度の補正予算を用いて基金を設立し、ポスト5Gや先端半導体製造技術、ドローン基盤技術の開発に取り組むこととしている。今後、必要に応じて更なる対応も検討していく。」



梶山国務大臣

# 官報

令和二年四月三日

## ○第二百一回 衆議院會議録 第十五号

令和二年四月三日(金曜日)

午後一時 本會議

### ○本日の會議に付した案件

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣 梶山弘志君。

(国務大臣 梶山弘志君登壇)

○国務大臣(梶山弘志君) ただいま議題となりました特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案につきましては、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、新たなデジタル技術や多様なデータを活用して経済発展と社会的課題の解決の両立を

目指す、ソサエティ5.0の実現を目指しています。その鍵となる第五世代移動通信システム、いわゆる5Gや、撮影機器等を搭載し点検や測量などを行うことができる高性能なドローンをはじめとする高度な情報通信技術を活用したシステムは、今後急速に普及し、国民生活及び経済活動、ひいては我が国の安全保障の重要な基盤となることが見込まれます。

こうしたシステムの開発供給及び導入については、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われ、安全、安心が確保されることが重要であり、また、システムの開発供給及び導入に向けては、関連する我が国の産業競争力の強化に戦略的に取り組むとともに、速やかに全国展開を進め、地方創生の切り札として、人手不足や高齢化等の課題解決にも寄与するような新事業の創出を促進することも重要です。このため、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するために必要な支援措置を講ずるべく、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入が、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われるよう、その促進に関する指針を国が定めます。

第二に、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を実施しようとする事業者から、計画が提出され、認定の申請があった場合において、指針に照らし、主務大臣が認定する制度を創設します。

第三に、認定された計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入に対して金融支援措置等を講じます。特に、5Gを活用したシステムの導入に当たって、早期の普及に特に資するなどの要件を満たすと主務大臣が確認したものについては、課税の特例を適用します。

次に、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年の情報通信技術の発達により、世界的規模でデータを活用した新たな産業が創出される中、デジタルプラットフォームは、中小企業等の販路開拓のチャンスを提供するなど、我が国の国民生活、経済活動に様々な便益をもたらす重要な存在となっております。他方で、一部の市場においては、デジタルプラットフォームで取引を行う中小企業等から取引の透明性、公正性が低いといった懸念が指摘されています。

こうした背景を踏まえ、変化の激しいデジタル市場において、安全、安心に取引が行える環境の整備と、イノベーションの促進を両立させることが必要です。このため、デジタルプラットフォームを提供する事業者の自主的かつ積極的な取組を基本としつつ、デジタルプラットフォームで取引を行う中小企業等との間の相互理解を促進することによって、取引の透明性、公正性を向上させるために必要な措置を講ずるべく、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、国民生活への影響の大きさや取引の実情等を踏まえて設定する事業の区分ごとに、一定の規模以上であるデジタルプラットフォームを提供する事業者を、取引の透明性及び公正性の向上が特に必要な特定デジタルプラットフォーム提供者として指定します。

第二に、特定デジタルプラットフォーム提供者に対して、その主要な提供条件や取引を拒絶する場合の理由等の開示を求めるとともに、デジタルプラットフォームで取引を行う中小企業等との間

令和二年四月三日 衆議院會議録第十五号 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案外一案についての梶山弘志君の趣旨説明

の相互理解を促進するための手続や体制の整備等の措置を取ることを求めます。

第三に、特定デジタルプラットフォーム提供者がこのような取組の実施状況に関する報告書を国に提出し、利用者等の意見も聴いた上で国がその評価を行う仕組みを設けます。また、その評価の結果は公表し、取引の透明性及び公正性の自主的な向上を促進します。

このほか、公正取引委員会への措置請求や、内外の別を問わず命令等の措置を行うために必要な手続等を整備します。

以上が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の要旨であります。(拍手)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出)及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの浅野哲です。

ただいま議題となりました法律案につきまして、会派を代表して質問いたします。(拍手)

冒頭、このたびの新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に心より哀悼の意を表するとともに、現在療養中の皆様の早期の御回復をお祈り申し上げます。

社会の現状に鑑み、新型コロナウイルス対策に

ついて触れたいと思います。

今、日本じゅうが注目していることがありまして。それは、緊急事態宣言は発令されるのかという点であります。

緊急事態宣言は、極めて曖昧な基準で発令可能であるにもかかわらず、発令されれば多くの国民に不便を強いることとなり、経済活動にも甚大な影響が及びます。だからこそ、その判断を行う政府は、可能な限り予見可能性を高める責任があるのではないのでしょうか。

どうなったら発令するのかを国民に対してわかりやすく説明することで、国民全員でできる限りその状態になることを回避する、回避できないのであれば発令に備え早目の準備をさせる。それが、社会全体を危機や混乱から回避させるための責任の果たし方であり、国民が政府に望んでいることです。

総理には、ぜひ国民の立場に立ち、わかりやすく基準を示していただくことを強く求めます。

その上で、西村大臣にお伺いいたします。

現時点で、国民や産業界は、緊急事態宣言の発令に備えた準備行動をとるべきでしょうか。端的にお答えください。

現在、日本におけるコロナ検査の実施数は、一日二千件弱。これは、ドイツの十七分の一の水準だそうでありまして。主要先進国としては、異常と言つていいほど少ない数値です。

理由の一つは医療病床の逼迫にあり、厚生労働省は、重症者等に対する入院医療の提供に支障を来すおそれがある場合には、軽症者は自宅療養とし、重症者に優先して医療を提供する、いわゆるトリアージを実施すべきとの方針を定めています。

しかし、東京都が都内の医療病床の逼迫を訴えてきたにもかかわらず、トリアージは開始されま

せんでした。

なぜこれまで開始されてこなかったのか、その理由を加藤大臣にお伺いいたします。

また、感染者の負担軽減のみならず、状況の緊急性や深刻さに鑑み、軽症者病床の円滑な確保のため、厚生労働省として、病床確保にかかわる財政支援を行うべきと考えますが、加藤大臣の御見解を伺います。

四月一日に、安倍総理は、全ての世帯に布製マスクを二枚ずつ配布することを表明しました。余りの唐突な発表に、イープリフルの冗談なのではないかとやゆする者まで出てくる始末です。WHOは、正式な文書の中で、布製マスクはいかなる状況下であっても推奨しないと示しており、専門家会議でも今回の配布について議論がされた事実も確認できておりません。

医療や介護福祉の現場を始め、社会全体でマスクが足りていない窮状の中、一億枚ものマスクの使い道を総理の思いつきや独断で決めてしまったのだとしたら、これは大問題です。

一方、経済産業省は、昨年度、マスク生産設備導入支援を行い、生産能力を月産約四千八百万枚強化したものの、現在の国内需要には及んでおりません。

海外からのマスク輸入もしづらい中、マスク生産設備導入の追加支援を早急に実施すべきと思いますが、梶山大臣の御見解を伺います。

また、最近では、3Dプリンターやプレス機などの汎用性の高い工業用装置を使って、繰り返し利用可能なマスクを生産する事業者も出てまいりました。

深刻なマスク不足の中、不織布やガーゼ以外の素材を使ったマスク生産行為に対しても、政府として支援に着手すべきと考えますが、梶山大臣の御見解をお伺いいたします。

続きまして、本日議題となっている法案について質問いたしますが、その前に、経済産業省のコンプライアンス問題について触れたいと思います。

経済産業省は、関西電力の金品受領問題で三月十六日に業務改善命令を出した際、法律上は電力・ガス取引監視等委員会に事前に意見を聞く手続が必要でしたが、それを行わず、事後にその事実が気づいて、急遽聞き取りを行いました。それ自体も問題ですが、あるうことか、そのミス隠すため、この聞き取りを命令発出前日の十五日に行つたように見せかけるために、公文書上の日付を意図的に変更していったことが発覚いたしました。さらに、日付を変えることを考案した者の上司と更にその上司も、それをとめなかったというから驚きです。

私は、今、強い憤りを禁じ得ません。

森友問題や統計不正問題など、公文書改ざんが繰り返され、公文書管理法改正をこの国会ですべて対策をしてきたにもかかわらず、このような不正行為が再び行われたことは、国民への背信行為にほかなりません。多くの国民がそう思っているはずですが。

担当者は今後文書偽造の罪に問われる可能性もあるほどの大問題。この点を考えれば、本件について管理職が戒告や嚴重注意の処分とは軽過ぎると言わざるを得ません。

梶山大臣がこの処分が適切だと思ふ理由をお答えください。

国民の皆様が、そして世界が、一致結束して新型コロナウイルス対策に全力を尽くそうとしている中だからこそ、行政官僚の皆さんは、信義を旨とし、間違いを正直に認め、迅速に正すべきです。仏つくつて魂入れずではだめだ、これは昨年の経済産業委員会でも公文書管理のあり方について

私が質問した際に、梶山大臣が答弁の中でおっしゃった言葉です。しかし、残念ながら、今の資源エネルギー庁には魂が入っているとは信じられません。

本件全般に対する梶山大臣の御見解と、今後の公文書管理の適正化を省内に徹底させること、二度とこのようなことを起こさないことをこの場で明確に表明していただきたいと思えます。

それでは、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の内容について質問いたします。

本法案は、オンラインショッピングモールやアプリストアなどの、いわゆるデジタルプラットフォームに関する取引の透明性及び公正性の向上を図り、プラットフォームの提供者とその利用者との間で相互理解を深め合うことを狙いとしています。過去の実績として、プラットフォームの提供者と利用者との間でどのような問題がどの程度発生したのか、お示しください。

本法案の基本理念として、デジタルプラットフォームの創業者と工夫が十分に発揮されることを掲げ、その手段として、国の関与その他の規制を必要最小限のものとします。逆の読み方をすると、国の関与が強いほど創業者と工夫が発揮しにくくなると解釈できますが、政府がそのように考えた背景をお答えください。

デジタルプラットフォーム提供者のうち、特に取引の透明性及び公正性を高める必要性の高い事業者を特定デジタルプラットフォーム事業者として政令で定める内容となっておりますが、対象となる事業者がどの程度の規模や範囲で指定されるのか、お答えください。

令和二年四月三日 衆議院会議録第十五号 特定高度情報通信技術活用システム

トアを当面の対象とするとありますが、なぜこれらの事業者に限られることとなったのか。具体的な根拠とともに、その判断の公平性がどのように担保されているのか、わかりやすく御説明をお願いいたします。

プラットフォームビジネスの競争は激しく、市場変化のスピードが速いことも踏まえれば、本法案が公平かつ公正に運用されていくためには、国内市場に存在する多様なデジタルプラットフォームの取引規模や社会に対する影響の大きさ、取引現場における規制の必要性などを適切な頻度、タイミングで確認していくことは政府の当然の責務だと言えます。特定デジタルプラットフォーム提供者を公平かつ公正に見直していくための適切な調査のあり方についての御見解をお伺いします。

特定デジタルプラットフォーム提供者に指定された事業者は、事業概要を始め、利用者に対する取引条件等の情報開示の状況、取引の適正化や相談、紛争処理のための手続や体制の整備状況、紛争の処理状況等を付したレポートを経済産業大臣に年に一度提出するとありますが、産業界からは、このレポートについて必要性そのものを疑問視する声が届いています。なぜレポート提出の必要性があるのか、その理由をお伺いします。

レポートを提出させるからには、少なくとも政府にはそのレポートを適正な取引環境の実現に必要な責務があり、適切なレビューと評価の実施に必要な体制を整えておく必要があると見ます。まして、この施策が事業者の創意と工夫を阻害しては本末転倒です。

このことを申し上げた上で、このレポートをレビューして評価する実務主体はどうするのか、また、提出から評価までの程度の時間を要するのか、加えて、レビューや評価等の手続に対し、特別な御見解を伺います。

特定デジタルプラットフォーム提供者は異議を申し立てることができるのか、お答えください。

続いて、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案の内容について質問いたします。

本法案は、5Gやドローンなどの先進技術を用いた特定高度情報通信技術活用システムの普及を図るための基本理念と国や事業者の責務を定めるとともに、認定制度の創設や認定された事業計画への支援措置の創設を定めています。

一方、世の中を見渡せば、アメリカと韓国は一年前から、中国も半年前から5Gの商用運用をスタートさせており、おくれをとっていた日本も本年三月下旬から運用をスタートさせました。この状況下で国会審議の開始です。誰の目から見ても遅過ぎます。世の中の流れ、産業潮流を捉えられていないとしか思えません。数年前に法整備を行っていたら、事業者の皆さんはもつと有意義な準備ができた。ここに政府の見通しの甘さがかいま見えます。なぜ本法案の提出が今ごろになったのか、お答えください。

本施策の効果として最も期待されているのは5G基地局整備の前倒しです。しかし、5Gやドローンに関する技術や、それらを活用したシステムの開発も進めていく必要があります。新しい技術分野であればあるほど、使うための環境整備と同時に、新しい技術開発やサービス開発への投資が重要になります。

本法案では、法案の名称にもある供給及び導入に対する支援は含まれますが、開発に対する支援は手薄です。今後、特定高度情報通信技術活用システムに関する技術、サービスの開発に対する追加支援の必要性があるように感じますが、大臣の御見解を伺います。

一部では、今回の認定制度の導入の狙いの一つに、特定の属性を有する事業者を取引から除外する狙いもあるのではないかと報じられた例も見受けられます。本法案が創設する認定制度については、安全性、信頼性、供給安定性、オープン性といった認定基準が定められる予定ですが、中でも、ベンダー企業の信頼性については具体的にどのような指標で信頼性を判断するのか、また、なぜベンダー企業に限られているのか、理由をお答えください。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕  
○国務大臣(梶山弘志君) 浅野議員からの御質問にお答えいたします。

マスク生産設備導入の追加支援と、不織布やガーゼ以外の素材を使ったマスク生産に対する支援についてのお尋ねがありました。

第一に、マスク生産設備導入の支援については、昨年度の予備費を活用し、十三件の設備投資を支援、月産約四千万枚以上の増産が実現できている見通しですが、店頭には十分なマスクが並んでいない状況にあり、生産能力のさらなる増強に向けて検討してまいります。

第二に、不織布やガーゼ以外の素材を使ったマスク生産についても、既に昨年度の予備費においてシルクやウレタンといった素材を用いたマスクの製造を支援しており、引き続き支援することを検討してまいります。

関西電力に対する業務改善命令に係る不適切な手続への対応についてお尋ねがありました。

手続に不備があったにもかかわらず、事実と異なる日に電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取の決裁をしたように取り繕ったことは、行政の

意思決定プロセスに対する国民の視線が厳しい昨今、非常に問題があり、不適切であったと考えております。大変大きな問題であると考えております。経済産業行政への信頼を損なったことにつきまして、心よりおわびを申し上げます。

事実を把握した後、速やかに、手続のやり直しを行うとともに、事案にかかわった職員及び監督責任として経済産業事務次官と資源エネルギー庁長官に処分を行いました。処分については、他の同様の事例と比較した上で決定しており、軽い処分とは考えておりません。

二度とこのような事態を起こさないためにも、省内の意識を徹底的に改めるべく、行政手続に関する監査の体制強化など、再発防止策を講じてまいります。

デジタルプラットフォーム事業者と取引先事業者の間の問題や基本理念の考え方についてお尋ねがありました。

昨年の公正取引委員会の調査では、オンラインモールとアプリストアの両分野で、過半の取引先が一部のデジタルプラットフォームに売上げを依存している状況のもと、事前説明のない規約の一方的変更といった問題が多数生じている実態が明らかとなりました。本法案は、こうした問題の解決を目指すものであります。

本法案の基本理念は、取引の透明性、公正性の向上に向け、国が事業者の取組を促すことが重要である一方、その実現手段まで一律に定めることは、デジタル技術の活用を含め、各事業者の創意工夫を妨げるおそれがあるとの考え方を示したものであります。

本法案に基づく指定の対象について、その規模や範囲、判断の根拠についてお尋ねがありました。

本法案では、透明性、公正性の向上の必要性が高いデジタルプラットフォームの提供者を指定することとしております。

具体的には、国民経済にとつての重要性、取引先保護の必要性等を勘案し、必要最小限の範囲で、政令により事業区分と売上総額などの規模を特定します。

こうした考え方のもと、デジタル市場競争会議における有識者の議論や意見公募を踏まえつつ、政府による調査で取引実態が明らかでない大規模オンラインモールとアプリストアを、当面の間、取引の透明性、公正性の向上を図る必要があるものとして、規制の対象といたします。

特定デジタルプラットフォーム事業者の対象を公平かつ公正に見直すための適切な調査のあり方についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、適切に対象の見直しを行うためには、市場の変化が速いデジタルプラットフォームの動向について定期的に調査することが重要です。

そのため、これまで実施してきたオンラインモール等の市場規模や取引実態の調査について、今後、対象を拡大するなど、調査の拡充を図ってまいります。

毎年度レポートを提出する必要性、評価の実施主体、評価に要する時間、評価に関する異議の申立てについてお尋ねがありました。

取引の透明性と公正性の向上を自主的な取組により達成するためには、取引状況を定期的に評価することが不可欠であり、その前提となる事実関係を正確に報告いただくレポートの提出が必要と考えております。

評価については、取引先や消費者、特定デジタルプラットフォーム事業者に加え、法律やデジタル

ル分野の専門家の御意見も伺い、実施することを検討しております。それには一定の期間が必要ですが、負担軽減のため、可及的速やかに評価をしてまいります。

評価結果は自主的な取組を促すためのものであり、事後的に異議の申立てを受けるような、対応を強制する行政処分ではありませんが、評価の過程において、このように異議も含めた事業者の意見も伺いながら、公平な評価を行ってまいります。

5Gを促進するための今回の法案の提出時期についてのお尋ねがありました。

米国や中国などにおいて、5Gのインフラ整備や商用化開始が先行する形となったことは事実であります。

しかし、各国でのサービスの展開エリアは一部の都市であり、今後、我が国が全国各地で基地局等のインフラ整備を加速することで十分に巻き返すことができると考えております。

また、セキュリティの確保の重要性も高まるとともに、5Gの特徴である超低遅延や多数同時接続といった技術の開発や実用化は諸外国でも道半ばであると考えております。

こうした認識のもと、安全、安心な5Gのシステムの早期普及を後押しするため、本国会に法案を提出させていただいたものです。

特定高度情報通信技術活用システムに関する技術、サービスの開発支援についてお尋ねがありました。

5Gについては、情報通信システムやそこで用いられる半導体に関する開発競争が世界的に激化しております。

こうした状況のもと、昨年度補正予算を用いて基金を設置し、現在商用サービスが開始されている5Gと比べて多数同時接続や超低遅延といった

機能が強化されたポスト5G情報通信システムの開発と、先端半導体製造技術の開発に取り組むこととしております。

さらに、安全、安心なドローンの開発についても、昨年度補正予算を用いて、基盤技術の開発に取り組むこととしております。

今後、こうした支援の実施状況も踏まえて、必要に応じてさらなる対応も検討をしてまいります。

ベンダー企業の信頼性の判断指標についてのお尋ねがありました。

本法案に基づく開発供給及び導入の方針は、ベンダー企業の信頼性の観点も盛り込んで策定いたします。

これは、通信キャリア等が情報通信機器等を導入するに当たって、機器の開発や製造過程において、情報の窃取、破壊などの機能が組み込まれる懸念、納入後において、事後的な運用、保守作業で不正な変更が行われる懸念など、ベンダーの信頼性に関する国際的な議論の機運が高まっていることを踏まえてのものです。

具体的な基準については、こうした国際的な議論も踏まえながら、検討をしてまいります。

(拍手)  
〔国務大臣西村康稔君登壇〕  
○国務大臣(西村康稔君) 浅野議員から、緊急事態宣言に備えた準備についてのお尋ねがございました。

緊急事態宣言との関係では、現時点では、要件であります全国的かつ急速な蔓延という状況にはなく、ぎりぎり持ちこたえている状況にありまして、少しでも気を緩めれば一気に急拡大してもおかしくありません。まさに瀬戸際が継続している状況にあります。日々状況が変わりますので、緊張感を持って対応が続いているところであります。

本会議

緊急事態宣言が行われた場合は、特措法に基づき、都道府県知事による外出自粛要請、施設の使用制限に係る要請、指示、公表が可能となりますが、欧米におけるロックダウンのように、強制的に、罰則を伴って都市を封鎖するというものではありません。

四月一日に専門家会議で示された状況分析、提言におきましても、市民の行動変容を一層強めていただく必要性が指摘されています。

さらに、基本的対処方針も踏まえ、現時点では、国民の皆様におかれては、いわゆる三つの密を避けるための取組の徹底や、人混みや近距離での会話、特に、大きな声を出すことや歌うことを避けていただくこと、三つの密がより濃厚な形を重ねる夜の町において、接客を伴う飲食店業への出入りを控えることや、ジム等の呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることを踏まえた対応をしていただくこと、自分自身が患者になったときの受診行動の確認、在宅勤務いわゆるテレワークや時差出勤等の積極的な活用などについて、緊急事態宣言の発令を何とか回避するために、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

事態は一刻と変化しております。決して警戒の手を緩めることなく、政府としては、感染拡大の防止にこれまで以上に全力を傾けつつ、国内の感染状況を注視し、専門家の御意見も十分に聞きながら、引き続き、緊張感を持ち、適切に対応してまいります。(拍手)

(国務大臣加藤勝信君登壇)  
○国務大臣(加藤勝信君) 浅野哲議員より、新型コロナウイルス感染症に関する検査体制、今後の医療提供体制の整備についてお尋ねがありました。

三月二十八日に決定した基本的対処方針において、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障を来すおそれがある場合には、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、その際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、宿泊施設等での療養を行うなど、家族感染のリスクを下げるための取組を講じることとされており、

こうした体制の移行については、基本的には各都道府県の御判断により行われるものと考えておりますが、その際には厚生労働省とも相談いただくこととしており、現在、東京都から、自宅療養等を行う軽症者の健康状態の把握、病床や施設確保等について御相談をいただいております。医療提供体制を確保しつつ、感染拡大を防ぐための体制の整備についても密に連携を図っているとあります。

また、軽症者に対する医療の確保の体制を整えていただく観点から、昨日、自宅療養、宿泊療養の対象者や解除の考え方、自宅療養及び宿泊療養のマニュアル、自宅療養患者へのフォローアップの仕組みなどについて、関係者との調整を経て、事務連絡を発出したところであります。

新たに編成する補正予算においては、五つの対策の柱の一つとして、感染拡大防止策と医療提供体制の整備を掲げており、厚生労働省としては、引き続き、自治体や医療関係機関など関係者と連携しつつ、財政的支援を含め、具体的取組について検討を行っているところであります。

なお、PCR検査については、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられることが重要であり、検査能力についてその向上に努めており、全国で約一万件の検査能力を確保しているところであります。(拍手)

○議長(大島理森君) 笠井亮君。

(笠井亮君登壇)

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、5G促進法案、デジタルプラットフォーム透明化・公正化法案について質問いたします。(拍手)  
5G法案は、安倍政権が国家プロジェクトとして進める5G通信基地局の開設計画の前倒しに対して、設備投資額の一五%もの破格の法人税減税を行うものです。

N.T.TドコモやKDDIなど、大手通信企業四社で九兆四千万円にも上る内部留保を更に積み増すだけではありませんか。  
今、緊急にやるべきは、新型コロナ感染拡大防止を効果あるものとする事です。自粛要請と一体に、事業者や個人に対する直接支援を行うことを強く求めます。

次に、デジタルプラットフォーム法案について  
新たなIT技術は、人間の自由の獲得、労働時間の短縮にこそ活用すべきです。  
急成長を遂げてきたグーグルやアマゾンなどGAFAMと呼ばれる巨大IT企業をめぐって、個人情報収集や税逃れ、労働者の使い捨てなどが大問題となり、世界各国が規制や課税の強化に乗り出しています。

EUでは、人間の尊厳の観点から、プライバシー権、個人情報保護の自己コントロール権を保障する一般データ保護規則、GDPRが制定されました。ところが、日本では逆に、個人情報の商業利用を促進し、違反を抑止するための課徴金すら盛り込まない個人情報保護法改正を行おうとしています。プライバシー権を更に侵害しかねません。本法案は、国内外の巨大IT企業に対し、取引

の透明化と国への定期報告を義務づけてはいますが、踏み込んだ規制を行う上で、三つの問題点があります。  
第一に、事業者の自主性任せにしていることで国内最大手の楽天は、オンラインモールに出店する中小企業に送料の負担を押しつけ、公正取引委員会の立入検査を受けてもお実施を強行しました。  
にもかかわらず、法案では、政府自身が検討段階で示していた四つの禁止事項、競合商品の拒絶、自社サービスの利用強制、自社商品を有利に表示、一方的な不利益変更、いずれも削除されました。これで中小企業を守れるのですか。  
第二に、違反行為に対する抑止力の問題です。EU当局は、グーグルの競争法違反事件で総額一兆円を超える制裁金を課していますが、本法案では、情報開示の命令違反に対し、わずか百万円以下の罰金にすぎません。これで抑止力と言えるのですか。  
独占禁止法違反の課徴金も、EUや米国の制裁金、罰金と比べて極めて低水準です。不当利得の額にとどまらず、巨大IT企業に大きな制裁を科して、違反への抑止力を高めるべきではありませんか。  
第三に、フリーランスの権利保護に踏み込んでいないことです。  
私は、二月四日の予算委員会、配達代行ワーパライツの労働者の実態から、労災保険、最低賃金、団体交渉権が保障されない権利ゼロの働き方の是正を求めました。安倍総理は、そういう形が広がっていくことは、決していいこととは思っていないと明言しました。アプリなどを使って単発で仕事を請け負うギグワーカーなど、フリーラ

令和二年四月三日 衆議院会議録第十五号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案外一案の趣旨説明に対する浅野哲君の質疑

特定

五

## 特殊車両における通行可能時間帯の臨時的拡大について

2020.4.15 (wed) 国土交通委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 新型コロナウイルス感染拡大によりネット購入等が増加し、運送業界の繁忙感が高い。
- 現行制度では、特殊車両の通行可能時間帯は21時～6時までと制限されているが、外出の自粛要請により日中の一般乗用車の通行量は減少。
- 国内の物流の円滑化、運送業界の繁忙感の緩和に向けた対策が必要。

### 委員会での 浅野の発言要約

「安全面に十分配慮した上で、**特殊車両の通行時間帯を臨時的に緩和するなど、柔軟な制度の見直しを求める。**」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「市街地の交通や通勤の混雑への影響があるため、一律に拡大することは困難だが、**事業者の声を丁寧に聞きながら個々の道路事情に応じて拡大の可否について検討していく。**」



池田政府参考人

## 特殊車両の通行許可制度について

2020.4.15 (wed) 国土交通委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 現行制度では1経路毎に申請する必要があり、複数経路申請していなければ事故など不測の事態に迂回経路を通行することができない。
- 新制度(改正道路法)では、出発地と目的地を設定すれば、電子データ化された複数経路の一括申請が可能。
- 他方、国内には多くの未採択道路があり、国内物流の円滑化に向けて一刻も早いシステムへの登録が求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「未採択道路の登録更新頻度を高めて、**業界の方々の利便性向上に向けた配慮を求める。**また、申請書作成要領の軸重配分比についても、**現在の車両性能を踏まえて、適切な見直しを求める。**」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「道路の開通などに際して随時行うなど、**データの更新頻度を高め、公共団体と連携しながら道路の電子データ化の範囲を広げていく。**要領内の通れる車両の基準についても**最新の状況を踏まえて、不断の見直しをしていく。**」



池田政府参考人

## 無人飛行機(ドローン)の登録制度の創設について

2020.4.15 (wed) 国土交通委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 近年の技術革新により、ドローンの活用が輸送業界をはじめ幅広い業界分野で進んでいる。
- 他方、機体から所有者の情報を把握することができず、有事の際に事故原因や人物の特定が困難。
- 新制度(改正ドローン法)ではオンラインでの登録制度が創設されるが、セキュリティの担保が求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「ドローンが本当に安全なのか、また、登録された内容と現物が合っているか、確認が必要。  
オンラインだけではなく、現物確認をするなどの対策を求める。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「申請の際は、実機の写真提出に加え、必要に応じて立入検査や報告徴収を行い、機体情報の真正性を確認していく。」



和田政府参考人

衆議院 第二百一回国会 国土交通委員会 議 議 録 第九号

令和二年四月十五日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 土井 亨君

理事 小里 泰弘君 理事 金子 恭之君

理事 工藤 彰三君 理事 根本 幸典君

理事 三ツ矢 憲生君 理事 小宮山 泰子君

理事 福田 昭夫君 理事 岡本 三成君

理事 秋本 真利君 理事 小田原 潔君

理事 大塚 高司君 理事 大西 英男君

理事 鬼木 誠君 理事 門 博文君

理事 神谷 昇君 理事 小林 茂樹君

理事 古賀 篤君 理事 佐々木 紀君

理事 繁本 護君 理事 田所 嘉徳君

理事 田中 英之君 理事 谷川 とむ君

理事 土屋 品子君 理事 中村 裕之君

理事 長坂 康正君 理事 堀井 学君

理事 三谷 英弘君 理事 宮内 秀樹君

理事 築 和生君 理事 山本 拓君

理事 浅野 哲君 理事 荒井 聰君

理事 伊藤 俊輔君 理事 後藤 祐一君

理事 西岡 秀子君 理事 広田 一君

理事 古川 元久君 理事 馬淵 澄夫君

理事 道下 大樹君 理事 矢上 雅義君

理事 谷田川 元君 理事 伊藤 涉君

理事 北側 一雄君 理事 高橋千鶴子君

理事 井上 英孝君

国土交通大臣 赤羽 一嘉君

経済産業副大臣 牧原 秀樹君

国土交通副大臣 青木 一彦君

国土交通大臣政務官 門 博文君

国土交通大臣政務官 佐々木 紀君

国土交通大臣政務官 和田 政宗君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 村手 聡君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 吉田 博史君

政府参考人 (国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官) 瓦林 康人君

政府参考人 (国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官) 山上 範芳君

政府参考人 (国土交通省総合政策局長) 蒲生 篤実君

政府参考人 (国土交通省道路局長) 池田 豊人君

政府参考人 (国土交通省住宅局長) 眞鍋 純君

政府参考人 (国土交通省自動車局長) 水嶋 智君

政府参考人 (国土交通省航空局長) 一見 勝之君

政府参考人 (国土交通省自動車局長) 和田 浩一君

政府参考人 (国土交通省航空局長) 田端 浩君

政府参考人 (気象庁長官) 関田 康雄君

参考人 (独立行政法人都市再生機構理事) 里見 晋君

参考人 (国土交通委員会専門員) 宮岡 宏信君

委員の異動

四月十五日

辞任

鳩山 二郎君

西岡 秀子君

馬淵 澄夫君

同日

辞任

補欠選任

後藤 祐一君

浅野 哲君

補欠選任

繁本 護君

同日

補欠選任

後藤 祐一君

浅野 哲君

同日

補欠選任

同日

同日

同日

本日(の)会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件  
道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)  
国土交通行政の基本施策に関する件  
○土井委員長 これより会議を開きます。  
国土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。  
この際、お諮りいたします。  
本件調査のため、本日、参考人として独立行政法人都市再生機構理事里見晋君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官瓦林康人君、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官山上範芳君、総合政策局長蒲生篤実君、道路局長池田豊人君、住宅局長眞鍋純君、鉄道局長水嶋智君、自動車局長一見勝之君、航空局長和田浩一君、観光庁長官田端浩君、気象庁長官関田康雄君、内閣府大臣官房審議官村手聡君及び総務省大臣官房審議官吉田博史君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○土井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
○土井委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。広田一君。

○広田委員 どうもおはようございます。立国社の広田でございます。  
どうかよろしくお願いを申し上げます。  
まず、今般の新型コロナウイルスで亡くなられた皆様方に心から哀悼の意を表します。また、感染された方々には心よりお見舞いを申し上げますとともに、現在、新型コロナウイルスと闘っている全ての皆様方に心より敬意と感謝を申し上げます。次第でございます。国土交通省におかれましても、赤羽大臣を先頭にしまして、日々御尽力をくださっております。国民の一人として、これまた心から御礼を申し上げます。  
それでは、まず、新型コロナウイルス経済対策についてお伺いをいたします。  
最新の日銀の短観を見てもわかりますけれども、今回の新型コロナウイルスで特に甚大な影響を受けているのは、ホテルや旅館、飲食などいわゆる観光関連、そして鉄道、バス、タクシー、航空などの公共交通関係でございます。つまり、国土交通省が所管、関係する事業者が最も影響を受けているわけでございます。  
それぞれに共通しておりますのは、装置産業であるということ、そしてまた、労働集約型の産業であり、いわゆる固定経費というものが非常に大きいということでございます。つまりは、もうかつていなくても出ていくものは出ていく、観光関連、公共交通関係の事業者の皆さんにお話を聞くと、雇用はしっかり守りながらも、それでもやはり一円でも固定経費を削減したい、このように訴えております。このことを踏まえて、以下質問をしたいと思います。  
まず、ホテル、旅館業についてでございますが、先般、高知県のホテル生活衛生同業組合の調査によりますと、宿泊人数は、一月、二月はほぼ前年並みだったわけでございますけれども、観光

第一類第十号 国土交通委員会議録第九号 令和二年四月十五日

国土交通委員会

委員会質疑(二〇二)

速バスについては四三%減、そして、会員二十一社の貸切りバスについては五月以降のキャンセルが三百二十六件と、これは大幅にふえております。

先日の当委員会でも、貸切りバスの運行収入が七〇%以上減少と回答した施設が三月以降は約八割に急増する見込みと答弁しております。バス事業者の方からは、資金繰りの支援、雇用維持の支援、感染予防対策、運送収入の減収分についての新たな助成制度の創設が要望されているところで

その中の要望の一つに、路線バスの影響配慮があります。地方における路線バスというものは、通勤、通学、通院、買物などの住民にとってはなくてはならない足でございます、公共交通でございます。

一方、特に地方においては、今、少子高齢、人口減少で年々利用者が少なくなっている厳しい状況であります。そんな中、公共交通機関としての使命を果たすために、地方のバス事業者は路線バスの自社の赤字分については高速バスと貸切りバスの利益で補填している、こういうのが現状でございます。

しかしながら、先ほど紹介したように、今、稼ご頭であった高速と貸切りバスの需要が激減する中で、この生活路線である路線バス事業を継続することが困難な状況に追い込まれているわけであり

これについては、現在、国としては、地域公共交通確保維持事業を通じて、地域特性に合せて、この生活交通ネットワークを維持するために御支援をくださっているわけであり。この中では、経常赤字が見込まれる地域をまたぐ路線、これは地域幹線系統というんですけれども、補助率二分の一で補助をしているわけでございますが、これで問題なのが、補助要件の一つに、輸送量が一日五十人から百五十人が見込まれること、これが補助要件になっているわけであり。これは、新型コロナウイルスの影響で四割近くお客様が

減少する中で、補助要件を満たさない路線が今後続出してくる懸念があるわけであり。これが国庫補助路線から外れると、市町村単独路線が自主運行路線になってしまつて、結果として、バス事業者にとってはこれは死活問題になるわけでございます。

こういったことを考えたときに、地域公共交通確保維持事業の補助金算定に影響を及ぼさないように、何らかのやはり激変緩和措置を講ずるべきというふうにご考えいただけます、御所見をお伺いいたします。

○一見政府参考人 お答え申し上げます。御指摘いただきましたように、貸切りバスも乗り合いバスも非常に厳しい経営状況でございます。特に乗り合いバスは、地域の公共交通として、御指摘いただいたように、通院や通学、買物などの住民の移動を支える重要な交通機関でございます。

地域間幹線系統補助の算定に関しては、運送収入から計算をされます輸送人員を補助の要件としておるところでございます。新型コロナウイルスの影響による減少は対応が非常に困難な、不可避のものであるということも考えまして、このウイリスの影響、ウイリスによる利用者の減少、この影響を除外するように検討することとしておるところでございます。いずれにしましても、困難ともいふべき困難な状況の中、地域の交通を守るために全力を挙げてまいります。

○広田委員 ぜひよろしくお願いいたします。最後に、この関係なんですけれども、一方で、コロナ対策の支援策として、乗り合いバスの運行計画の変更届の柔軟な対応というものが主たる目的です。これはスムーズな減便をするのが主たる目的だと思ふんですけれども、一方で、利用者の立場に立つたら、今外出の自粛要請があるとはいへ、特にこの国庫補助路線についてはやはり極端な減便というのは私は慎重であるべきと考えますけれども、この点についての御所見を最後にお伺いしたいと思います。

○一見政府参考人 御指摘をいただきました乗り合いバス関係の運行系統の変更でございますが、通常は三十日前の届出ということにしておりますが、今回、外出の自粛あるいは休校などに伴つて、急遽ダイヤを変更しなきゃいけないというのもありまして、今は七日前の届出というふうにしております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、バスの果たすべき役割に鑑みまして、減便というのを固定化をするというのはいかなるものかという考え方もございます。これはなかなかウイリスとの関係で難しいところがございまして、タイムミングを見きわめながら、事業者ともよく調整をしてみたいと思っております。

○土井委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 おはようございます。立国社の浅野哲でございます。

本日はよろしく申し上げます。まず冒頭、今回の新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、現在、闘病中の皆様の一刻も早い御回復をお祈り申し上げます。

また、国土交通行政に日々当たられている皆様、そして、医療関係者、社会のインフラを支えてくださっている方々にも感謝を申し上げ、質疑に入りたいと思ふます。

本日は、まず最初に特殊車両の通行許可制度について質問させていただきます。その後、ドローン規制というものについても質問をさせていただきます。まず初めになんですけれども、最近、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、国内の輸送業界、物流業界にも少なからず影響が及んでおります。

態というのが報じられておりました。少し具体的に申し上げますと、やはり、緊急事態宣言の発令を受けまして、その対象となった地域を中心に、商業関係、いわゆるショッピングモールですとかそういうところに対する物量が急減した一方で、御家庭で過ごす方々がふえまして、例えば食料品ですとか生活用の物資といったものに対する輸送需要が急増している。しかも、最近では、外出が怖くてインターネットで購入をして、自宅に直接届けるような、いわゆるインターネット購買というものが急激にふえておりまして、そういった部分では、輸送関係者が非常に効率性を求められている状況にあるというふうな理解をしております。

まず最初に確認させていただきたいんですけれども、この新型コロナウイルス拡大を受けて、国内の輸送業界における輸送力の逼迫状況がどのような現状になっているのか、まずは政府の見解を伺いたいと思ふます。

○一見政府参考人 お答え申し上げます。新型コロナウイルスの感染の拡大の影響を受けてまして、トラック輸送の現況でございますけれども、三月の状況でございます。前年同月比でございますが、国際海上コンテナ輸送でございます、国内の輸送でございますが、これは三〇%減でございます。例えば給食の輸送、これは六%減、かなり大きな減少が出ております。

他方、先ほど委員御指摘いただきましたように、外出の自粛などに伴いまして、宅配や食料品の輸送については一時的に需要が増加してございます。しかしながら、運送事業者やドライバーの皆さんの御尽力によりまして、物流についてはおおむね平常時と変わらない水準で荷主や消費者のニーズに対応できているところというふうな承知をしております。

○浅野委員 ありがとうございます。一点だけ確認させていただきたいんですけれども、宅配分野においては、事業者の方々の努力によつておおむね変わらない水準が維持できている

ということなのですが、これは、水準というものが何の水準を指しているのかについて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○一見政府参考人 つまびらかに申し上げます。これは、アンケート調査などもやっておりますし、それから、地方の運輸局の更の下に運輸支局というのがございまして、そこでは相談窓口を、バスに対しても、トラックに対しても、タクシーに対しても設けているところです。そこに対しての御要望の数ということで、それほど大きな混乱が生じているというふうには考えていないところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今の答弁ですと、商業を含めた、海外との物流も含めれば三割減なんですけれども、宅配事業についてはおむね水準を維持しているということなんですけれども、私とその業界の方々に話を聞いておりますと、特に国内の物資輸送においてはかなりの努力を業界の方々がされている現状だということがわかってまいりました。

そして、きょう議題とさせていただいた特殊車両の通行許可制度なんですけれども、御案内のとおり、特殊車両に関しては、とりわけ大量の物資を一遍に運ぶような大型車両あるいは工事用の車両というものは含まれますけれども、こうした特殊な車両については、通行する際の許可や通行できる時間帯などはかなり制約を受けた状況下にあります。

先ほども申し上げましたけれども、今、感染症の拡大によって本場にいろいろな需要の変化が起きております。輸送業界の方々の繁忙感というのは極めて高い状況にあるというのが私の実感であります。その一方で、外出自粛の効果もあって、高速道路や主要幹線道路の通行量というのは、現在、通常よりも三割程度減少しているというふうなデータもございます。

そんな中で、国内の物流の円滑化、そして輸送業界の方々の繁忙感の緩和、そしてまた、少し視

点を変えれば働き方改革というのでもスタートしております。輸送業界の方々も、今後に向けて、さらなる生産性の向上ですとか、輸送のあり方の変化というのが求められてきている状況にあります。

そういったことを考えれば、今この新型コロナウイルス対策が進んでいる間というのでもございますし、通行可能な時間帯の臨時的拡大措置というものを今検討すべきタイミングではないかというふうに感じております。

具体的に申し上げますと、今、特殊車両というのは夜九時から次の日の朝六時までの間で通行することができ、つまり夜間に物を運びなさいということがなくなってまいりますけれども、今、通勤時間帯また日中も含めて交通量が減少している状況にあります。しかも、その減少分の大半が一般乗用車の減少によるものであって、物流車両というのはそれほど多くは減少していないという状況にございます。

安全面に十分配慮する必要があるにしても、この通行時間帯の臨時的緩和措置というのを検討する必要があるのではないかとこのように思うんですけれども、政府の御見解を伺いたいと思っております。

○池田政府参考人 お答えいたします。

一定の重量や寸法を超える特殊車両の通行に当たりまして、橋梁の損傷を避けるためですとか交差点においての対向車との接触を回避するため、当該特殊車両のみ通行させることを条件としている区間がございます。このような区間では、他の車両の通行を一時的に妨げることになり、交通に影響を与えますので、交通量の比較的少ない夜間に限って通行をしようということとしておるところでございます。

今御指摘ありました通行可能な時間帯の拡大でございますけれども、市街地の交通や通勤の混雑への影響がありますので、一律に拡大することは困難だと考えておりますけれども、引き続き、物流事業者さんの声を丁寧に聞きながら、個々の道

路事情に応じて拡大の可否について検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員 今の答弁の内容ですと、一律での拡大は難しいけれども、個別のケースについては相談を受けながら検討していくということでしょうか。

ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思っておりますし、これから、この新型コロナウイルスの感染拡大が仮に収束した際も、恐らく国内の消費者の方々の購買行為の傾向というのに変化があらわれるのではないかと考えております。そういったところも踏まえて、ぜひ柔軟な制度の見直しをお願いしたいというふうに思います。

これに関連して、もう一点質問させていただきます。

今、特殊車両の通行許可をとらなければいけないのかどうかを判断するための指針として、特殊車両通行許可申請書類作成要領という書類がございます。この要領の中に、特殊車両の一番速い車軸の距離と、あとは軸重の配分比という数値があるんですけれども、これを照らし合わせて、この重さを超えたら許可が必要だというような目安となる表がございます。

これは、事務方の方に以前開きましたら、随分前にこの表が作成されてから、最近、数値自体の見直しがされていないというふうに伺いました。ただ、その一方で、業界の方々の声としては、特殊車両、大型車両といっても、毎年毎年新しい車両が出てきて、やはり車の特長、道路にかかる負担の性質というのが徐々に変わってきているように思っています。

ですから、この表というのがかなり前につくられているということを見ると、この要領の中身についても見直しをしていくべきではないかというふうに思うんですけれども、この点に関して、政府の御見解をお聞かせいただければと思います。

○池田政府参考人 ただいま御指摘がありましたように、道路の新しい開通や改良によりまして、橋梁を始めとする道路の強度については改善を

しております。そういった状況を見ながら、今御指摘のありました通れる車両の基準につきましても不断に見直しをしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いいたします。では、次の質問なんですけれども、今国会では道路法の改正が予定をされております。その道路法の改正の中身について、一点質問させていただきます。資料の一をごらんいただければと思います。

この道路法の改正によって政府が今検討しているのは、特殊車両の許可の際に、これまででは、当然、車が出発地から目的地に移動する間に幾つかの経路を選択する可能性があります。そして、これまでの制度だと、その経路ごとに申請を出して、通行する可能性がある経路は全て申請を出して許可をとっておかないと、いざというときに通れなかった、そんな制度でしたので、今後、見直しがされたら、電子申請になるわけですけれども、出発地と目的地を決めたら、その間に通行できるルートが一括して表示されて、それを一括して許可がおりるといような中身になるように思います。

きょう質問させていただいたのは、実は、このシステムで取り扱う経路というのは、あらかじめこのシステムに登録しておかなければいけないようなんですね。ですから、新しくできた道路ですとか既に存在している道路であっても、システムに登録されていないければ一括許可の対象にはならないということだそうであります。

今業界の方々の声を聞いておりますと、あらかじめシステムにだけだれだけしっかりと道路が登録されているかがとても重要で、今実際、未登録、未探検道路と呼ぶそうなんですけれども、この道路がまだまだたくさんあるということでございます。

今後の円滑な物流の実現に向けては、やはり、新しい道路、そして、今まだ登録をされていない道路が一刻も早くこのシステムに登録される必要があるというふうに考えておるんですけれども、

この円滑な早期登録に対してどのような対策を考えていらっしゃるのか、政府の見解をお伺いしたいと思ひます。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今回導入を予定しております新たな制度におきましては、今御指摘ありましたように、道路構造の情報を電子データ化、あらかじめしておくことで、あらかじめ登録を受けた特殊車両は通行可能な経路をウェブ上で検索をして即時に通行できる、このような制度を考えております。

この制度の効果をより発揮するためには、道路構造の情報のデータを追加、更新を進めて、新しい制度の利用が可能な道路の範囲を広げていくことが重要だと思ひます。

このため、これまでデータの追加、更新は、国が一年に一度まとめて行っておりましたけれども、道路の開通などに際して随時行うなど、その更新の頻度を高めて、公共団体と連携して道路の電子データ化の範囲を広げていくよう取り組んでまいりたいと思ひます。

○浅野委員 随時という言葉が出ましたけれども、システムは、これまでと違って、年に一回まとめて登録をして、そのたびに膨大な作業時間がかかるようなものではなくて、ぜひ随時更新ができるようなものにしていただいて、業界の方々の利便性向上にぜひ配慮をいただきたいというふうに思ひます。

続いて、ドローン規制について質問をさせていただきます。

本日の資料の二をごらんいただきましたけれども、やはり最近、技術の進歩によってドローンの活用というのが輸送業界、そしてまた幅広い業界分野で進んでおります。

ただ、このドローンというのが、安全上いろいろな課題もございまして、個体登録制度というのが今検討されているそうなんですけれども、きょうお伺いしたいのは、登録するときの不正をいかに防ぐかということでありまして、

この資料を見ていただくと、「登録制度のイ

メージ」というところの下に「オンラインで手続」というところがございまして。今回、政府で検討されているのは、基本的にオンラインで完結するような手続を考えているそうなんですけれども、ドローンが本当に安全なのか、ちゃんと登録された内容と現物が合っているのか、これはどこかで実際確認をしないとけないんじゃないかというふうに思ひます。

例えば、自動車などを例に挙げても、実際に登録するときには実車が必要になりますし、やはり今後の、人々が住む地域の安全にもかかわる話ですから、これはオンラインだけではなくて、ちゃんと現物確認をするなどの対策も必要ではないかと思ひますが、その点について政府の見解をお伺いしたいと思ひます。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。無人航空機の飛行に係る安全確保のため、所有者等を把握し、原因究明や安全確保の措置を講じさせることなどを目的として、無人航空機の登録制度の創設を盛り込んだ航空法等の改正案を国会に提出をさせていただきます。

この無人航空機の登録に当たっては、申請者等の真正性を確保するために、マイナンバーカード等によりまして本人確認を行うことを予定しておりますし、不正な手段によって登録などを受けた場合の登録の取消しのほか、必要な罰則なども盛り込んでおります。

それから、無人航空機の登録に当たって、大変膨大な数の無人航空機が対象になると見込まれることから、円滑かつ迅速な登録実施の観点から、基本的にインターネットを活用した審査で手続を行うことを想定をしております。

ただし、登録の申請に当たりましては、無人航空機の写真など必要な資料の提出を求め、ことができることとしております。また、所有者や使用者に対して、実機の確認を含む立入検査や報告徴収を行うことができる旨の規定も盛り込んでおりまして、これらを通じて機体情報の真正性を確認してまいりたいと思ひます。

○浅野委員 時間が参りましたのでこれで終わりますけれども、最後にちよつと大臣に質問したかったんですが、ぜひ、特殊車両の許可制度でとかドローン規制について、もう本当に日々変化が起ころうと思ひます。より柔軟な対応をお願いして、質問を終わりたいと思ひます。

○土井委員長 次に、谷田川元君。

○谷田川委員 野党共同会派、立国社の谷田川元です。どうぞよろしくお願ひいたします。

きょうは後ほど航空産業に対する支援について質問いたしますが、これは、大企業を優遇するんじゃないかという国民の批判を受けたいために、やはり今、私の地元千葉県も緊急事態宣言の地域に指定されましたが、休業要請と補償をセツトにすべきだ、これは全国知事会も緊急提言でやっております。そういう要請に応えることも、やはり、困っている国民にしっかりと現金給付がなされる、こういうことが行われてこそ初めて私は航空産業に対する支援というのが国民から理解されると思ひますので、ぜひ大臣、そういった認識を共有していただきたい、そのことを要望したいと思ひます。

そこで、まず成田空港について質問をさせていただきます。

まさに今、成田空港も、昭和五十三年、一九七八年の開港ですけれども、それ以来、一番の危機だと言つても過言ではないと思ひます。

四月十二日からB滑走路を閉鎖することになりました。これは、一月末に大臣から許可がおりました三本目の滑走路等の機能強化策に対して影響があるんじゃないか、そういう心配をする関係者もいますので、改めて大臣、この成田空港の機能強化策は予定どおり進めていくという決意をおっしゃっていただきたいと思ひます。

○赤羽国務大臣 現在、新型コロナウイルスの世界的な感染の拡大に伴いまして、成田空港だけではなくて、全ての航空業界、大変厳しい状況にある。特に成田空港は、B滑走路を一時閉鎖すると

いう状況にあることは十分承知しておりますが、これは中長期的に見て、成田空港が日本を代表する国際空港であり、その機能を強化しなければいけないというのはいささかも変わっておりませんので、既存のB滑走路の延伸ですとかC滑走路の新設等、予定しているものは、これは目標も、発着容量を年間五十万回にするというふうにも掲げておりますので、着実にしっかりと進めてまいりたい、こう考えております。

○谷田川委員 ありがとうございます。

今、コロナウイルス問題が喫緊の課題ですから、すぐには難しいと思ひますけれども、大臣、この問題が一段落したら、ぜひ成田空港を現地視察していただきたいということをお願いしたいと思ひます。特に騒音の問題、あるいは過去の成田空港の歴史ですね、警官の方が三人殉職された、そういう事実もございまして。それから、機能強化に関して、三本目の滑走路を新設するに当たって移転の問題等もありますので、ぜひ、現地の声を聞くためにも、成田空港の視察をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣 もちろん、国会の状況が許せば、しっかりと実施をしたいと思っております。

○谷田川委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に紙が配られていると思ひますが、各国の航空業界への支援内容を一覧表にいたしました。

三月二十六日に国際航空運送協会、IATAが、非常にこれは世界的な感染拡大で旅行需要が急減するので、ぜひG20の首脳に支援をしてもらいたいと、業界全体で二千億ドル、約二十二兆円、そういう資金不足に陥るので、早期の支援実行をG20の政府に求めたんです。

そのIATAの要請の前に、もう既にスウェーデン、デンマーク、あるいはオーストラリアなんかは、この表にあるような支援を表明しております。アメリカは、IATAの要請に呼応する形で、何と五百億ドル、約五兆四千億円、そのうち

2020年5月22日  
内閣委員会  
(質疑要旨)

情報通信技術の発展に向けた個人情報保護法制のあり方について

2020.5.22 (fri) 内閣委員会 (法案質疑)

現状・課題意識

- 日本では2003年に個人情報保護法が制定。国際的動向や、新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、3年ごとの見直しが義務化。
- 改正案ではデータの使われ方について個人の権利を広げる一方、個人が特定されない形で企業がデータを分析に使いやすくする新たな制度を創設。
- 個人の権利を保護し、かつ企業の成長とイノベーションが阻害されないような制度設計が必要。

委員会での  
浅野の発言要約

「しっかりとデータを守る環境をつくれれば国民の安心感が高まってサービスの利用が広がり、技術が発展する。これからの個人情報保護法制には厳格さ・裁量性が必要だ。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本法案は、保護と利活用の両面を強化するものであり、個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人の権利利益をしっかりと保護していく。」



衛藤国務大臣

改正内容に対する理解促進と適切な実態把握について

2020.5.22 (fri) 内閣委員会 (法案質疑)

現状・課題意識

- 日本では2003年に個人情報保護法が制定。国際的動向や、新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、3年ごとの見直しが義務化。
- 改正案ではデータ漏洩時に個人情報保護委員会への報告義務が課される等、事業者の責務が新たに拡大された。
- 制度の複雑化や厳格化を受けて、当面は制度内容の周知徹底に加え、積極的な実態把握が必要。

委員会での  
浅野の発言要約

「個人情報保護委員会は、上がってきた報告だけを見るのではなく、しっかりと能動的に実態把握に努めて、それを継続していただきたい。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「外部から寄せられる情報やオンライン情報のモニタリングなど、日常的な監視活動にしっかりと取り組んで重大な事案を見逃すことのないようにしっかりと取り組んでいく。」



衛藤国務大臣

衆議院 内閣委員会 議 録 第 十 三 号

令和二年五月二十二日(金曜日)

午前九時二十四分開議

出席委員

委員長 松本 文明君

理事 井上 信治君

理事 長坂 康正君

理事 宮内 秀樹君

理事 大島 敦君

理事 安藤 裕君

池田 佳隆君

岡下 昌平君

神田 憲次君

高村 正大君

高木 啓君

長尾 敬君

西田 昭二君

平井 卓也君

本田 太郎君

宮路 拓馬君

浅野 哲君

大河原雅子君

源馬謙太郎君

森田 俊和君

吉田 統彦君

江田 康幸君

塩川 鉄也君

内閣官房副長官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

財務大臣政務官

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

向井 治紀君

井上 貴博君

衛藤 晟一君

西村 明宏君

義家 弘介君

神田 憲次君

藤原 崇君

井上 貴博君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 三角 育生君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 安居 徹君

政府参考人 (内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 堀江 宏之君

政府参考人 (人事院事務局総局職員福祉局長) 合田 秀樹君

政府参考人 (内閣府男女共同参画局長) 池永 肇恵君

政府参考人 (個人情報保護委員会事務局局長) 其田 真理君

政府参考人 (個人情報保護委員会事務局局長) 佐脇紀代志君

政府参考人 (消費者庁次長) 高田 潔君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 佐藤啓太郎君

政府参考人 (総務省自治行政局長) 高原 剛君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 保坂 和人君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君

内閣委員会専門員 笠井 真一君

委員の異動 五月二十二日

辞任 池田 佳隆君 補欠選任 池田 道孝君

大西 宏幸君 宮路 拓馬君

長尾 敬君 中曾根康隆君

泉 健太君 浅野 哲君

中谷 一馬君 神谷 裕君

同日 辞任 補欠選任

同日 補欠選任

池田 道孝君 根本 幸典君

中曾根康隆君 長尾 敬君

宮路 拓馬君 大西 宏幸君

浅野 哲君 泉 健太君

神谷 裕君 中谷 一馬君

同日 補欠選任

○松本委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。牧島かれんさん。

○牧島委員 おはようございます。自民党の牧島かれんです。

質問の機会をいただき、ありがとうございます。まず、冒頭、新型コロナウイルス感染症で亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、現在療養中の皆様の日も早い回復をお祈り申し上げます。

本日、衛藤大臣、お見えてございます。消費者庁の担当の大臣でもあられるということで、冒頭少し質問をさせていただきたいと思っております。

昨晚、緊急事態の状況、少しづつ解除していくということで、解除された地域も広がってまいりました。緊急事態宣言解除に当たって、私たち、気をつけておかなければならないこともあるんだらうというふうな思っております。

そうした点で、一点気になっておりますことがございます。消費者庁の取組と関連するところでございます。御答弁は参考人の方で結構でございますが、給付金の詐欺ということが大きな問題になりつつあるかと思っております。

給付金を受け取るに当たって、申請をする、そのときに、大事な情報であります銀行口座の情報とか、又は暗証番号というものを、詐欺に遭って、うっかり伝えてしまおうといったようなことがあつてはなりませんので、こうしたこと、消費者庁としての取組を、まず初めにお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

○高田政府参考人 お答えいたします。消費者庁では、新型コロナウイルスに便乗したさまざまな詐欺や悪質商法への注意喚起について、LINE公式アカウントや政府広報を活用し

て、

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

○松本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官向井治紀君、内閣官房内閣審議官三角育生君、内閣官房内閣人事局人事政策統括官堀江宏之君、人事院事務局職員福祉局長合田秀樹君、内閣府男女共同参画局長池永肇恵君、個人情報保護委員会事務局局長其田真理君、個人情報保護委員会事務局佐脇紀代志君、消費者庁次長高田潔君、総務省大臣官房審議官佐藤啓太郎君、総務省自治行政局長浅野哲君、法務省大臣官房審議官保坂和人君及び中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

同日

具体的には、例えば、センシティブな要配慮個人情報情報の漏えい、それから不正アクセスによる漏えい、それから経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの漏えいといったもの。このほか、これらには該当しなくても、一定数以上の大規模な漏えいなどを報告の対象とすることを検討していきたいというふうに思います。

○太田(昌)委員 大変に、それ以上細かく規定することもなかなか難しいのかもしれないけれども、もうちょっと事例等々をわかりやすく、そして、企業の側においてもしつかりとそこに対して対策が打てるような、これは支援なども含めて、ぜひともよろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、域外適用についてもちょっと伺っておきたいというふうに思います。

グローバル化によって、個人情報が国境を越えて大量かつ頻繁にやりとりをされるようになったわけで、グローバルあるいはフェイスブックなど、いわゆるG.A.F.Aと言われている、提供をされるサービス、私たちの日常生活にもこれは不可欠なものとなっております。

さまざま、今、なかなか地元に戻る機会がないんですけれども、例えば、帰りの新幹線に乗ったりすると、そこでもWiFiが機能されています。そこにつなげるためには、例えば今のフェイスブックを使うとかツイッターを使うとか、そこを押しちゃうと簡単にいけるものですから、楽でやっちゃったりするわけでございますけれども。

そのように、ある意味でいけば、そうしたところには我々の情報というのもしつかりとこれは握られちゃっているという実態にあらうというふうに思っています。

こうした外国事業者に対して日本の規律がしつかりと及ぶということが、消費者の安全のためにも、安心のためにも不可欠であらうというふうに思います。

報告徴収等の強制的な権限を行使することができないことになっておりましたが、今後、どのような外国事業者があらわれるかも予測できない中で、イコールフットリングの観点からも、外国事業者に対して命令や報告徴収等を可能にするにと、これは極めて重要であらうというふうに思っています。

個人情報保護委員会による執行が実効力を伴うものとなるのかどうか、実態も含めて確認をしておきたいと思えます。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。今回の改正では、御紹介いただきましたとおり、外国事業者に対しても委員会からの報告徴収、命令ができるようになります。国内事業者とのイコールフットリングを図るものでございませぬ。

外国事業者が報告徴収や命令に違反した場合に罰則の適用もあり得ますけれども、日本の当局が外国で立入検査や取調べを行うことは、外国主権との関係でも困難な場合もございませぬ。

そのような場合に備えまして、今回の改正におきましては、事業者が命令に違反した場合に委員会がその旨を公表できるということにしておりまして、公表によって命令の実効性を担保することとしております。

また、法律上、外国当局との執行協力もできることになっておりまして、こういったツールを使って監督の実効性を上げていきたいというふうに思っています。

これまでも委員会では外国事業者に対する指導や監督も行ってきておりまして、引き続きしっかりと実効的な監督に取り組んでいきたいというふうに思っています。

○太田(昌)委員 ともあれ、これは実効力が伴わないと何の価値もないわけですから、ぜひよろしくお願いたします。

最後に、先ほど牧島先生もお取り上げされました二千個問題について、ちょっと私の方からも確認をさせていただきたいと思えます。

この個人情報保護法は、民間事業者における個人情報の取扱いに関する規律を定めている一方で、国の行政機関における取扱いについては、別の法律、行政機関等個人情報保護法で、また、都道府県、市区町村等の自治体における取扱いについては、それぞれの条例で規律をされておりませぬ。

これらの法律や条例では、個人情報の定義やその利用の手段などが異なっているために、データの流通の壁になっているという課題について、これは多くの声がかかされているところでもございませぬ。いわゆる二千個問題ということでありませぬ。

例えば、医療分野、独立行政法人の病院、県立病院、市立病院、あるいは個人病院でそれぞれ個人情報の取扱のルールが異なるために、各病院のデータを連携が難しいという声も聞きます。

今、新型コロナウイルス感染症への対応のように、多様な主体が広域的にデータ連携をすることが重要性を増している状況の中で、こうした法律や条例のルールの統一が不可欠であらうというふうに思っています。

基本法である個人情報保護法を所管する個人情報保護委員会、この問題の解決に向けて積極的に取り組むべきと思えますが、この御見解をお伺いしたいというふうに思っています。

○衛藤国務大臣 委員御指摘のとおり、民間部門、国の行政機関等、あるいは地方公共団体における個人情報の取扱いを規律する法令が別々になつていくことがデータ流通を阻害しているのではないかと多くの指摘があることは承知いたしております。また、そういう意味では、今回のコロナの中で大きな反省も出てまいりました。

部門を超えた横断的な法制のあり方等については、政府においても、個人情報保護委員会を含む省庁横断的なタスクフォースを設置して検討しているところであります。

こうした中で、この問題については、個人情報保護委員会に対する期待に応えて、積極的かつ主体的に取り組んでいく必要があると思っております。できるだけ早く結論を急ぎたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

○太田(昌)委員 大臣から、できるだけ早くという力強い御回答をいただきました。御期待を申し上げます。ありがとうございます。

○松本委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 立国社の浅野哲でございます。本日は、よろしくお願いたします。

また、ほかの委員会との質疑の兼ね合いで、当初の予定から質疑順を入れかえさせていただきませぬ。御理解をいただき、ありがとうございます。

まず冒頭、本日は、個人情報保護法改正に関する議論をさせていただきたいと思えますが、その前に一問だけ、国家公務員法に関する質問をさせていただきます。

皆様御案内のとおり、国家公務員法については、先日、継続協議ということが決まりました。今回のこの国会では議論をしないということになりましたけれども、ここ数日、政府の方から立て続けに大きな方向転換の報道がされておりますので、その点、少し事実確認をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、発端となりましたのは、十九日、自民党の参院幹事長であります世耕議員が、この国家公務員法について、公務員だけ給料が下がらないまま定年延長されているのかなど見直しを求めたというところから始まっておりますと承知しております。

これに対して、安倍総理は会見の中で、公務員全体の定年延長を含む制度改革に当たっては、国民の意見に耳を傾けることが不可欠だ。そして、この法案をつくったときと違い、社会的な状況は大変厳しい、そうしたことを含め、しつかりと検討していく必要があるというように御発言をされておりました。

ただ、この国家公務員法改正については、当初より、高齢期の職員の豊富な知識経験を最大限に活用するという理由で、これまで政府が強力に成立を推し進めてきた案件でありまして、どうも急な方向転換に見えてならないというふうに感じております。

そこで、きょうは、お忙しい中、内閣人事局の堀江統括官にもお越しをいただいておりますので、現時点での政府見解を伺いたいんです。

伺いたいのは、総理が言われているように、今の社会情勢の中で、国家公務員法改正に影響を与えるような情勢変化が起きているのか、そして、見直しのような発言も出ておりますが、現段階で、内閣官房として、国家公務員法の改正の必要性、どのようにならざるべきか、お伺いしたいと思っております。

○堀江政府参考人 お答えいたします。

今般の国家公務員法等改正法案につきましては、今後、長期的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらいつつ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する必要があるという認識のもと、必要かつ重要な法案であると考えて、国会に提出させていただいているところでございます。

その上で、昨日、先ほど御指摘ございましたように、総理から、今、社会的に大変厳しい状況にあり、法案をつくったときは状況が違っているのではないかとこの意見があることも承知している。あるいは、そうしたことも含めてしっかりと検討していく必要があることなどについて発言があったと承知しております。

このようなことも踏まえた上で、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ちよつと最後の部分は何となくやむやみとめられてしまったような感じがしたんですけれども、ちよつと私からの質問の最後の部分、この国家公務員法の改正の必要性に対してどういう認識を持っているのか。端的に言えば、必

要だと思っているか、見直しが必要だと思っているか、その点に関してもう少し詳しく教えていただけてますでしょうか。

○堀江政府参考人 大変恐縮です。

繰り返しになりますけれども、今般の国家公務員法改正につきましては、今後、長期的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国において、高齢期の職員に最大限活躍していただくという観点から、必要かつ重要な法案であるというふうに考えて、提出させていただいております。

その上で、総理の御発言なども踏まえまして、しっかりと対応していきたいと考えております。

○浅野委員 済みません、事前の通告でしっかりと、私は、情勢変化に対する認識と、そして、その変化の認識を受けて必要性をどう考えているかというのを答えてほしいというのを丁寧な通告をさせていただきまして、出したときに、そういう認識を持って出しました。そして、総理のきのうの発言を受けてしっかりと対応してまいりたいというの、それはわかるんですが、ただ、統括官の御見解として、情勢変化があると思つてい

るか、ないと思つているのか、そして、それを受けて必要性に変化が生じているのか、生じていないのか。しっかりと論理的に質問していますから、論理的に答弁をいただきたいと思つていますが、もう一度、これが最後になりますので、よろしくお願いたします。

○堀江政府参考人 大変恐縮でございます。

先ほどから申し上げておりますように、今回の法律案につきましては、必要かつ重要なものであると考えて、提出させていただいておりますので、ご

その上で、総理から、今、社会的に大変厳しい状況にあり、法案をつくったときは状況が違つていないかという意見があるということも承知しているという御発言もあつたところでござ

こういつたことも踏まえまして、しっかりと対応してまいります。

○松本委員長 浅野さん、もう一回聞いてもらえますか。

○浅野委員 統括官がおつしやつておられることはわかりました。余りこれは最初に時間をとりたくないんですけれども、ただ、私が聞いているのは、踏まえて検討していくという、これからに向けての意思ではなくて、この情勢変化をどう捉えているのか、それをどう踏まえ、その変化を踏まえて国家公務員法の改正が今なお必要だと思つているのか、いないのか。

先ほど、統括官の答弁の冒頭、提出しているところと、答弁が異なるという答弁がございました。提出をしているというのであれば、今なおその思いが変わつていないという理解でいいんですか。よろしくお願いたします。

○堀江政府参考人 お答えいたします。

今回の法案につきましては、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため必要かつ重要な法案であると考えて、提出させていただいております。

その上で、社会的に現在大変厳しい状況にあり、法案をつくったときは状況が違つたり、いかという御指摘があるということについても十分承知しているところでございます。

そういったことも踏まえまして、対応してまいりたいと思つております。

○松本委員長 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○松本委員長 速記を起こしてください。

浅野君。○浅野委員 じゃ、ちよつと聞き方を変えますが、答弁を踏まえて、私の理解では、国家公務員法の改正はいまだに必要だと思つている。その上で、昨日の総理の発言等を踏まえて、情勢が厳しくなつていくことも踏まえて、これからどうい

改善点が必要なのかを検討していきたい、そういう理解でよろしいですか。つまり、まだ改正の必

要性があると思つているということでもよろしいですか。

○堀江政府参考人 今後、長期的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減つていくわけでございますので、今後、我が国において、豊富な知識経験を持つ高齢者の能力、技術を活用していくことが重要であろうということについては変わりがないというふうに思つております。

その上で、総理の発言などを踏まえまして、しっかりと対応を検討してまいります。

○浅野委員 少し答弁が前進したかと思つていますが、私が言いたいのは、やはり今の政府は、一億総活躍社会をつくるということをずっと掲げているわけですね。やはり社会のマクロな動向変化として、少子高齢化というのが進んでいる。そういった中で、短期的と言つていいのかわかりませんが、数カ月から一年、二年、数年程度の期間はこのコロナショックの影響が及ぶというのは、もちろん、我々全員が共有しているところだと思つていますが、この国家公務員制度改革というのは、それ以上の長いスパンでこの国のあり方というのを形成する基本的な法律でございます。

ですから、今、国家公務員は全国で約五十八万人、地方公務員は二百八十万人近くおられて、こういった方々の雇用や働き方に影響を与える重要な法案ですから、ぜひ皆さん、これから、そういったところも踏まえるのはそうなんです、大きな、長期的な視点に立つて検討をしていただきたいというふうに思つております。

では、きょうのテーマである個人情報保護法の方に移つていきたいと思つております。堀江統括官は、ここで結構でございます。ありがとうございます。

○松本委員長 御苦勞さまでした。どうぞ御退席ください。

○浅野委員 まず、大臣にお伺いをしたいと思つてます。今回の個人情報保護法が前回改正されたのは、平成二十七年の第百八十九回の国会でございま

た。このときは、消費者や事業者を取り巻く環境変化に対応して、消費者の個人情報の保護を図りながら、事業者による円滑なデータの利活用を促進させるような趣旨で改正がなされたわけでございます。

そこで、まず最初の質問は、そういった過去の改正を踏まえたこれまでの個人情報保護法制に対する評価、効果があった部分、そして新たに課題となってきた部分、その部分を端的にお答えいただきたいと思います。

○衛藤国務大臣 平成二十七年改正においては、個人情報保護法が平成十五年に成立してから相当の期間が経過し、情報通信技術が進展したことを踏まえて、個人情報の適正な取扱いを図るべく、個人情報保護委員会を新設するとともに、利活用を推進するために匿名加工情報を新設し、不当な差別、偏見が生じないように、要配慮個人情報の規定を整備する等の措置が行われました。

○浅野委員 それによって、どういった課題があるかという部分について、もう少し答弁をいただきたいと思いますでしょうか。

○衛藤国務大臣 済みません、答弁が足りず。特に、事業者を一元的に監視、監督する体制として個人情報保護委員会が設置されたということは極めて大きい前進だというふうに思っております。また、この改正によって、個人情報保護委員会における監視、監督体制の確立等、当時の課題への対応ができたという評価しております。

しかしながら、この三年間には、個人情報に対する意識の高まり、技術革新、グローバル化への対応といった目まぐるしい変化があったと考えています。このため、こうした課題に対応する必要の改正事項を盛り込んだのが今回の改正案でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。今大臣も御答弁の中で触れていらしたとおり、やはり前回から今までの期間の中で、特に、情報通信事業、サービスのグローバル、ワールドワイドなネットワーク化であったり、個人情報、

国内にとどまらず幅広く世界的に流通するような環境がより一層加速しているような印象を私も持っております。

次の質問なんです。この個人情報保護法というものは、極めて情報通信技術の発展に影響を及ぼし得る法律だと私は思っております。

特に、私も経済産業委員会に所属しながら、こういった情報通信サービスの規制のあり方ですとかを議論していますと、やはり個人情報に対する保護がしっかりしているか、していないか、これに対する国民の認識が非常にこのサービスの普及に影響を及ぼし得るんだというふうに思っています。

ですので、大臣に伺いたいのは、今後、どんな情報通信技術、サービスの発展というのを我が国も進めていかなければいけないんですが、この発展に向けて個人情報保護法制がどうあるべきなのか。

私の言い方で言えば、しっかりとデータを守る環境をつくれば、国民の安心感が高まって、そういったサービスの利用がもっとも広がると、そして、もともとと事業、技術が発展する、そんなイメージを持っているので、ある種、厳格さ、そして、ある種の裁量性、こういったものがこれからの個人情報保護法制には必要だというふうに思っております。

この点について、大臣の御見解を伺えればと思います。

○衛藤国務大臣 委員御指摘のとおりだということ、あいに思っております。基本的にはですね。情報通信技術の進展が国民生活の豊かさにつながるためには、個人情報の適切な取扱いと、これに基づく消費者の安心が極めて重要であります。今回の改正においては、具体的に、個人情報に関する本人の関与を強化するための、利用停止、消去等の個人の請求権の要件の緩和等を行うこととしております。

本法案は、保護と利活用の両面を強化するものであります。そしてまた、これは、情報通信技術

の進展とあわせまして、国民から直接いろいろなり形での意見もお聞きしながら、その双方をどういこうかあいにしておくべきというところで我々は認識しているところでございます。

そういう意味におきまして、個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人の権利利益をしっかりと保護してまいらなければいけないというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

基本的には同じような御見解をお持ちなんだということをお聞きいたしました。

やはり個人の権利、そして、しっかりと安心感を生むような保護体系にしていかなければいけないという観点で次の質問に移りたいと思うんですが、先ほど太田委員も同じような質問をしておりましたので、私からの質問を少し交えさせていただきます。先ほど太田委員も質問されておりました、漏えいが発生した際の委員会への報告、そして、本人への通知の義務化がされる条件について、かなり具体的な表現も使って先ほど答弁されておりましたので、その部分をもう一度お聞きさせていただきたいと思います。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。漏えい報告、それから本人への通知の中身の具体的な内容について御説明申し上げます。

二十二条の二第一項の本文におきまして、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならぬというふうに定められております。

また、改正後の二十二条の二第二項本文におきまして、前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通

知しなければならぬというふうに定められております。

○浅野委員 ありがとうございます。もう少し具体的な例もお伺いしたいんですが、この二十二条の二に定められている個人情報保護委員会の規則で定めるものが生じたときは、報告の義務化の対象となるということがございまして、先ほどその部分についても具体的な例示をされながら御答弁いただいたと思うので、その部分をちょっとお願いいたします。

○其田政府参考人 その要素につきまして御説明申し上げます。

個人データの性質や漏えいの態様に着目して、幾つかの要素で検討してまいりたいと思っております。

例えば、要配慮個人情報など、いわゆる機微情報でありますとか、不正アクセスによる漏えい、あるいは、財産的被害が生じるおそれのあるデータの漏えい等、類型に着目したものは、報告の対象としてまいりたいと思っております。また、これらの類型に該当しない場合であっても、一定以上の大規模な漏えいについては報告の対象とすることを予定しております。

このように、複数の観点から類型を定めることで、権利利益を害するおそれが大きい事態については委員会への報告の対象となるようにしてまいりたいと思っております。

○浅野委員 今、幾つか具体的な例示をしていただきました。やはり先ほど大臣もおっしゃっていたように、個人の安心感をどう確保していくか、これは非常に大事な要素になっていくと思うんですね。

今伺った内容ですと、例えば、個人情報本人に与える影響の重大さですとか、あるいは故意による漏えいなのか、過失による漏えいなのか、そういった部分でも区別をする余地が残っているというふうに思われますので、そうした要素を十分に配慮をいただながら、できるだけ具体的にわかりやすい、そして、何より消費者が安心できる

ような規則の内容にしていたきたいというふう  
に思っています。

加えて、やはり一定数以上の規模の場合に義務  
が発生するというこの部分が、どうも、この法案  
資料を読んでも、一定数以上の漏えいがあった場  
合に報告義務化になりますよと書いてあります  
が、この一定数以上という部分がひとり歩きをし  
て、こういう場合は一件でも報告しなきゃいけな  
いの、一定数以上じゃないから大丈夫だよみた  
いな判断を事業者がしないように、しっかりと周  
知も取り組まなければいけないと思うんですね。  
そもそも、義務化、初めてされるわけですか  
ら、ぜひ消費者保護の観点から、そのあたりは抜  
かりなく御対応いただきたいというふうに思っ  
ております。

では、続いて、ちよつと先ほど答弁いただいた  
部分でもありますが、利用停止などの個人請求権  
の行使条件について少し詳しくお話を伺いたい  
と思います。

きょうの資料三を「ごらんいただきたいと思いま  
す。」  
資料三には、今回の法案の第三十条、利用停止  
などに関する条文を掲載してございます。赤線の  
部分をごらんいただいたんですが、利用停止を  
請求できる条件として、ここに書いてあるのは、  
「本人が識別される保有個人データの取扱いに  
よる当該本人の権利又は正当な利益が害されるお  
それがある場合」というふうに書いてあります。

おそれがある場合には停止請求ができるという  
ような読み方ができるわけですが、このおそれと  
いう言葉がどの程度の範囲を示しているのか。例  
えば、消費者が、この情報をもし漏えいしたら怖  
いな、不安だな、漏えいするおそれがあるな、そ  
ういうふうな不安に思っただけで請求ができるも  
のか、それとも、より明確な基準があるのか、  
この点について具体的な答弁を求めたいと思  
います。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。  
現行法におきましては、まず、利用停止や消去

の請求ができるのは、個人情報不正取得があつ  
た場合等、一定の場合に限定されております。

今回の改正によりまして、現行の要件に加えま  
して、利用する必要があるなくなった場合、保有個人  
データの重大な漏えいが発生した場合、あるいは  
本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ  
がある場合、たゞいま御紹介いただいたような  
ケースについても利用停止、消去又は第三者提供  
の停止を請求できることとしております。

その具体的な事例としては、頻繁にダイレクト  
メールが本人の意思に反して送られてくる場合で  
ありますとか、あるいは、情報が漏えいしたと  
いったような状況、こういったケースが考えられ  
ます。

いずれにしても、今後、消費者や企業の現場の  
皆様の意見も伺いながら、ガイドラインなどでわ  
かりやすく具体的に示してまいりたいというふう  
に思っています。

○浅野委員 多分、この条文からでは今おつ  
しやつたような部分を読み解くのは非常に困難だ  
と思えますので、やはりガイドラインとか規則で  
具体化していくことが本当に重要だと思えますの  
で、よろしくお願ひしたいと思います。

では、続いて、仮名加工情報の関連の質問をさ  
せていただきたいと思ひます。

この仮名加工情報というのは今回新たに新設さ  
れる概念で、個人情報から一部、個人を特定する  
ような要素を抜き取って、例えば氏名を抜き取っ  
て、Aさん、Bさん、Cさんというような仮名を  
つけて、個人が特定できないように処理できる  
ようなデータ体系のことを指すのでございませ  
んか、私もいろいろ事務方の皆さんから説明を受  
けて、どうしてもわからなかったのは、どうい  
う方方をすれば仮名化情報というふうになるの  
かというのがよくわからないですね。つくり方が  
わからないと、個人情報と匿名加工情報と仮名加  
工情報、何種類か今あるんですけども、それぞ  
れの見分けがつかなくなってしまうんじゃない  
か、そんな懸念があるわけでありませぬ。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。  
その中で、まずは、仮名加工情報の作成基準、ど  
ういう基準に基づいて作成すれば仮名加工情報と  
なるのか、その部分を明確にお答えください。  
たゞいま御紹介のございました仮名加工情報に  
つきましては、新しく導入された概念でございま  
すので、今後、周知、広報も非常に大事だとい  
うふうに思っておりますが、その具体的な必要な基  
準につきましては、個人情報保護委員会規則で定  
めることになっております。

その基準をいたしましては、例えば、氏名等の  
個人情報に含まれる特定の個人を識別することが  
できる記述等を削除すること等を予定してござ  
います。氏名のほかに、例えば住所や生年月日な  
ど、これらの記述を組み合わせてることによって個  
人が識別される場合には、これらも削除してい  
ただく必要があるのではないかと思ひます。

具体的な作成の基準については、また今後作成  
するガイドライン等でお示しをしてまいりたいと  
いうふうに思ひます。

○浅野委員 ちよつと正直、今の説明を聞いて  
も、匿名加工情報と仮名加工情報というのはどう  
違うんだというところが非常にわかりづらいん  
です。この議論の中でそこら辺がわからないとい  
うことは、これが施行されて事業者が使う際にも  
非常にわかりづらい制度になってしまふんじゃない  
かなというのを懸念しております。これは、  
ぜひ基準が明確になった時点でもう一回説明し  
ていただきたいと思ひます。

ちよつと時間も限られてまいりましたので、次  
の質問に移りたいと思ひます。資料五の方をごら  
んいただきたいと思ひます。

これは非常に抽象的な絵になるんですけど  
も、今、匿名加工情報というのは、加工する前は  
個人情報なわけです。この資料ではもとデー  
タというふうに書いてありますが、個人情報から  
一部の情報を抜き取ってつくったものを匿名加工  
情報だということに認識をしております。この絵  
がいいですと、もとデータも、匿名加工した後の

匿名加工情報も、そして、切り分けた片割れの削  
除情報等という部分も、これは全て安全管理措置  
の対象になっているわけでありませぬ。  
ただ、この匿名加工情報は、例えば、削除情報  
が何らかの事由で漏えいしてしまった場合であつ  
ても、これは利用停止請求の対象外になっていま  
すね。  
今、やはりサイバーセキュリティの犯罪もふ  
えてきております。匿名加工情報が、その後、漏  
えいしないとも限らない。漏えいして、この二つ  
の情報同一の事業者に渡ってしまった場合に  
は、技術の進歩によってこれは復元できる可能性  
も十分にあるわけなんですけれども、匿名加工情  
報については、削除情報等が例えば漏えいして  
しまった場合は、利用停止の請求の対象にした方が  
いいんじゃないかというふうに思ひますが、こ  
ういった部分に対して、匿名加工情報の取扱、  
どうしていく方向性なのか、御答弁いただけま  
すでしょうか。

○其田政府参考人 たゞいま委員が御指摘のよう  
な削除情報が漏えいした場合ですけれども、これ  
は、安全管理措置義務を履行する観点からも、当  
該匿名加工情報に含まれるIDなど、そのつなぐ  
ものを振り直すことなどによって、匿名加工情報  
を新たに作り直す必要があるのではないかと  
いうふうに考えます。つまり、もとの匿名加工情報  
を使い続けることはできないのではないかと  
いうふうに思ひます。

したがって、匿名加工情報に係る削除情報  
が漏えいした場合において、その漏えいによって  
事業者においては、その匿名加工情報をそのまま  
継続して利用することは原則として許容されな  
いというふうに考えます。

なお、匿名加工情報の作成に用いた個人情報の  
みが漏えいした場合には、その匿名加工情報及び  
削除情報の安全管理措置義務の履行が確保されて  
いる限り、必ずしも直ちにそのまま継続して利用  
することができないとは限らないというケースも  
あるかと思ひます。

いずれにしても、こういったケースも、どういった場合にどのようなことも含めまして、丁寧にガイドラインなどでお示ししていく必要もありません。また、それをうまく広報啓発して、企業の方に御理解をいただく、あるいは、消費者の方にも安心していただくということが必要だろうというふうな考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

ちよつと今の答弁の中で一点確認させてください。

もし削除情報等が漏えいした場合に、仮名加工情報はもう一度つくりかえる必要があるだろう、事業者の中でそういう対応をするだろうというような発言がありました。それは、今後、規則があるいはガイドラインで定められる予定というものはあるのでしょうか。

○其田政府参考人 たいま御指摘いただきましたようなことは、安全管理措置義務の一環として、ガイドラインなどで記載していくことと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

もう一、二問、仮名加工情報についてお伺いしたいと思ひます。

今回、仮名加工情報は、第三者提供を規制しております。基本的に第三者提供ができないような取扱いが規定されているわけですが、例えば、今のようないくつかの感染症が蔓延して、一刻も早く治療データを集めて、新しい治療法ですとか適切な治療方法を見つけて出さなければいけない、こういった場合に、患者さんの匿名性は確保しながら、こういった仮名加工データを活用しながら、より早く、迅速に解決策を模索する、そういう動きがこれから医療業界やいろいろな分野で出てくるのが想定されております。

情報通信技術を用いてこういう社会全般をよりよくしていくというふうな考えたときに、こういう仮名加工情報をせつかくつくるのであれば、そういう活用の幅を広げて、より安全に、より効果的にこういうデータを使うという考え方もあつ

たのではないかと思ひますが、今回、なぜ第三者提供を規制するに至ったのか、その部分について御説明をいただきたいと思ひます。

○其田政府参考人 お答え申し上げます。仮名加工情報の第三者提供につきましては、それを取得した悪意のある者が特定の個人を識別するおそれがあるという懸念がございます。

また、漏えい発生時におけるリスクの低下を図るために個人を識別できないようにしているにもかかわらず、第三者提供について本人に問及させるためには、あえて加工前の個人情報を復元するといったような、リスクが高まる点もございまして、そういったことから、仮名加工情報それ自体の第三者提供を禁止してございます。

なお、仮名加工情報を作成した事業者におきましては、一般的に、当該仮名加工情報の作成に用いた個人情報自体は保有しておられると思ひますので、現行法にありまうように、それを普通の個人データとして、本人の同意を得て第三者に提供することは可能になっております。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはりさまざまなリスクがあるということで、この法律を考へていらつしやる皆様自身が、データがどう扱われるか、もしものときに思ひが至つて、まだまだこういう情報を安心して幅広く活用できる環境が整っていないということのあらわれでもあると思ひます。

冒頭、大臣と議論させていただいたように、やはりこの個人情報保護法の設計というのはいちもつと改善する余地があるし、そうすることで、更にデータ活用の幅が広がられる余地もあると思ひますので、仮名化情報は、新しい概念ではあつて、まだまだ粗削りではあるものの、これからのリサーチ・五・〇だとデータ駆動型社会と言っているわけですから、もつと活躍の幅を広げていってほしいんじやないかと思ひますので、ぜひ、今後、継続的な検討をお願いしたいと思ひます。

最後に、大臣にお伺いしたいと思ひます。

ちよつと何問か質問を飛ばすことになりませんが、やはり、今、きょうの議論を通してわかつたのは、報告や本人通知の義務化の基準、そして、この仮名化情報一つとっても、その作成方法や管理方法に対する基準というのがまだまだこれから決まってくる要素が多くて、これは、実際、施行されるまで二年あるそうですけれども、しっかりとそこできちんとできるかどうか、まだまだ懸念が残っています。

ですから、ぜひ施行後も継続的な実態把握をしていただいて、個人情報保護委員会、上がつてきた漏えい報告だけを見るんじやなくて、しっかりと能動的に実態把握に努めて、それを継続していただきたいというふうな思ひますが、大臣からの答弁を求めたいと思ひます。

○衛藤国務大臣 各国ともに、通信情報技術の進展、特にアメリカなんかは、こういういろいろなものを逆に技術が引つ張つてきて、行政の方は後追いでやつていくとか、それから、ヨーロッパの方では、個人情報保護が前面に立つて非常にしっかりしているとか、あるいは、いろいろな国にいては、国家がこれを管理するようになる形にいつているとか、いろいろな違いがあると思ひます。

しかし、委員御指摘のように、我が国は、この技術の進歩と個人情報保護という、有用性と利活用も、両方をやはり成り立たせるような形で、常に極めて細心の注意が必要だといふぐあいに思ひます。

そういう意味では、私どもも、まだまだ報告されていらない事案がないかを把握しながら、法律に基づく義務の履行を促す点で、情報漏えい等についてはやはり的確に監視を続けていかなければいけないと思ひますし、個人情報保護委員会においては、外部から寄せられる情報やオンライン情報でのモニタリングなど、日常的な監視活動にしっかりと取り組んで、そして、引き続き、重大な事案を見逃すことのないように、そして、有用性と利活用、両立がちゃんとできるようにやつていくことが日本における大きな課題だといふように

思ひますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

○浅野委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○松本委員長 次に、楠木道義君。

○楠木委員 立国社会派の楠木道義です。質疑時間は十分しかありませんので、早速、法案質疑の前に、通告しております、つい先ほど、速報によれば十時三十一分、黒川東京高検事務長辞職が閣議で了承された。これは何なんですか、一体、しかも戒告。(発言する者あり)訓告か。

訓告って、これは訓告じゃなくて免職でしょう、本来、何なんですか、この処分。国民をばかにしているんですか。なぜ訓告なのか。この身内に甘過ぎる処分の妥当でない点、まず伺います。人事院の懲戒処分の指針によれば、こうあります。賭博。「賭博をした職員は、減給又は戒告とする。」しかし、黒川さんの場合は、新聞社の調査報道、今回出ていますが、それも含めて常習犯じゃないですか。「常習として賭博をした職員は、停職一です。最低、減給又は戒告。これは、停職にもなつて当然の報告が出ている。」人事院に聞きませうけれども、訓告の場合は、私も確認して見ますけれども、国家公務員退職手当法によれば、退職金、減給されるんですか。お答えください。

○合田政府参考人 お答えいたします。退職手当の取扱いにつきましては、内閣人事局の方の所管でございますが、一般に、訓告の場合には特段の条項はないというふうには承知しております。

○楠木委員 満額支給されるんじやないですか。退職金、幾ら出るんですか。

私も、この退職手当の試算の基準に従つて試算してみました。退職日の俸給月額掛ける退職理由として勤続年数支給割合プラス調整額。これは、少なくとも見積もつても六千六百八十六万円、約七千万円です。



2020年6月1日  
 科学技術・イノベーション推進特別委員会  
 (質疑要旨)

ロボットの社会実装に向けた課題について

※ディスインセンティブ

2020.6.1 (mon) 科学技術イノベーション推進特別委員会 (法案質疑)

→障がい者の就労中のサポート費用は介護保険の対象となっておらず、会社または本人の負担となってしまうケースが出ている。

現状・課題意識

- 政府は感染防止策を講じながら社会・経済活動を維持する「新しい生活様式」の定着を呼び掛けた。
- 障害をお持ちの方々が社会参画し支えられる立場から支える立場に変わっていく大きな転換をロボティクス技術が実現しようとしている。
- 利用できる環境をいかに整備していけるかが今後、大きなテーマになっていく。

委員会での  
浅野の発言要約

「分身ロボットの社会実装に向けた課題認識をお聞かせ頂きたい。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「通信インフラの整備と組織の運用基準やセキュリティーポリシーの整備が必要だ。加えて、就労する際のディスインセンティブ※への対応も求められる。」



平内閣府副大臣

ロボティクス技術を活用した社会イノベーションの推進について

※ムーンショット型研究開発

2020.6.1 (mon) 科学技術イノベーション推進特別委員会 (法案質疑)

→我が国発のイノベーションの創出を目指し、従来の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を指す

現状・課題意識

- 政府は感染防止策を講じながら社会・経済活動を維持する「新しい生活様式」の定着を呼び掛けた。
- 障害をお持ちの方々が社会参画し支えられる立場から支える立場に変わっていく大きな転換をロボティクス技術が実現しようとしている。
- 利用できる環境をいかに整備していけるかが今後、大きなテーマになっていく。

委員会での  
浅野の発言要約

「コロナショックを経て、接触型から非接触型へ社会活動の転換が予測される中で、今後ロボティクス技術は大きな価値を発揮すると考える。社会実装とイノベーション促進に向けた取組みの加速化を求める。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「Society5.0を打ち出したが、一部、先進的な国に比べてデジタル化が遅れていると認識している。ムーンショット型研究開発※をしっかりと前に進めていく。」



平内閣府副大臣

2020年6月1日  
 科学技術・イノベーション推進特別委員会  
 (質疑要旨)

出資などの業務追加に伴う適正な予算の確保について

2020.6.1 (mon) 科学技術イノベーション推進特別委員会 (法案質疑)

現状・課題意識

- 現在、国内には研究に特化した独立行政法人として27の国立研究開発法人が存在。
- 本法案では成果を活用する事業者等に出資できる研究開発法人に5法人が追加される。(22法人→27法人)
- 出資などが可能になることで基礎研究の促進が期待されるがそのための追加的な予算措置は本法案で講じられていない。

委員会での  
浅野の発言要約

「研究開発法人は国が決める予算で動いており、予算が潤沢にあるわけではない。**出資や共同研究を促進するのであれば、しかるべき予算措置も講ずるべきだ。**」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「研究開発法人における知財マネジメントの推進などを通して自己収入の獲得など環境整備を進めながら、今後、**必要な予算が確保されるようにしっかりと取り組んでいく。**」



梶原政府参考人  
 (文科省大臣官房審議官)

科学技術・イノベーション推進体制の一貫性・独立性について

2020.6.1 (mon) 科学技術イノベーション推進特別委員会 (法案質疑)

現状・課題意識

- 本法案では、科学技術イノベーション創出の振興に関する司令塔機能の強化を図るため、内閣府に「科学技術イノベーション推進事務局」を新設。
- 内閣府の任務は、主に内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることとなっている。
- 研究開発は中長期的な視点に立って進めていくことが重要であり、政治的な流動性で基本方針が転換されることはあってはならない。

委員会での  
浅野の発言要約

「内閣府の中に新設される事務局は研究全体を管理することになる。**時の政権に大きく左右されてしまわないように一貫性・独立性を持たせた組織とすべきだ。**」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「**総合科学技術・イノベーション会議により、5年間の国家戦略として基本計画を策定し、中長期的に一貫性を持って取り組むこと**になっている。関係省庁が連携して、科学技術イノベーション創出の総合的な振興に取り組んでいく。」



佐藤政府参考人  
 (内閣府大臣官房審議官)

## Society5.0に対する国民理解の促進策について

2020.6.1 (mon) 科学技術イノベーション推進特別委員会 (法案質疑)

### 現状・課題意識

- Society5.0を実現するためには、デジタル技術とデータの活用により社会全体のデジタル化を進めることが必要。
- しかし、わが国においては企業によるデータ、とりわけ個人データの活用が十分に進んでおらずデジタル化が遅れている。
- デジタル技術やデータは人々が多様な生活や幸せを追求できる社会をめざすために活用すべきであり、広く理解が求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「**Society5.0は日本にとって非常に重要なテーマになる。ただ、国民の理解と民間の協力には大きな課題があり、協力を得ていくためには社会像をより具体的に示していくべきだ。**」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「Society5.0の社会はどのようなか十分な国民的認識ができていないのも事実。**全国的なものに広めるためには私たちが技術にもっと慣れ親しむ必要がある。**」



竹本國務大臣

衆議院 科学技術・イノベーション推進特別委員会議録 第四号

令和二年六月一日(月曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 津村 啓介君

理事 石川 昭政君

理事 大岡 敏孝君

理事 築 和生君

理事 中島 克仁君

小淵 優子君

関 芳弘君

青柳陽一郎君

太田 昌孝君

井林 辰憲君

今村 雅弘君

大隈 和英君

神谷 昇君

杉田 水脈君

武部 新君

出畑 実君

馳 浩君

務台 俊介君

浅野 哲君

川内 博史君

篠原 豪君

江田 康幸君

畑野 君枝君

古屋 範子君

串田 誠一君

竹本 直一君

平 将明君

橋本 岳君

今井絵理子君

二宮 清治君

十時 憲司君

政府参考人  
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人  
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人  
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人  
(内閣府政策統括官)

政府参考人  
(金融庁総合政策局審議官)

政府参考人  
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人  
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人  
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人  
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人  
(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人  
(経済産業省大臣官房商

務・サービス審議官)

政府参考人  
(経済産業省貿易経済協力

局貿易管理部長)

政府参考人  
(中小企業庁事業環境部長)

衆議院調査局科学技術・イ

ノベーション推進特別調査

室長

吉田 郁子君

奈須野 太君

飯田 陽一君

藤木 俊光君

吉永 和生君

宏君

増子

槐原 将君

竹内 努君

伊藤 豊君

松尾 泰樹君

佐藤 文一君

柿田 恭良君

大島 敦君

大串 博志君

川内 博史君

浅野 哲君

古屋 範子君

江田 康幸君

補欠選任

武部 新君

浅野 哲君

大島 敦君

大串 博志君

川内 博史君

浅野 哲君

古屋 範子君

江田 康幸君

補欠選任

武部 新君

務台 俊介君

中村 裕之君

補欠選任

同日

えて、そういう議連の中で新たな共存というものを求めていくということをやられたらどうですか。

○竹本国務大臣 このは自民党でないので、余り議連会長云々の話はしない方がいいと思います。

私たちは、判こがデジタルとか効率化に反するところは少しは遠慮してもらわなきゃいけないけれども、調和のできるところもあるのではないかと。しかしながら、そこまで考えてくれない人が、判こ議連だから全然、反デジタル化だとかというようなことを平気でおっしゃる方もかつてあったものですから、一々そういったことに答弁しているのは大変ですから、実は、同じ議員連盟の仲間から、余り御迷惑をかけるから、大臣でおられる間は私がかかりますからと別の人がかわってくださるわけでございますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

○中島委員 この話はもうやめますけれども、日本の印鑑登録制度、IT社会と共存していく、そんな社会のために大臣もぜひ更に努力をしていただきたいと思えますし、私も山梨の人間なので、ぜひその辺は御理解をしていただきたいと思えます。

時間も限られておりますので、今回の法改正で人文科学に係る科学技術が法の対象になった件について、御質問をさせていただきたいと思えます。

人文科学は、人間を研究の対象とし、また、人間の本性を研究する学問であるというふうに言えるというふうに思えます。

今回、法改正によって、研究開発法人に、人文科学分野の三法人、特に、私、横須賀にある国立特別支援教育総合研究所、いわゆる特総研と呼ばれる研究所が加えられたことを大変意義深いというふうに思っています。

出しのものであります。そして、資料の二枚目は、大変手前みそで申しわけないというか恐縮なんですけど、写真は私の母です。大臣も皆さんも御承知だと思いますが、社会福祉活動家のヘレン・ケラー女史、多くの皆さんが御存じだと思いますけれども、ヘレン・ケラー女史は二歳のときに高熱を伴う髄膜炎に罹患をし、聴力、視力、言葉を失いました。映画「奇跡の人」で有名になっておられると思います。サリバン先生の教育支援、両親の経済的支援を受けて、ヘレン・ケラー女史はその能力を発揮し、社会に影響を与える活動家となりました。ヘレン・ケラーと同じ全盲聾児に対する教育体制を整えて、昭和二十年代後半、日本で初めて盲聾教育を実践したのが山梨県立盲学校。その当時、二人の盲聾児の生活、教育支援に携わったのが私の母であります。約八年にわたり、私の母は寝食をともにして、気の遠くなるような地道なお互いの努力から信頼を生み出して、指文字を通して意思疎通が可能となった。資料の一枚目は、その当時の貴重な資料をデジタル化して保存する意義について記されたものであって、二枚目は、私の母がその当時のことを語っている内容の記事であります。

この当時の貴重な資料、世界的にも大変重要というふうには評価されておりまして、言語獲得メカニズムの解明、重要な資料と、ヘレン・ケラー女史、よく伝記にもなっておりますけれども、成長記録は自伝や手紙に限られているのに対して、山梨県立盲学校での記録は、寄宿舎日誌、指導記録に書きとめられ、二十四時間の変化がわかるもので、学習効果その日どうあらわれたかもよくわかるものであります。これも少し前に、きょう四回目ですが、青柳理事と山梨県立盲学校にも直接お伺いして、当時の資料、使用された道具など、また、その当時の話も聞かせていただきました。現在、その盲聾教育に取り組み、研究している

のが、先ほども申し上げた、今回の法改正で加えられた横須賀にある特総研であります。盲聾教育に携わる方々、皆さん、私の母も含めてでありましたが、盲聾教育はまさに人間開発だと、人文科学そのものということも私にも話してくれました。

大臣に改めて御質問いたしますが、人文科学分野における研究に具体的に支援を行う必要性について、その内容を具体的にどう考えておられるのか。人文科学における世界的にも貴重なこの山梨県立盲学校の記録、劣化を防止して、そのデジタル化保存のために、早稲田大学、筑波大学を始め研究者の皆さんがお金を持ち寄りその保存に奔走しておられる状況の中で、この人文科学に対する支援、具体的にどのように考えておられるのか、大臣にお尋ねをしたいと思います。

○竹本国務大臣 すばらしいお母様のお話、非常に感じ入りました。

人間の五体全部働くと、一部働かない人がおられるわけでございますが、それを助けるためにデジタルを含むいろいろな科学技術を活用して、理想的なという健康体的な、何でもできる状態に持っていくことも、これから科学技術の進歩次第では不可能ではないと私は考えております。

デジタル化やAIなど近年の科学技術イノベーションの急速な発展により、科学技術イノベーションの進展と人間や社会のあり方が密接不可分なものになっております。複雑化する現代の諸課題に対峙するため、人間や社会のあり方を研究の対象とする人文科学の重要性は高まっております。

人文科学につきましては、従来から、文科省において科研費により支援してまいりましたが、今後は、次期基本計画の検討に当たって、社会課題解決の観点も含め、人文科学の戦略的かつ総合的な振興について検討してまいりたいと思っております。

時代が変わり、いよいよ自動運転の時代になってまいります。これは科学技術だけではいかならない、人間行動の基本でありますから、これは人文

科学の知識もかりなきやいけない。そのように、いろいろな場面で人文科学を必要とする場面が出てまいります。それを取り入れて、科学技術として一体の改善をしていくことが科学に従事する者の務めだろうというふうに思っております。

○中島委員 時間ですので終わりますが、母は、昭和三十年、ヘレン・ケラー女史が最後に来日されたときに、日比谷公会堂でその二人の盲聾児を連れてお会いに行きました。そのときにヘレン・ケラー女史が日本語でありがとうと言ったことと大変感銘を受けた。そして、その二人の盲聾児も、今察に入っていて、支援は受けていながらも、軽作業に携わっております。

まさに当時の、ヘレン・ケラー女史もそうですが、しかるべきときにしかるべき支援がなされることで、そのこと、事実は国益に資する、人文科学と自然科学も含めて一体的に取り組んでいくことが大変重要ということをお話してくるエピソードとしてお話をさせていただきました。

ありがとうございます。

○津村委員長 次に、浅野哲さん。本日はよろしくお願いたしました。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。ただいまの中島委員の最後の質疑内容、障害をお持ちの方々もこれからの時代は活躍ができる、社会参画ができる、そんな大きな社会転換に備えたよい議論を聞かせていただきました。私も、冒頭、この部分について質問させていただきたいと思っております。最初に平副大臣の方にお伺いをしたいと思います。

障害をお持ちの方々から社会参画をしていく、支えられる立場から社会を支える立場に変わっていく、そんな大きな転換を今ロボティクス技術が実現をしようとしています。

副大臣は、昨年の二月ごろからでしょうか、御自身の事務所内でもいわゆる分身ロボットの試験的な導入を進めていらつしやるといいうふうに伺っております。

私も同じように、いろいろな場面で、現物を見

に行ったり、あるいは自分で使って、見れるかどうか確認をしまいましたが、私自身、我々のような、私は幸いにして障害が今ないですけれども、そういう立場の人間がどうやって使おうか、なかなか頭を悩ませました。

副大臣の御経験から、まずは、この分身ロボットの利用経験を踏まえて、この社会実装に向けた課題認識がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○平副大臣 質問ありがとうございます。

私は、Orihime、分身ロボットを昨年から使っておりまして、まさに分身ロボットが持つ社会的な可能性に注目をし、今、副大臣としても使用をしております。セキユリティーや機密保持を十分確認した上で、例えば役所からプリーフィングを受けるときに分身ロボットを使ったり、あと遠隔地でのシンポジウムに分身ロボットで出席をしたり、さらに、メディアの取材なども、このコロナ禍にあつて分身ロボットで受けたりしております。

課題ではありますが、一応、私、科学技術とかITの担当なので、その担当の分野からお話をさせていたと、今ある、私が使っている分身ロボットは、安定的な通信環境のもとではほぼほぼ違和感なく使えますが、例えば新幹線の中とか通信環境の悪いところで課題があるかなと思っております。ですから、こういったものを十分使うには通信インフラの整備が必要。

さらに、組織として使う場合は、サイバーセキュリティの方のセキュリティポリシーみたいなものをちゃんとつくらないと、どこでも使ってもいいということにはなりませんので、組織として運用基準やセキュリティポリシーの整備が必要ではないかと思えます。

それと、ちよつと私の所管ではないんですが、重度の障害をお持ちの方がこういう分身ロボットを使って就労する際に、それが就労なのか福祉なのかということでは、さまざまに落ちてしまつて、逆に、雇う側が、一般の方を雇うよりも、保

障費を払わなければいけないというディスプレイタイプみたいなものが働きますので、今これは厚労省が補助金で対応していただいているというふうに聞いておりますけれども、そういう課題はこの分身ロボット導入においてあるのかなというふうに思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今、さまざま課題を挙げていただきました。今、通信環境ですとかセキユリティーポリシーといった課題を挙げていただきましたが、私もこの一、二年研究を続けてまいりまして、いわゆる会議をする際などに同じ資料をどうやれば見れるのかですとか、あるいは、組織風土といいたるところか、やはり世代間の認識のギャップみたいなものもあると思えます。ぜひ、そういったところを含めて、これから利用できる環境をいかに整備していくのかということの方が大きなテーマになっていくのではないかと思います。

今一部答弁の中にも含まれてはいたかもしませんが、改めて、やはりこれから、障害をお持ちの方、そして今回のコロナショックを経て、接触型から非接触型へと社会活動が徐々に転換していくことも予想されております。そういった環境の中でロボティクス技術というのが大きな価値を發揮するのではないかと思っておりますが、この社会実装に向けた普及、そしてイノベーションの促進に向けた、改めて課題認識をお伺いしたいと思えます。

○平副大臣 後ほどテックロジーについては御答弁申し上げますが、その前段階として、実装で何がボトルネックになっているかといえ、やはり慣習であったり、あとは権威的な運用であったりと思えます。

ですから、例えばOrihimeロボット、フォルムがすごいかわいいたフォルムなものですから、すごい緊迫した会議に私だけそのOrihimeロボットで行って周りの空気がどうなるのかとか、そういうことが当然出てきますので、私、内閣府の副大臣としてできる限りOrihime

ロボットを使って、みんなが、ああ、こういう場面で使っていいんだというふうに思っていたら、というのは大変だと思えます。

二つ目は、テックロジーがあるんだけれどもレギュレーションでできないということがたくさんありますので、テックロジーの進歩とあわせて、レギュレーションをしっかりとデザインし直していくところも大きな課題となると思えます。

技術面の話であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、社会活動を継続可能かつ強靱なものとする観点から、ロボットの活用を始め、あらゆる分野においてデジタル化を推進していくことは重要でございます。

第五期科学技術基本計画においてはデジタル化と軌を一にするソサエティ5.0を世界に先駆けて打ち出したところであり、一部先進的な国に比べてデジタル化がはかばかしているという私も認識をしておりますので、しっかりと反省をして進めていきたいと思います。

政府でいえば、ムーンショット型研究開発において、二〇五〇年までに、多数のロボットによって大規模で複雑なタスクを実行するための技術、さらには、人と同等以上の身体能力等を持つAIロボットの開発を目標として研究開発を進めております。

テックロジーの方も、こういったツールを使つてしっかりと前に進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今おっしゃられたような環境整備、そして技術開発、これに私がもう一つつけ加えたいのは、やはり、今を生きる我々、これから生まれてくる子供たちにとつていかに身近な存在にできるかというのが非常に重要だと思っております。

最近ではGIGAスクール構想を文科省が主導して進めておりますが、これから全国の小中学校にはいわゆる一人一台のコンピュータが身近な存在になっていくと思えますけれども、やはりロボットについても、必要になってから学び始める

のではなくて、できれば子供のころから何かしらの接点を持つような、やはりそういうリテラシー教育といえましょうか、そういう環境、身近な環境に置いておく、そういったことも重要かと思えますので、ぜひ今後引き続きの御検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、科学技術基本法の中身に触れていきたいと思えますけれども、その前に、きょう、実はとてもこのタイミングで質疑に立つのが幸運だったと思うことがありました。皆さんも御存じのように、昨日、アメリカのスペースX社が民間企業として初めての有人宇宙飛行に成功して、国際宇宙ステーションに今二名の宇宙飛行士が滞在中というニュースが流れてきました。

この事例は、この後少しお話しさせていただきますが、この科学技術基本法の改正が目指すところに非常に近い成果を上げていただいているのではないかなというふうに思いましたので、ちよつとこのクルードラゴンの件をお話しさせていただきます。

そもそも、アメリカは、二〇一一年までスペースシャトルを運用しておりました。ただ、一回当たり五百億という高額なコストがネックとなつて退役。その後は、ロシアのソユーズという宇宙船に、宇宙飛行士、一回当たり一人九十三億円くらいのコストを支払って、宇宙に連れていってもらっていたという状況が続いていた。

そこで、NASAが民間に新たな宇宙船の開発を依頼しまして、そこに対してNASAが二千八百億円を出資しているんですね。そういった出資金を元手に、スペースXは、無人宇宙船を開発し、今回、初めての有人宇宙飛行に成功したというところであります。

何が言いたいかと申し上げますと、やはり、前提となる何かしらの課題があつて、それをクリアするために、今回はNASAが、アメリカという国が非常に強いリーダーシップを發揮した。そして、二千八百億円にも上る出資をして、民間の裁量のもとで創造性とスピード感のある技術開発を主導した。これは、非常に我々も学ぶ部分、学べ

る部分が多いのではないかとこのように思っております。

そういった観点から、国の機関の強いリーダーシップを発揮すること、これが科学技術基本法の改正においても非常に重要なポイントになると思っておりますので、そこに関連した質問をまずさせていただきます。

通告の順番と多少変わりますが、今回、成果を活用する事業者等に出資できる研究法人が追加されます。追加されることになりませんが、基本的に、出資や共同研究ができるレベルの研究テーマというのは、基礎研究がおおむね完了し、実用化のめどが立ちつつあるフェーズにあるものではないかというふうに想定されます。

ただ、だから出資が簡単にできるかというと、そうではなくて、研究法人は、当然ながら、毎年、国が決める予算で動いております。ですから、この予算の範囲の中で基礎研究も進め、応用研究も進め、さらには今回、出資や共同研究も進めていくということで、やることかふえるのはいことなんです。それに対してしかるべき予算措置もとるべきだというふうに考えております。

ただ、聞き及んでおりますと、今回、出資や共同研究をやるための予算追加というのは特に考えていないということも事前に伺いましたので、その部分についての御説明と、やはり私としては、何らかの、直接的ではなくても、間接的にそういう出資や共同研究に資するような項目で予算の配慮というのが必要ではないかと思うんですが、政府の答弁を求めたいと思います。

○柿田政府参考人 お答えいたします。

今委員から御指摘ありましたように、基礎研究の重要性ということでございますけれども、本法案におきましては、基礎研究の推進において国が果たす役割の重要性に配慮しなければならぬという規定を引き続き設けておまして、まず、基本的な考え方として、基礎研究の推進、これにはしっかりと努めていくという考え方であります。それで、お尋ねの研究開発法人からの出資に当

たりましての財源についてでございますけれども、今回、研究開発法人から出資をして、成果活用等支援法人への出資、そこで研究開発ができるようにということで、その促進を明確化するということでございますけれども、研究開発法人から成果活用等支援法人への出資財源につきまして、原則として、特許料収入でありますとか寄附金収入といった自己収入を想定をいたしております。

また、共同研究を促進していく、そのための予算的な支援についての御指摘もいたしておりましたが、例え、研究開発法人が成果活用等支援法人を出資によりまして設立をいたしますけれども、この設立された成果活用等支援法人は、出資されてきますので、民間会社ということになります。

したがって、研究開発法人の持つすぐれた研究成果をもとにして、民間企業のニーズに応じた、実用化に向けた企業からの委託による研究開発などを、企業対企業、民間同士の契約で実施するということが可能になりますので、そこから利益を得ていくということを想定しております。

このようにして得られた利益をもとにし、さらなる共同研究などの活動を成果活用等支援法人として自立的に、また活発に実施していくということが期待されますし、そして、そこで生まれた利益が研究開発法人本体に還元することによりまして、知識、資金の好循環を生み出し、研究開発法人、そしてそこが出資してつくった成果活用等支援法人、これら全体の研究開発活動の活性化を図ってまいりたいということでございます。

それで、直接的な予算ということは今、ございませぬけれども、まずは、親元であります研究開発法人における知財マネジメントの推進などを通して自己収入を獲得するとか、さまざま環境整備を進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員 その出資に充てる部分は知財収入ですとか寄附金で賄うということで今答弁いただきました

ましたけれども、事前に、今回新たに投資ができるようになる五つの法人がどれくらい寄附金収入を得ているのか、そして知財収入を得ているのか、一覧表をいただきました。

今回、五つ追加される法人のうち、四つが文科省所管、そして一つは環境省が所管している研究法人になります。

文科省が所管している法人の中で一番寄附金収入を得ているのは、海洋研究開発機構、一億八千二百万円。ただ、これはかなり飛び抜けた数字でして、防災科学技術研究所というのは四百万円、また、JAXAは千二百万円、日本原子力研究開発機構は八千五百万円といったような寄附金収入の状況になっていきます。

そして、知財収入の方ですが、これはJAXAが比較的多くて三億九千六百万円、ほかの文科省所管の法人、新たに追加される法人については六百万円から一千八百万円という知財収入だそうであります。

これが多いか少ないかと言われるれば、やはり出資の元手としては大変心もとなひではないかというふうに感じるわけがあります。

そして、知財マネジメントをしっかりやって知財収入をふやしていく、あるいは寄附をもっとたくさんもらっていくような努力は確かに必要かもしれないんですが、寄附をもらえはしがらみが発生する、あるいは毎年同じ額をもらえるかという保証がない。そして、特許料収入の方も、例えばJAXAや原子力部門なんかは、安全保障の関係から、特許化されると公開されますから、そういう観点でなかなか特許化しにくいという意見も現場にはあります。

ですから、確かに論理としては答弁いただいた内容は成り立つかもしれないんですが、現場を見たときに、しっかりとそこで出資できる元手を確保できるかどうか、その点についてはまだまだ課題があるんじゃないかと思うんです。

きょうは文科省の方に来ていただいておりますので、改めて、やはりこの資金の確保、そして共

同研究の推進、どうやって進めていくのか、ぜひ御答弁をいただきたいと思っております。

○梶原政府参考人 お答え申し上げます。文科省所管の国立研究開発法人については、国のミッションに基づく最先端の研究開発や大型プロジェクトの推進等に加えて、オープンイノベーション推進を通じて研究成果の実用化に向けた橋渡しを行うなど、研究成果の最大化に向けて取り組んでおり、令和二年度の予算においては四千七百七十一億円を計上したところでございます。

また、国立研究開発法人を含めた産学官連携を推進するため、これまでも産学官の共同研究開発等の支援を行ってまいりましたが、今年度より、重要な政策分野や大学、研究機関の強みを生かした領域に基づくオープンイノベーション拠点を形成する、共創の場形成支援プログラムを新たに開始するところでございます。関係府省や産業界と緊密に連携しながら、産学官共同研究を促進し、研究開発成果の実用化と社会還元を加速に取り組んでまいります。

今後とも、必要な予算が確保されますよう、しっかりと取り組んでまいります。

○浅野委員 ありがとうございます。

時間が限られていますので、ぜひ、今確保した予算、そして共創の場の制度の活用といった部分においては、やはりこういった研究法人、大学といったものは基本的に資金が潤沢にあるわけではありませぬので、いかに資金を獲得できるのか、その中で中長期的な研究開発を推進できるのか、そのあたりに配慮した環境整備をお願いしたいと思います。

次、今答弁の中でも触れておりましたが、産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインというのが先般発表されております。これを読ませていただきましたが、私も、どれも必要なものはないかと思うんですが、特に今必要だと感じているのは、連携が進む人事評価制度改革というものであります。

今回、新たに研究法人や大学等に努力義務とし

て新設される項目がありますけれども、その中では、人材育成や研究開発、成果の普及に努力を重ねなければいけない、推進しなければいけない、そんな努力義務が課せられています。

ただ、例えば、研究法人なんかは、先ほど申し上げたように国の予算で動いておられますので、人事評価と処遇というのがある程度決められておられます。

今回、新たに努力義務が設定されたことによつて、やはり、民間との連携を促進するための、それにふさわしい処遇のあり方というのにも模索していくべきではないかというふうに思っておられるんですけれども、そういった観点から、各種研究法人の裁量で、研究開発の内容、難易度、あるいは成果に応じた職員の処遇が柔軟にできるんだということを確認したいと思えます。御答弁いただけますでしょうか。

○十時政府参考人 お答え申し上げます。  
研究開発法人の職員の給与等の支給の基準に關しましては、国家公務員の給与等のほか、職員の職務の特性及び雇用形態などを考慮して、各法人において定めることとされております。

職員の職務の特性については、例えば研究者であれば研究開発の特性を踏まえることなどが考えられます。現状も御指摘のような取扱いは可能となっております。ごさいます。

今般の法改正で、研究開発法人の責務として、人材育成や研究開発及びその成果の普及に努めるということ、そして、研究者等の適切な処遇の確保の整備に努めるということ等の規定が追加されたわけでございまして、各法人においては、こうした趣旨も踏まえながら、これまで同様に、研究開発の特性等も踏まえた処遇の設定を行うといった形で適切に対応されていくことを期待しているところでございまして。

○浅野委員 ありがとうございます。

このガイドラインにも、やはりこれから人材の好循環を実現するために、クロスアポイントメント制度を促進するというような項目も含まれてこ

ざいます。やはりそのためには、民間企業は、いろいろな評価基準を設けて、ジョブディスクリプションですとかいろいろ設けて、ちゃんとういうことができる人なのかというのがかなりしっかりと評価される環境が整いつつありますが、国の機関の方は、やはりある種のカテゴリーに入ってしまうとみんな様に見えてしまうような部分はまだありますので、しっかりとこれから、官民の連携を促進するためにも、より柔軟な、そしてより適切な評価制度のあり方というのをぜひ検討いただきたいと思います。ごさいます。

次の質問ですけれども、ちよつと先ほどの質問に戻ってしまいますが、出資の部分になります。今回、大学や研究法人が出資ができるようになりますけれども、やはり、どうしても、新規事業化あるいはベンチャーを立ち上げるなど、投機的な側面のある出資になる可能性は十分にあるのではないかと思えます。ただ、これまでそういったことの経験が少ない人たちは、出資に対するリスク評価を行える体制が整っていないのではないかと、このように想定されます。

技術的な判断はできても投資リスクの判断は難しい、そういう状況に置かれております方々に対して、何らかの支援策、指針といったものの整備の必要性があるのではないかと思えますが、その点について答弁を求めたいと思えます。

○柿田政府参考人 お答えいたします。  
御指摘のとおり、出資に当たってはリスク管理の観点が大変重要であると考えております。

業務、財務の健全性を維持しつつ、出資等の業務を適切に実施する観点から、先ほど委員も言及いただきましたけれども、内閣府と文部科学省共同で平成三十一年にガイドラインを策定いたしました。本ガイドラインにおきまして、出資先の選定等に当たって、ベンチャー等への出資に係る十分な経験や専門性を有する外部有識者を含む委員会による審議体制、これをしっかりと構築するというガイドライン上求めております。

したがって、今後とも、このガイドライン

に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

○浅野委員 外部有識者の活用ということで、客観的な、より専門的な知見を活用しながらこういった出資にも対応していくということで、ただ、言うはやすし、行いはかたしといえますけれども、実際、これまで全く経験のない方々が、いきなり、そういう外部有識者を呼んでの委員会ですか、やれと言われても、その手続や、注意しなければいけないリスクの、潜在的なリスクがある部分でしょうか、さまざまあると思えます。

ぜひ、現場に対する十分なサポート体制も政府の方でも整えていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

では、続いての質問になりますが、やはり研究開発の推進というのは、ある程度の中長期的な視点に立つて進めていく必要があると思えます。ただ、政治の世界というのは非常に流動的な側面もあつて、トップが変わると突然方針が変わるといったようなことも間々起きる世界でございまして。

今回、科学技術・イノベーション推進事務局というものが内閣府の中に新設されますけれども、この事務局の役割というのは非常に重要なものではないかと思えます。研究全体を管理しますの

で、ですから、この新設する事務局においては、時の政権に大きく左右されてしまわないように、ある種の一貫性、独立性を持たせた組織体とすべきではないかと思うんですけれども、そういった視点から政府側の答弁をいただきたいと思えます。

○佐藤政府参考人 御質問ありがとうございます。  
今回の改正案では、科学技術イノベーション政策の司令塔を強化いたしました。科学技術イノベーション政策に關係の深い各司令塔会議事務局を横断的に調整する機能を強化するとともに、科学技術イノベーション政策について、各省に対する総合調整を含め、政策を強力かつ一体的に推進

するために、科学技術・イノベーション事務局を新設するものでございまして。

御指摘の科学技術イノベーションの基本政策に關してでございますけれども、これについては、重要政策に関する会議として内閣府に設置された、関係閣僚と産学官の第一線の有識者によつて構成される総合科学技術・イノベーション会議によつて調査、審査が行われておまして、これを踏まえて、五年間の国家戦略として基本計画を策定し、中長期的に一貫性を持って取組を推進することになってございます。先ほどの科学技術・イノベーション推進事務局は、その事務を担当するものでございます。

このような横断的、一体的な推進体制のもとで、個別の行政分野における予算配分等の政策推進については、これは各省庁がしっかりと取り組むということになってございまして。

こういった形で、今後も、内閣府と関係省庁が緊密に連携いたしましたして、科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に取り組んでまいりたいと思つてございまして。

ありがとうございます。  
○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。  
それでは、最後の質問になりますが、最後、大臣にお伺いをしたいと思います。

本日の質疑の中でも、ロボットの活用ですとか、新しい民間の宇宙船の実験が成功した話ですとか、さまざまな変化が今まさに起こつております。ちよつと今から一年前のこの科学技術・イノベーション特別委員会では、私は、当時、四月十日でしたでしょうか、M78星雲の方角で初めてブラックホールの可視光観測に成功したというニュースを取り上げさせていただきました。これまでまさかできるはずがないと思つていたことが、どんどん可能になっていくような、今、時代に入つてきております。

そんな中で、やはり日本が進めていくソサエティイ・五・〇、これは日本にとつて非常に重要なテーマになると私は思つております。このソサイ

ティー五・〇というのは、サイバーとフィジカルという二つの要素を制御技術で融合させて実現していく、そんな概念だと思っておりますけれども、その中で、人工知能やビッグデータ、量子コンピュータという新たな技術を更に活用することによって、近未来を推定する技術ですとか、さまざまな商材のパラソナライゼーションというのが可能になりまして、自然災害ですとか病気でどうか、いろいろなリスクを回避しつつ、一人一人が安全で快適な生活を営める、そんな世の中になっていくのではないかと私は考えております。

ただ、まだまだ、国民の理解そして民間の協力、そういったところは大きな課題があります。そういった理解、協力を得ていくためには、ソサエティー五・〇が実現した際の社会像をより具体的に国民に示していく必要があると思うんですけれども、大臣として具体的な社会像をどう国民に示すのか、その点についてお考えを最後に伺いたいと思います。

○竹本国務大臣 ソサエティー五・〇の社会というのは必ず来るわけで、現実にもう来ております。ただ、企業によっては、これに熱心なところとそうでないところもありまして、まだまだ、それはどういふものかという十分な国民的認識ができていないのも事実だと思います。

ただ、更にその上の六・〇もあるわけですから、こういった速い変化にきっちり和我々もついていかなきゃいけないと思っております。

ソサエティー五・〇の実現について、各研究機関や企業等、ひいては国民一人一人の理解を得ていくことがそういう意味で極めて重要であります。内閣府では、ソサエティー五・〇を先行的に実現する施策の一つとして、スマートシティ事業を関係省庁と連携して進めております。この事業では、二〇一七年度から一九年度までの最近三年間で、全国で延べ百を超えるモデル事業を実施してまいりました。

私も、ことしの二月でしたか、和歌山の白浜町

を訪ね、顔認証技術を用いたホテルのチェックインやキャッシュレスでの買物などの実証実験を視察し、便利と実感した一方で、これを全国的なものに広めるためには、私たちが技術にもっとなれ親しむ必要があると本当に感じました。

実は、こういう実証実験を内閣府と企業との共同で、しかも地方と一緒にやっておる実験場に行ったわけでございますが、私の実感としては、相当なれなやいけないというふうに思いました。空港をおいてカードを登録すると、以後一切、一円のお金も要らない、全部カードで処理できる。それは非常に便利なんですけれども、そうでない人たちとの間で、何が起きているんだろうかとみんな黒山の人だかりになりまして、なかなか、なれることが非常に大事だということふうに思った次第であります。

しかし、いずれにしても、宇宙にアメリカが久しぶりに衛星を打ち上げ、そして、そういったアメリカの宇宙技術と日本がアルテミスで協力するという時代でございますから、こういうソサエティー五・〇という技術は早急に我々が身につけなやいけない世界であると思っております。

○浅野委員 時間が来たので終わりますが、ぜひ国には力強いリーダーシップの発揮をお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。

○津村委員長 次に、川内博史さん。

○川内委員 大臣、よろしくお願ひいたします。厚労省からは橋本副大臣にもお運びをいただきまして、本当にありがとうございます、お忙しい中に。

まず、科学技術基本法という法律の改正ということでございますけれども、私、実は、科学技術のこのイノベーション委員会の初代委員長でございまして……(発言する者あり)ありがとうございます。こうして質問させていただけるということで大変感慨深いものがございますけれども、今回の新型コロナウィルス感染症問題というのは、私たちにいろいろなことを考えさせてくれる、本当

に大事な、大変な、大きな問題なのではないかというふうに思うんです。

大臣、果たして日本は、科学技術創造立国を目指すんだ、大国になるんだという政府方針はあるわけですが、現段階において、例えばIT技術などについても、本当に、韓国や台湾など近隣の国々と比べて大変おくれになってしまっているのではないかと物すごく心配になるんですけれども、現在の日本の科学技術の水準を竹本大臣はどう捉えていらっしゃるのかということについて、まず教えてくださいたいと思います。

○竹本国務大臣 注目度の高い論文の数において日本の順位が非常に低下している、これは非常に危惧されているところではありますが、IT技術でおかれているか、進んでいるかということについてお答えするわけですが、博士課程への進学率が減少して、研究ポストの不安定な状況など、研究者の魅力が非常に低下しているのも事実であります。

我が国が今後もノーベル賞につながるような基礎研究力を確保していくためには、若手を中心とする研究者がじっくり腰を据えて研究に打ち込める環境をつくる必要があります。この辺、いろいろ我々も努力をしているんですが、それが十分でないところもありますので、おっしゃったような国との比較において、ある部分においてはもちろん日本が進んでいるけれども、ある部分においてはさうでもないという部分もあるんだろうと思っております。

このため、研究力の強化、若手研究者支援総合パッケージを策定しまして、若手研究者を中心に自由な発想による挑戦的研究を支援する仕組み、これを創発的研究支援と言っておりますが、一人当たり七百万円で、七百人ぐらい、十年間、研究費を出そうということでございます。また、優秀な研究者のポストも確保します。それから、博士後期課程学生の処遇の改善等の取組をまとめたところであります。

もに、今後の基本計画の検討に反映することによって、我が国の研究力のV字回復、したがって、結果としてITの分野においても日本がしっかりと上回っているという状態をぜひともつくりたいと思っております。

○川内委員 まだまだ不十分だから、その原因として、博士課程に進む若い人たちが減っているよ、論文もちょっと少なくなっているね、だから、研究者にお金を出して、頑張らましようねという御答弁だったわけですが。

今回の改正案で、科学技術・イノベーション基本計画の策定事項の中に、研究者等や新たな事業の創出を行う人材等の確保、養成等についての施策を追加するんだということなわけですが、日本の科学技術イノベーションを推進するためには、何か役に立つ人材には金を出すよという御趣旨だろというふうに思うんですけれども、私は、研究開発というか、もう勉強が好きで好きでしようがない、研究が好きで好きでしようがない、もう一日じゅうパソコンの前で何かいろいろなことをしていたんだというような、マニアをたくさん育成しないと、世の中がどんどんマニアックになっていくわけですから、分野ごとに、その分野のめっちゃめっちゃマニアを育てないと、本当の意味の科学技術の振興というものは図れないのではないかと。

その証拠として、日本は、毎年、IT投資を政府として一十億を超えてしているわけですよ。だけれども、マイナンバー、全く今回のコロナで役に立ちませんでしたという実態が明らかになっているわけですよ、めっちゃめっちゃ政府として力を入れたのに。文書申請に変えてください、郵送でしか受け付けられませんかというふうになっちゃったわけですよ。

そういうことを、本当の意味で便利な世の中に変えていくためには、私は、すごいマニアを育てていかなければならない。そのためには、大学の修士課程を出て、博士課程に入って、博士課程で一生懸命いろいろなことを勉強して、更に博士課



第203回国会  
委員会質疑

2020年10月～2020年12月



衆議院 議院 運 營 委 員 会 議 録 第 四 号

令和二年十一月六日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君 理事 丹羽 秀樹君

理事 盛山 正仁君 理事 大塚 高司君

理事 松本 洋平君 理事 福田 達夫君

理事 小川 淳也君 理事 青柳陽一郎君

理事 佐藤 英道君

木村 次郎君 高村 正大君

武部 新君 日吉 雄太君

塩川 鉄也君 遠藤 敬君

浅野 哲君

議長 大島 理森君

副議長 赤松 広隆君

事務総長 岡田 憲治君

参考人 岡村 肇君

(検査官候補者(検査官))

委員の異動

十一月四日

辞任

遠藤 敬君

同日

辞任

藤田 文武君

補欠選任

藤田 文武君

補欠選任

遠藤 敬君

本日

の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

検査官任命につき同意を求めめるの件

次回の本会議等に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

まず、検査官任命につき同意を求めめるの件につ

いてありますが、去る十月二十九日の理事会に

おいて、坂井内閣官房副長官から、内閣として、

検査官に岡村肇君を再任したい旨の内示があ

りました。

つきましては、理事会の申合せに基づき、検査

官の候補者から、所信を聴取することといたした

いと存じます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

本日、参考人として検査官候補者岡村肇君の出

席を求め、所信を聴取したいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

○高木委員長 まず、議事の順序について申し上

げます。

最初に、岡村参考人に所信をお述べいただき、

その後、参考人の所信に対する質疑を行いますの

で、委員の質疑に対してお答えいただきたいと存

じます。

それでは、岡村参考人、お願いいたします。

○岡村参考人 岡村肇でございます。

本日は、このような機会を与えていただき、厚

く御礼を申し上げます。

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人

口減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、潜

在成長力の伸び悩み、大規模自然災害の頻発等の

難しい課題に直面しております。そのような中に

あって、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大

は、我が国の社会経済に甚大な影響をもたらすと

ともに、行政のデジタル化のおくれ等の問題を顕

在化させており、これらへの対応が喫緊の課題と

なっております。

会計検査院は、このような社会経済の動向を踏

まえつつ、内閣から独立した憲法上の機関とし

て、国の会計検査を実施し、検査の結果に基づ

き、検査報告を作成して、内閣を通じて国会に御

報告するという重要な使命を課されております。

会計検査院の組織は、意思決定を行う検査官会

議と検査を実施する事務総局で構成されており、

三人の検査官から成る検査官会議は、合議によっ

て会計検査院としての意思決定を行うほか、事務

総局を指揮監督しております。

私は、昭和五十八年に会計検査院に採用されて

以来、会計検査業務にかかわり、事務総局の業務

全般を統理する事務総長を務めた後、両院の御同

意をいただいて平成三十年十二月に検査官に就任

し、以降、会計検査院の意思決定に携わり、現在

まで一年十一月にわたって会計検査院に課され

た使命を果たすよう職責を担ってまいりました

が、その職責は極めて重いものと感じておりま

す。

私は、検査官として、前回の所信で申し上げま

したように、正確性、合規性の観点から厳正な検

査を行うこと、厳しい国の財政状況にも鑑みて、

事務事業や予算執行の効果等についても積極的に

取り上げるなど、経済性、効率性及び有効性の観

点からの検査を重視すること、行財政の透明性と

説明責任の向上に資するために、国の決算等の分

析や評価を行っていくこと、これらを常に意識し

ながら、現在の社会経済の動向、また、国民の関

心や国会での御審議の状況などにも注意を払っ

て、検査官の職務に専念してまいりました。

この間、平成三十年年度決算検査報告や国会から

の検査要請に係る検査結果の報告四件などについ

て、検査官として会計検査院の意思決定に関与し

てまいりました。そして、現在は令和元年度決算

検査報告の最終的な取りまとめにほかの検査官や

事務総局とともに精力を傾けているところであり

ます。

また、去る九月に、令和三年次会計検査の基本

方針を取りまとめ、国会における審議の状況に常

に留意するなど、引き続き国会との連携に努める

こととしております。

仮に検査官に再び任せられるとするならば、事

務総局を指揮監督する検査官会議の構成員として

の自覚と責任感を持ち、これまで会計検査に関す

る実務で培った知識経験を生かすとともに、国民

の皆様の関心の所在や、国会における御審議の状

況に常に注意を払うなど、いろいろな御意見に耳

を傾けながら、検査官会議における公平かつ均衡

のとれた意思決定に貢献することによって、全力

を尽くして検査官としての職責を担ってまいりた

いと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の所信を述べ

させていただきます。

本日は、このような機会を与えていただき、改

めて厚く御礼申し上げます。

○高木委員長 ありがとうございます。

これにて参考人からの所信の聴取は終了いたし

ました。

議長、副議長は御退席いただいて結構でござい

ます。

○高木委員長 これより岡村参考人の所信に対す

る質疑を行います。

質疑は、まず、各会派を代表する委員が順次三

分以内で質疑を行い、その後、各委員が自由に質

疑を行うことといたします。

丹羽秀樹君。

第一類第十六号 議院運営委員会議録第四号

令和二年十一月六日

一

立つた検査を行っていく必要がございます。そのためは、国民の皆様の御関心、国会でのさまざまな御議論に日ごろから留意して、重要な問題、検査対象といったものを取り上げて、これらについて最大限の成果が見込まれる方法で検査を行っていくということが必要不可欠であると考えております。

会計検査においては、実地検査により事務事業の実施現場を見られるということが強みでございますので、検査の現場の第一線で検査に携わる職員専門的な知識の向上、それから、それを支えるITの一層の活用とが重要な課題であるというふうに考えております。

検査能力の向上に関しましては、内部で研修やセミナーを行っておりますし、大学に留学させるなどの外部機関による研修も行ってきたところでございます。また、研修等によるプロパー職員育成だけでなく、さまざまな専門知識や実務経験を持った民間人を採用したり、官民交流を行ったりしているところですが、引き続き多様な人材の確保に努めていく必要があると考えております。

また、ITの活用は検査にとって大きな武器でありますので、全職員にモバイル利用可能な端末を配備したシステムをつくって業務処理の迅速化と効率化に努めてきた、先ほど申し上げたようなこととしていくところでございます。

今後とも、専門的な検査に対応できる人材の育成や外部の専門家の活用を努めるとともに、検査業務におけるITの一層の活用を進めることで検査能力の向上と検査業務の効率化を図り、検査を充実させていくよう、引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

最後に、検査院による指摘によって無駄遣いの削減、先ほどございましたが、削減を進めることは重要であります。一方で、指摘の対応の結果、補助金等の交付に当たって手続や要件が厳格

となる受給者側にとって、逆に使い勝手が悪いのではないかと指摘もございます。政策効果が発揮されづらくなるという指摘がありますが、最後にお答えをいただきたいと思っております。

岡村参考人 税金等を財源として行われる事務事業につきましては、基本的な会計経理の適正性が確保されていなければ国民の信頼を損なうことにもつながりかねないということで、会計検査院は、事業が適正に実施される、本来の効果が達成されるようにという観点から検査を行っているところでございます。

他方、御指摘のように、検査院の指摘の結果を踏まえて補助金等の交付手続や要件が厳格となり、受給者側にとっては使い勝手が悪くなるなどのおそれがあるということもお聞きするところでございます。

会計検査院としても、いたずらに緻密な手続を求めるのではなく、事業の緊急性や事務コスト、利用者の負担なども勘案し、事業を実施する側の御意見にも十分耳を傾けながら、当該事務事業の本来の目的を達成するためにどのようなあり方が望ましいのかを追求し、また、改善状況について継続的にフォローアップするなどしていくことが重要であると考えているところでございます。

遠藤(敏)委員 終わります。ありがとうございます。

高木委員長 次に、浅野哲君。

浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、会計報告取りまとめに大変御多忙な中、お越しいただきありがとうございます。

私からも二、三質問させていただきます。まず、これは新型コロナウイルス感染症の影響で、日本全国に対して現在政府もさまざまな支援策を打っております。やはり、突発的かつ予備的な支出が多くなる中で、非常に有効性といった視点において判断の難しい事案がふえていっているのではないかと思っております。そういった中、会計検査院として今後の会計検査に対して留意されている点等ありましたらお答

えいただきたいと思っております。

岡村参考人 御質問ありがとうございます。御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策や災害対策などとして予備費が活用されたり補正予算が編成されたりしております。その規模が大きなものとなっております。これらにより実施される事業の検査に当たりましては、各事業等の実施が緊急性を求められているということに留意いたします。政府の取組方針や動向等も注視しつつ、状況に応じて機動的、弾力的に検査を行っていくことが必要であるというふうに考えております。

また、これらの予算の執行により国の財政状況にどのような影響が生じているかについてもフォローしていく必要があると考えているところでございます。

仮に、今回御同意いただき検査官に再任された場合には、御指摘のような支出に関する検査が適切に行われるよう留意してまいりたいと考えているところでございます。

浅野委員 ありがとうございます。今、緊急性も鑑みというお言葉がありましたけれども、その一方で、やはり、緊急性を理由に無駄な支出というのが重ねられては、それはよろしくないことだというふうに認識をしております。その際、大事なのは、予算の策定や査定におけるプロセス、その妥当性の検証だというふうに思っておりますし、その部分については是正を図ることも会計検査院の一つの役割だと思っておりますけれども、この査定、策定のプロセスに対してどのように当たっていくのかについてもお答えをいただければと思います。

岡村参考人 会計検査院は、国の収入支出の決算等を検査するということを職責としておりますので、予算の査定と策定のプロセスそのものを検査するものではないですが、予算執行について検査を行ったその検査結果というものは、PDCAサイクルの中で早期に予算編成やあるいは国会における御審議に活用されることが望ましいと

考えておりました。予算執行のあり方あるいは制度の改善につながるような適切な検査に努めていく必要があると考えているところでございます。

浅野委員 適切な検査なんですけれども、先ほど冒頭の質疑でもありましたが、これはコロナの影響で、実地検査が一部中断あるいは部分的な実施ということで制約を受けている状況だと思っておりますが、ポストコロナ時代を見据えたときに、この実地検査が今後どうあるべきなのか、この点についてもお考えをお聞かせください。

岡村参考人 会計検査院は、先ほど申し上げましたが、新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、本年四月と五月は全ての実地検査を中止し、六月以降についても、同感染症による検査対象機関への影響に配慮しつつ、検査対象機関等を一部に限定するといった対応をとってきたところでございます。

その間におきましても、在庁での検査を効率的、効果的に行うように努めてきたところではございます。検査の方法で最も重要だと考えております実地検査、これは、検査結果として検査報告に掲記される事項のほとんどは実地検査によって生まれたものでございます。そうした実地検査の実績というものがかなり大幅に減少したということで、今年次の会計検査は大きな影響を受けたところでございます。

今後、ポストコロナ時代、なかなか見通せないところがございますけれども、この会計実地検査の実施というものは、やはり何とか回復をさせていくようにということを考えたいと思っております。一方で、リモートでできる部分はないかと、あるいは検査手法を何か改善すべき点はないかといったことも考えながら、両面から何とかポストコロナ時代の会計検査の業務について考えてまいりたいというところでございます。

浅野委員 これ最後にしたいと思います。先ほど来、ITの活用ということが何度か出てまいりました。現在の会計検査院の取組を見ておると、会

計情報システムの導入が進んでおりまして、情報の蓄積、保管というところでは一定程度進捗が見受けられるんですけども、業務そのものに対して、情報処理技術を使って、人の手でやるよりもより迅速な業務遂行ができるような、そういった取組も民間や一部行政機関では始まっておりま

会計検査院として、この点に対してお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○岡村参考人 I-Tの活用は大変重要でございまして、先ほどもございましたが、会計検査院では、会計検査情報システムと申しておりますけれども、各種の業務を支援するシステムを構築して、それで、基幹LANを通して各職員が実地検査先からもアクセスできるという体制をとって、効果を上げてきたというふうに考えております。

ただ、こういったI-Tの世界は非常に進歩が速いというものでございますので、我々、官におります人間だけではということもございまして。そこで、先ほどもございましたが、民間の知見を十分活用したいということで、幹部職員についても民間から採用するというようなこともいたしました。I-Tの活用を更に進めていきたいというふうな現在取り組んでいるということでございます。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 これにて各会派を代表する委員の質疑は終了いたしました。

これより自由質疑を行います。

質疑される方は、挙手の上、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、発言の際は、所属会派及び氏名をお述べいただき、一人一問一分以内としていただきますようお願いいたします。

○小川委員 立憲民主党の小川淳也と申します。きょうは、御出席ありがとうございます。ま

た、生涯をかけて会計処理並びに予算執行の適正化に取り組んでこられたことに、敬意を表したいと思います。

ただいま、国有地の処分については同僚議員から御質問させていただきました。残念ながら、私どもの立場として、十分納得し得る回答とはお見受けできませんでした。

一方、在任中、学校法人の認可、これも多額の補助金や交付金の支出根拠になっております。それから、春には公的行事の恣意的な運用に関しても相当社会問題になりました。

この二点について、国民の信任、信用失墜がかかっております。在任中、どのような取組をされたか、あるいは十分だとお考えか。そして、新たに任期が加わったならば、結果としてこの公的行事は中止になっているんですね、明治以来の伝統があります。この点について会計検査院としての責任も一定お感じいただく必要があると思いが、この点についてだけ御答弁いただきたいと思

います。

○岡村参考人 御質問ありがとうございます。おっしゃられましたような点について、国会でさまざまな御議論がなされているということは常に留意しているところでございます。私どもの検査の対象となる予算執行、会計経理、そういったものにかかわる御議論については、本日に、逐一留意させていただいているということでございます。

そうした御議論が、私どもの職責であります会計経理の検査ということ、会計経理にどういう影響があるだろうかということ等を常に考えまして、その上で検査に当たっているところでございます。これはもう常に留意して取り組ませていただいているというふうに申し上げたいと思

います。

○小川委員 ありがとうございます。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。会計検査院の天下り問題についてお尋ねしま

二〇一六年十一月の質問主意書に対する政府答弁書では、会計検査院からの検査対象法人への再就職について、二〇〇五年八月から二〇一六年六月までの十二年間に三十九人としております。

また、衆議院調査局が二〇一九年十月にまとめた国家公務員の再就職状況に関する予備的調査では、会計検査院と密接な関係にある営利企業への天下りについて、二〇一〇年から二〇一八年の九

年間に二十二人としております。

会計検査院が検査対象にしている法人への再就職、天下りは、会計検査院が当該法人に対する検査に手心を加えるのではないのか、このような国民の疑念を招くのではないか。このことを懸念しますが、お答えいただきたいと思

います。

○岡村参考人 会計検査院の職員は、一般職の国家公務員として、国家公務員法の適用を受けております。

会計検査院としては、当然のことではありますが、職員の再就職について、この国家公務員法の退職管理の諸規定を遵守し、職員の営利企業等への再就職のあっせんは一切行っていないところであります。

元職員による再就職は、いずれも元職員本人と再就職先との合意により再就職したものと承知をしております。

会計検査院としては、元職員が在籍する検査対象の団体等であっても、厳正な検査を実施して、指摘をして、検査報告に掲記しているところでござ

います。

会計検査院としては、今後とも、厳正な検査を実施していくことが極めて重要と考えておりまして、国家公務員法を遵守するのはもちろんのこと、検査に影響を及ぼすようなことや国民の信頼を損なうことがないように、引き続き努力してまいります。

○高木委員長 ほかに。

それでは、これにて岡村参考人の所信に対する質疑は終了いたしました。

以上をもちまして検査官の候補者からの所信聴取及び所信に対する質疑は終了いたしました。

○高木委員長 次に、今回の本会議の件についてありますが、今回の本会議は、来る十日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二分散会



## 国の非常勤職員の方々の処遇改善に向けて

2020.11.18 (wed) 内閣委員会 (法案質疑)

### 現状・課題意識

- 国の非常勤職員は全体で約15万6千人が在籍。
- 非常勤職員における期末・勤勉手当の支給率は9割だが、支給水準については調査されていない。
- 働き方改革、そしてモチベーション維持の観点からも、正規非正規を含め、公務員全体が率先して働き方を改革し、民間に広めていくことが求められる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「支給するというのは当たり前であり、支給水準の議論が同一労働同一賃金の肝。  
非常勤職員に対する適切な処遇実現に向けて、しかるべき予算を確保すべきだ。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「予算の確保は大変重要だ。  
ご指摘を踏まえ、人事院と連携しながら、各府省に適切な予算要求をするように求めている。」



河野国務大臣

(第一類 第一号)

衆議院 内閣委員会 議 録 第 四 号

令和二年十一月十八日(水曜日)  
午前九時三十五分開議

出席委員

- 委員長 木原 誠二君
- 理事 平 将明君
- 理事 中山 展宏君
- 理事 松本 剛明君
- 理事 後藤 祐一君
- 理事 安藤 裕君
- 理事 岡下 昌平君
- 理事 神田 憲次君
- 理事 木村 哲也君
- 理事 杉田 水脈君
- 理事 出畑 実君
- 理事 長尾 敬君
- 理事 深澤 陽一君
- 理事 松本 洋平君
- 理事 築 和生君
- 理事 和田 義明君
- 理事 大西 健介君
- 理事 森田 俊和君
- 理事 柚木 道義君
- 理事 早稲田夕季君
- 理事 古屋 範子君
- 理事 足立 康史君

- 理事 富岡 勉君
- 理事 藤原 崇君
- 理事 今井 雅人君
- 理事 濱村 進君
- 理事 井上 貴博君
- 理事 金子 俊平君
- 理事 菅家 一郎君
- 理事 小寺 裕雄君
- 理事 高木 啓君
- 理事 永岡 桂子君
- 理事 西田 昭二君
- 理事 牧原 秀樹君
- 理事 宮崎 政久君
- 理事 吉川 赳君
- 理事 大河原雅子君
- 理事 玄葉光一郎君
- 理事 森山 浩行君
- 理事 吉田 統彦君
- 理事 江田 康幸君
- 理事 塩川 鉄也君
- 理事 浅野 哲君

- 國務大臣 河野 太郎君
- (国家公務員制度担当) 熊田 裕通君
- 総務副大臣 大西 英男君
- 国土交通副大臣 岡下 昌平君
- 内閣府大臣政務官 和田 義明君
- 内閣府大臣政務官 吉川 赳君
- 内閣府大臣政務官 小野田紀美君
- 法務大臣政務官

第一類第一号 内閣委員会議録第四号 令和二年十一月十八日

政府特別補佐人 一宮なほみ君  
(人事院総裁)  
政府参考人 江口 純一君  
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人 山下 哲夫君  
(内閣官房内閣人事局人事政策統括官)  
政府参考人 堀江 宏之君  
(内閣官房内閣人事局人事政策統括官)  
政府参考人 松尾恵美子君  
(人事院事務局給与局長)  
政府参考人 茨木 秀行君  
(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 阿部 知明君  
(総務省大臣官房審議官)  
政府参考人 馬場竹次郎君  
(総務省大臣官房審議官)  
政府参考人 志村 幸久君  
(厚生労働省大臣官房審議官)  
政府参考人 長橋 和久君  
(国土交通省大臣官房総括審議官)

政府参考人 塩見 英之君  
(国土交通省水管理・国土保全局長)  
政府参考人 宮澤 康一君  
(海上保安庁総務部長)  
政府参考人 岩元 達弘君  
(防衛省大臣官房審議官)

委員の異動  
十一月十八日  
岸本 周平君 補欠選任 浅野 哲君  
池田 佳隆君 菅家 一郎君  
本田 太郎君 木村 哲也君  
牧島かれん君 井上 貴博君  
松本 洋平君 出畑 実君

同日 補欠選任 牧島かれん君  
井上 貴博君 築 和生君  
菅家 一郎君 深澤 陽一君  
木村 哲也君 松本 洋平君  
出畑 実君 岸本 周平君  
浅野 哲君

同日 補欠選任 本田 太郎君  
深澤 陽一君 池田 佳隆君  
和生君

同日  
十一月十八日  
日本学術会議会員候補者の任命拒否等に関する陳情書外七件(宮崎市旭一の八の四五 成見曉子外七名)(第一〇八号)  
靖国神社秋季例大祭での首相・閣僚・衆議院議長長の本榎奉納に抗議することに関する陳情書(東京都西東京市柳沢二の一一の一三 星出卓也)(第一〇九号)

同日  
「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書(北海道議会)(第二二五三号)  
ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正を求める意見書(埼玉県北本市議会)(第二二五四号)

同日  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)  
正する法律案(内閣提出第五号)  
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○木原委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。  
両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官江口純一君、内閣官房内閣人事局人事政策統括官山下哲夫君、内閣官房内閣人事局人事政策統括官堀江宏之君、人事院事務局給与局長松尾恵美子君、内閣府大臣官房審議官茨木秀行君、総務省大臣官房審議官阿部知明君、総務省大臣官房審議官馬場竹次郎君、厚生労働省大臣官房審議官志村幸久君、国土交通省大臣官房総括審議官長橋和久君、国土交通省水管理・国土保全局長塩見英之君、海上保安庁総務部長宮澤康一君及び防衛省大臣官房審議官岩元達弘君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○木原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木原委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申出がありますので、順次これを許します。安藤裕君。

○安藤(裕)委員 おはようございます。自民党の安藤裕でございます。  
本日は、質疑の機会をいただきまして、ありがとうございます。  
時間がありませんので、早速質問に入らせていただきます。

まず、確認ですけれども、人事院勧告、毎年行われておりますが、この人事院勧告が行われる趣旨について御説明をお願いいたします。

○岡下大臣政務官 今、行政改革のお話をされましたけれども、公平公正に、誠実に対応してまいりる所存でございます。

○足立委員 だから、岡下さんというのは二重人格で、政府に入るとさそはつかないけれども、地元では……(発言する者あり)

○木原委員長 足立君に申し上げます。適切な言葉をお使いいただくようにお願いいたします。

○足立委員 うそをついたんですよ。だって、大阪ではうそをついたんですよ。だから、一議員としてはうそをついているんです。筆頭が何か怒っているらしやるんですけれども、だって、うそだということはいきよう証明されたじゃない。

○木原委員長 質問を続けてください。

○足立委員 また理事会で議論をさせていただいたらいと思っけれども、岡下政務官は、一議員としては何でもやるんですよ。でも、政府に入ったら、やらない、やらないとって答弁しない。

○木原委員長 質問を続けてください。

○足立委員 また理事会で議論をさせていただいたらいと思っけれども、岡下政務官は、一議員としては何でもやるんですよ。でも、政府に入ったら、やらない、やらないとって答弁しない。

○木原委員長 質問を続けてください。

○足立委員 また理事会で議論をさせていただいたらいと思っけれども、岡下政務官は、一議員としては何でもやるんですよ。でも、政府に入ったら、やらない、やらないとって答弁しない。

○木原委員長 質問を続けてください。

○足立委員 また理事会で議論をさせていただいたらいと思っけれども、岡下政務官は、一議員としては何でもやるんですよ。でも、政府に入ったら、やらない、やらないとって答弁しない。

○木原委員長 質問を続けてください。

それとも、そこで大阪で岡下さんたちがやったことは、共産党と立憲民主党がやっていることと全く一緒ですから。

○木原委員長 御静粛にお願いいたします。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案、また特別職の給与に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

○河野国務大臣 働き方改革というのは、官民ともに大事なことでおっしゃいます。プライベートライフ、あるいは家庭と仕事で両立できる、あるいはどの職場であつてもやりがいを持って仕事に取り組むことができる、これは非常に重要なことだと思っております。

○浅野委員 公務員においても、民間と同様に重要であるということだと認識をいたしました。

人事管理運営方針という資料の中には、やはり「至るの非常勤職員に対する特別給の支給及び遅くとも改正給与法施行の翌月からの基本給の改定がなされることを目標に取り組む」というような記載もございませう。

○浅野委員 ありがとうございます。

見ますと、今の答弁の内容のように、九割以上の方に支給がされているという実態を確認することができるとは、事処遇というものの対しては、九割だから大丈夫とか、二割三割から九割に改善しているから順調だなどという評価ではだめだと思ふんですね。やはり一〇〇%完全なる目標達成というところに強くこだわっていたか、職員の方々のモチベーションはもとより、やはりそういったモチベーションの低下は組織的なリスクの要因にも、民間でもなり得るといふうに言われておりますから、ぜひさらなる確認と、ことしの、今度の確認においてはしっかりと徹底をいただきたいというふうに思います。

この調査なんですが、追加でちょっと質問をさせていただきたいんですが、本来、これは毎年行うべきものというふうに感じるんですけども、この平成三十年以降、直近の調査というのは行われているんでしょうか。

堀江政府参考人 この調査につきましては、先ほど申し上げました二十九年の申合せを踏まえまして、その申合せにおきましては、三十年度から段階的に処遇改善に取り組むことを決めております。その実施状況を把握したいということで、三十年度分について確認したものであります。

その後、状況に応じた確認等は、調査という名前は使っておりませんが、してありますし、それから、先ほど御答弁させていただきましたけれども、今年度の状況についても改めて確認をしたいというふうに考えております。

浅野委員 今、調査という形では行っていないけれども、確認はしているというふうな趣旨の答弁がございましたが、その確認内容というのは御提出はいただけますでしょうか。また、今度の、行われる予定の確認内容についても同様に、できましたら、調査結果という形でしっかりとまとめていただきたいと思ふんですけども、いかがでしょうか。

堀江政府参考人 先ほど私が申し上げました、

一度調査したのについて確認をしたということにつきましては、先生お持ちの数字と同じだと思ふべきけれども、期末手当の支給が行われている者が九六・八%、勤勉手当の支給が行われているという者が九五・一%。これは、当初調査の予定で出た数字を改めて実績として調査し直し、それを確認をしたという数字でございますので、今申し上げた数字が確認後の数字でございます。それから、今年度の状況につきましては、支給もこれからでございますので、今後、確認をして、また改めて整理したいと思っております。

浅野委員 ぜひよろしくお願いいたします。やはり支給されているかどうかの調査も大事ですし、あとはそこに対して公平公正さというのをしっかりと確認もするの必要な措置だと思っております。

やはり、今、同一労働同一賃金というのが始まりまして、これからそういった処遇面での公平さ、公正さ、しっかりと客観的に、立ち上げ期だからこそ定期的な確認が必要だと思っております。これが、これまでの調査内容や確認した内容の範囲内で結構なんですが、国の非常勤職員の期末・勤勉手当の実態について、どの省庁がどの程度対応しているのか、その水準についてどのような把握をされているのかについて、御答弁できましたら、お願いいたします。

堀江政府参考人 国の非常勤職員につきましては、全体で約十五万六千人ほどいらっしゃると思います。その中で、いわゆる常勤職員と同様の、類似した職務を行っている方、例えば、事務補助職員の方ですとか、あるいは勤務時間が同等程度である、あるいは勤務日数が週三日あるとか、そういったところに絞って調査をしております。

その結果といたしまして、平成三十年の十月に一旦調査をしたものにつきまして、昨年の十月時点でもう一回確認をして、その数字をリバイスしております。その結果が、先ほど申し上げました平成三十年度の期末・勤勉手当、常勤職員に類似している業務を行っている非常勤職員の期末・勤

勉手当については、期末手当九六・八%、勤勉手当九五・一%が支給されているということでございます。

浅野委員 済みません、それは支給された割合ですよね。九十%という数字、今おっしゃっていただきましたけれども、それは、支給された割合なのか、水準についてなのか、ちょっともう一度確認をさせていただきます。

堀江政府参考人 これは、支給水準といえます。よりは、支給があったかどうかということ、支給の有無の率でございます。

浅野委員 であれば、支給があったかどうか大事なんですが、やはり処遇の内容が同一労働同一賃金の理念に見合う、公務員といっても幅広いと思うんですけども、各省庁、そして、その職種によってしっかりとその理念が達成されているかどうかというのを確認するためにも、その水準部分の確認も必要だということに思っております。

ちよっともう一度だけ確認するんですが、水準については、今そういった情報をお持ちでしょうか。もしお持ちなら、お答えいただきたいと思っております。

堀江政府参考人 現時点においては把握しておりません。

浅野委員 ありがとうございます。やはり非常勤職員の方とそれ以外の方の水準の差、また民間との差、あるいは省庁間の差、いろいろな差があると思うんですけども、支給するというのは我々からしてみたら至極当たり前の話で、じゃ、具体的な中身としてどのくらいの水準なのかというところが同一労働同一賃金の肝になるところだと思っております。ぜひ、今後そういった調査も含めて取組を行っていただきたいということをお願いいたします。

次の質問ですけれども、残り時間が少なくなってきましたので、河野大臣にお伺いをしたいと思います。

こういった処遇にも予算が必要になりますけれども、今、人事局の方とのやりとりの中では、処遇の水準については十分な情報がないというような内容でありました。

ただ、今後、この非常勤職員に対する適切な処遇あるいは同一労働同一賃金の理念にかなった処遇の実現のためには、それに対してしかるべき予算の確保というのも重要になってくると思ふます。

予算というのは政策に基づき措置されるもので、政策が既に存在しますから、しっかりとそのあたりの対応をしていただきたいんですけども、このあたりに対して、大臣の御見解がありましたら、お願いしたいと思います。

河野国務大臣 例えば、非常勤職員の中には、労働時間が短い人もいらっしゃるわけですが、そうすると、そういう人に対する期末手当、勤勉手当をどのように支払ったらいいかというの、これは人事院の方で何らかの考え方を示していただいで、それに基いて支払うということになるかと思ふますので、この非常勤職員の期末手当、勤勉手当につきましては、人事院が何らかの形で明確な考え方を示していただいて、各府省がそれに基いて予算を要求する、そういうことになろうかと思ふます。

おっしゃるように、予算の確保というのは、これは大事なことでございますから、人事院の考え方を踏まえた上で、内閣人事局としても、人事院と連携しながら、各府省に適切な予算要求をするように求めてまいりたいと思ふます。

浅野委員 ありがとうございます。続いて、人事院の総裁にお伺いしたいと思ふますけれども、今大臣もありましたように、基本的には、人事院の方で基本的な方針というのを決めていただくということがその前段のものとして必要なんだと思ふんですけども、やはり、きょう、この間質疑させていただいたように、非常勤職員と、それでない方々の処遇の差であったり、あるいは民間との差であったり、あるいは、短時

間勤務や週に数日しか出ない方々の処遇の内容について、民間企業では、例えば職能定義書ですとか、いろいろ、それぞれの働き方に応じて、それを評価する価値基準というようなものが既に整備されている場合が多いんですけども、やはり、今後、こういった判断基準、価値基準のさらなる深掘りも含めて、人事院が果たすべき役割は非常に大きいものがあると思います。

ましてや、テレワークですとか、公務員の方も一部既に取り組まれていると思いますけれども、働く場所の変化、働く時間帯の変化、いろいろな変化が今起きていますし、人事院としてこのあたりにもどのように対応していくのか、そして、今、河野大臣がおっしゃったような人事院の責任を果たすために、こういった今基本的なお考えを持っているのかというのを確認させていただきたいと思えます。

○一宮政府特別補佐人 人事院といたしましては、国の非常勤職員の処遇について、非常に重要な課題であると認識しております、これまでも取組をさまざま進めてきております。

具体的に、給与に関して言いますと、平成二十一年に、非常勤職員の給与に関する指針を发出し、この指針に基づいて、各府省において適正な給与の支払い、支給が行われるように必要な指導を行ってきております。

また、平成二十九年七月には、勤勉手当に相当する給与の支給に努めるということを追加するなどの指針の改正を行い、現在、これに基づく各府省の取組が進んでいるところでございます。

人事院としても、引き続き、今御指摘のあったような事項も含め、常勤職員の給与との権衡をより確保し得るように取り組んでまいる所存でございます。

○浅野委員 時間が参りました。これで質問を終わらせていただきますが、ぜひ、人事院総裁、今、コロナもありまして、大変公務員の皆さんも苦勞を重ねています。河野大臣もそうなんですけれども、職場で頑張られている皆様に継続的な激

励のメッセージ、励ましの発信をいただきますように最後お願い申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○木原委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○木原委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、国家公務員一般職給与法案に対し、反対の討論を行います。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況が悪化するもと、政府が行った自粛要請と不十分な補償によつて引き下げられた民間労働者の賃金に合わせる、国家公務員の期末手当を引き下げるものです。

この引下げは、厳しい人員体制のもとで、新型コロナウイルスや頻発する自然災害への対応など、市民の生命、暮らしを守るために奮闘する職員に冷や水を浴びせるものです。

人事院は、政府の責任やコロナの影響を一切考慮せず、民間準拠だけを理由に期末手当を引き下げる勧告を行いました。これは、国家公務員の労働基本権制約に対する代償措置としての役割を無視したもので許せません。本案は、国家公務員の生活給を保障せず、一方的に年収減を押しつけるものであり、反対です。

また、国家公務員の給与引下げにより、地方公務員、独立行政法人、国立大学法人、学校、病院等、約七十七万人の労働者に大きな影響を与えます。さらには民間事業者にも波及して、コロナによつて冷え込んでいる経済に対し、国民の消費を一層冷え込ませ、負のスパイラルを生み出すものです。

内需拡大には全労働者の賃上げこそ必要であり、消費冷え込みに更に追い打ちをかける給与引

下げには反対です。

なお、特別職給与法案については、公務員の給与体系が内閣総理大臣、国務大臣、副大臣、政務官といった幹部職に厚いことから、今回の特別職の給与引下げは当然であり、賛成とします。

最後に、政府が推し進める定員合理化計画の破綻は明らかです。今すぐ撤回し、定員管理の柔軟な運用で、国民の生命、暮らしを守るために必要な要員を確保する仕組みに改めることを求め、討論を終わります。

○木原委員長 これにて討論は終局いたしました。

○木原委員長 これより採決に入ります。

まず、内閣提出、一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木原委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○木原委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木原委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会



2020年11月20日  
経済産業委員会  
(質疑要旨)

新型コロナ拡大を受けた中小企業支援について

2020.11.20 (Fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

現状・課題意識

- 中小企業は、国内421万企業のうち99.7%を占め、国内の経済を支える重要な存在。
- 新型コロナの影響も加わり、中小企業を取り巻く経営環境はさらに厳しく、事業継続の見通しが立たない未曾有の危機に直面している。
- 11月26日の財政制度等審議会では持続化給付金や家賃支援給付金を来年1月の申請期限をもって終了すると提言があった。

委員会での  
浅野の発言要約

「収束の見通しが立たない中では柔軟に対応できる政策的、財政的余地を残すべきであり、スムーズな給付や金融支援が受けられる体制や仕組みの整備が重要だ。第三次補正予算案において、どのような対策を検討しているのか。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「年度末の資金繰りに万全を期すための支援、ポストコロナに向けて事業再構築や生産性向上に挑戦する企業に対する支援、事業承継や事業再生の円滑化のための支援を行い、必要な額を確保できるように財政当局とも議論していく。」



梶山国務大臣

2050年カーボンニュートラルに向けて

2020.11.20 (Fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

現状・課題意識

- 10月26日、菅総理大臣は所信表明で2050年カーボンニュートラル(CN)を宣言。
- 電力自由化の流れの中で、容量市場の創設やエネルギー供給強靱化法改正などを実施。
- 例として、火力発電に対しては低炭素化が重要だが、アンモニア混焼あるいは燃料電池との組合せ等、革新的な技術開発も以前から進められている。

委員会での  
浅野の発言要約

「CN2050の実現には既存電源を最大限活用する必要があるが、事業予見性、収益性の確保、継続的な設備投資の実現に向けた整備環境は十分とは言えない。今後の対応について政府の認識を伺う。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後、長期的な予見可能性を確保しないと電源投資が進まない可能性があることは認識しているため、さらに検討を深めていきたい。」



松山政府参考人

2020年11月20日  
経済産業委員会  
(質疑要旨)

2050年カーボンニュートラルに向けて

2020.11.20 (Fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

現状・課題意識

- 2019年以降、FIT制度期間満了を迎える大量の太陽光発電設備が発生している。
- 卒FIT電源は、電気自動車(EV)や蓄電池と組み合わせて自家消費を推進する方針が示されている。
- EVや蓄電池はまだ高価。

委員会での  
浅野の発言要約

「再エネの普及を促進するためにEV購入補助や自家消費型の設備普及に向けた実証導入支援を大幅に拡充すべきだ。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「経済産業省では、EVの購入支援や蓄電池の導入補助金、自家消費型の導入支援を実施しているが、拡充も含めて財政当局と調整を進めていく。」



梶山国務大臣

日英EPAについて

2020.11.20 (Fri) 経済産業委員会 (大臣所信に対する質疑)

現状・課題意識

- 日英のEPAにより、EU産の材料を用いた英国の製品を輸入した際にEPA税率が適用される。
- 日EUのEPAでは、現在規定がないため、英国産の材料を用いたEUの製品を輸入する際にEPA税率が適用されない。
- 英国とEU間のFTA交渉は年末を目途に集中的な協議が行われている。

委員会での  
浅野の発言要約

「日EUのEPAにおいてもEPA税率の適用が認められるように働きかけすべきだ。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「英国・EU間のFTA交渉を踏まえて、産業界の意見も聞きながら日EUでEPA税率適用の必要性について検討していきたい。」



広瀬政府参考人



延の影響というのが及び始めておるんですが、このコロナ禍の最後の望みの綱だった、希望の光だった教賀一金沢間の開業延期、おくれたことに對して、北陸経済へ、ぜひ、経産大臣、中小企業への応援として、影響を最小限に抑えるという意気込みを語っていただきたいんですが、いかがですか。

○梶山国務大臣 金沢一敦賀間の開業というのは、大きな期待を持って皆さん臨まれていたと思っております。そういった中で延期になったということでありまして、地域経済への影響というものを注意深く見守ってまいりたいと思っております。

○齊木委員 本日に、国としての矜持を持った、鉄道局には、しっかりと政治との距離感も考えて、できる約束をしてください。これ以上地元を振り回さないこと。

そして、政務官には、ぜひこれは、財務省からしっかりと予算をとってくる。おくれたのは国の責任なんですから国の責任で何とかしますということとを求めて、質問を終わりたいと思っております。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、梶山大臣の所信に対する質疑を行わせていただきましたと思います。

本日は、大きく三つのテーマ、一つは、新型コロナナ拡大を受けた中小企業支援、そして二点目は、C/N二〇五〇、そして三点目は、RCEP、日英EPAを予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

まず、中小企業支援について大臣にお伺いしたいと思っております。

中小・小規模事業者は、これまでの厳しい経営環境に加えて、新型コロナによる影響も加わり、事業継続の見通しが立たない未曾有の危機に直面しているというふうな認識をしております。

そんな中で、先日、財政制度等審議会は、十月二十六日の会合の中で、持続化給付金や家賃支援給付金を当初の計画どおり来年一月の申請期限を

もって終了するという提言をされました。先日の山岡委員の質疑の中でも取り上げられておりましたけれども、ただ、感染が再拡大するなどの収束の見通しが立たない中では、今後の状況に応じて柔軟に対応できる政策的、財政的余地を残すべきだと考えております。

現在編成中の第三次補正予算案において、このような中小企業を支援するためにどのような視点で対策を検討しているのか、また、どの程度の予算規模が必要だと考えているのか、施策についてはできるだけ具体的に御答弁をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○梶山国務大臣 新型コロナウイルス感染症の影響により急激に悪化した中小企業の経営環境は、足元で一部持ち直しの動きが見られるものの、依然として全体的には厳しいものと認識をしております。

こうした状況の中、十一月十日に総理から、感染拡大防止と社会経済活動の両立という基本的考え方に基づいて、新たな経済対策を策定するように指示があったところであります。

具体的内容については、現在検討中でありますけれども、中小企業の年度末の資金繰りに万全を期すための支援がまず第一点。そして、ポストコロナに向けて、事業再構築や生産性向上に挑戦する中小企業に対する支援ということで、コロナ禍の中で事業をどう変えていくかということも思案している企業が大変多かったと思っております。そういったものに対する支援であるとか。

やはり、ポストコロナ、ウイズコロナの時代にどう事業を進めていくかということに対する支援をしっかりとさせていただきたいと思っております。経営資源の散逸を防ぐための事業承継や事業再生の円滑化のための支援ということで、第三者の事業承継も含めて、例えば、M&Aという手法で、しっかりとそういったものを使うことができようようにガイドラインを引いたり、また税制をつくったり、またさらには、コンサルティングの費用というもののガイドライン等やはり明確にしていく必要があると思っておりますので、

そういったものも含めて、どういった支援ができるか、今検討をしております。

中小企業の事業継続や雇用維持に万全を期すために必要な額を確保できるように、財政当局ともしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。機動的に柔軟に対応してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いて、今おっしゃっていただいたような支援策、ぜひ具体化をしていただきたいと思っております。一方で、これまでのコロナ対策の中で、各種支援策の運用に当たっては、申請が殺到したことによる現場の混乱や手続のおくれといった課題が顕在化をいたしました。

このような教訓から、今後はスムーズな給付や金融支援を受けられる体制又は仕組みの整備が重要だと思っておりますけれども、具体的な方策について、政府にお伺いをしたいと思います。

○平井政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省といたしましては、事業者の視点に立ちまして、利便性の高い行政サービスを実現するため、デジタルシステム等の整備を進めてきていくところでございます。

具体的には、事業者が一つのIDとパスワードを持ちまして、さまざまな手続ができる認証システム、我々はGビジネスIDと呼んでおりますけれども、これを構築いたしました。これまでに約二十万人者にIDを発行してきています。ところで、補助金申請ですとか社会保険関係の手続などに利用できるようなものになっておるところでございます。引き続き、利用可能な手続の拡大に取り組んでおるところでございます。

また、汎用的な補助金申請システムといたしましてJグランツ、これを構築しております。これまで七省二十三自治体における百を超える補助金、これが申請できるようなシステムとなっておりまして、さらなる拡大、システムのバージョンアップに取り組んでおるところでございます。

さらに、中小企業が容易に最適な支援制度を検

索し、支援を受けられるよう、中小企業向けの補助金総合支援サイトのミラサボプラスの整備も進めているところでございまして、引き続き、事業者の皆様の視点に立って、行政サービスのデジタル化に向けて経済産業省としても取組を進めてまいります。御紹介いただき、ありがとうございます。

○浅野委員 御紹介いただき、ありがとうございます。

ぜひ、この支援の内容だけでなく、手続の円滑化というのが非常に重要なことが今回顕在化しておりますので、今紹介いただいた仕組みだけでも、三つほど紹介いただきました。これでも現場からしたら複雑に見えるし、どこに行けば何をできるのかというのがわかりづらいといった声もいただいております。ワンストップサービスという言葉も今政府は使われておりますけれども、そういったものを統合的にガイドできるような仕組みもぜひ御検討いただきたいというふうに述べさせていただきます。

次に、今度は大臣にお伺いをしたいと思います。やはり先日、きょうの資料の一をごらんいただきました。先日の予算委員会でも国民民主党の玉木代表がOECDの経済成長率予測というのを引き合いに出しまして、来年度以降の経済成長率の予測、日本が他国におくれをとっているのではないかとというような指摘をさせていただきました。

やはり、世界を見渡してみれば、欧米や中国、インドを始め多くの国々で、二〇二一年には平均成長率がプラス五%というふうに見通されております。一方、日本の成長率予測はプラス一・五にとどまる見通しでありまして、このことが来年、再来年以降も続くということを想像するだけでも、かなり深刻に捉えなければいけないというふうな思っております。

なぜ日本が他国に対して大きくおくれをとっているのか、その理由と今後の対策をお伺いしたいと思っております。

○梶山国務大臣 委員御指摘のとおり、九月のOECD中間経済見通しでは、日本の実質経済成長

率は二〇二〇年にマイナス五・八%、二〇二一年にはプラス一・五%となつてると承知しております。

各国・地域の成長力に対する見方の違い、世界貿易量が低調なこと、貿易依存度の高い日本の輸出が伸び悩むとの想定、日本における二〇年度補正予算の効果が二一年には剥落するとの想定が置かれてること等によって、日本経済の回復が弱いと見込まれているものと認識をしております。

我が国の七・九期の実質GDP、速報値ですが、前期比で年率プラス二・一・四%と大幅なプラス成長となるなど、四、五月を底として持ち直してはいるものの、経済活動は依然としてコロナ前を下回る水準にあると認識をしております。

今日十日には、総理から、ポストコロナに向けて、経済の持ち直しの動きを確かなものとして、民需主導の成長軌道に戻していくための新たな経済対策を策定するように指示があったところであります。

経済産業省としては、カーボンニュートラルに向けた技術開発などのデジタル改革、グリーン社会実現、地域の中小企業の経営転換支援やサブライチエーションの強靱化の実効性向上など、経済構造の転換、イノベーション等による生産性向上といった方向性に沿って、経済対策の検討を着実に進めてまいりたいと思っておりますけれども、チームではなくて実効性があるようにどうすればいいのかということもしっかりと検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

今、七・九月の景気がプラス二・一・四%という数字を御紹介いただきました。確かに一部持ち直したところはあるかと思ひますが、一方で、今まさに起きているように、新型コロナウィルス感染者数がまた再拡大傾向が見えて、その後、一旦また経済が冷え込んだり、勢いが減速をしたりといったことも十分に予測をされております。ですから、一回上がり始めたからこのまま上がり続けるという前提では決まらないうふう

に思っておりますので、その成長の後押しと、あとこれ以上また減速しないような対策をぜひ進めていただきたいというのが一つ。

もう一つは、やはり、今テレワークなどが普及する中で、生産性の向上を同時に求められている環境ではありますけれども、産業現場においては、テレワークが結果的にいい効果をもたらしている職場と、そうではない職場が混在しているのもまた事実であります。

やはり特に中小企業、小規模事業者の方々にとっては、これが非常に仕事がいけない環境の創出にもつながっている現状がございますので、中小・小規模事業者に対するデジタル化、IT化の推進、現在、既に補助金等もありますけれども、ぜひその内容拡充のみならず、導入のさらなる後押しというものをお願いさせていただきたいというふうにも思っておりますが、もし大臣から所見、ありましたら、お願ひいたします。

○梶山国務大臣 これはデジタル機器の導入だけでなく、人材の派遣も含めて、より実効性が上がるようにしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

続いて、二〇五〇年カーボンニュートラルのテーマに移らせていただきます。

このCN二〇五〇の実現には、既存電源を最大限活用する必要があるというふうにも思ひます。

電力自由化の流れの中で、最近では、容量市場の創設や、エネルギー供給強靱化法改正などを実施してまいりましたが、事業予見性、そして収益性の確保、さらには既存電源の高度化や新増設等の継続的な設備投資の実現に向けた整備環境は、これで十分とは言いがたいのではないかとこのように感じております。

再エネの導入はもちろんでございますけれども、あらゆる選択肢を追求し、安定供給の確保とともに、必要な対応策を進める必要があると考えてございます。

例えば火力発電につきましては、現時点において発電量の七割以上を占める重要な供給力であり、またともに、再エネの導入を拡大していく場合に、自然の変動によって出力が変わってくるということを補うための調整力としての役割も大きいと考えてございます。

一方で、環境負荷が高いという課題もあるわけでございますので、高効率化、次世代化、こういった取組も必要でございます。非効率石炭のフェードアウトに取り組みすることによって、新陳代謝を進めていかなければならない。さらには、二〇五〇年に向けては、CO<sub>2</sub>の分離回収技術の低コスト化ですとか、革新的なカーボンリサイクル技術の開発といった、さまざまな意味での投資、次なる設備の導入ということが必要になってくるわけだと認識してございます。

その中で、委員御指摘のように、電力自由化がされているところでございまして、安定供給をいかに確保していくかということが課題だと認識してございます。

これまでも、容量市場の創設など、発電事業者の事業予見性の確保や、経済性の改善のための制度設計に努めてきたところでございますけれども、今後、原則的に短期的な電力取引市場ベースでの価格設定となることが予想される中で、発電事業者にとって長期的な予見可能性をいかに確保していくか、こういうことを克服しないと電源投資が進まない可能性があるというところは、私もよく認識しているところでございます。

現在、審議会において検討を進めているところでございますけれども、電力の安定供給の確保、カーボンニュートラルの実現、こういった議論を踏まえつつ、電源投資の安定的な確保のための具体的な制度の内容について、今後更に検討を深めていきたい、このように考えてございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

今取り上げていただきましたけれども、例えば火力に対しては、やはり低炭素化というのが非常にこれから重要な要素になってまいります。アンモニア混焼あるいは燃料電池との組み合わせ等の革新的な技術開発も現場では既に、もうかなり前から進められてきております。ぜひその後押しをしていかなければいけないというふうにも思っているんですが、そこで、次の質問を、大臣にお伺いしたいと思います。

この既存の技術を最大限活用するというのもちろんなんです。やはり、革新的技術の開発と経済合理的な社会実装というのがなければ成り立ちません。イノベーションの源泉となる技術開発、社会実装への投資を誘導する仕組みづくりが重要であると思っております。

具体的には、エネルギー分野に対する投資、とりわけESG投資を再び活性化させるためにも、グリーン投資減税制度の復活、あるいは、再エネ電源以外にEVや燃料電池等を含む蓄電機器類や需給調整システムなど、対象範囲も拡充すべきというふうにも思っておりますけれども、大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○梶山国務大臣 浅野委員御指摘のとおり、民間投資を二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた取組に誘導することは、大変重要なことであると思っております。

カーボンニュートラルを目指す上で不可欠な水素、蓄電池、洋上風力、カーボンリサイクルなどの分野について、具体的な目標年限やターゲット、規制や標準化などの制度整備、社会実装を進めるための支援策などを盛り込んだ行動計画を、年末を目途に取りまとめたいと予定しております。

実行計画の策定により、二〇五〇年のカーボンニュートラル実現に向けた取組に係る具体的な目標年限やターゲット等が明確になり、民間投資をこうした取組に誘導することができると思っております。さらにも、企業への評価をどうするか、また、融資を誘導するための、先ほど委員がおっしゃいましたESG投資、そういったものに対するかわり方をどうしていくのかと

いうことも含めて、金融や、また技術の移行も含めて、どういう段階でどういう制度を入れていったらいいのかということも含めて、真剣に考えていかなければならないと思っております。

こうした長期の視点での支援に加え、足元でも、二酸化炭素の排出削減に大きな効果を有する製品の早期投入を促すことでイノベーションのさらなる加速を図るとともに、製造業においては、生産性の向上と二酸化炭素の排出削減を両立する設備投資を促すことで産業部門の二酸化炭素の排出削減に弾みをつけることが重要であると思っております。

財政措置や税制措置を含め、あらゆるリソースを投入したいと思っておりますし、委員がおっしゃるように、もう実用化段階のものもたくさんあるんですね。そういったものが実装できるように、また、その後のCCS、CCUSにつながるような仕組みづくりというものもしっかりとしていきたいかなければならないと思っております。

○浅野委員 ぜひよろしく願いました。

今、投資を誘発するような環境整備についても言及をいただきました。そのために大事なものは、やはり、事業者の立場から見たときに、投資しようとしている対象のマーケットが今後も継続的に伸びていくあるいは存在し続けること、そして収益性が確保できる見通しが立つこと、この二つが必要になってまいります。そのためにも、これからの第六次エネ基の議論、あるいはそのほかの関連する協議の中では、目標値をどう置くのか、そしてどのように産業界に発信をしていくのか、この視点をぜひ省内でも御議論いただきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願います。

続いて、もう一問させていただきますかと思っております。

二〇一九年以降、FIT制度期間満了を迎える大量の太陽光発電設備が発生しております。このような卒FIT電源というのは、今後、電気自動車や蓄電池と組み合わせる自家消費を推進する方針が示されておりますけれども、EVや住宅用蓄

電システムはまだまだ高価であります。経産省や環境省は、このEV購入支援や、再エネ電源と蓄電池を組み合わせた自家消費型設備の導入支援を行っておりますけれども、これまでの支援内容では不十分というふうな感じしております。

再エネの普及を促進するためにも、EV購入補助や自家消費型の設備普及に向けた実証導入支援を大幅に拡充することを求めたいと思っております。大臣の見解をお伺いしたいと思います。また、あわせて、その後、環境省の見解もお願いいたします。

○梶山国務大臣 EVや蓄電池は、FITの買取期間終了後の家庭用太陽光発電を自家消費するために有効な手段であると思っております。再生可能エネルギーを効率的に活用することに寄与するものと考えておまして、さらなる蓄電池の開発そして性能向上というものが必要だと思っております。

このため、経済産業省では、EVの購入支援や蓄電池の導入補助金を含む住宅のネット・ゼロ・エネルギー化への支援のほかに、環境省と連携して、自家消費型の太陽光発電と蓄電池を同時に導入する際の支援を実施しているところであります。

こうした措置を継続して行うべく、来年度概算要求にも盛り込んだところであります。EVや蓄電池の普及につながるよう、拡充も含めて財政局と調整を進めてまいりたいと思っております。需要がふえることによつて、コストにも大きな影響が与えられるものだと思っております。

○白石政府参考人 お答え申し上げます。

地域におきまして再生可能エネルギーを最大限導入するためには、EVや蓄電池を有効活用していくことが重要と考えてございます。

環境省といたしましては、経済産業省と連携しながら、昨年度より、再エネ、蓄電池、自営線等を活用した自立分散型の地域のエネルギーシステムを構築支援する事業を実施してございます。また、今年度より新たに、バッテリー交換式電動車の導入支援による配送拠点のエネルギー・ステーション化を支援する事業、それから自家消費型の太陽光と蓄電池の同時導入を支援する事業を実施してございまして、本年十一月の成長戦略会議や経済財政諮問会議でも、小泉環境大臣から、動く蓄電池としての電動車の普及拡大、再エネ主力化と地域のレジリエンス強化を両立させる取組を加速化していくことの重要性を説明してございまして、経済産業省を始め関係省庁と連携しながら、更に何ができるか検討してまいります。

○浅野委員 ありがとうございます。

本日の資料の四をこらんにいただきましたんですが、今環境省の方から御紹介いただきました再エネ電源と蓄電池の同時導入の際の補助制度、既にございます。資料にも書いておりますが、これはEVの場合、蓄電池、一台当たり最大三十万円まで補助が出るような制度になっているところでございます。一方で、経産省の方がEV購入支援に補助を出す場合、最大でEV一台で四十二万円程度というふうなされているんですが、これと組み合わせたら七十万円ぐらいになるんですけども、聞いたところ、これはどっちかしか使えないということになっているらしいんです。

なぜかという、ほかの、内燃機関エンジンを搭載した自動車との価格差の点で、市場競争力上、公平性が保たないからというふうな理屈もあるようなんですが、自動車分野を超えた、エネルギー分野でも、そしてこれから目指すべき社会にも資するものと思っております。そのどっちか一方ではなく、両方使えるような形にしたい。だくなく、政府の中でぜひ御議論をいただきたいというふうにも思っております。

そろそろ時間も参りましたが、最後の質問とさせていただきます。

最後は、日英EPAの質問です。日英EPAの中で、原産地規則の拡張累積が設けられたことは評価をいたします。一方、日・EU・EPAの中では、英国産品に対する拡張累積の規定は設けられておりません。

今現在の進んでおりますイギリスとEUの間の交渉状況も踏まえながら、今後、まずは産業界の意見も聞きながら、日・EU・EPAでの英国産品の拡張累積の必要性について検討してまいりたい

するよう日本の働きかけを継続するとともに、その結果に応じて、日・EU・EPAにおいても英国産品の拡張累積が認められるように日本政府として働きかけをしていくことを検討すべきではないかと思っておりますが、最後、政府の御答弁を求めたいと思っております。

○広瀬政府参考人 お答え申し上げます。

イギリスとEUとの間のFTA等の交渉でございまして、年末に予定されている移行期間の終了を見据えまして、現在、集中的な協議が行われているというふうな承知しております。私どもとしても状況を注視しているところでございます。

委員御案内のとおり、イギリスからEUに物品が輸出される場合に、現在は関税は課されておられませんけれども、今進められておりますイギリスとEUの間の交渉が年内に妥結をしないといった場合には、移行期間が終了後、WTOルールに基づきまして関税が課される見込みでございます。そうしたことも含めまして、ヨーロッパにおります日系企業のビジネスに甚大な影響が生じるというふうな考えております。

経済産業省といたしましても、関係省庁と連携をしながら、イギリスとEUの間の交渉が速やかに妥結するよう、あらゆる場面を通してイギリス、EU、双方に働きかけを行っているとございまして、引き続き取り組んでまいります。でございます。

また、委員御指摘のとおり、日英のEPA、ここでは、EU産の材料あるいは生産工程、これを日英原産のものとなす拡張累積の規定がございまして、これに對しまして、既に発効しております日・EUのEPAでは、英国産品を日・EU原産とみなすという拡張累積の導入をするためには、EU側と改めて交渉をして、そして日・EUのEPAを改正する必要があります。今現在進んでおりますイギリスとEUの間の交渉状況も踏まえながら、今後、まずは産業界の意見も聞きながら、日・EU・EPAでの英国産品の拡張累積の必要性について検討してまいりたい

というふうな考えております。

○浅野委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、山崎誠君。

○山崎委員 立憲民主党、衆議院議員、山崎誠でございます。

きょうは、質問の時間をいただきましてありがとうございます。貴重な時間ですので、早速質問に入らせていただきます。

まずは、二〇五〇年カーボンニュートラル宣言ということでありまして、温室効果ガスの排出実質ゼロの目標設定を二〇五〇年という期限で設定されたこと、私も大賛成でありまして、我が意を得たりという思いであります。

これからの課題は言うまでもありません。これをどのように実現していくか。これはエネルギー分野をどうするかというのが大きな課題であります。そのほかにも、運輸だとか熱だとかそういったものも含めて、本当にこれは大きな社会の変革、仕組みの大転換、あるいは、産業、暮らし方の改革、いろいろなものにつながってくる、私は大きな変革だと思っております。

これは、決して日本が先頭に立っているわけではなくて、世界はどんどん先に行っているという認識のもとで、やはり、日本の取組を加速していく、そして、いいものにしていくということがこれから求められるんだろうと思っております。我々も、この二〇五〇年という目標については、脱炭素社会の実現、共有をするんですが、実現の道筋というのはかなり私はやはり違ってくると思っております。

一つの大きな違いは、やはり原発の扱いであります。原発について多くを語りませんが、我々とはかく原発は早く停止をして、廃炉を進めていくというスタンスをとっています。

あの福島の大東電力福島第一原発事故の教訓、使用済み核燃料の問題、あるいは、コストも今もう本当に高くなっています。そういったことを総合的に判断すると、私は、原発依存というのは日本のやはり足かせに今残念ながらなっている

というこの実態に即して、こういう判断をさせていただいています。かわりに、私たちは自然エネルギー一〇〇%、ここに大きな違いが私はあるということだと思っております。

そしてまた、もう一つ、私が明確に皆さんのスタンスがわからないのが、省エネなんです。省エネをどこまで深掘りをしていくのかというの非常に重要でありまして、例えば、断熱の義務化のような話というのは早く踏み切っていく前に進めていかないと、我々が自然エネルギー一〇〇%でやるためにはやはり省エネを、例えば二〇三〇年であればやはり三〇%ぐらいエネルギーの消費を落としていかないとなかなか難しい。これは決して夢物語ではなくて、今ある技術を積み重ねれば十分に可能な範囲であります。

こういうお話をした上で、二〇三〇年の目標設定がやはり私は大事でありまして、二〇五〇年に向けて、二〇三〇年をどういう絵姿を描いていくのか。来年、エネルギー基本計画の改定も控えていると思っております。そこできざまな方針が決まると思っております。二〇五〇年のカーボンニュートラルの目標と二〇三〇年の目標設定をどういうふうに整合していくのか。

私、気になっているのが、梶山大臣が、年内、年内と、さまざま、蓄電池だとかカーボンリサイクルだとか、みんな年内に目標設定をする、計画をつくると言っているんですよ。私は、それがすごく不安であります。エネルギー基本計画は来年ですよ。年内というのはあと一カ月しかないんですよ。この期間にこれだけ重要な、そして新しい計画づくりができるのかどうか。

今ちょっといろいろなことを話してしまいましたが、二〇三〇年のエネルギー基本計画、それに向けてどういう計画をつくらうとされていくのか、お答えください。

○梶山国務大臣 ちょうど先月から総合資源エネルギー調査会基本政策分科会で議論が始まったところでありまして、その後国会が始まって、菅総理の宣言もございました。それらも織り込んだ上で、しっかりと今議論を重ねているところであ

りますけれども、エネルギー政策を進める上では、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題への配慮、エネルギー供給安定性の確保、スリーEプラスSのバランスをしっかりとることが重要であると思っております。

これらをバランスよく同時に達成するぎりぎりの姿としてお示した現在の二〇三〇年度のエネルギーミックスの実現に向けた取組は、着実に進展はしているものの、まだ道半ばであります。まずは、現在のエネルギーミックスの確実な実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。これまでも取り組んできたことでもあります。

その上で、現在進められているエネルギー基本計画の見直しに向けた議論においては、先ほど申しましたように、二〇五〇年のカーボンニュートラルを目指すとの宣言も踏まえて、二〇三〇年度エネルギーミックスを含めたエネルギー政策全体について、結論ありきではなくて議論をされることになっておりますし、私でもできる限りその場に出席をしたいと思っております。私が方向性をつづけるのではなくて、皆さんの議論の上で集約をしてみたいと思っております。

○山崎委員 ぜひそういう形をつくっていただきたいんですよ。

私たちは、二〇三〇年に、例えば、省エネを二〇一〇年比で三〇%以上、原発は停止、自然エネルギーを四〇%以上、LNG火力を中心に残りの電源を賄う、石炭火力はできればバックアップに回したい、そんなエネルギーミックスをつくって検証しています。

このエネルギーミックスで十分に、今の系統をうまく生かして、特別な大きな投資をしなくても安定的な電源供給が可能、そういう検証も進めています。これはまた数字をこの後お出しできるようにしたいと思います。

こういうエネルギーミックス、要するに、原発ありきではない、あるいは、石炭火力だとか今あるシステムをうまく使って、再生可能エネルギーを大きく入れることで電力供給ができる、そうい

うシナリオも書けると思っています。ぜひ、こういうシナリオも皆さんの検討の中に入れていただいで、その検証も踏まえて、比較検討の上でベストなエネルギーミックスを選んでいただきたい。

今私がお話ししたような、再生可能エネルギー四〇%以上、LNGを中心にしたエネルギーミックスで、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>は半減できます。大きな削減が可能なんです。ぜひこうしたシナリオを検討いただきたいので、それをお答えいただけますか。

○梶山国務大臣 全ての手法、技術というものを想定に入れながら、しっかりと検討していくという前提であります。ただ、御党とは考え方が少し違うところが原子力についてはあるわけですが、御意見についてはしっかりと参考させていただきたいと思います。

ただ、EUと、今、イギリスが二〇五〇年に向けてのシナリオをつくっております。EUの場合は、シナリオが八つあります。それは、どういった手段を使っていくか、どういう削減率でやっていくかということ、これは行政が出したものであります。イギリスの場合は、独立委員会、議会の下にある独立委員会が出したもので、やはり三つのシナリオがあるということで、複数のシナリオを考えながら、どういう方向に持っていくかということ、その時々技術の進展の度合いで取捨選択もしていかなければならないと思っております。

○山崎委員 ですから、排除しないでいただきたいんですよ、いろいろな選択肢を。ぜひそれを比較した上で議論を続けていただきたい。だから、シナリオが三つあるのであれば、私たちの考えているようなものも、これは別に我々だけの独自の考えではありません、自然エネルギー一〇〇%でいきたいという声は一定しっかりと流れております。世界でもそういう流れはありますよね、当然。原発はもう使っていない国々もあります。そういうシナリオを入れていただきたい。

その前提でないと、やはり私は、未来の、二〇



2020年12月3日  
原子力問題調査特別委員会  
(質疑要旨)

原子力規制委員会へのサイバー攻撃について

2020.12.3 (Thu) 原子力問題調査特別委員会 (一般質疑)

現状・課題意識

- 10月16日、原子力規制委員会の情報システムにサイバー攻撃があった。
- 保存されている情報は規制委員会の情報セキュリティ基準レベル2相当(事業者等から提供された資料)。
- 現時点で外部への情報漏洩の事実は確認されていない。
- 対策の間、電話やFAX、代替メールを用いて審査、検査等の業務を継続している。

委員会での  
浅野の発言要約

「現在、サーバーに接続ができない状況で、外部とのやり取りについては、これまで通りの効率が維持できない状況下にある。情報セキュリティの問題が業界全体の運営に影響しないよう、十分に対応すべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今回の不正アクセスに関しては深刻な事態だ。事業者に対して審査や検査に影響が出ないように努めていく。今後このようなことが起きないように万全の措置をとっていく。」



更田政府特別補佐人



ALPS処理水の問題について

2020.12.3 (Thu) 原子力問題調査特別委員会 (一般質疑)

現状・課題意識

- 10月23日の経済産業大臣の会見で処理水の取扱い方針の決定に向けて協議を継続する意向が示された。
- ALPS処理水はかなり多く蓄積されており、廃炉作業を考えたもいつまでも放置できない喫緊の課題。
- 処分方法が決定してから設備の建設やアセスメント、規制委員会の審査等の手続きにより、2年近くの時間が必要。

委員会での  
浅野の発言要約

「現在のタンク容量では、2022年の夏頃に満杯になる。国民の皆さんや福島県の皆さんが不安を感じてしまう時期にきているので、丁寧な検討のうえ、どの辺りまでに決めるんだという意思表示をすべき。」



浅野さとし議員

政府の答弁要約

「タンク容量に余裕がなくなってきたのは事実であり、先送りはできない。一方で、丁寧な議論も大変重要であることから、バランスを見ながら、適切なタイミングで判断する。」



江島経産副大臣



※ALPS処理水：多核種除去設備（ALPS）を使って「汚染水」から大部分の放射性物質を取り除いたもの

## ALPS処理水の海洋放出について

2020.12.3 (Thu) 原子力問題調査特別委員会 (一般質疑)

### 現状・課題意識

- 海洋放出の場合、トリチウム濃度を国の規制基準の40分の1に相当する1,500Bq/リットルに薄めて放出する案が検討されている。
- 政府や経済産業省の資料には「860兆Bqのトリチウム水が存在する」という表現が多く、どの程度危険なのか全く予想できない。
- 風評影響を最大限抑制する丁寧な説明と対策が必要になる。

### 委員会での 浅野の発言要約

「処理水を海洋放出する場合、どの程度危険なのか、国民には非常に分かりづらい。比較論で分かりやすさを高めていくべき。」



浅野さとし議員

### 政府の答弁要約

「飲料水の国際基準が1リットル当たり10,000Bq以下であり、それと比較すると1,500Bqは安心できる値である。」



江島経産副大臣

※ALPS処理水：多核種除去設備（ALPS）を使って「汚染水」から大部分の放射性物質を取り除いたもの

衆議院 第二百三回国会 原子力問題調査特別委員会議録

第二二一 号

令和二年十二月三日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君
理事 伊藤 忠彦君
理事 津島 淳君
理事 細田 健一君
理事 荒井 聰君
理事 山内 康一君
理事 井林 辰憲君
理事 泉田 裕彦君
理事 勝侯 孝明君
理事 北村 誠吾君
理事 齋藤 洋明君
理事 西田 昭二君
理事 深澤 陽一君
理事 古田 圭一君
理事 三原 朝彦君
理事 築 和生君
理事 逢坂 誠二君
理事 長尾 秀樹君
理事 宮川 伸君
理事 伊佐 進一君
理事 藤野 保史君
理事 浅野 哲君

内閣府副大臣 堀内 詔子君
文部科学副大臣 高橋ひなこ君
経済産業副大臣 江島 潔君
政府特別補佐人 更田 豊志君
(原子力規制委員会委員長)
政府参考人 佐藤 暁君
(内閣府大臣官房審議官)
政府参考人 堀内 義規君
(文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君
政府参考人 (原子力規制庁次長) 片山 啓君
政府参考人 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 山田 知徳君
政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君
政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部長) 市村 知也君
政府参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長) 文挾 誠一君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 小池 章子君

委員の異動
十月二十八日
堀井 学君 補欠選任
同日
堀井 学君 浅野 哲君
十二月三日
堀内 詔子君 補欠選任
同日
堀内 詔子君 高橋ひなこ君
同日
堀内 詔子君 江島 潔君
同日
堀内 詔子君 更田 豊志君
同日
堀内 詔子君 佐藤 暁君
同日
堀内 詔子君 堀内 義規君
同日
堀内 詔子君 堀内 義規君

同日
理事 荒井聰君及び齊木武志君同日理事辞任につき、その補欠として阿部知子君及び山内康一君が理事に当選した。
本日の会議に付した案件
理事の辞任及び補欠選任
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
原子力問題に関する件
○渡辺委員長 これより会議を開きます。理事辞任の件についてお諮りいたします。理事荒井聰君及び齊木武志君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。
ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○渡辺委員長 御異議なしと認めます。
それでは、理事に阿部 知子君 及び 山内 康一君を指名いたします。
○渡辺委員長 この際、御報告いたします。第九十三回国会、原子力問題調査特別委員会議事会の決定により、本委員会の活動等について

専門的見地から助言を求めため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。以上、御報告申し上げます。

○渡辺委員長 原子力問題に関する件について調査を進めます。この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。更田原子力規制委員会委員長。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長の更田豊志でございます。衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、さまざまな課題に取り組んでおります。まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ強化した規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十一の事業者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施設等について九つの事業者から二十一の施設に係る申請がなされております。このうち、発電用原子炉については、令和二年二月二十六日の東北電力女川原子力発電所二号炉に対するものを含め、これまでに計十六基に対して設置変更許可を行いました。また、核燃料施設等については、核燃料物質の加工施設、使用済み

<p>私、この問題を考える中で、そういった規制委員会そのものの成り立ちというのを改めて振り返ってみました。国会事故調査報告書、きょうも持ってきておられますけれども、配付資料の五をこちらにいただきますと、こういう指摘があるんです。黄色く塗らせていただきましたけれども、「規制及び指針類の検討過程の実態は」とありまして、「安全確保に必要な規制を策定するための健全なプロセスとは懸け離れたものであり、規制側も事業者側も、「既設の炉を停止しない」という条件を大前提に、体裁が整うような形で規制の落としどころを探り合うというものであった。」</p> <p>今回の四十年ルールに関する見解も、まさに規制の検討過程の話なんです。おっしゃったように、いろいろな検討が求められた、自分がずっと言ってきたけれども、委員会として言ってきたけれども、それを何か納得しないということなんです。それは正直におっしゃったと思うんです。</p> <p>この事故調報告、こうも続けております。「当委員会では、事業者と規制当局の関係を確認するに当たり、事業者のロビー活動に大きな役割を果たしてきた電事連を中心に調査を行った。その結果、日本の原子力業界における電気事業者と規制当局との関係は、必要な独立性及び透明性が確保されることなく、まさに「虜(とりこ)」の構造といえる状態であり、安全文化とは相いれない実態が明らかとなった。」とあるわけです。ここで言われる「事業者のロビー活動に大きな役割を果たしてきた電事連」、これが今もつとモデルチェンジというかパージョナアップされて、電事連も含む A T E N A という組織になっているわけです。</p> <p>この A T E N A というのは、すごいんですよ、規制委員会との会合といえますか意見交換、ヒアリングも含めて、二〇一九年四月三日以降、規制委員会からいただいた資料では、ことしの十一月二十六日まで三百四十回、意見交換を行っています。この四十年ルールについても十回以上既に行っている。</p> <p>もちろん、私たちは意見交換自体を否定するも</p>	<p>のではありません。意見交換は否定しません。しかし、意見を述べる立場にないと言いつつ、組織に対して意見交換を強いる、こんなものは意見交換と言わないと思うんです。本来であれば自由に意見を述べ、そして一定の知見を共有する、これが意見交換であって、意見を述べる立場にないんだ、意見を述べるべきでないと言っている、そういうところに、こういう、このテーマだけでも十回以上行っているわけですね。</p> <p>A T E N A 側の一番の要求は、先ほど言ったように、審査、工事等にかかった停止期間は四十年の運転期間から外してほしい、この一点です。しかし、これはやはり法律、原子炉等規制法四十三条の三の三十二には、原子炉を運転できる期間は四十年だと書いているわけです。ここをいじらない以上、どうしたって無理な議論なんです。実際、だからこそ、今まで三原発四基で、そこを起点にして延長申請もされているわけです。</p> <p>更田委員長、お聞きしますけれども、規制委員会自身が、寿命だという立場で現行法の解釈、運用を行ってきたと思うんです。それをどうしても変えたい、寿命じゃなくて身体検査のタイミングにしたいのであれば、国会で審議をする、それが筋じゃないか。委員長の立場からおっしゃってください。</p> <p>○更田政府特別補佐人 まさに私たち原子力規制委員会が申し上げていることでもあります。四十年を要するのは国会で御議論いただくこと、また、時計の進め方を決めるのは国会でお決めいただくことで、繰り返し、運転停止期間は時計の針をとめるべきではないかと問われてきたことに対して、それはできないかと一貫して答弁をしまいいりました。まさに立法の御議論であろうというふう</p>	<p>に認識をしております。</p> <p>○藤野委員 委員長、そうおっしゃるのであれば、こんな見解を出さなきゃよかったんですよ。委員長、これ、私、何回も読みました。もう委員会としての悩みが出てくるような、述べる立場にないんだと三回も出てくるんですね。にもかかわ</p>	<p>らず、運転期間については、四十年という運転期間ではなくて、タイミングだと。</p> <p>やはり、一番独立性が事業者や政府から求められている原子力規制委員会が、意見を述べるべきでない事柄について意見を述べている。この文書自身が、逃れられない、もうあれなんです。幾ら強弁されても、国会でやることだとおっしゃる、そのとおりだと思います。にもかかわらず、</p> <p>○更田政府特別補佐人 運転期間並びに時計の進み方は国会でお決めになるべきことであるというのをより明確に示すために見解を差し上げました。それが誤解を招くとすると、運転期間は私たちの知ったことではないという意味で、私たちが四十年目に評価を行っているのは、そこで高経年化の申請が出てくるからそのタイミングになった、身体検査のタイミングというのにもそれに合わせて行っているという意味で、期間そのものは私たちの知ったことではないという意味でその見解は申し上げております。</p> <p>○藤野委員 いや、知ったことではないと言われるけれども、自民党の特別委員会の委員長からは高く評価されるわけですよ。</p> <p>その委員会は何を言っているか。(発言する者あり)いや、皆さんがそうやってやじられること自身が本場にわかりやすい反応だなと思いますよ。</p> <p>この国会事故調は何を言ったか。先ほど安全神話とおっしゃいましたが、その安全神話を生み出した規制のとりこの構造を強調されているんです。規制のとりこ。今回のように、本来述べるべきでない分野についてまで、繰り返し A T E N A という電事連以上に強力な組織との意見交換なるものを通じて、こういう見解が出てきた。しかも、規制に関する中心的な問題ですね。</p> <p>これは、配付資料の六も見ていただきたいんです。同じ事故調の報告書ですが、こうあるんですね。「本事故の原因が適切に対処されず、長期間放置された背景には、「電気事業者と</p>
<p>規制側の不健全な関係(虜の構造)があったことは明らかであろう。そして、ここが大事だと思います。「こうした原子力業界の病巣の根底には、原子力業界の存続が既設炉の稼働に依存しているという問題がある。」飛びますけれども、「既設炉の停止は、「原子力業界」に関わりを持つすべての者にとつて、その存在意義を脅かす事象である。」</p> <p>先ほど出た柏崎刈羽というの七七年たっておりまして、これは七年間、ある意味でいうと既設炉の稼働が短くなるわけですね。既設炉の停止が早まっちゃうわけです。逆に、ほかの原発でもそういう関係にある。今回の解釈変更というのか、この見解というのは、少しでも長く既設炉を動かす、こういうことにつながっていく。まさに、国会事故調が言う既設炉を停止しないため、そういう動きにつながっていくと、委員長、思いませんか。</p> <p>○更田政府特別補佐人 停止期間中は時計の針の進行に含まれますので、停止している分だけ運転する期間は短くなります。そして、それを要する変えないは立法府の御議論であるというのが私どもの見解です。</p> <p>○藤野委員 いや、何でそのラインを、防衛ラインを維持されなかったのかと、A T E N A との関係で、私は思いますよ。</p> <p>そういう意味で、この停止期間中が例えば柏崎刈羽に適用されることがあるかどうかは、これはまた別論です。しかし、この見解が出たということは動かないんですよ。これはもう絶対動かない。何で立場上こういうものをやるべきでないと言ってきたことを動かしたのかということも、もう動かしようのない事実であります。</p> <p>これは、私は、国会事故調が懸念しているところの関係、とりこの構造、これに規制委員会が戻っているかもしれない、このことを指摘して、質問を終わります。</p> <p>○渡辺委員長 次に、浅野哲君。</p> <p>○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。</p>	<p>○更田政府特別補佐人 委員長、私、何回も読みました。もう委員会としての悩みが出てくるような、述べる立場にないんだと三回も出てくるんですね。にもかかわ</p>	<p>○更田政府特別補佐人 委員長、私、何回も読みました。もう委員会としての悩みが出てくるような、述べる立場にないんだと三回も出てくるんですね。にもかかわ</p>	<p>○更田政府特別補佐人 委員長、私、何回も読みました。もう委員会としての悩みが出てくるような、述べる立場にないんだと三回も出てくるんですね。にもかかわ</p>

第二類第八号 原子力問題調査特別委員会議録第二号 令和二年十二月三日

早速質問に入らせていただきます。

本日は、最初に、先ほど山崎委員が取り上げられていたサイバーセキュリティ問題を取り上げたいと思います。

十月二十六日の午後になりますが、規制委員会の情報システムにサイバー攻撃を受け、職員の仕事用端末などを管理する情報システムに侵入されたとの報道がございました。

このシステムには、非公開会議の資料や指示文書など、規制委員会の情報セキュリティ基準であれば四段階中の下から二番目までの機密情報なども保存されていたというふうになっておりますが、まず、当該システムへの不正侵入があったことが本場に事実なのか。そして、このシステムには事業者から提供を受けた資料は保存されているのかどうか。さらには、情報の不正閲覧や漏えいの事実はあるか、特に事業者等から提供された資料等が被害を受けた事実はあるかどうか。さらに、最後に、今回の件が起った原因と対策、そして事業者への今後の対応方針について、まとめて質問させていただきたいと思っております。

○片山政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のとおり、十月二十六日の午後、外部からの攻撃と思われる不正な通信を検知し、調査を行った結果、原子力規制委員会ネットワークシステムの一部サーバーに侵入された痕跡を確認しております。

この情報システムには事業者から提供を受けた資料が保存されているところでございます。ただし、核セキュリティに関する機密性の高い情報は、外部と接続していない独立したシステムに保存をされているところでございます。

外部への情報漏えいにつきましては、現時点では、機微な情報を含め、不正な閲覧や外部への情報漏えいの事実は確認されておりません。それから、現在、不正侵入等の詳細を把握するためのログ解析によりまして原因の追求をしておりますけれども、それが判明した後におきまして、当該原因を踏まえて再発防止策を検討して

るところでございます。

また、現在は、電話やファクス及び代替のメールを用いて審査、検査等の通常業務を継続しているところでございます。当然、従来の情報システムが使えませんが、業務効率のところはやや落ちるところはございますけれども、そういったところをなるべくカバーをいたしまして、この外部との接続の遮断、今やっておりますけれども、そういった影響が出ないように業務を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 状況がわかりました。ありがとうございます。最後の点なんですけれども、現在、サーバーがまだ外部との接続ができない状況だ、メールが使えない、またサーバーが使えない、情報にアクセスできない等、いろいろな状況下で職員の皆さんが今業務をされているということで、外部とのやりとりという点においては、これまでどおりの効率が維持できないような状況下にあるというふうに思っています。

ただ、きょう冒頭に細田委員が取り上げられていたように、審査の効率的な進行、あるいは審査の期間という観点でいえば、もちろん安全最優先だと思っております。本日の委員長の答弁も含めて、私も拝聴させていただきましたが、おっしゃる点もごもっとも、地域、施設によって異なる点があり、それに時間を要する要素というのはあると思っております。それが今回この件というのは全く別の話だと思っております。

あくまでも原子力規制委員会の情報セキュリティの問題であって、それが外部とのやりとりや業界全体の運営に影響を来してはならないというふうに思いますので、そのあたりは十分に対応をいただきたいと思いますし、また、委員長の方もリーダーシップを発揮していただきたいと思いますし、私も委員長から一言何かいただけたらお願いいたします。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。今回の不正アクセスに関しては、これが発生し

たこと自体、また規制委員会と外部との連絡に通信上の支障が生じていること自体は、大変みつともない、深刻な事態だというふうに考えています。また、申請者であるとか事業者に対して、審査や検査で影響が出ないように努めてはおりますけれども、それでもやはり迷惑をかけていることは事実であって、これは遺憾に思っております。

今後とも、この脆弱性をきちんと把握をして、このようなことが起きないように万全の措置をとっていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いいたします。続きまして、ALPS処理水の取扱いについても質問をさせていただきたいと思っておりますが、梶山経済産業大臣は、十月二十三日の会見の中で、処理水の取扱い方針の決定に向けて協議を継続する意向を示されました。特に風評被害への対応や国内外への情報発信のあり方について検討を進める必要性があるということでしたが、具体的に現在何が検討されているのでしょうか。

また、この処理水の問題は、皆さんも御認識のとおり、かなりもう蓄積されている量がありまして、さらには、今後の廃炉の処分を考えたときにはいつまでも放置できない喫緊の課題であるという認識においては皆さん共通だと思っております。いづころを目標にこの基本的な方針というのを決定するつもりなのか。副大臣のお考えを聞きたいと思っております。

○江島副大臣 お答えします。まず、十月二十三日のことでございますが、これは、廃炉・汚染水対策チーム会合として、これまでいただいた御意見を真摯に受けとめて、改めて整理を行ったところでございます。現在は、その整理や議論を踏まえて、風評対策、国内外への情報の発信のあり方などの論点について、関係省庁間で丁寧な議論を進めております。

少し具体的にお話し申し上げますと、例えば、モニタリングの強化、それから安全、安心にかかわる科学的根拠に基づく情報発信、それから農水産品の販売促進等も行っております。これまで

震災以降に実施して実際に有効であったというふうに判断をできる対策や、あるいは、決定後に新たに生じる可能性もある風評被害もございまして、これに関しましても機動的に対応していく体制づくり、これらを今関係省庁間で連携をしながら検討しているところでございます。

方針を決定する時期についての御質問でありませぬけれども、これはもう御案内のように、時間がたつにつれてタンク容量というものが余裕がなくなつてきているというのが現実でございます。これはやはり、この方針決定の際に最も重要視をしております。いかなければいけません、先送りをすることというのがもうできないというふうに私どもは考えております。

一方で、丁寧な議論というのも大変重要でありますので、これらとのバランスを見ながら、適切なタイミングでもって、政府としての責任を持つて判断をしたいと思っております。

○浅野委員 処理水の処分方法については、きょうこれまでの議論の中にもありましたように、いくつかの選択肢の中で検討が進められてきた、そしてそれぞれに対して賛否両方の意見が出ている状況でありまして、そこはしっかりと丁寧に進めていくべきだと思っております。

ただ一方で、今のタンク容量では二〇二二年の夏ごろに満杯になる見通しが高い。そして、その間の処分の方法が決まらなから、それを実施するための設備の建設やアクセスメント、規制委員会の審査、そういった手続を考えれば、やはり二年近くの時間がかかるということも公知の事実でございます。適切な時期にという表現はこれまで何度も答弁としていただいておりますが、今はその表現だけでは国民の皆さんや福島県の皆さんが不安を感じてしまうような時期にもう来ているというふうに思いますので、丁寧な検討をしていただきたいと思います。どのあたりまでの方針を決めなければいけないんだ、決めるんだという意思表示はぜひしていただきたいと思います。そのように要望させていただきます。

続いての質問ですけれども、福島第一原子力発電所の廃炉処理作業においては、使用済み燃料やデブリの一時保管施設、そして試料分析用施設などの建設が必要になるとされております。こういった廃炉に向けた施設は、どの時期までに今の工程でいえる建設をしなければいけないのか。そして、今の現況下で建設するための空間というのは既に確保されているのかどうか。処理水タンクの設置容量は今百三十七万トンということなんですけれども、このタンクが非常に大きな面積を占めておりますから、今申し上げたようなところを質問させていただきたいと思っております。

加えて、この百三十七万トンというタンク容量が物理的限界によって決まっているものなのかそうでないのか、このあたりも教えていただきたいと思っております。

○須藤政府参考人 お答えをいたします。

今後、廃炉作業を進めるに当たりましては、使用済み燃料を取り出さなければなりません。また、燃料デブリの一時保管施設、それからさまざまな試料の分析用施設、廃棄物のリサイクル施設などの施設を建設していく必要があります。

御質問ございました今の施設が必要となる時期でございますけれども、ALPS小委員会が議論された内容を御紹介いたしますと、使用済み燃料の一時保管施設やさまざまな試料の分析用施設は二〇二〇年代の前半に、あるいは、燃料デブリの一時保管施設や廃棄物リサイクル施設等は二〇二〇年代後半に必要になると見込まれております。

これらの施設を建設するためには広大な敷地が必要となります。既にタンクが設置されているスペースも含めまして、敷地全体を最大限有効活用していく必要があります。こうした状況や既にタンクが敷地を大きく占有するようになっていく状況を踏まえれば、廃炉作業に与えない形で更に貯蔵を延長するためのタンクの増設を続ける余地は極めて限定的であると考えております。

また、百三十七万トン、百三十七万立米が上限なのかというお尋ねもございましたけれども、こ

れまで、敷地内の森林エリアの木を伐採して造成した土地を活用するなど、使用可能な土地を最大限有効活用するように試みてまいりました。また、より効率的な貯蔵を行うということで、タンクの配置の効率化、蜂の巣状に並べるとか、こういう工夫も行っております。

こうした中で策定した現行計画において見込んでいるタンク容量は百三十七万立米でございます。今後、廃炉作業に影響を与えない形で更に貯蔵を延長するためのタンクの増設を続ける余地は極めて限定的であると考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いての質問になりますが、次は海洋放出について少し質問させていただきたいと思っております。

現在、処理水を仮に海洋放出する場合、国の規制基準の四十分の一に相当する一リットル当たり千五百ベクレルまで薄めて放出する案が検討されているというふう聞いております。ただ、この千五百ベクレルというのが一体どの程度危険なのかというのが国民には非常にわかりづらい、伝わりづらい、そんな課題を感じております。

そこで、やはり比較論でわかりやすさを高めていくべきではないかという観点から質問させていただきますが、日本国内の各原子力発電所、建設中のものであったり稼働中のもので、停止中のもので、又は廃炉作業中のものでありますが、これらから放出されているトリチウム水の一回りリットル当たりの濃度というのは一体どの程度なんでしょうか。できましたら、国内で一番高い値のところ、そして低い値、また、一リットル当たり千五百ベクレル以上の濃度で放出されている発電所が一体どのくらいあるのかないのか、そのあたりもわかりやすく教えていただきたいと思っております。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの原子力発電所からの放射性液体廃棄物中のトリチウム濃度でございますけれども、原子力規制委員会が発足して以降に報告を受けている範囲で調べましたところ、三カ月の平均値というものが報告されておりまして、この範囲での最

大値は、平成三十年年度の第二・四半期に四国電力の伊方発電所で二百ベクレル・パー・リットルでございました。最小値につきましては、測定値の検出限界の値未満という形で報告をされておりまして、これよりはかなり低い濃度の値ということになってございます。

○浅野委員 実績でいえば二百ベクレル・パー・リットルというのが最大値ということで、これに対して千五百という数値がどうなのかということころは、きょうは議論いたしませんけれども、今後の議論の中でここは詳細に深めていきたいと思っております。

続きまして、この方法で処理をした場合の処分完了までの期間がどの程度かかる見込みなのか。そして、現在事業者が提案している放出方法については、風評対策の観点ではまだ工夫する余地があるのではないかと感じる部分も幾つかあるんですけれども、政府としては風評対策の観点でどのような見解をお持ちなのか、答弁を求めたいと思

います。

○江島副大臣 今の御質問の前に、先ほどの千五百ベクレルに関してちょっと申し上げますと、

今、飲料水の基準、上限というのが、一リットル当たり一万ベクレルというのが飲料水基準です。それより以下であれば飲料水としてオーケーというのが国際基準ですので、それに比較すると、千五百というのは安心であるというふうには私も認識しております。

処理水を処理をする、海洋放出を仮にするというふうな場合に関しまして、当然、委員御指摘のように、処分量の大小によって処分する期間は変化するのはもう御案内のとおりでございます。この際には、廃炉作業にまず影響を与えないように、国内外の原子力発電所の実績等も踏まえながら検討をしていきたいというふうな考えでおります。

放出方法であります。まず風評影響を最大限抑制するという観点もこれは大変重要なファクターだろうと思っております。これは、ちなみに、AL

P S小委員会の報告書の中でも、処分方法の工夫によって風評影響を抑えるべきであるという指摘がなされております。

ことしの三月に、東京電力が、処分方法の具体的なイメージを示した検討素案というものを発表しております。この素案の中では、仮に環境中に放出する際には、まず処分前に一度タンクに貯蔵して、トリチウム以外の放射性物質について可能な限り低減されているということを確認した上で希釈して放出をするということを確認しております。これはもちろん、法令上の要求を満たすことは当然のことです。可能な限り風評を抑制するという観点から放出方法を検討するということも現在のこの素案の中で示されております。

実際にこの処分が行われる時期までは、委員御指摘のとおり、まだしばらく時間がありますので、どのような処分方法であれば風評影響というものより効果的に抑制できるのかというのは、引き続き、幅広い観点から検討していきたいと思

います。

○浅野委員 今、飲料水との比較もしていただきましたが、政府の資料、経産省とかがつくった資料を見ますと、八百六十兆ベクレルのトリチウム水があるという表現が一番多く使われているように感じております。八百六十兆とかいう数字になると、もはや天文学的な数字で、想像すらできないです。それがどの程度危険なのかというのが国民の皆様からは全く予想ができません。想像ができない、そんな数字ですから、伝え方という意味では、これが仮に危険な水準だろうがそうでなからうが、わかりやすい数字のあらわし方で示していただきたいというのをぜひお願いしたいと思います。

ちよつと時間が終了してしまいました。最後、規制委員長に御質問する予定でしたけれども、処理水の処分方法についてもいざ規則委員会の審査の時期がやってまいります。このいわゆる処分に対して、処分に係る関連施設のハードウェア

のみならず、工程管理やその他の工程ともあわせながら、安全性、実現可能性等について検討していただくことを最後お願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、足立康史君。  
○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。きょうは、憲法審査会にちよつと出ておりました。浅野委員に順番をかわっていただきました。浅野委員、そして、委員長、両筆頭始め、御理解賜りまして、ありがとうございます。

最後のバッテリーでございますが、私からは、ちよつと来年の春で福島第一原発事故から十年になると思います。そういう観点から、私も、原子力、まあ、そもそも私が霞が関を辞して政治を志したきっかけは福島第一原発事故でございますので、ずっとこの十年、感慨深い、感慨というか、感慨という言葉がいいかわかりませんが、深い思いをしているところでございます。

何点か、そうした十年を振り返る観点から、質問させていただきます。きょうは、江島副大臣、ありがとうございます。

高橋副大臣もありがとうございます。まず、江島副大臣に伺いたんですが、経産省ですね。かねてから、政府は、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策については、東京電力みずから責任を持って行うのは、これが原則なんだ、ただ、国も前面に立つという政治的な宣言をされてこれ、私、実は、この十年、ずっとこの二つの関係がよくわからないでいます。

これはどういうことなのかということを変更して御説明いただくとともに、じゃ、国が前面に立つということ、この十年、どういうことに取り組みまれてきたのか、御紹介をいただきたいと思っております。

○江島副大臣 東電と国の関係という御質問でございます。まず、東京電力の福島第一原子力発電所の廃

炉・汚染水対策につきましては、東京電力が実施主体でございます。一方で、国も前面に立つて取り組むということをやつたら発言しているところでありまして、これは、中長期ロードマップを通じた進捗管理、それから技術的難易度の高い研究開発への支援、そして国際社会への情報発信、これらを国として前面に立つて行っているところであります。

この中で、進捗管理でありますけれども、これは、中長期ロードマップにおきまして、汚染水の発生量、それから、使用済み燃料プールからの燃料取り出しの時期、燃料デブリ取り出しの時期などについて目標を定めたり、あるいは進捗状況の取りまとめを、これは毎月行っております。

研究開発に関して申し上げますと、汚染水の発生量を三分の一へ抑制することに貢献した凍土壁の整備、それから、燃料デブリへの初接触に成功した遠隔操作機器の開発、このような成果を上げていっているところであります。

また、情報発信にしましては、各国の在京大使館、国際機関に対して、進捗があるたびに、科学的根拠に基づく正確な説明を国の責任のもとで行ってきております。

また引き続き、これらの点にしましては、決して事業者任せにするのではなくて、国も前面に立つて廃炉・汚染水対策に取り組んでいきたいというふうに思います。

○足立委員 ありがとうございます。私は、かねてから、原子力政策をめぐる、電力会社と国、あるいは立地県、立地地域、あるいは電力消費地、さまざまな関係者がいる中で、このある意味での責任の体系みたいなものが、従前からある体系、もちろん修正はされてきておるわけですが、不十分ではないかという問題意識でずっと御質問してきました。

今御紹介いただいたこと、関係者も、多くの方々が頑張つてやってきていただいているわけですから、まずは敬意と感謝を申し上げますが、まだまだ政府

全体としては、私は、幾つか先延ばしをしている、足りないところがあるというふうに思っております。ちよつと、後ほどそれは触れたいと思っております。

今の東電と国という役割分担あるいは責任の関係の一つの直近の事例として明らかにしておきたいことがございます。それは処理水の海洋放出です。この場でも何度も御質問させていただいていますが、東京電力福島第一原発の処理水の海洋放出については、これは一体誰が、いつ、どこで決定をするのか。これも経産省からお願ひしたいと思います。

○江島副大臣 廃炉・汚染水対策にしましては、まず、原子力災害対策本部の枠組みの中で、廃炉・汚染水対策関係協議と廃炉・汚染水対策チーム会合の中で議論をしてきています。

したがって、ALPS処理水の取扱いに關しても、同じような枠組みの中で議論をして、政府において決定をしていくことになるというふうな考えております。

現在、さまざまな御意見に対しまして、どのような対応ができるかなどの論点について、関係省庁間において議論を深めているところでございます。

なお、その決定時期にしましては、丁寧な議論を行いつつながら、適切なタイミングで、できるだけ早期に、政府としては責任を持って判断したいと思っております。

○足立委員 できるだけ早期にということですが、ずっといろいろな報道も続いています。関係者も関心があるところでございます。

ただ、これは期限がありますよね。期限というのは、いつまでも先延ばしできるものではないと思っております。ここで、じゃ、それは長くてもいつまでだということを開いてもしんどいと思うのでやめておきますが……(発言する者あり)大分物わかりがよくなってきています。

が、今おっしゃった、ロードマップをまとめた

会議。すると、海洋放出をいつやるかというのは、その会議体で、今副大臣から御紹介をいただいたその会議体で決定し、決定はその会議体で、そして関係関係協議に報告するか、あるいは閣議に報告するか、あるいは閣議で決定するか。

政府の決定といつてもいろいろございます。少なくとも、ポールは東電ではなくて政府にあるんだから、その政府は一体どこで本当に決めるんですか。要は、報告とか、いろいろな関係はあるんだけれども、決定はどこでやるんですか。もう一回、ちよつと、決定はどこでやるんですか。

○江島副大臣 曖昧模糊とした答弁に聞こえるかもしれませんが、この件にしましては、関係関係協議が集まる場において、政府として決定をするということでございます。

○足立委員 その関係関係協議というのは、何でしたっけ、廃炉等の何たら関係関係協議ですね。ちよつと、もう一回、その名前だけ。それで、その関係関係協議の場で決定をするということをや、ちよつともう一回、その関係協議名等を含めて正確に御答弁ください。

○江島副大臣 まず、原子力災害対策本部という枠組みのもとで廃炉・汚染水対策関係協議等、それから、廃炉・汚染水対策チーム会合という幾つかの検討する部会がございまして、その中で議論をした上で政府において決定をするということでございます。

○足立委員 それは、決定というのは、まあ決めていくわけけれども、政府として、では決めた、手続が終わったというの、今御紹介をいただいた関係関係協議で最終決定となるということではないですか。

○江島副大臣 そのように理解していただいております。

○足立委員 ありがとうございます。

これはなかなか、ずっとわからなかったんですが、えっ、大丈夫ですか。僕も役人だったので心配するところがあるんですけども、問題があれば



# 閉会中審査

2020年12月25日



2020年12月25日  
議院運営委員会  
(質疑要旨)

「桜を見る会」前夜祭 安倍晋三議員への確認質疑

2020.12.25 (fri) 議院運営委員会 (安倍晋三議員からの説明聴取)

現状・課題意識

- 桜を見る会前夜祭で、参加者から5千円の会費を徴収するも不足分を安倍事務所が補填し、収支報告書にも不記載。
- 検察は後援会代表の公設第一秘書を略式起訴。安倍氏は嫌疑不十分で不起訴処分とした。
- 上記の結果をうけて、安倍氏本人から議院運営委員会に対して、過去の国会答弁を訂正したいとの申入れあり。

委員会での  
浅野の発言要約

「衆議院規則では既に議事録の訂正期限は過ぎている。現在記載されている議事録の内容が誤解されないよう、今後も引き続き国会での説明する意思はあるか。」



浅野さとし議員

安倍氏の答弁要約

「今後も国会でお決めになられたことについては誠意を持って対応していきたい」



安倍晋三 議員



をされていくということも昨日もお聞きをしてまいりましたが、例えば、どのようなことをすれば安倍先生並びに国会議員の政治と金の問題に終止符を打てるのか、政治への信頼を取り戻せるのかということが問われていると思うんです。

ですので、私からの提案ではありますけれども、国民もたびたびと、今も問題になっておりますが、渡す側、もらう側、また、さまざま細かいこともあります。これは政治資金規正法の問題でありますけれども、国民には全く理解のできないこういった問題があり、なぜだめなのか、どうなのかもわからない。こういう抜け道をいっばいやって、国会議員であろうが地方議員であろうが、今まで政治と金にまつわる問題が発生してきただけであります。

ですので、私は、安倍先生に提案でありますけれども、二度の総理を経験され、先ほども申し上げたように、すばらしい実績も残されて、特に外交など、日本の存在感を大きく発揮された安倍総理にそこは敬意を表しているわけでありまして。

今までは、こういう国会の問題で、先ほど宮本議員からもありましたけれども、おのおのの議員が政治と金の問題で辞職をしたり、議員辞職をしたり関係をおやめになったりということがございましたけれども、今度は、今までは安倍前総理は行政の長として、コメントは差し控えたい、また、国会でお考えを述べていただき議論をしていただきたいということで終始されてこられました。ぜひ、私からの提案は、簡潔に申し上げますと、政治資金規正法の大改革を安倍先生がリーダーシップをとってやっていただきたいと思うんです。

これはなぜかという、御自身が今こういう状況になって、私は信じたいと思うんです。本当に知らなかったらどうかな、安倍先生の性格からすると、そうなんだろうなと、僕はそのときにそう思ったんです。それは皆さんは違うと思うかもしれませんが、僕はそう思いました。

しかし、こういう状況になって、行政の長として、国民に信頼を、また信用を取り戻す、国会議員のみならず、議員という立場の責務、それから信頼を回復するために、政治資金規正法の大改革を旗振り役としてまた再度国会の中でリーダーシップをとっていただける覚悟を、またそんな思いはありますか。

個々に、頑張っていくと、努力します、事務所の問題、これから管理していきます、そういう問題では安倍先生の場合はないと僕は思うんです。それをぜひここで、国民の前でお約束していただいて、これからの安倍先生の国会でのリーダーシップを期待する余り、私、自分の思いをそのままぶつけてさせていただきます。よろしくお願ひします。

○安倍議員 私自身、自民党の幹事長時代に、党の、あるいは当時、各派閥もあつたんですが、その資金の流れ、政治資金のあり方の透明性を高めるために大きな改革を行ったこともございます。ただ、今回、私自身あるいは私の事務所が厳しい指摘をいただいている中において、私が旗振り役をやる資格があるかどうかという問題も確かにあるんだろう、こう思います。

こうしたことを経験した中において、二度とこうしたことがないようにしていく上において、私も、この経験を生かして、反省を生かして、国民からより信頼されるように、この政治資金規正法にどんな課題があるのか、あるいは、さまざまマニユアルが十分なのかどうかということも含めて、よく考えて、また検討していきたい、このように思います。検討というのは、しっかりと貢献していきたいと思ひます。

○遠藤(敏)委員 時間になりましたので終わりますけれども、私は、一番、安倍先生がこの旗振り役をやつて、政治資金規正法、ここまで改革したよというところはつきりと明言されて、旗振り役をされて実績を残すことが信頼回復への近道だということをお申上げて、私の質疑にさせていただきます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。浅野委員、浅野でございます。

安倍議員にまずお伺ひしたいと思ひますが、これまで百十八回に上る答弁で誤つた部分があるというふうな報道もされております。どの答弁をどのように訂正するのがよいのかという腹案を今の時点でお待ちでしょうか。あるかないかだけ、お答えいただければありがたいです。

○安倍議員 どの答弁が間違つていたかということについては、最初、冒頭述べさせていただきましたので、答弁を訂正をさせていただいたところでございます。

○浅野委員 衆議院規則によれば、議事録の訂正という期限はもう既に過ぎております。どの答弁、かなり幅広い表現で答弁をされておりますので、今後、この残つている議事録が誤解されないような対応は必要かと思ひます。

次の質問ですけれども、この間、安倍事務所の関与や明細書の有無、補填について、ないとされてきたものが次々あるとされてきました。

当然、安倍議員は、元秘書など関係者にも事実関係をした上でこの場に臨んでいられると思ひますが、この間の真実を明らかにすることで安倍議員御自身の政治責任を果たしていただきたいと思ひます。

例えば、我が党も、余り不確実な情報に基づいて国会での議論というのはすべきではないという考えを持っておられますが、これまで我が党に寄せられてきた情報の中に次のようなものがあります。ちよつと読むものはばかれるんですけども、失礼があればお許しください。

前夜祭の単価については、一人五千円という設定の妥当性に注目が集まつていた昨年、具体的に十一月十五日金曜日、ホテルの営業部門の人間が安倍事務所から呼び出されて、そこにいた官房長官の部下と思われる人物から、五千円で受注することもあるんだと発表するよう強要されたという情報や、あるいは、総理周辺からも、情報が漏

れたら今後自民党関係のパーティーや結婚式をやらないうようなことも言われたというような情報がこれまでに入つてきたことがございました。

もし、間違つている情報なら本当に気の毒だと思ひますが、本当であればとんでもないことだと思ひます。これらについて、真偽を明言できるもののみ事実を教えてくださいたい、わからなければわからないと正直に答弁をいただきたいと思ひます。

また、事実関係が必要な事項はほかにもたくさんございますので、今後も、国会から求められまじら、委員会などの場で説明する意思があるかどうか、その点もお答えください。

○安倍議員 今初めて伺つたことでございます。ですから、私は存じ上げないということしかお答えできないのでございますが、私の感覚としては、事務所等がそんな形でホテルに圧力をかけることはないんだろう、こういうふうには思ひますが、ただ、いずれにしても、私、その事実自体については存じ上げません。

また、もちろん国会については、国会でお決めになられたら誠意を持って対応していきたいと考えております。

○浅野委員 時間が参りました。改めて、まだまだ不明な点が残つております。引き続き、この事実関係、事実の究明を継続することを求めて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○高木委員長 これにて確認の発言は終わりました。本日は、これにて散会いたします。午後二時十一分散会

令和三年一月八日印刷

令和三年一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A



# 国民民主党 党内役職

- ・ 国会对策委員長代理
- ・ 青年局長
- ・ エネルギー調査会長
- ・ 税制調査会 副会長
- ・ 新型コロナウイルス対策本部 副本部長

2020.12.31現在



# スタッフ名簿

# 浅野哲事務所 スタッフ名簿

2020.12.31現在

No.	役職	氏名	備考
1	最高顧問	大畠章宏	
2	顧問	菊地孝義	
3	事務所長	渡辺正幸	
4	事務局長	平塚宣行	
5	政策秘書	小澤 弘	
6	第一秘書	大川一弘	
7	第二秘書	田中洋和	
8	秘書	佐藤嘉洋	2020.3.31退職
9	秘書	高山秀樹	
10	秘書	中越範義	
11	秘書	森田亜希人	2020.9.14入職
12	秘書	徳田敏夫	
13	秘書	助川忠光	
14	事務員	阿部夏樹	
15	事務員	北沢さとみ	
16	事務員	齋藤遊亀	
17	事務員	田沢美代子	

## 国会質疑全集 3

二〇二〇年一月～二〇二〇年十二月

発行 国民民主党

衆議院議員 浅野 哲 事務所

小澤 弘

森田 亜希人

齋藤 遊亀

〒一〇〇―八九八一

東京都千代田区永田町二―二―一

衆議院第一議員会館 四〇六号室

TEL 〇三―三五〇八―七三三一

FAX 〇三―三五〇八―三三三一

